

石川県地域防災計画

一般災害対策編

沿革	昭和38年	11月	5日	作成
	昭和39年	12月	14日	修正
	昭和41年	12月	14日	修正
	昭和43年	12月	4日	修正
	昭和46年	4月	28日	修正
	昭和48年	1月	26日	修正
	昭和51年	5月	27日	修正
	昭和52年	5月	6日	修正
	昭和53年	1月	31日	修正
	昭和53年	3月	16日	修正
	昭和56年	2月	28日	修正
	昭和56年	12月	8日	修正
	昭和57年	1月	30日	修正
	昭和59年	3月	31日	修正
	昭和62年	3月	20日	修正
	平成2年	3月	20日	修正
	平成6年	3月	30日	修正
	平成8年	3月	29日	修正
	平成11年	7月	1日	修正
	平成15年	5月	9日	修正
	平成16年	5月	13日	修正
	平成17年	5月	25日	修正
	平成18年	4月	27日	修正
	平成19年	5月	28日	修正
	平成20年	5月	16日	修正
	平成21年	5月	21日	修正
	平成22年	5月	14日	修正
	平成23年	5月	25日	修正
	平成24年	5月	18日	修正
	平成25年	5月	22日	修正
	平成26年	5月	28日	修正
	平成27年	5月	26日	修正
	平成28年	5月	25日	修正
	平成29年	5月	30日	修正
	平成30年	5月	28日	修正
	令和元年	5月	23日	修正
	令和3年	6月	11日	修正
	令和4年	5月	23日	修正
	令和5年	5月	25日	修正
	令和5年	10月	25日	修正
	令和6年	5月	27日	修正
	令和7年	5月	26日	修正

令和7年修正

石川県防災会議

石川県地域防災計画（一般災害対策編）目次

一般災害対策編

第1章 総 則

第1節 目 的 -----	1
第2節 性格及び基本理念 -----	1
第3節 防災計画、防災会議 -----	3
第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 -----	5
第5節 本県の特質と既往の災害 -----	10

第2章 災害予防計画

災害予防計画の体系 -----	22
災害に強い県民の育成 -----	22
第1節 防災知識の普及 ----- (危機管理部、教育委員会、市町、防災関係機関)	23
第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 ----- (危機管理部、市町)	26
第3節 自主防災組織の育成 ----- (危機管理部、市町)	29
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 ----- (生活環境部、関係部局、市町、関係機関)	31
第5節 防災訓練の充実 ----- (危機管理部、市町、防災関係機関)	33
災害に備える強い組織体制づくり -----	35

第6節	防災体制の整備 ----- (全部局、市町、防災関係機関)	36
第7節	防災気象等観測網の整備 ----- (危機管理部、農林水産部、土木部、金沢地方気象台、市町、防災関係機関)	40
第8節	通信及び放送施設災害予防 ----- (危機管理部、健康福祉部、土木部、市町、防災関係機関、放送事業者)	41
第9節	水害予防 ----- (土木部、農林水産部、市町、国土交通省)	43
第10節	風害予防 ----- (農林水産部、土木部、海上保安部、市町、防災関係機関)	47
第11節	消防力の充実、強化 ----- (危機管理部、市町)	49
第12節	避難体制の整備 ----- (健康福祉部、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関)	53
第13節	要配慮者対策 ----- (危機管理部、健康福祉部、生活環境部、文化観光スポーツ部、警察本部、市町)	57
第14節	緊急輸送体制の整備 ----- (土木部、農林水産部、危機管理部、警察本部、市町)	60
第15節	医療体制の整備 ----- (健康福祉部、市町、防災関係機関)	62
第16節	健康管理活動体制の整備 ----- (健康福祉部、市町)	67
第17節	こころのケア体制の整備 ----- (健康福祉部、市町)	68
第18節	食料及び生活必需品等の確保 ----- (生活環境部、健康福祉部、農林水産部、危機管理部、市町)	69
第19節	噴火災害予防 ----- (危機管理部、農林水産部、土木部、金沢地方気象台、市町)	71
第20節	農林水産災害予防 ----- (農林水産部、市町)	72
第21節	干ばつ災害予防 ----- (農林水産部、土木部、生活環境部、危機管理部、市町)	75
第22節	防災パトロール ----- (土木部、農林水産部、危機管理部、警察本部、市町、防災関係機関)	76
	災害に強い県土づくり -----	77
第23節	建築物等災害予防 ----- (土木部、危機管理部、教育委員会、市町)	78

第 24 節	公共施設災害予防----- (土木部、農林水産部、生活環境部、警察本部、市町、防災関係機関)	82
第 25 節	地盤災害予防 ----- (土木部、農林水産部、市町)	89
第 26 節	防災資機材等の点検整備----- (土木部、農林水産部、危機管理部、市町、防災関係機関)	93
第 27 節	災害救助基金の積金 ----- (危機管理部)	94

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	初動体制の確立 ----- (危機管理部、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関)	95
第 2 節	事前措置及び応急措置 ----- (危機管理部、関係各部局、市町)	115
第 3 節	気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準 - (危機管理部、土木部、金沢地方気象台、国土交通省金沢河川国道事務所、市町)	120
第 4 節	災害予警報の伝達体制 ----- (危機管理部、土木部、市町、防災関係機関)	143
第 5 節	災害予警報別の伝達----- (危機管理部、土木部、市町、防災関係機関)	144
第 6 節	災害情報の収集・伝達 ----- (危機管理部、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関)	157
第 7 節	通信手段の確保 ----- (危機管理部、警察本部、市町、NTT西日本、北陸電力及び北陸電力送配電、JR西日本、防災関係機関)	171
第 8 節	消防防災ヘリコプターの活用等 ----- (危機管理部、市町)	176
第 9 節	災害広報 ----- (総務部、危機管理部)	179
第 10 節	消防活動----- (危機管理部、市町、消防本部)	182
第 11 節	自衛隊の災害派遣----- (危機管理部、関係各部局、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、市町、防災関係機関)	185
第 12 節	避難誘導等 ----- (危機管理部、関係各部局、警察本部、市町)	190
第 13 節	要配慮者の安全確保 ----- (健康福祉部、危機管理部、文化観光スポーツ部、市町)	198
第 14 節	災害医療及び救急医療 ----- (健康福祉部、危機管理部、日本赤十字社、市町、医師会、防災関係機関)	201
第 15 節	健康管理活動 ----- (健康福祉部、市町)	210

第 16 節	救助・救急活動 -----	212
	(危機管理部、関係各部署、市町、防災関係機関)	
第 17 節	水防活動 -----	214
	(土木部、農林水産部、市町、防災関係機関)	
第 18 節	災害救助法の適用 -----	215
	(危機管理部、土木部、関係各部署、市町)	
第 19 節	災害警備及び交通規制 -----	220
	(警察本部、海上保安部、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者)	
第 20 節	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬 -----	227
	(健康福祉部、警察本部、海上保安部、市町)	
第 21 節	ライフライン施設の応急対策 -----	229
	(北陸電力及び北陸電力送配電、N T T 西日本、ガス事業者、土木部、市町下水道事業者)	
第 22 節	公共土木施設等の応急対策 -----	233
	(土木部、農林水産部、市町、放送事業者、J R 西日本、J R 貨物、北陸鉄道、 のと鉄道、I R いしかわ鉄道、大阪航空局小松空港事務所、能登空港管理事務所、 防災関係機関)	
第 23 節	給水活動 -----	237
	(生活環境部、市町)	
第 24 節	食料の供給 -----	240
	(農林水産部、農林水産省農産局、北陸農政局、市町)	
第 25 節	生活必需品の供給 -----	242
	(生活環境部、危機管理部、市町、防災関係機関)	
第 26 節	障害物の除去 -----	245
	(生活環境部、土木部、農林水産部、市町、施設管理者)	
第 27 節	輸送手段の確保 -----	247
	(企画振興部、危機管理部、商工労働部、自衛隊、海上保安部、市町、J R 西日本、 J R 貨物、北陸鉄道、のと鉄道、I R いしかわ鉄道、トラック協会、倉庫協会、防災関 係機関)	
第 28 節	こころのケア活動 -----	250
	(健康福祉部、市町)	
第 29 節	防疫、保健衛生活動 -----	251
	(健康福祉部、生活環境部、市町)	
第 30 節	ボランティア活動の支援 -----	254
	(生活環境部、市町、関係機関)	
第 31 節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 -----	256
	(生活環境部、市町、事業主)	
第 32 節	住宅の応急対策 -----	259
	(土木部、市町)	
第 33 節	文教対策 -----	261
	(県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部、市町)	
第 34 節	応急金融対策 -----	264
	(商工労働部、日本銀行、北陸財務局、関係行政機関)	

第 35 節	木材流出防止対策-----	265
	(施設管理者)	
第 36 節	農林水産物災害応急対策-----	266
	(農林水産部、市町)	

第 4 章 復旧・復興計画

第 1 節	公共施設災害の復旧-----	268
	(関係各部局、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関)	
第 2 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 -----	270
	(関係各部局、教育委員会、市町、防災関係機関)	
第 3 節	災害復旧資金-----	272
	(総務部、北陸財務局、日本郵便株式会社北陸支社)	
第 4 節	被災者への支援 -----	273
	(健康福祉部、危機管理部、商工労働部、農林水産部、土木部、市町、防災関係機関)	
第 5 節	被災者の生活確保のための緊急措置-----	275
	(総務部、生活環境部、健康福祉部、商工労働部、土木部、市町、 防災関係機関)	
第 6 節	災害義援金及び義援物資の配分 -----	277
	(健康福祉部、企画振興部、出納室、日本赤十字社石川県支部、市町)	
第 7 節	復興計画 -----	279
	(全部局、市町、防災関係機関)	

第 5 章 複合災害対策

第 1 節	基本方針 -----	280
第 2 節	災害予防対策-----	280
第 3 節	災害応急対策-----	281
第 4 節	災害復旧対策-----	281

石川県地域防災計画（一般災害対策編）

第 1 章 総 則

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第 1 節 目 的			1
第 2 節 性格及び基本理念	1 性 格 2 基本理念等		1 1
第 3 節 防災計画、防災会議	1 防災計画 2 防災計画のつながり 3 防災業務計画と県地域防災計画との関係 4 市町地域防災計画と県地域防災計画との関係 5 関係法律との関係 6 石川県防災会議		3 3 3 3 4 4
第 4 節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱			5
第 5 節 本県の特質と既往の災害	1 地 勢 2 地質及び地盤等の特性 3 気 候 4 社会的要因とその変化 5 過去に災害救助法が適用された風水害等		10 12 16 16 17

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、噴火などの一般災害及び海難、油流出、航空機、鉄道、道路、危険物などの大規模な事故災害から、県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和 52 年法律第 84 号）に基づく「石川県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図る。

第 2 節 性格及び基本理念

1 性 格

この計画は、現行の「石川県地域防災計画」から原子力、地震及び津波を除く一般災害及び大規模な事故災害に係る対策等を体系化したものである。

2 基本理念等

(1) 用 語

この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。

ア 防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。

イ 指定地方行政機関

災害対策基本法第 2 条第 4 号に定める行政機関で、この計画では、次に定める機関をいう。

中部管区警察局、北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所）、東京管区气象台（金沢地方气象台）、第九管区海上保安本部（金沢、七尾海上保安部）、北陸総合通信局、石川労働局、中部地方環境事務所、国土地理院（北陸地方測量部）

ウ 指定公共機関

災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。

日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（北陸支店）、KDDI 株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（石川支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）、株式会社 NTT ドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、ソフトバンク株式会社（地域総務部（北陸））、楽天モバイル株式会社（金沢支社）、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管

支店）、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

エ 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。

北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、一般社団法人石川県建設業協会、金沢エナジー株式会社、小松ガス株式会社

オ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法第2条第6号に定める公共的団体その他防災上重要な施設の管理者で、この計画では、次に定める機関をいう。

土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等、一般病院等の経営者、建設業者及び舗装業者、一般運輸事業者、金融機関、危険物関係施設の管理者

(2) 基本理念

この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。

県、市町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。

また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

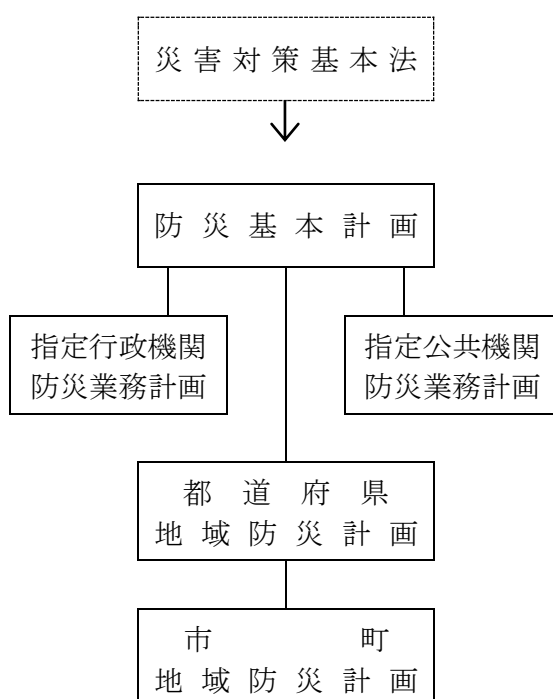
第3節 防災計画、防災会議

1 防災計画

防災計画は、各行政区域内の地域や、その地域の住民の生命、身体及び財産を災害から守るために作成する防災に関する計画である。ここで「防災」という語には3つの要素が含まれている。まず第1に災害を未然に防止すること（災害予防対策）、第2に災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと（災害応急対策）、第3に災害の復旧を図ること（災害復旧対策）である。

防災に関しては、国、県及び市町村がそれぞれ地域や職能に応じて責務を有している。

2 防災計画のつながり



・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいうべきものである（災害対策基本法第34条及び第35条）。

・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である（災害対策基本法第36条から第39条まで）。

・地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である（災害対策基本法第40条から第42条まで）。

3 防災業務計画と県地域防災計画との関係

県地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつできるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容を省き、分担する基本的事項のみとし、更に災害対策基本法第70条（都道府県の応急措置）に基づく当該機関に対する応急措置の実施要請については、計画ごとに明示し運用の整合性を図るものとする。

4 市町地域防災計画と県地域防災計画との関係

災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）に定めるとおり、市町村地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないとされているが、両計画は不可分の関係にある。

県地域防災計画は、市町が市町地域防災計画に基づいて応急対策を実施する事務事業を助け、かつ総合調整を行うための措置及びその措置が推進できるよう、市町地域防災計画において配慮すべき事項を定めている。

5 関係法律との関係

災害対策基本法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

6 石川県防災会議

石川県防災会議は、石川県の防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第107号）第138条の4第3項に基づき設置された附属機関である。

防災会議は、知事を会長として災害対策基本法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、本県における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整並びに市町防災会議に意見を述べ、又は勧告することを任務とする。

(1) 所掌事務（災害対策基本法第14条第2項及び水防法第7条）

県防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。

ア 県地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ 知事の諮問に応じて、県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

ウ 前記イに規定する重要事項に関し、知事に意見を述べること。

エ 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 組織（災害対策基本法第15条）

・会長 知事

・委員

（70名以内）

第1号委員（指定地方行政機関）

第2号委員（陸上自衛隊）

第3号委員（県教育委員会）

第4号委員（県警察本部）

第5号委員（県知事部局）

第6号委員（市町、消防機関）

第7号委員（指定公共機関、指定地方公共機関）

第8号委員（自主防災組織、学識経験者）

・専門委員

・幹事（45名以内）

(3) 防災会議の運営

防災会議の運営は、石川県防災会議運営規程（昭和38年2月27日）の定めによる。

第4節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県		・ 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・ 災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。
市 町		・ 当該市町の地域に係る災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。 ・ 市町の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・ 住民等に対する防災対策の指導に関すること。
指 定 地 方 行 政 機 関	中部管区警察局	・ 管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・ 他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること。 ・ 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 ・ 情報の収集及び連絡に関すること。
	北 陸 財 務 局	・ 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 ・ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 ・ 主務省の要請による災害復旧事業費査定 of 立会に関すること。 ・ 提供、使用可能な国有財産（未利用地等、庁舎、宿舍）の情報提供に関すること。（平常時における定期又は随時の情報提供を含む） ・ 国有財産（未利用地等、庁舎、宿舍）の津波避難ビル等避難場所の指定に係る相談対応及び各種調整に関すること。（災害時の避難に必要な物資の備蓄等に関する対応を含む） ・ 災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎、宿舍）の無償貸付等に関すること。（各省庁所管財産を含めた広範対応を含む）
	東海北陸厚生局	・ 災害状況の情報収集、連絡調整に関すること。 ・ 関係職員の派遣に関すること。 ・ 関係機関との連絡調整に関すること。
	北 陸 農 政 局 〔農林水産省農産局〕 〔災害用米穀〕	・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 災害時における病害虫の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。 ・ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。
	近畿中国森林管理局	・ 国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関すること。 ・ 国有林野内における保安林整備に関すること。 ・ 国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関すること。 ・ 奥能登地区民有林直轄治山事業に関すること。 ・ 手取川地区民有林直轄治山事業に関すること。 ・ 災害時における応急対策用材（国有林材）の供給に関すること。 ・ 災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。
	中 部 経 済 産 業 局	・ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ ライフラインの早期復旧に関すること。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	中部経済産業局	・必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣に関する事。
	中部近畿産業保安監督部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関する事。
	北陸信越運輸局	・災害時における車両調達のあつせん及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶調達等のあつせんに関する事。
	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	・手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関する事。 ・手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関する事。 ・手取川ダムの管理及び堰堤維持に関する事。 ・手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関する事。 ・手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関する事。 ・手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関する事。 ・土砂災害緊急情報の発表等に関する事。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事に関する事。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関する事。 ・一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関する事。 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。
	北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)	・金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関する事。 ・国が行う海洋汚染の防除に関する事。 ・油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。
	大阪航空局 (小松空港事務所)	・飛行場及び航空保安施設の整備と防災管理に関する事。 ・災害時における航空についての措置に関する事。
	東京管区気象台 (金沢地方気象台)	・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
	第九管区海上保安本部 (金沢、七尾海上保安部)	・海上における災害予防に関する事。 ・海上における災害応急対策に関する事。 ・避難者、物資の輸送等救援活動に関する事。
	北陸総合通信局	・災害時における非常通信の確保に関する事。
	石川労働局	・災害時における産業安全に関する事。
機 関	中部地方環境事務所	・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事。 ・災害時における廃棄物に関する事。
	国土地理院 (北陸地方測量部)	・災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関する事。 ・災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関する事。 ・災害時等における地理情報システムの活用に関する事。 ・災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関する事。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 衛 隊		・災害時における人命又は財産保護のための予防活動及び救援活動に関すること。 ・災害時における応急復旧活動に関すること。
指 定 公 共 機 関	日本郵便株式会社 (北 陸 支 社)	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
	西日本旅客鉄道株式会社 (金 沢 支 社)	・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・災害時における鉄道等による人員の輸送確保に関すること。
	日本貨物鉄道株式会社 (金 沢 支 店)	・災害時における鉄道貨物による緊急物資の輸送確保に関すること。
	西日本電信電話株式会社 (北 陸 支 店)	・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	KDD I 株式会社 (北 陸 総 支 社)	
	株 式 会 社 N T T ド コ モ (北 陸 支 社)	
	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	
	ソフトバンク株式会社 (地域総務部(北陸))	
	楽天モバイル株式会社 (金 沢 支 社)	
	日 本 銀 行 (金 沢 支 店)	・災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
	日 本 赤 十 字 社 (石 川 県 支 部)	・災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の処理等に関すること。 ・義援金品の募集及び配分に関すること。 ・日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関すること。 ・輸血用血液の確保・供給に関すること。 ・救護所の開設に関すること。
	日 本 放 送 協 会 (金 沢 放 送 局)	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	中日本高速道路株式会社 (金 沢 支 社)	・高速自動車の維持管理及び防災対策の実施に関すること。 ・災害時の高速自動車の輸送路の確保に関すること。 ・高速自動車の早期災害復旧に関すること。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関	日本通運株式会社 (金沢支店)	・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。
	福山通運株式会社 (金沢支店)	
	佐川急便株式会社 (北陸支店)	
	ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)	
	北陸電力株式会社 (石川支店) 及び 北陸電力送配電株式会社(石川支社)	・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する こと。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。
	イオン株式会社	・災害時における物資の調達・供給確保
	ユニー株式会社	
	株式会社セブン- イレブン・ジャパ ン	
	株式会社ローソン	
	株式会社ファミリ ーマート	
	株式会社セブン& アイ・ホールディ ングス	
指 定 地 方 公 共 機 関	北陸鉄道株式会社	・災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送の確保に関するこ と。
	のと鉄道株式会社	・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。
	I R いしかわ鉄道 株 式 会 社	
	株 式 会 社 北 國 新 聞 社	・災害時における広報活動に関すること。
	株 式 会 社 中日新聞北陸本社	
	北陸放送株式会社	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	石川テレビ放送 株 式 会 社	
	株 式 会 社 テ レ ビ 金 沢	
	株 式 会 社 エ フ エ ム 石 川	
	北 陸 朝 日 放 送 株 式 会 社	

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 公 共 機 関	公 益 社 団 法 人 石 川 県 医 師 会	・ 医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。 ・ 災害時における医療救護活動に関すること。
	公 益 社 団 法 人 石 川 県 看 護 協 会	・ 災害時における看護活動に関すること。
	石 川 県 治 水 協 会	・ 河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関すること。
	一 般 社 団 法 人 石 川 県 エ ル ピ ー ガ ス 協 会	・ 災害時におけるＬＰガス施設の応急復旧に関すること。 ・ 災害時におけるＬＰガスの安定供給の確保に関すること。
	一 般 社 団 法 人 石 川 県 歯 科 医 師 会	・ 災害時における歯科医療救護活動に関すること。
	公 益 社 団 法 人 石 川 県 薬 剤 師 会	・ 災害時における薬剤師活動や医薬品供給に関すること。
	公 益 社 団 法 人 石 川 県 栄 養 士 会	・ 災害時における栄養管理に関すること。
	一 般 社 団 法 人 石 川 県 建 設 業 協 会	・ 災害時における応急対策工事に関すること。
	金 沢 エ ナ ジ ー 株 式 会 社	・ 災害時における都市ガスの安定供給の確保に関すること。 ・ 災害時における電力供給の確保に関すること。
	小松ガス株式会社	・ 災害時における都市ガス及びＬＰガスの安定供給の確保に関すること。
公 益 的 事 業 を 営 む 法 人 そ の 他 公 共 的 団 体	土 地 改 良 区	・ 水門、水路、ため池等の施設管理及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。
	農 業 協 同 組 合 森 林 組 合 漁 業 協 同 組 合 等	・ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 ・ 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。 ・ 生産資材等の確保又はそのあっせんに関すること。 ・ 災害応急対策に要する車両、船舶等の調整に関すること。
	商 工 会 議 所 商 工 会 等	・ 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。 ・ 救助・救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
	一 般 病 院 等 の 経 営 者	・ 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 ・ 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	建 設 業 者 及 び 舗 装 業 者	・ 災害時における応急工事に関すること。
	一 般 運 輸 事 業 者	・ 災害時における緊急輸送に関すること。
	金 融 機 関	・ 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
	危 険 物 関 係 施 設 の 管 理 者	・ 災害時における危険物の保安措置に関すること。

第5節 本県の特質と既往の災害

1 地 勢

(1) 位置の概要

本県は、本州の中央部に位置し、日本海に面している。東は宝達山脈、大門山系等により富山県と接し、南は、白山、大日山の両白山地が岐阜、福井両県に接している。

また、北部は、能登半島が日本海側に大きく突き出している。このため、県の概形は、北東から南西方向に細長く、東西の延長距離は99.6km、南北の延長距離は198.8kmあり、海岸線の総延長は、601.3kmに及んでいる。

(2) 地形の区分

地形的特徴から、下記の区域に大別され、山地、丘陵、台地、平野などの地形区分は、次の図「石川県の地形区分」に示すとおりである。（「石川県地質誌」1993年石川県発行）

ア 北・中部区域	{	北部区域 …… 能登山地、能登丘陵、邑知低地帯
		中部区域 …… 石動・宝達山地、津幡・森本丘陵
イ 南部区域		…………… 能美・江沼丘陵、加越山地
ウ 加賀低地帯		

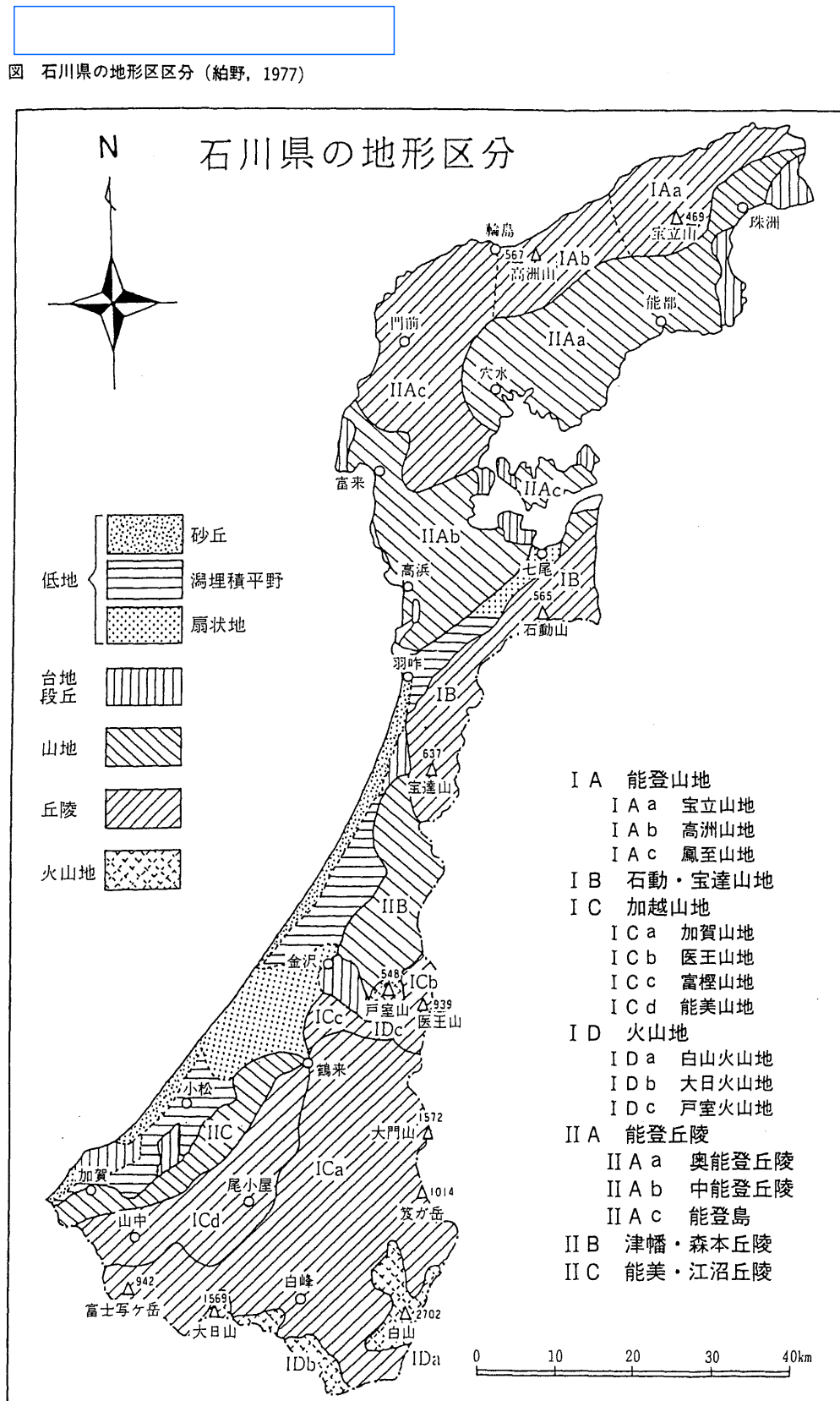
※ 北・中部区域は能登全域と加賀の北部を含む区域で、南部区域は金沢以南の区域で、加越山地は福井、岐阜、石川、富山県にわたる山地の一部に相当する。

(3) 地勢的特徴

県内各地を流れる河川及び流域の概要は、次のように特徴づけることができる。

- ア 山間部地帯と平野部との区切りが比較的画然としている。
- イ 地形上急流が多く、流域延長の短い小河川が多い。
- ウ 山の配置が地形的に多雨をもたらしやすい状態にある。
- エ 年間の積雪量が多い。
- オ 年間の平均流量が多い。
- カ 海岸近くに潟が多く、これに流入する小河川も多い。
- キ 河口は波浪により集る砂礫でふさがれやすく、かつ移動しやすい。

図 石川県の地形区分 (紘野,1977)



2 地質及び地盤等の特性

(1) 地層及び岩石の種類

県内にみられる地層及び岩石の種類（地質系統）を地質時代の古いものから順に整理すると次のとおりであり、主として新生代新第三紀以降の地層が広い面積を占めて分布する。

また、県内の地質分布は地質年代と岩質によって大まかに分類して図「石川県の地質・地盤分布略図」に、主な地層、岩石とその地質年代は表「石川県に分布する主な地層・岩石と年代」に、それぞれ示すとおりである。

なお、地質は、地殻を形作っている岩石や地層の性質、状態であり、その形成過程や形成年代に着目し、地球（地殻）の歴史を産物として見るもので、地盤は、建造物、施設物などの基礎となる土地を意味し、社会活動に利用する観点から固さ、強さなど工学的な性状で見るものである。

ア 古生代から中生代ジュラ紀の飛騨片麻岩類及び花崗岩類

イ 中生代ジュラ紀から白亜紀の堆積岩類（手取層群）

ウ 中生代白亜紀から新生代古第三紀の火山岩類（濃飛流紋岩類）

エ 新生代新第三紀中新世前半の火山岩類（北陸層群下部のグリーンタフ）

オ 新生代新第三紀中新世後半の堆積岩類（北陸層群上部）

カ 新生代新第三紀鮮新世から第四紀更新（洪積）世の堆積物（段丘や丘陵の砂礫）

キ 新生代第四紀の火山岩類（白山（活火山）・戸室山・大日山など）

ク 新生代第四紀完新（沖積）世の堆積物（平野の砂泥、砂丘や扇状地の砂礫）

県内の人口密集地は、主として海岸平野の軟弱な完新世堆積物（沖積層）の上にある。

この地層は、地震の際に建物（特に木造建築）の揺れが大きくなりやすい地盤であり、干拓地、川沿いの低地、潟の周囲、埋立地などは液状化の危険がある。

(2) 地域分布

県内における各種の地層及び岩石の分布は、次のとおりある。

ア 能登地域

大部分が第三紀中新世の火山岩類及び堆積岩類からなるが、宝達山など数箇所には、基盤の花崗岩類や片麻岩類が露出する。能登北部の第三紀層分布地域では、しばしば地すべりが発生している。邑知潟地溝帯や輪島、珠洲、七尾の平野部には、軟弱な沖積層が厚く堆積している。

イ 加賀地域

南部の山地には、基盤の片麻岩類や中生代の地層が露出する。それを覆う第三紀の火山岩類及び堆積岩類が山地から丘陵地にかけて広く分布し、河川沿いに第四紀の段丘や扇状地の堆積物がみられる。加賀平野には、軟弱な沖積層が厚く堆積し、海岸には、砂丘が発達する。県南部の県境沿いと金沢東方には、活火山白山を含むいくつかの第四紀火山がある。

図 石川県の地質・地層分布略図 (粕野龍夫1991 一部加筆修正)

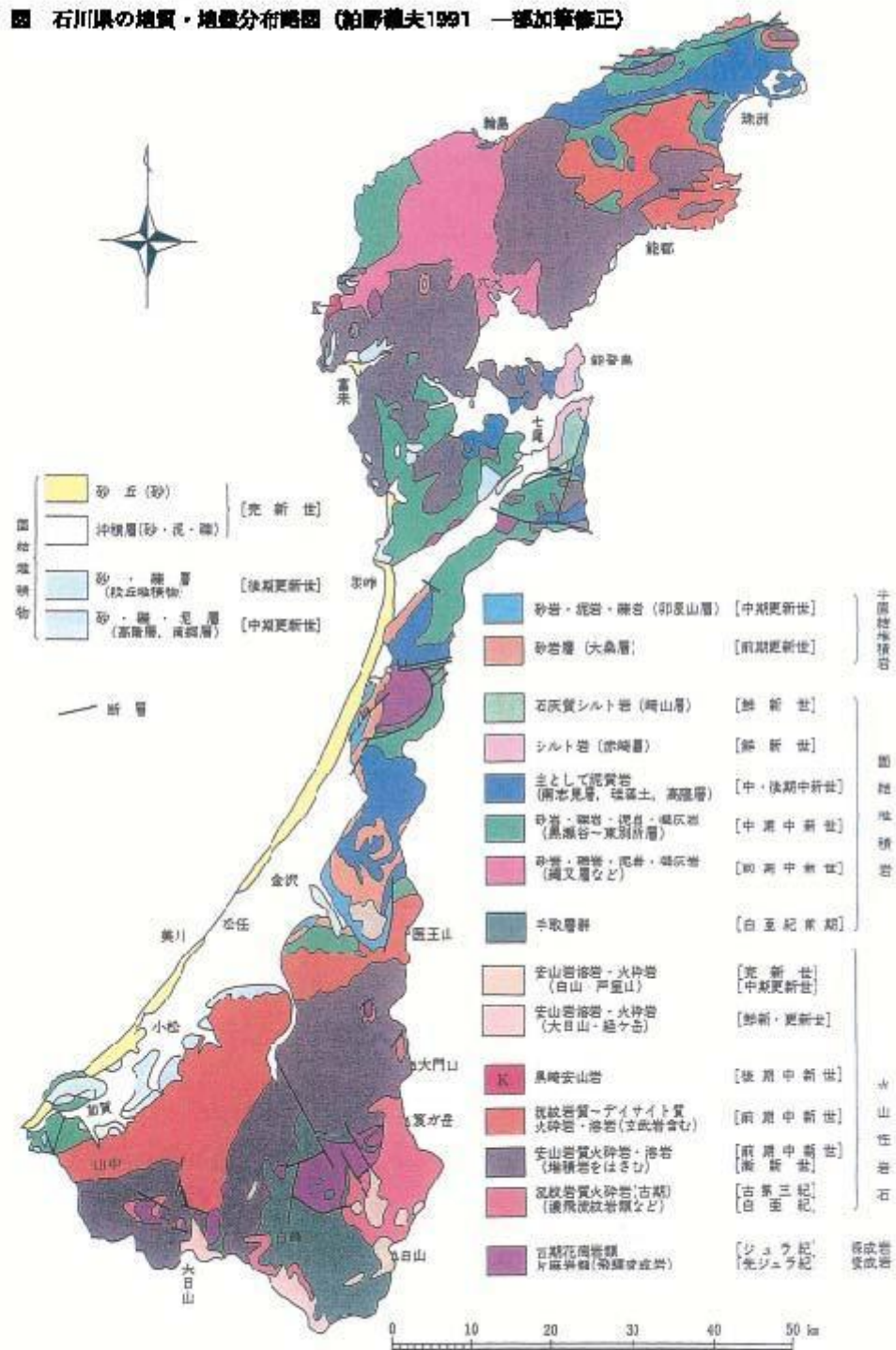


表 石川県に分布する地層・岩石と年代 (粕野義夫1991 一部加筆修正)

(何年前)	(地質時代)	堆積岩 (堆積物)						火山性岩石 (火山岩・火砕岩)	
		扇状地堆積物	河川堆積物	湖沼堆積物	海原砂丘	海原砂丘	海原砂丘	安山岩類・火砕岩類 (白山火山)	新白山 岩盤山 加賀山
現在	第4紀	完新世 (沖積世)							
1万									
10万									
50万									
100万									
200万									
500万									
1000万	中生代								
1300万									
1600万									
2000万									
2500万									
3800万									
5500万									
6500万									
1.4億	中生代								
2.1億									
2.5億									
6億									
	古生代								
	先カンブリア時代								

表 石川県に分布する第四紀層と第四紀火山

地質年代		能 登 半 島		石 川 県 南 部		火 山 活 動	
(万年)		北 東 部	七尾周辺	金 沢 周 辺	加 賀 市 周 辺		
1	完新世	沖 積 層		新期 扇状地 構成層	新砂丘堆積物 旧砂丘構成層	白 山 火 山	新白山
2	後 期			河 岸 段 丘 構 成 層			古白山
12		平 床 層	奥 原 層	片山 橋立 津層 貝層	加賀室火山		
15	更 新 世	高 階 層	高 位 砂 礫 層	南 郷 層			戸 室 火 山
50			中 期	卯 辰 山 層			
80					前 期		
165						大日火山、経ヶ岳火山	

3 気 候

(1) 春

冬の西高東低の気圧配置は2月の終わり頃から次第に崩れ始め、北西の季節風も弱まり気温は上昇しやすくなりやがて春を迎える。

春は低気圧と高気圧が交互に本州付近を通過する為、天候は周期的に変化し、次第に晴れの日が多くなる。主に4月までは高気圧が本州付近を覆うと、晴れて夜間の放射冷却によって気温が下がり、「晩霜」が降りる。また、低気圧が発達しながら日本海を進むと、「フェーン現象」で気温が急上昇し寒暖の変動が大きい時期でもある。

(2) 夏

北陸地方は太平洋側に比べて梅雨の現象は弱いと考えられているが、それでも梅雨期と盛夏期とは天候に大きな差異がある。梅雨の初めは比較的天気が良いが、6月下旬後半からは曇雨天の日が多くなり梅雨本番となる。梅雨末期は、梅雨前線が北陸地方に北上して集中豪雨が起りやすい時期である。

(3) 秋

太平洋高気圧が後退し始め、初秋の頃は約1ヶ月にわたって、本州の南岸に秋雨前線が停滞して、天気のぐずつく時期がある。また、10月を中心に春と同じように現れる移動性高気圧、11月の晩秋には、北西の季節風による「しぐれ」現象、8月から10月にかけては、接近する「台風」が多く、変化に富んだ季節である。

(4) 冬

西高東低の気圧配置が多くなり、大陸からの寒気が流れ込みやすくなる。このため降雪日数も多くなり、海上ではしける日が続く。また、一時的に強い寒気が流れ込む北陸特有の冬季雷も観測され、大雪となることもある。

4 社会的要因とその変化

災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害があり、被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。

(1) 都市化の進展

本県の人口は、加賀地方の都市部において増加してきており、市街地では過密化、高層化が進展してきている。

このため、オープンスペースの減少等により、災害時には、被災人口の増大や火災の多発、延焼地域の拡大等の危険性を高めている。

一方、能登地方などの過疎地では、人口流出、高齢化等により消防防災活動に支障をきたしているところもみられる。

(2) 工業化の進展

本県は、高度経済成長により急速に工業化が進展したが、工場自体が災害発生危険性を内蔵していることなど地域に及ぼす影響が大きく被害拡大の危険性を高めている。

(3) 交流人口の増大・国際化の進展

毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、災害時に要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。

(4) 生活環境の変化

近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。

このため、いったん災害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることが予想される。

(5) 住民の共同意識の変化

今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄になってきている。

このため、いったん災害が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大することが予想される。

(6) 交通機関の発達

自動車保有台数は、急速に増加してきているが、自動車自体がガソリン等の危険物を内蔵しており、出火、延焼の原因になるとともに、自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が著しく拡大されることが予想される。

(7) 新たな感染症への対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

(8) 情報通信技術の発達

効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

5 過去に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された風水害等

年 月 日（西暦）	災害の種類	概 要
昭和 2 4 (1949) 年 5 月 1 7 日	火 災	- 被害状況：負傷者 1、住家被害 2 4 など - 被害総額 5, 0 6 7 万円 5 月 1 7 日、鳳至郡大屋村に災害救助法適用
昭和 2 5 (1950) 年 5 月 1 4 日	火 災	- 被害状況：負傷者 6、住家全焼 4 4 など - 被害総額 6, 3 2 2 万円 5 月 1 5 日、石川郡吉野谷村に災害救助法適用
昭和 2 5 (1950) 年 9 月 3 日	ジェーン台風	- ジェーン台風は、9 月 3 日、神戸市付近に上陸し、若狭湾にぬけて、夕刻、能登沖を通過した。 - 金 沢：気圧 981. 5hPa、 最大瞬間風速 42. 8m/s - 被害状況：死者 18、行方不明者 6、負傷者 298、 住家全壊 390、住家半壊 3, 868、床上浸水 459、 床下浸水 1, 071 など - 被害総額 4 1 4, 2 7 0 万円 9 月 5 日、県下全域に災害救助法適用
昭和 2 7 (1952) 年 7 月 1 日	豪 雨 水 害	- 梅雨前線の活動が活発となり、金沢 155mm、輪島 135mm、 宇ノ気 170mm、白峰 169mm などの豪雨を記録した。 - 被害状況：死者 3、負傷者 21、住家全壊 22、 家屋半壊 78、床上浸水 3, 852、床下浸水 7, 283 など - 被害総額 2 6 6, 0 0 5 万円 7 月 1 日、次の市町村に災害救助法適用 金沢市、 (河北郡) 津幡町、井上村、中条村、森本村、花園村、 三谷村、浅川村、倶利伽羅村、七塚村、英田村 (羽咋郡) 河合谷村、志雄町、北大海村 (石川郡) 額村
昭和 2 8 (1953) 年 8 月 2 4 日	豪 雨 水 害	- 寒冷前線通過に伴い加賀北部に豪雨を降らせ、金沢で 1 時間に 75. 7mm の雨量を記録した。 - 被害状況：死者 4、負傷者 29、家屋全壊 2、 家屋流失 6、家屋半壊 78、床上浸水 4, 372、 床下浸水 9, 172 など - 被害総額 1 8 2, 3 8 8 万円 8 月 2 4 日、金沢市、石川郡湯涌谷村、河北郡三谷村、 河北郡浅川村に災害救助法適用
昭和 2 8 (1953) 年 9 月 2 5 日	台風 1 3 号水害	- 台風 1 3 号は、9 月 2 5 日、愛知県に上陸し、長野、 奥羽と本州を縦断した。 - 各地の雨量：金沢 187mm、輪島 106mm、九谷 261mm 大聖寺 223mm、大杉 216mm など - 被害状況：負傷者 1、住家全壊 5、住家半壊 39、 床上浸水 3, 256、床下浸水 5, 340 など - 被害額 1 7 0, 0 8 4 万円 9 月 2 5 日、珠洲郡飯田町、江沼郡大聖寺町に災害救 助法適用

年 月 日 (西暦)	災害の種類	概 要
昭和29(1954)年 2月24日	火 災	・3時ころ、松任町で大火 ・被害状況：死者1、負傷者3、住家全焼26、住家半焼20など - 被害総額10,661万円 ・2月24日、石川郡松任町に災害救助法適用
昭和30(1955)年 10月8日	火 災	・被害状況：負傷者29、住家全焼19、住家半焼2など - 被害総額2,148万円 ・10月8日、珠洲市に災害救助法適用
昭和31(1956)年 7月16日	水 害	・能登半島を襲った雨は、猛烈な雷鳴を伴う豪雨となり、大水害となった。 ・各地の雨量：輪島183mm、七尾122mm、門前167mm、三井235mm、柳田189mm、宇出津237mmなど ・被害状況：死者8、負傷者2、住家全壊26、住家流失6、住家半壊85、床上浸水2,273、床下浸水4,211など - 被害総額225,928万円 ・7月16日、次の市町村に災害救助法適用 輪島市、珠洲市、 (鳳至郡) 能都町、穴水町、門前町、町野町、鶴川町、 柳田村、 (珠洲郡) 松波町
昭和33(1958)年 7月24日～26日	水 害	・7月24日未明に奥能登に大雨が降り、輪島地方に大きな水害を出した。 ・各地の雨量：金沢172mm、輪島321mm、九谷278mm、新保263mm、白峰250mm、宇ノ気245mm、羽咋306mm、七尾352mm、向田349mm、富来348mm、三井318mm、柳田353mm、飯田293mm、宇出津316mmなど ・被害状況：死者5、負傷者32、家屋全壊20、住家流失4、住家半壊92、床上浸水6,385、床下浸水8,359など - 被害総額499,925万円 ・7月24日、次の市町村に災害救助法適用 輪島市、珠洲市、七尾市、加賀市、 (鳳至郡) 門前町、柳田村、穴水町、 (鹿島郡) 中島町、田鶴浜町、 (羽咋郡) 志賀町
昭和34(1959)年 8月26日	水 害	・8月26日未明に能登一帯を雷を伴う集中豪雨が襲い大被害が発生した。 ・各地の雨量：輪島191.5mm、木原岳219mm、穴水220mm以上、門前262mm、宇出津193mm、飯田119mm ・被害状況：死者37、負傷者949、家屋全壊206、住家流失62、住家半壊554、床上浸水6,642、床下浸水5,783など - 被害総額990,238万円 ・8月26日、次の市町村に災害救助法適用 輪島市、 (鳳至郡) 穴水町、能都町、門前町
昭和36(1961)年 6月26日～7月4日	水 害	・梅雨前線活動が活発化し、27日早朝奥能登が豪雨となり、29日未明に能登南部から加賀北部で集中豪雨が発生した。 ・各地の雨量：27日柳田134mm、穴水130mm 29日七尾100mm、津幡135mm ・被害状況：死者3、負傷者59、家屋全壊20、住家流失1、住家半壊31、床上浸水1,200、床下浸水7,324など - 被害総額369,822万円 ・6月29日、七尾市に災害救助法適用

年 月 日 (西暦)	災害の種類	概 要
昭和38(1963)年 1月11日～27日	豪 雪 (昭和38年1月豪雪)	・1月に大陸高気圧の異常発達により、特に11～27日に北陸地方平野部は記録的な大雪となり、交通機関の不通をはじめ、死者や家屋の倒壊など大きな被害を出した。 ・金沢の降雪総合計343cm(11～27日)、最深積雪181cm(27日) ・被害状況：死者23、行方不明者1、負傷者151、住家全壊132、住家半壊405など 被害総額2,417,433万円 ・1月24日、次の市町村に災害救助法適用 金沢市、小松市、 (江沼郡)山中町、 (石川郡)白峰村、河内村、鳥越村、尾口村、 吉野谷村
昭和39(1964)年 7月7日～19日	水 害	・8日梅雨前線による大雨が夜になってもやまず、金沢で日雨量200mmとなる豪雨となった。また、17日深夜から18日朝にかけ金沢、津幡を中心に200mm前後の豪雨となった。 ・各地の雨量(7日9時～9日9時) 金沢225mm、九谷185mm、大聖寺231mm、小松190mm、 鳥越208mm、美川125mm、宇ノ気167mm ・各地の雨量(17日9時～19日9時) 金沢278mm、宇ノ気221mm、輪島148mm、 羽咋128mm、門前148mm、犀川207mm、湯涌192mm、 小松146mm、七尾106mm ・被害状況：死者8、負傷者32、家屋全壊52、 住家半壊94、床上浸水3,488、床下浸水15,496 など 被害総額955,915万円 ・7月7日、河北郡津幡町に災害救助法適用 ・7月18日、金沢市、河北郡津幡町に災害救助法適用
昭和44(1969)年 5月18日	火 災	・片山津温泉で大火 ・被害状況：負傷者16、住家全焼58、住家半焼4など 被害総額232,173万円 ・5月18日、加賀市に災害救助法適用
昭和47(1972)年 9月16日	台風20号	・台風第20号は、16日夕方、潮岬付近に上陸し、17日3時に富山湾に抜けた。この間、石川県では、強風が続いたため、能登内浦では高潮があり、七尾港では平常時より40～50cmの潮位の上昇があったと推定される。 ・被害状況：床上浸水449、床下浸水450など 被害総額92,106万円 ・9月16日、七尾市に災害救助法適用
昭和56(1981)年 7月3日	集中豪雨	・梅雨前線が2日9時頃に県南部まで北上し、2日夜、前線上の低気圧が東進し活動が活発化した。このため、2日夜半頃から3日早朝にかけて加賀南部では集中豪雨となった。 ・各地の雨量 1日：輪島 ーmm、金沢5mm、小松8mm、 鳥越8mm、山中25mm、白峰21mm 2日：輪島35mm、金沢96mm、小松132mm、 鳥越125mm、山中150mm、白峰143mm 3日：輪島22mm、金沢25mm、小松22mm、 鳥越33mm、山中80mm、白峰89mm ・被害状況：床上浸水1,577、床下浸水1,125など 被害総額811,432万円 ・7月3日、加賀市に災害救助法適用

年 月 日 (西暦)	災害の種類	概 要
平成20(2008)年 7月28日	大 雨	・28日は活発な前線が県内をゆっくり南下し、明け方から降り出した雨が局地的に激しい雨となり、金沢市の浅野川上流部の芝原地内において、1時間雨量138mm、3時間雨量251mmを観測し、浅野川が55年ぶりに氾濫した。 ・各地の雨量：輪島1mm、七尾23mm、志賀42mm、羽咋72mm、宝達志水36.5mm、かほく30mm、金沢23mm、医王山110mm、芝原橋254mm、白山吉野33.5mm、白山白峰15mm、小松12.5mm、柄野4.5mm ・被害状況：全壊2、半壊9、一部損壊7、床上浸水507、床下浸水1,486など 被害総額 605,427万円 ・7月28日、金沢市に災害救助法適用
令和4(2022)年 8月4日～9月1日	大 雨	・8月3日から4日にかけて北陸地方を南下した停滞前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定になった。この影響で記録的な大雨となり、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害(梯川氾濫)が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気の状態が非常に不安定となり、大雨となった。 ・各地の合計雨量 3日から5日： 輪島9.5mm、金沢134.0mm、小松253.0mm 16日から18日： 輪島143.5mm、金沢60.0mm、小松78.0mm 20日から21日： 輪島33.0mm、金沢92.0mm、小松123.0mm 31日から1日： 輪島124.5mm、金沢103.0mm、小松87.5mm ・被害状況：全壊5、半壊168、一部損壊23、床上浸水112、床下浸水1,211など 被害総額 1,241,745万円 ・8月4日、次の市町に災害救助法適用 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、(能美郡)川北町
令和5(2023)年 7月12日～13日	大 雨	・7月12日から13日にかけて北陸地方を南下した梅雨前線や日本の南に中心を持つ高気圧の縁に沿って流れ込んだ暖かく湿った空気の影響により、大気の状態が非常に不安定となった。 このため石川県では、各地で激しい雨や非常に激しい雨が降り、また一時的に線状降水帯が発生し記録的な大雨となった。県内では、津幡町を中心に土砂災害、浸水害、洪水害(津幡川等)が発生した。 ・各地の合計雨量 12日から13日： かほく206.5mm、白山白峰126.0mm、加賀中津原124.5mm、宝達清水116.5mm、医王山83.5mm、金沢73.0mm、小松123.0mm ・被害状況：全壊6、半壊90、一部損壊22、床上浸水39、床下浸水335など ・8月8日、津幡町に災害救助法適用

年 月 日 (西暦)	災害の種類	概 要
令和6(2024)年 9月21日～22日	大 雨	・9月21日から22日にかけて、日本海の低気圧や前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだ。このため、大気の状態が非常に不安定となり、線状降水帯が発生するなど猛烈な雨が降り続き、石川県では能登北部を中心に記録的な大雨となった。この期間の日最大1時間降水量は輪島で121.0ミリ(9月21日)、珠洲で84.5ミリ(9月21日)、月最大24時間(任意の24時間)降水量は輪島で412.0ミリとなり統計開始以来1位となった。 - このため、浸水害、洪水害、土砂災害が発生し、令和6年能登半島地震による復旧、復興が続く被災地では、河川の氾濫や土石流等により、住家被害や停電、断水等ライフラインに被害が発生し、道路の通行止め、鉄道の運休等の交通障害も発生した。 ・各地の合計雨量 20日から23日： 輪島508.0mm、珠洲398.5mm、門前255.5mm、三井241.0mm、志賀121.0mm、七尾130.5mm ・被害状況：死者16人、負傷者47人、全壊82棟、半壊656棟、一部破損152棟、床上浸水72棟、床下浸水897棟など(※令和7年4月30日時点) ・9月21日、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に災害救助法適用

石川県地域防災計画（一般災害対策編）

第2章 災害予防計画

節	細 節	担 当 機 関	ページ
【 災 害 予 防 計 画 の 体 系 】			22
【 災 害 に 強 い 県 民 の 育 成 】			22
第 1 節 防災知識の普及	1 基本方針	危機管理部、教育委員会、市町、防災関係機関	23
	2 職員に対する防災教育		23
	3 学校教育における防災教育		23
	4 住民に対する防災知識の普及		24
	5 防災相談及び意識調査		25
	6 災害教訓の伝承		25
第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置	1 基本方針	危機管理部、市町	26
	2 県民のとるべき措置		26
	3 事業者等のとるべき措置		27
	4 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進		28
第 3 節 自主防災組織の育成	1 基本方針	危機管理部、市町	29
	2 地域住民等の自主防災組織		29
	3 事業所の自衛消防隊等		30
第 4 節 防災ボランティアの活動環境の整備	1 基本方針	生活環境部、関係部局、市町、関係機関	31
	2 防災ボランティアの環境整備		31
	3 防災ボランティアの受入体制等		32
	4 防災ボランティアの育成		32
第 5 節 防災訓練の充実	1 基本方針	危機管理部、市町、防災関係機関	33
	2 防災訓練計画		33
【災害に備える強い組織体制づくり】			35
第 6 節 防災体制の整備	1 基本方針	全部局、市町、防災関係機関	36
	2 県の活動体制		36
	3 市町の活動体制		38
	4 防災関係機関の活動体制		39
	5 人材確保方策		39
第 7 節 防災気象等観測網の整備	1 基本方針	危機管理部、農林水産部、土木部、金沢地方気象台、市町、防災関係機関	40
	2 気象業務施設等の整備		40
	3 観測値等の総合利用体制の整備		40

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第 8 節 通信及び放送施設災害 予防	1 基本方針	危機管理部、健康福祉 部、土木部、市町、防 災関係機関、放送事業 者	41
	2 通信用施設設備の整備		41
	3 石川県総合防災情報システム		42
	4 放送施設設備の整備		42
第 9 節 水害予防	1 基本方針	土木部、農林水産部、 市町、国土交通省	43
	2 水防計画に基づく危険区域の監視		43
	3 ダムの操作、事前放流の取組推進		44
	4 農業用排水路、ため池等の点検		44
	5 水防資機材の点検配備		44
	6 水防作業人員の確保		44
	7 雨量及び水位情報の公表		44
	8 避難準備措置の確立		44
	9 地下空間の浸水対策		46
	10 自衛水防組織の育成、防災訓 練の実施		46
第10節 風害予防	1 基本方針	農林水産部、土木部、 海上保安部、市町、防 災関係機関	47
	2 防災林造成事業による防除		47
	3 小型船舶の事前避難措置		47
	4 電力施設の予防対策		48
	5 通信施設の予防対策		48
	6 家屋その他建築物の倒壊防 止、緊急措置		48
	7 高波による被害の防除措置		48
	8 高潮による港湾の被害の防除措置		48
第11節 消防力の充実、強化	1 基本方針	危機管理部、市町	49
	2 出火防止、初期消火		49
	3 火災予防上の通知等		50
	4 火災警報の発令		50
	5 所要地域の警戒措置等		50
	6 消防力の強化		50
	7 消防機械器具の点検整備と 出動計画等		51
	8 消防機関の警戒警備体制の確保		51
	9 火災発生防止の徹底		52
	10 救助・救急体制の整備		52
第12節 避難体制の整備	1 基本方針	健康福祉部、教育委員 会、警察本部、市町、 防災関係機関	53
	2 指定緊急避難場所、指定避難 所、避難路の指定等		53
	3 二次避難支援体制の整備		55
	4 交通規制		55
	5 避難誘導標識等の設置		55
	6 安全確保計画		56
	7 避難所運営マニュアルの作成		56
	8 情報連絡体制の整備		56

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第13節 要配慮者対策	1 基本方針 2 在宅の要配慮者への配慮 3 社会福祉施設等の整備 4 外国人等に対する防災対策 5 障害者に対する情報伝達等	危機管理部、健康福祉部、生活環境部、文化観光スポーツ部、警察本部、市町	57 57 59 59 59
第14節 緊急輸送体制の整備	1 基本方針 2 緊急輸送道路ネットワークの整備 3 臨時離着陸場の整備 4 港湾・漁港の整備 5 民間事業者等の活用	土木部、農林水産部、危機管理部、警察本部、市町	60 60 61 61 61
第15節 医療体制の整備	1 基本方針 2 医療救護体制の整備 3 情報連絡体制 4 保健医療福祉調整本部等の設置及び運営に関する訓練等 5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制	健康福祉部、市町、防災関係機関	62 62 64 66 66
第16節 健康管理活動体制の整備	1 基本方針 2 平常時の健康管理対策 3 災害時の健康管理体制の整備 4 情報連絡体制の整備	健康福祉部、市町	67 67 67 67
第17節 こころのケア体制の整備	1 基本方針 2 こころのケア実施体制の整備 3 災害時精神科医療体制の整備 4 情報連絡体制の整備	健康福祉部、市町	68 68 68 68
第18節 食料及び生活必需品等の確保	1 基本方針 2 県、市町、県民等の役割分担 3 食料及び生活物資の確保 4 物資の集積、配送地の整備 5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成	生活環境部、健康福祉部、農林水産部、危機管理部、市町	69 69 70 70 70
第19節 噴火災害予防	1 基本方針 2 異常気象の通報義務 3 噴火警報等の発表と通報 4 事前措置及び応急措置 5 防災知識の普及	危機管理部、農林水産部、土木部、金沢地方気象台、市町	71 71 71 71 71

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第20節 農林水産災害予防	1 基本方針 2 農作物災害予防対策 3 林業施設関係予防対策 4 家畜災害予防対策 5 水産施設災害予防対策	農林水産部、市町	72 72 73 74 74
第21節 干ばつ災害予防	1 基本方針 2 市町に対する干ばつ対策の指導 3 ダムの流水調整等による水源の確保 4 防火対策の強化 5 人工降雨の実施	農林水産部、土木部、 生活環境部、危機管理部、市町	75 75 75 75 75
第22節 防災パトロール	1 基本方針 2 調査対象 3 実施方法 4 実施機関 5 調査結果	土木部、農林水産部、 危機管理部、警察本部、市町、防災関係機関	76 76 76 76 76
【 災 害 に 強 い 県 土 づ く り 】			77
第23節 建築物等災害予防	1 基本方針 2 防災上重要な公共建築物等の災害予防 3 一般建築物の災害予防 4 文化財災害予防 5 所有者不明土地対策	土木部、危機管理部、 教育委員会、市町	78 78 78 81 81
第24節 公共施設災害予防	1 基本方針 2 道路施設整備対策 3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策 4 公園、緑地等の整備対策 5 上水道、下水道の整備対策 6 電力施設の整備対策 7 通信施設の整備対策 8 農地、農業用施設整備対策 9 一般廃棄物処理施設整備対策	土木部、農林水産部、 生活環境部、警察本部、市町、防災関係機関	82 82 83 83 84 86 86 88 88
第25節 地盤災害予防	1 基本方針 2 地盤災害の危険区域の指定及び周知 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 4 警戒体制の確立 5 避難体制の確立 6 地盤災害防止施設の整備、促進 7 住宅移転事業の促進 8 宅地造成地等災害予防	土木部、農林水産部、 市町	89 89 89 91 91 91 92 92

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第26節 防災資機材等の点検整備	1 基本方針	土木部、農林水産部、 危機管理部、市町、防 災関係機関	93
	2 救助用備蓄物資の整備点検		93
	3 その他資機材の整備点検		93
第27節 災害救助基金の積立	1 基本方針	危機管理部	94
	2 災害救助基金積立基準		94
	3 災害救助基金の運用方法		94
	4 災害救助基金の管理		94
	5 災害救助基金条例		94

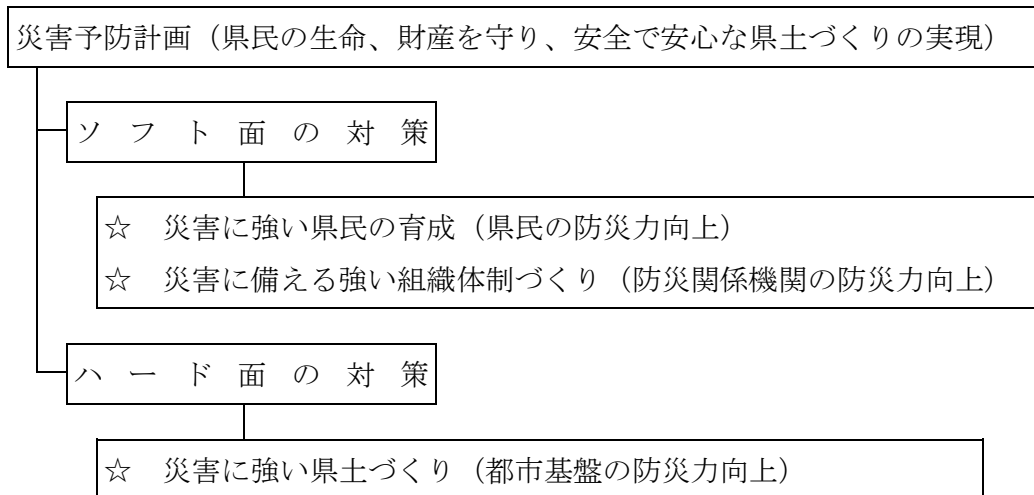
第2章 災害予防計画

【災害予防計画の体系】

風水害などの災害から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくりを実現するために必要な対策を県、市町及び防災関係機関等が一丸となって講じる。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

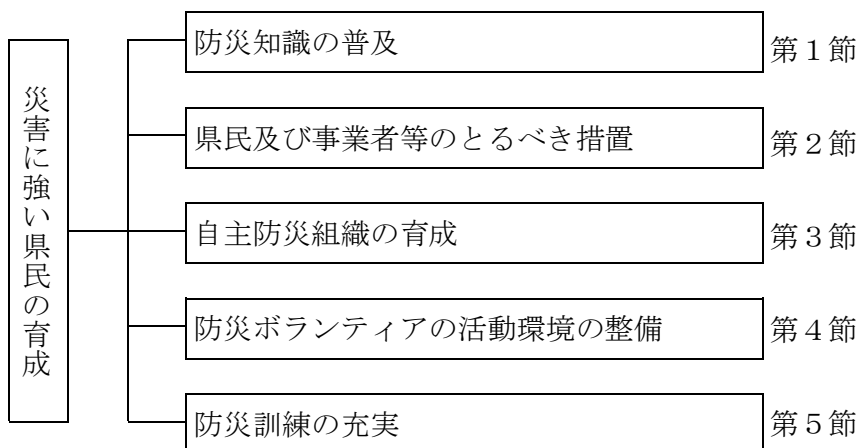


【災害に強い県民の育成】

県、市町及び防災関係機関等は、防災知識の普及、啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や県民の防災対策上の役割と責務を周知させる。

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、防災行動力を向上させ、県民一人ひとりが災害に対する心構えを持ち、災害発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。



第1節 防災知識の普及

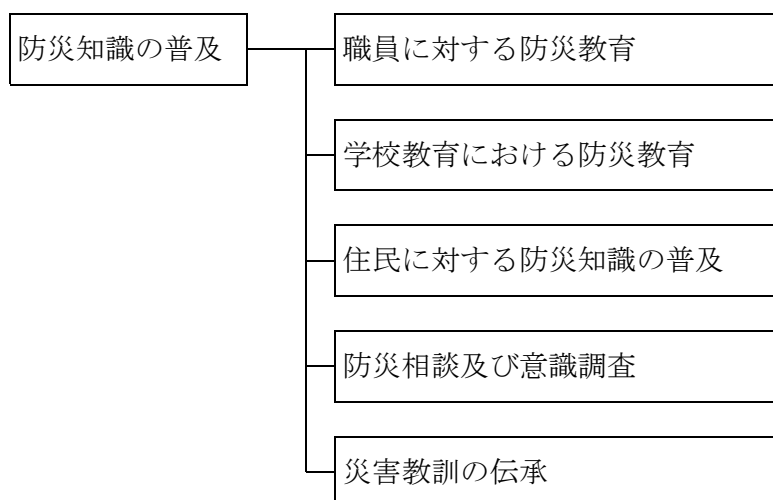
危機管理部、教育委員会、市町、防災関係機関

1 基本方針

災害対策は人的被害防止を最優先とし、県、市町及び防災関係機関は平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、住民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った災害に強い県民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

体 系



2 職員に対する防災教育

県、市町及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 石川県地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 災害危険区域、避難場所等の情報
- カ その他災害対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い県民を育成する上で重要である。

そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等では、消防団員等が参画した体験的・実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育

を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

なお、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市町その他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険個所

オ 要配慮者に対する配慮

カ 災害危険区域、避難場所等の情報

キ その他災害対策に必要な事項

4 住民に対する防災知識の普及

県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(1) 普及の方法

ア 生涯学習教育を通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項を取りあげるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

イ 広報媒体等による普及

(ア) ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等による普及

(イ) 新聞、雑誌による普及

(ウ) 防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及

(エ) ビデオ、映画、スライドによる普及

(オ) 広報車の巡回による普及

(カ) 図画、作文等の募集による普及

(キ) 講演会や実地研修等の開催による普及

(ク) 防災器具、災害写真等の展示による普及

ウ 社会教育施設の活用を通じた普及

公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制

イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性

- ウ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に県民及び事業所のとるべき措置
- エ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- オ 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
- カ 要配慮者に対する配慮
- キ 自主防災組織の活動
- ク 地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ケ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認
- コ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- シ その他災害対策に必要な事項

5 防災相談及び意識調査

県、市町及び防災関係機関は、その所管する事項について、住民の災害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、住民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

6 災害教訓の伝承

- (1) 県及び市町は、令和6年能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

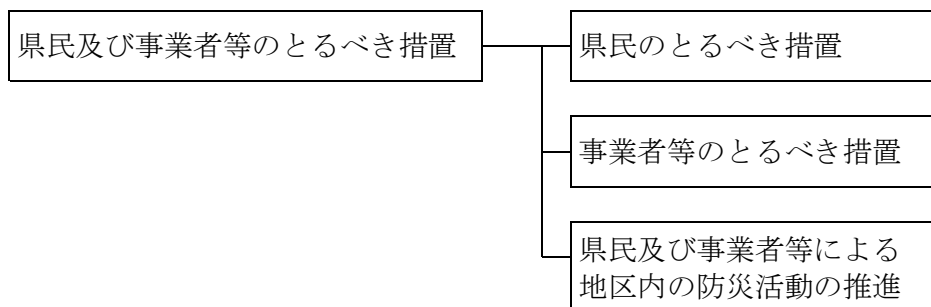
第2節 県民及び事業者等のとるべき措置

危機管理部、市町

1 基本方針

災害時における被害及び混乱を防止するため、県民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、県民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

体系



2 県民のとるべき措置

(1) 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。

平常時の心得	○ 日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検																	
	○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置																	
	○ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置																	
	○ 側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。																	
	○ 食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油																	
	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法																	
	○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。																	
	○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">石川県</td><td>(一社)日本損害保険協会北陸支部</td><td>R5. 1. 23</td><td>076-221-0482</td><td>076-221-0482</td></tr> <tr> <td>(一社)石川県損害保険代理業協会</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>全国共済農業協同組合連合会石川県本部</td><td>R 5. 9. 12</td><td>076-240-5513</td><td>076-240-5509</td></tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482	(一社)石川県損害保険代理業協会				全国共済農業協同組合連合会石川県本部	R 5. 9. 12	076-240-5513
協定者		協定締結日	TEL	FAX														
石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482														
	(一社)石川県損害保険代理業協会																	
	全国共済農業協同組合連合会石川県本部	R 5. 9. 12	076-240-5513	076-240-5509														
	○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。																	

(2) 災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

災害時の心得	○ まず、わが身の安全を図る。 ○ ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○ 外出は見合わせる。 ○ あわてて外に飛び出ず、周囲の状況を確認し落ち着いて行動する。 ○ すばやく火の始末 ○ 火が出たら隣近所で初期消火 ○ 浸水のおそれがあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。 ○ 避難は歩いて、荷物は少なく。 ○ 山崩れ、がけ崩れに注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○ 協力しあって応急救護
--------	--

3 事業者等のとるべき措置

(1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

平常時の心得	○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。
--------	--

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画作成上の留意事項	○ 県及び市町の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。 ○ 従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○ 責任者の不在時についても考慮する。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。 ○ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講ずる。
--------------	--

(2) 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。

災 害 時 の 心 得	○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 ○ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
----------------------------	--

4 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。

なお、市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 自主防災組織の育成

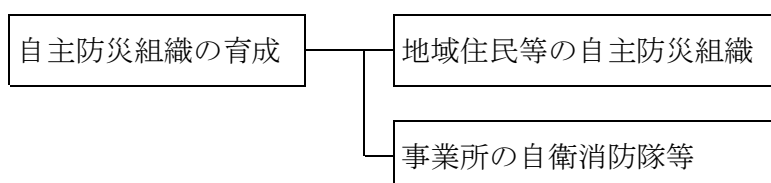
危機管理部、市町

1 基本方針

災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。県及び市町等は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

体 系



2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。

防災分野における連携に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県婦人団体協議会	R4. 9. 2	076-263-4643	076-263-0118

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県町会区長会連合会	R4. 12. 21	076-220-2466	076-222-0119

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。なお、県及び市町は、災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平 常 時	○情報の収集伝達体制の確立 ○防災知識の普及及び防災訓練の実施 ○火気使用設備器具等の点検 ○防災資機材の備蓄及び管理 ○地域における避難行動要支援者の把握 ○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立
-------------	--

災 害 時	○出火防止、初期消火活動 ○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○救出救護の実施及び協力 ○避難場所の開錠・開放の実施及び協力 ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○避難行動要支援者の避難行動への支援
-------------	---

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、市町と連携しながらねたきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する劇場、デパート等にあつては、災害時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、県、市町及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備に努める。

更に自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

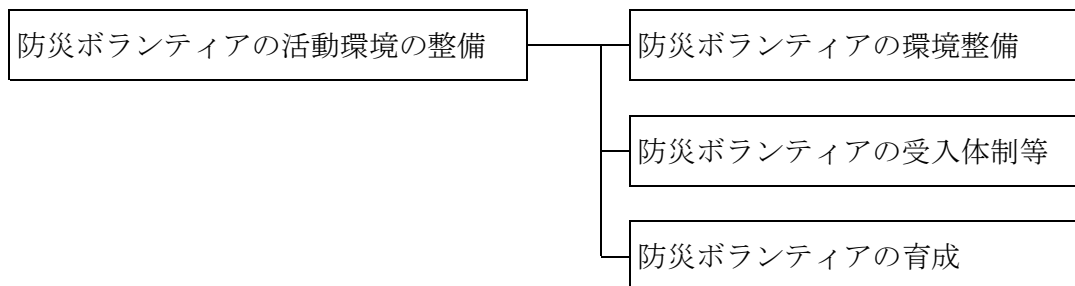
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

県民文化スポーツ部、関係部局、
市町、関係機関

1 基本方針

- (1) 災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。
このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。
また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。
- (2) 県及び市町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める。
- (3) 市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

体 系



2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

- ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局）
- イ 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局）
- ウ 被災宅地の危険度判定業務（土木部局）
- エ 通訳業務（観光部局）
- オ その他専門的な技術、知識を要する業務（生活環境部局等）
- カ その他の業務（生活環境部局等）

3 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

県、市町及び関係機関は、災害時において2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

県、市町及び(公財)石川県県民ボランティアセンター（以下「県民ボランティアセンター」という。）は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に対応するため、県及び市町は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

(1) 県、市町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、防災士、NPO・ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

防災分野における連携に関する協定

協定者		協定締結日
石川県	国立大学法人金沢大学など20校	H30. 10. 31 R 1. 5. 29(追加) R 4. 8. 30(追加)

(3) 県は、災害時にボランティア活動として、被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士を養成するため、専門技術者等を対象に認定講習会を実施し、有資格者を登録する。

(4) 県は、防災ボランティアの受入や派遣などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネート力の向上のための研修等を行う。また、市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。

(5) 県及び市町は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。

第5節 防災訓練の充実

危機管理部、市町、防災関係機関

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、災害時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

体 系

防災訓練の充実

防災訓練計画

2 防災訓練計画

県、市町、防災関係機関及び事業所等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

災害の発生を想定し、災害応急対策について、これを実地に行う。

ア 総合防災訓練

県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避

難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

イ 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。

ウ 事業所等の防災訓練

事業所等は、災害応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で次の訓練を年1回以上実施する。

(ア) 災害情報等の通信訓練

(イ) 災害応急対策従事者の動員訓練

(ウ) 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

エ 住民・自主防災組織の防災訓練

大規模災害発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、住民においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。

県及び市町は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

【災害に備える強い組織体制づくり】

大規模な災害に、県、市町及び防災関係機関が迅速、的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、災害時における通信や避難、緊急輸送、医療などの体制整備を行うとともに、災害時における拠点整備を行う。

災 害 に 備 え る 強 い 組 織 体 制 づ く り	防災体制の整備	第6節
	防災気象等観測網の整備	第7節
	通信及び放送施設災害予防	第8節
	水害予防	第9節
	風害予防	第10節
	消防力の充実、強化	第11節
	避難体制の整備	第12節
	要配慮者対策	第13節
	緊急輸送体制の整備	第14節
	医療体制の整備	第15節
	健康管理活動体制の整備	第16節
	こころのケア体制の整備	第17節
	食料及び生活必需品等の確保	第18節
	噴火災害予防	第19節
	農林水産災害予防	第20節
	干ばつ災害予防	第21節
防災パトロール	第22節	

第6節 防災体制の整備

全部局、市町、防災関係機関

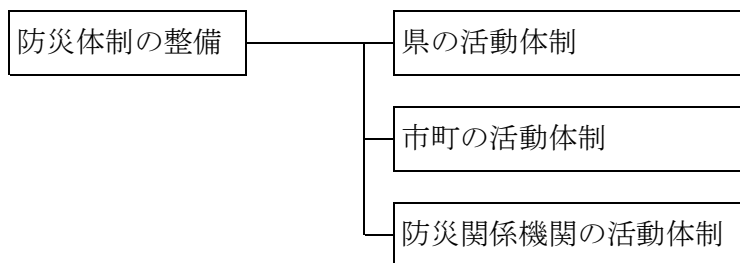
1 基本方針

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、県、市町及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び洪水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

体 系



2 県の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

県は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に災害対策本部要員等の確保に努める。

ア 即応体制の確立

県は、災害情報の収集、伝達体制を確保するため、当直体制を実施する。

イ 災害対策本部要員等への連絡手段の確保

県の幹部職員等は、携帯電話を携行する。

(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備

県の各部長等は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、災害発生時の職員の配備計画、連絡体制（動員伝達系統）、担当業務及び参集場所（登庁不能時を含む。）を盛り込んだ防災活動要領（マニュアル）の整備を行う。

なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、4月末までに危機管理部長に報告する。

(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築

ア 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握や応援要請のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実に努めるなど、実効性の確保に努めるものとする。

イ 県は、市町と調整の上、市町の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

ウ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

エ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

オ 県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(4) 災害対策本部室の整備

県庁舎の災害対策本部室については、必要な機能を備えた専用室とし、災害情報を共有し、的確な意思決定を図るものとする。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

イ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

ウ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

エ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(6) 広域防災拠点の指定と整備

県は、災害時において応急対策活動の拠点となる広域防災拠点を指定の上、整備する。広域防災拠点は、被災地外から被災地への人員や物資の集積、配送の拠点であるため、広域的な交通上の利便のよい所を指定する。

指定に当たっては、石川県の地理的、社会的条件を考慮し、次の3つの広域防災地区を基本とする。

能 登 地 区：羽咋郡以北の地域
石川中央地区：かほく市、河北郡、金沢市、野々市市及び白山市の地域
南 加 賀 地 区：能美郡以南の地域

また、各拠点には、被災地外からの人員や物資を集積、配送するための広場や緊急情報の通信施設を整備し、避難者数を考慮した物資の集積面積の確保に努める。

(7) 受援計画の策定等

ア 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

イ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

ウ 県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

(8) 安否不明者の氏名等の公表等

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

(9) 被災者生活再建支援制度等の周知

県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図るとともに、育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

(10) 情報のバックアップ化

県は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(11) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

県は、事業所等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(12) 事業継続力強化支援計画の策定促進

県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町と商工会・商工会議所が連携して行う、事業継続力強化支援計画の策定を促進する。

(13) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

県は、あらかじめ市町、商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(14) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

3 市町の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

市町は、災害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、市町は、応急対策活動の中核拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備に努める。

(2) 国、県との連絡体制等の整備

ア 市町は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

イ 市町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(3) 災害情報の収集

市町は災害情報の収集にあたっては平常時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

(4) 情報発信

市町は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 市町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一次滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(6) 受援計画の策定等

ア 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

イ 市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

ウ 市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

(7) 罹災証明交付体制の確立

市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。

エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。

オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

(8) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市町は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておくものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(9) 災害廃棄物の仮置場の確保

市町は、災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の仮置場の確保に努める。

(10) 被災者生活再建支援制度等の周知

市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

(11) 情報のバックアップ化

市町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(12) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

市町は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(13) 事業継続力強化支援計画の策定

市町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(14) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

4 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時に災害応急活動を円滑に行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

5 人材確保方策

県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

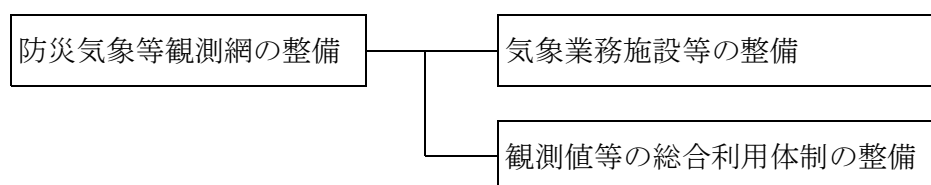
第7節 防災気象等観測網の整備

危機管理部、農林水産部、土木部、
金沢地方気象台、市町、防災関係機関

1 基本方針

防災活動上、局地的気象状況等の把握が極めて重要であることに鑑み、気象観測施設等の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制等の整備を図る。

体 系



2 気象業務施設等の整備

予報の精度を高め、局地的予報を的確に行い、適切な予報及び警報等を適時に発表できるよう、気象官署は自然現象の観測及び予報に必要な施設並びに設備の整備に努める。

3 観測値等の総合利用体制の整備

豪雨時における雨量等災害応急対策上、必要な各種観測値の総合的利用を図るため、災害応急対策関係機関は、緊急時の災害情報収集の一環として協議のうえ、災害が発生するおそれがあるときの観測値等の相互連絡、利用体制の整備に努める。

第8節 通信及び放送施設災害予防

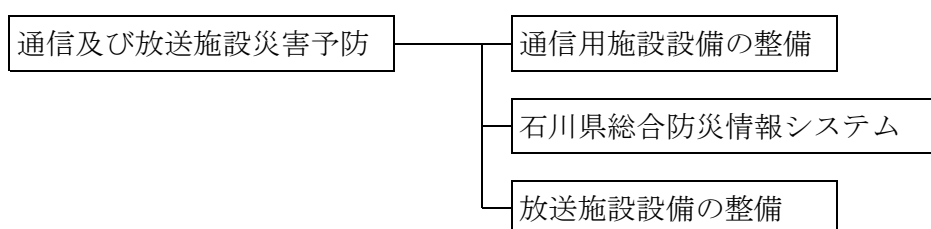
危機管理部、健康福祉部、土木部、
市町、防災関係機関、放送事業者

1 基本方針

災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

体 系



2 通信用施設設備の整備

(1) 県の整備

県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。

また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。

(2) 市町の整備

ア 市町は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

イ 市町等は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

(3) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める。

なお、県及び市町は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

(4) 応急用資機材の整備

県、市町及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家

発電用設備、電池等)、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

(5) 災害時優先電話の確保

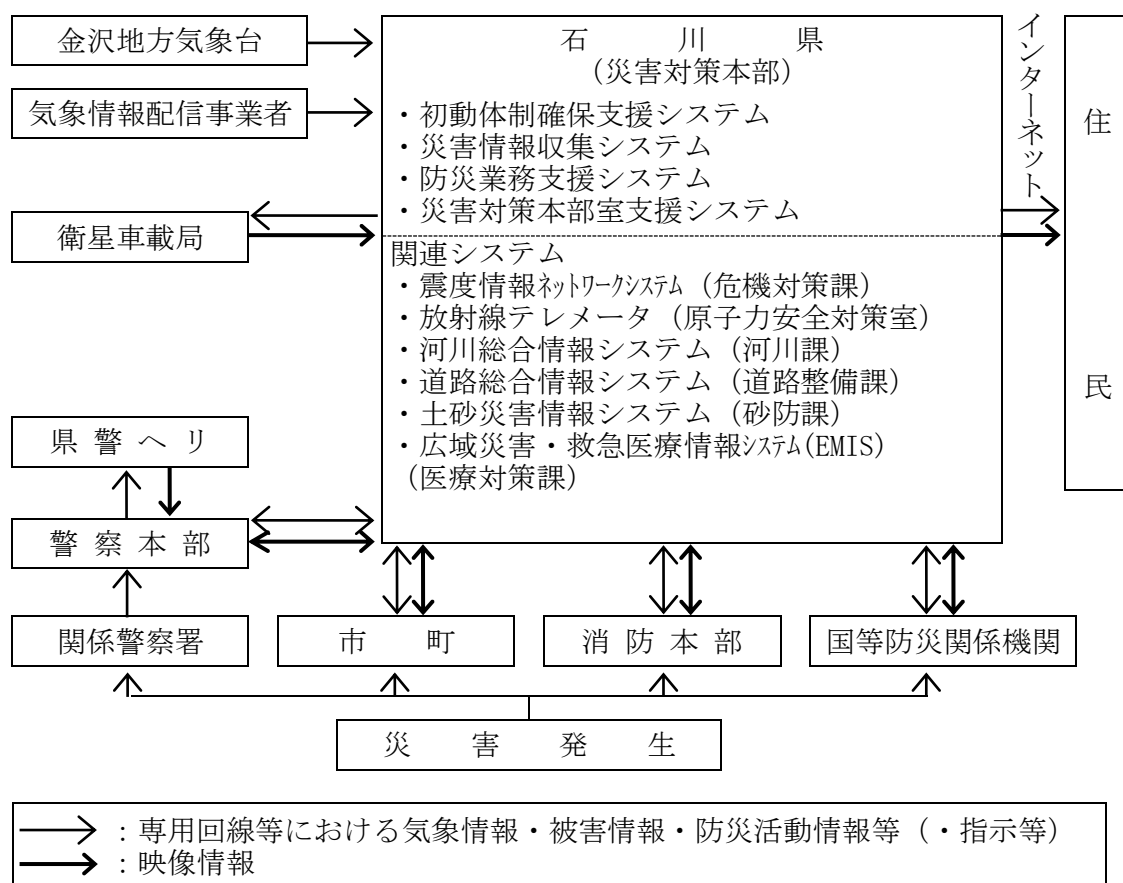
県、市町及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

3 石川県総合防災情報システム

県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。

また各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努める。

石川県総合防災情報システム



4 放送施設設備の整備

(1) 県は、有線通信施設設備、無線通信施設設備により通信ができないとき、又は著しく困難な場合において、放送事業者に対し放送要請を行うための協力体制の確保に努める。放送事業者は、災害時においても放送施設設備が円滑に機能するよう努める。

(2) 放送事業者は、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、速やかに放送を再開するために、次の対策の推進に努める。

ア 演奏所が被災しても放送ができるよう可能なかぎり送信所内に最小限の演奏設備を設ける。

イ 中波放送については、可能なかぎり非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図るような措置を講ずる。

第9節 水害予防

土木部、農林水産部、市町、国土交通省

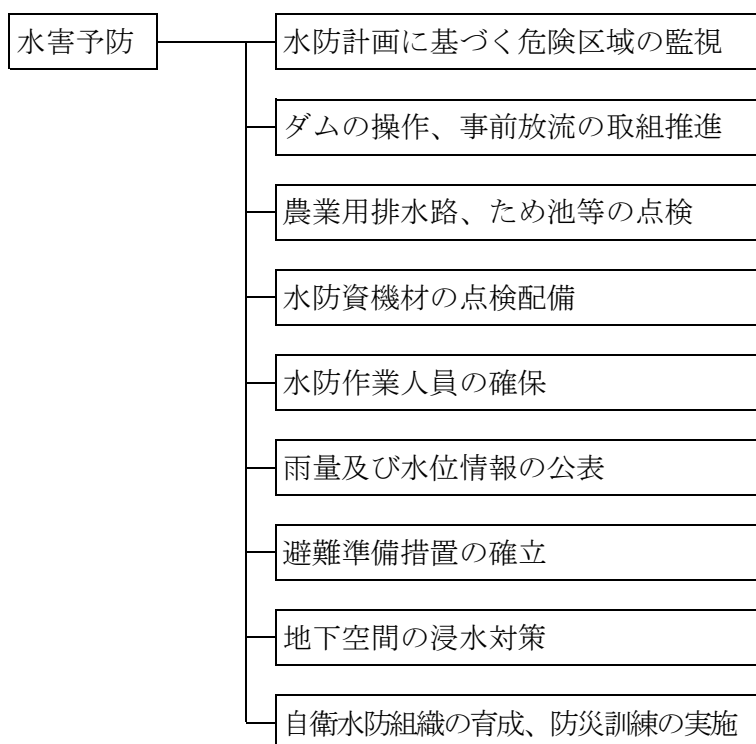
1 基本方針

水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。

また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画の定めに準じて所要の警戒措置をとる。

さらに、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会、流域治水協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

体 系



2 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川（手取川、梯川、前川、八丁川、鍋谷川、大聖寺川、新堀川、動橋川、犀川、安原川、伏見川、高橋川、大野川、浅野川、河北潟、金腐川、森下川、津幡川、宇ノ気川、羽咋川、子浦川、米町川、御祓川、二宮川、熊木川、八ヶ川、河原田川、町野川、小又川及び若山川）及び指定海岸（加越沿岸及び能登内浦沿岸）に水防警報が発せられたときは、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。

また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

3 ダムの操作、事前放流の取組推進

ダム管理者は、洪水調節等について当該ダム等の操作規則又は操作細則の定めるところにより、適正な操作を行う。

なお、洪水による災害時においては、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために緊急の必要があるとき、一級河川については国土交通大臣又は知事、二級河川については知事が、それぞれダムの管理者に対して必要な措置をとることを指示する。

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「石川県二級水系ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

4 農業用排水路、ため池等の点検

市町又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。

また、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市町は、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

5 水防資機材の点検配備

(1) 県は、常時各土木（総合）事務所に保有する水防資機材を整備し、点検の上補充する。

(2) 水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。

また、水防管理者は、使用後直ちに不足分を補充する。

6 水防作業人員の確保

水防管理者は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたときは、石川県水防計画に定めるところにより水防作業上必要な人員を確保する。

市町等の水防管理者は、洪水や高潮・高波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

7 雨量及び水位情報の公表

県は、雨量及び県の管理する河川における水位を、「石川県河川総合情報システム」により常時観測し、インターネット等で公表する。水防管理団体等の関係機関は、河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前にあつても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

8 避難準備措置の確立

(1) 避難準備措置

市町長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、県は関係市町の長が行う避難指示等の判断を支援するため、関係市町の長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。

(2) 洪水予報河川、水位周知河川、その他の河川の洪水浸水想定区域の指定等

国及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（水

防法第 13 条で規定される特別警戒水位) 以下「氾濫危険水位」という。) を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川又はその他の河川において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町の長へ通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

水防管理者(市町長、水防事務組合長)は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(3) 市町地域防災計画において定める事項

市町は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法

(ア) 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの

(4) 洪水ハザードマップの作成

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、市町地域防災計画に定められた、上記(3)の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(5) 企業防災の促進

ア 浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「避難確保・浸水防止計画」という。)を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町長に報告するとともに、当該

計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画、自衛水防組織の構成員等及び訓練の結果について市町長に報告する。

ウ 浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町長に報告する。

9 地下空間の浸水対策

- (1) 県及び市町は、地下街、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。
- (2) 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。
- (3) 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

10 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施

(1) 水防協力団体の育成

水防管理団体は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(2) 防災訓練の実施

ア 浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、地方公共団体は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。なお、市町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ウ 浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

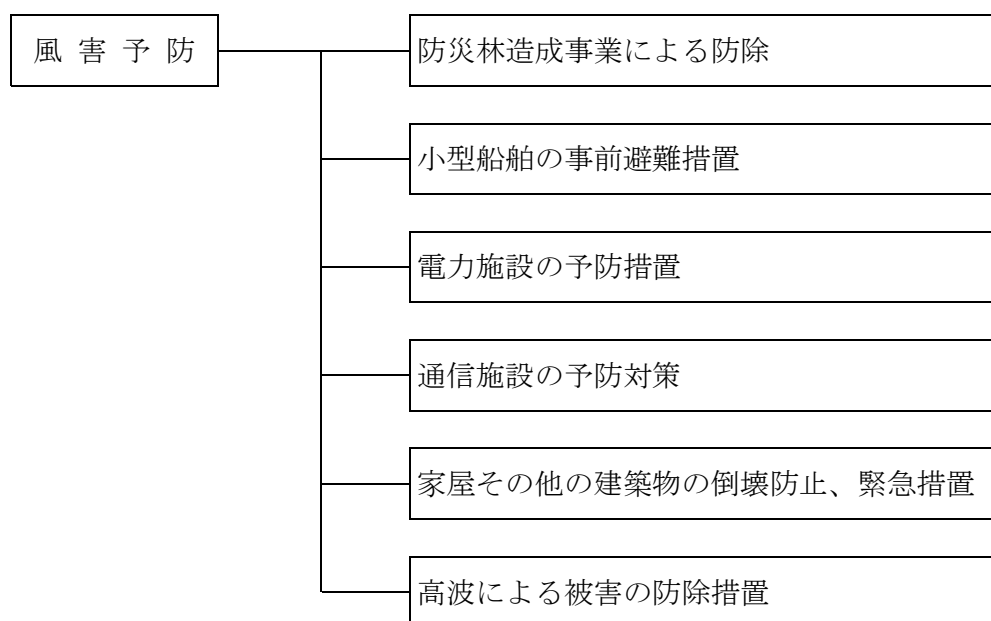
第10節 風害予防

農林水産部、土木部、海上保安部、
市町、防災関係機関

1 基本方針

風害の予防は防風施設の整備等によりその効果を期すべきものとするが、季節風、台風に対する災害予防は予想し得る気象状況を早期に把握して、必要な措置を講ずる。

体 系



2 防災林造成事業による防除

海岸地帯は絶えず季節風、台風、海陸風とあらゆる風が通過し、海浜地の砂や塩分を内陸部に移送して後方の人家、産業施設、農耕地等に対して慢性的あるいは急性的に甚大な災害をもたらしている。

これらの海岸砂地に対して海岸砂地造林事業を実施して、風による飛砂及び砂丘の移動を防止し、また、潮害を防ぐとともに、防災林造成事業を実施して、風による公共施設、農耕地、人家等の被害をなくするよう努める。

3 小型船舶の事前避難措置

小型船舶の事前避難措置は、それぞれ当該船舶の所有者が実施するものとし、台風情報によりあらかじめ危険の察知されるときは、遭難防止のため出港を見合わせる等、所要の措置を講ずる。

漁業協同組合は、出漁中の事故防止のため警報等発令時における出漁漁船の帰港等について、事前に組合員と申し合わせを行い、自主避難体制に基づき、無線電話による警告、標識による警告等所要の措置を講ずる。

海上保安部は、航行船舶に対して、周知可能な方法によって警告を行う。

4 電力施設の予防対策

電力施設の風害予防対策については、本章第24節「公共施設災害予防計画」に準ずる。

5 通信施設の予防対策

通信施設の風害予防対策については、本章第8節「通信及び放送施設災害予防計画」に準ずる。

6 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの管理者が行い、状況に応じて市町長は市町地域防災計画の定めるところによりそれぞれ管理者に対して次の措置の徹底を図る。

- (1) はずれやすい戸や窓、弱った壁などには、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 屋根の補強として、棟木、母屋、梁をかすがいで止め、トタンは垂木を打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。
- (3) 建築物周囲の倒れるおそれがある立木は枝おろしをする。

(1)から(3)までの緊急措置の徹底が困難であるか又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊急事態に際しては、当該家屋等の現在者に対して市町長が避難のための立退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容する。

7 高波による被害の防除措置

その行政区域内に海岸線を有する市町長は、風浪の状況に応じて、護岸、防潮堤の巡視を行うものとし、水害計画に準じ、危険区域の監視、水防資機材の点検配備、水防作業人員の確保、避難準備措置の確立に努める。

8 高潮による港湾の被害の防除措置

港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進する。

第 1 1 節 消防力の充実、強化

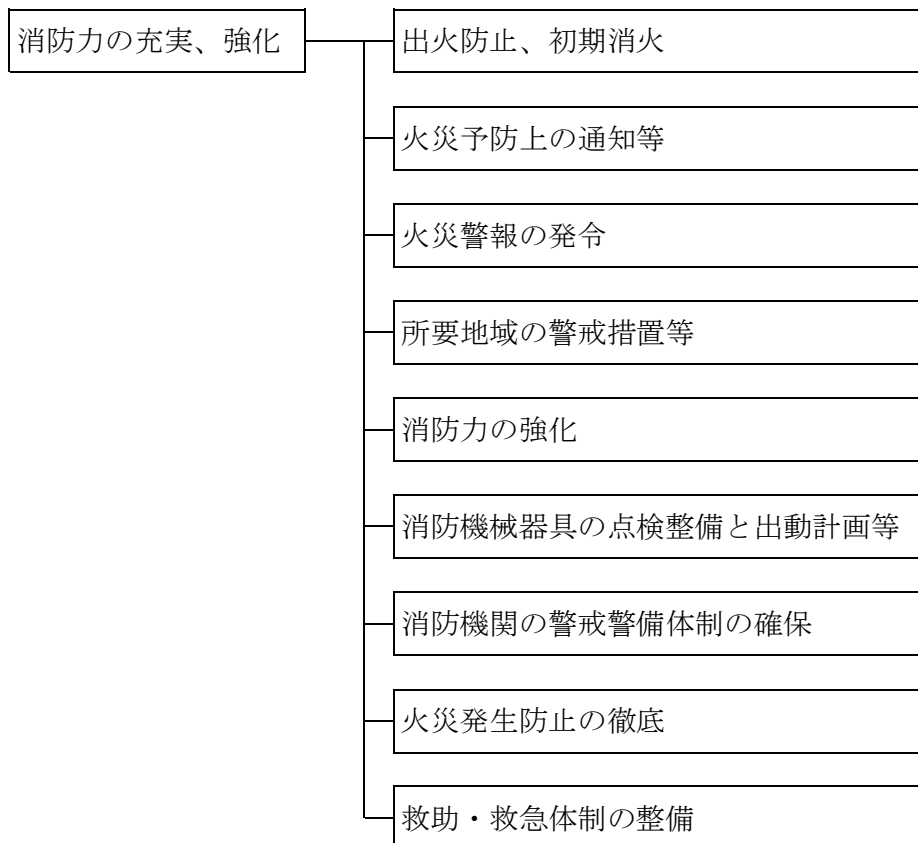
危機管理部、市町

1 基本方針

都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、火災の延焼防止上の危険要因が増大している。

このため、県及び市町は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

体 系



2 出火防止、初期消火

(1) 出火防止

ア 火の使用に関する制限等は、市町火災予防条例の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者・使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ 県及び市町は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関し、火災予防運動等を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

(2) 初期消火体制の確立

火災による被害防止、又は被害の軽減を図るには、初期消火が基本である。市町は、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置及び化学消火剤の備蓄等により初期消火体制の確立を図る。

特に、一般住民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努めるとともに、自主防災組織、自衛消防隊等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

3 火災予防上の通知等

知事は、全県的な規模における気象状況が次のとおり火災の延焼防止上危険な状況であると認めたときは、災害対策基本法第55条の規定に基づき、予想される災害の事態及びこれに対しとるべき措置について、市町長に必要な通知又は要請をする。

- (1) 台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等、気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるとき
- (2) その他警戒上特に必要があると認められるとき

4 火災警報の発令

市町長は、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けた場合のほか、地域的气象の状況が火災の予防上危険である場合の火災警報の発令基準をあらかじめ設定し、有効適切な警報を発令する。

5 所要地域の警戒措置等

- (1) 所要地域の防火のための警戒

ア 市町長は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のための警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずる。

イ 市町長は、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等火災発生危険の大きいもの、若しくは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるようあらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

- (2) 破壊消防による防ぎょ線の設定等

市町長は、火災被害の想定をもとに、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し、計画をたてておく。

6 消防力の強化

市町長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

- (1) 消防施設装備等の強化

市町長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

- (2) 消防水利の強化

市町長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設し、その適正配置を推進する。

また、海水、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、ダム、農業用水及び工業用水なども、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

- (3) 消防団の活性化

市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

市町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

(5) 市町消防の広域化

消防組織法に基づき策定された県消防広域化推進計画（平成20年3月28日策定）における広域化対象市町長は、広域消防運営計画の作成等を進め、広域化の実現を図る。

7 消防機械器具の点検整備と出動計画等

市町長は、消防機関に大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項についてあらかじめ計画を定めておく。

(1) 消防機械器具の特別点検整備計画

(2) 出動計画等

ア 要員招集計画

消防ポンプ自動車にあつては、少なくとも機関員待機以上の体制をとり、必要な招集待機の計画を定めておく。なお、消防ポンプ自動車以外の消防ポンプに対する団員待機についても計画を定めておく。

イ 出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう配意するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

(ア) 特殊危険地域に対する出動、消防計画

(イ) 飛火警戒のための出動、配置計画

(ウ) 応援部隊の誘導、配置計画

(エ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画

ウ 現場水利統制計画

8 消防機関の警戒警備体制の確保

市町長は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における消防機関の警戒警備体制の確保に努めるものとし、あらかじめ警戒警備計画を定めておく。

この計画は、おおむね次の事項について策定する。

(1) 警戒のための組織体制

(2) 警戒区域の分掌

(3) 警戒出動のための要員招集又は伝達方法

(4) 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限など予防措置の対象別地域別規制計画

(5) 消防無線、防災行政無線、有線放送等の通信の確保

(6) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

9 火災発生防止の徹底

台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下においては、地域住民に火災発生防止の徹底を図るため、次の措置を講ずる。

(1) ラジオ、テレビ等による広報

県は、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、地域住民に火災発生防止の徹底を図る。

(2) 予防広報等

市町長は、宣伝広報車等による巡回予防広報、有・無線放送施設を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について住民に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。

(3) 特別予防査察

市町長は、火災予防上特に危険な地域及び防火対象物に対し火気使用制限の措置事項等について必要な特別予防査察を実施するものとし、あらかじめ特別予防査察実施計画を定めておく。

10 救助・救急体制の整備

(1) 救助資機材の整備

ア 市町長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ 家屋や建造物などの重量物の下敷になった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

(2) 体制の整備

ア 県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 市町長は、大規模災害時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資器材及び救護所用資機材の整備に努める。

また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の活用を図る。

第 1 2 節 避難体制の整備

健康福祉部、教育委員会、警察本部、市町、
防災関係機関

1 基本方針

市町は、建物倒壊及び出火、延焼等の災害、感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

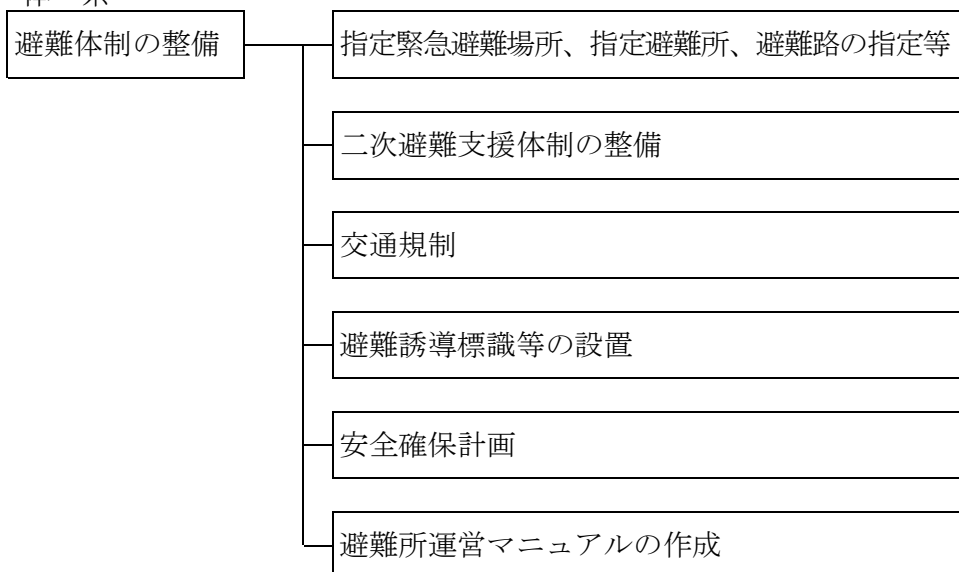
また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

体 系



2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

市町は、災害時に住民等が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(1) 指定緊急避難場所

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。

ウ 下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。

- (ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。
- (イ) 津波に対する安全性
沿岸地域及び河川の下流域にあつては、標高の高い所であること。
- (ウ) 火災に対する安全性等
周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。
- (2) 指定避難所
- ア 避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。
- イ 速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- オ 火災に対する安全性等
周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。
- カ 生活必需品等の供給
避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- また、避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。
- 災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定
- | 協定者 | | 協定締結日 | TEL | FAX |
|-----|------------------|------------|--------------|--------------|
| 石川県 | (一社)石川県冷凍空調設備工業会 | H30. 5. 29 | 076-213-5577 | 076-213-5577 |
- 災害時における段ボール製品の調達等に関する協定
- | 協定者 | | 協定締結日 | TEL | FAX |
|-----|-------------|------------|--------------|--------------|
| 石川県 | 中日本段ボール工業組合 | R 2. 2. 14 | 052-451-2775 | 052-451-2848 |
- 災害時におけるテントシート製品の調達等に関する協定
- | 協定者 | | 協定締結日 | TEL | FAX |
|-----|---------------|-----------|--------------|--------------|
| 石川県 | 石川県テントシート工業組合 | R 3. 9. 1 | 076-291-2730 | 076-292-0809 |
- 災害時におけるウォーターサーバー機器設置等の応急対策の協力に関する協定
- | 協定者 | | 協定締結日 | TEL | FAX |
|-----|----------|-----------|--------------|--------------|
| 石川県 | 砂山商事株式会社 | R 5. 9. 4 | 076-251-3848 | 076-252-9498 |
- キ 避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。
- ク 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努める。
- ケ ペット動物の飼育場所等について検討すること。
- コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、避難者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。
- サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- シ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ス 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。
- セ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。
- ソ 市町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施して

いる状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

タ 市町村（都道府県）は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

チ 県及び市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(3) 避難路

ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がないこと。

イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。

ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

エ 浸水の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量が少ない道路であること。

(4) 避難情報の発令基準の策定等

ア 市町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川、水位周知河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、市町に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、国とともに、必要な助言等を行うものとする。さらに、市町は、首長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を整備する。

イ 市町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(5) 災害未然防止活動

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある避難港において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。

3 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チーム（DWA T）の受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

4 交通規制

警察は、災害時の避難を容易にするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

5 避難誘導標識等の設置

市町は、避難場所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、県及び市町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

6 安全確保計画

(1) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市町長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(2) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興業場、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期確認や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

7 避難所運営マニュアルの作成

市町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている避難者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルを作成する。

8 情報連絡体制の整備

保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、管内の市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

第13節 要配慮者対策

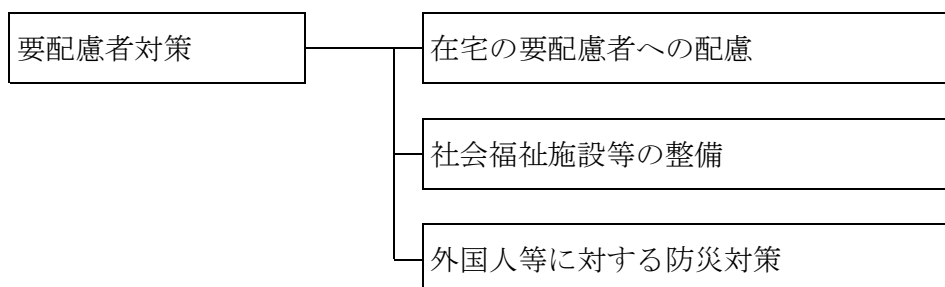
危機管理部、健康福祉部、文化観光スポーツ部、警察本部、市町

1 基本方針

災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、食物アレルギーのある人、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。

このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

体 系



2 在宅の要配慮者への配慮

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 名簿情報の利用及び提供

市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ウ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定

ア 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難

行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成する。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ウ 市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 市町は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮する。

カ 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。

(3) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

県及び市町は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災意識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(4) 防災マップの作成

市町は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

(5) 避難行動要支援者避難支援マップの作成

市町等は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

(6) 福祉避難所の指定

市町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

エ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

オ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(7) 二次避難支援体制の整備

県は、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協

力体制の構築を図る。

市町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

3 社会福祉施設等の整備

(1) 防災組織体制の整備

県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の地域防災計画等に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。

また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

- (1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 県及び市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (3) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

5 障害者に対する情報伝達等

県及び市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 1 4 節 緊急輸送体制の整備

土木部、農林水産部、危機管理部、
警察本部、市町

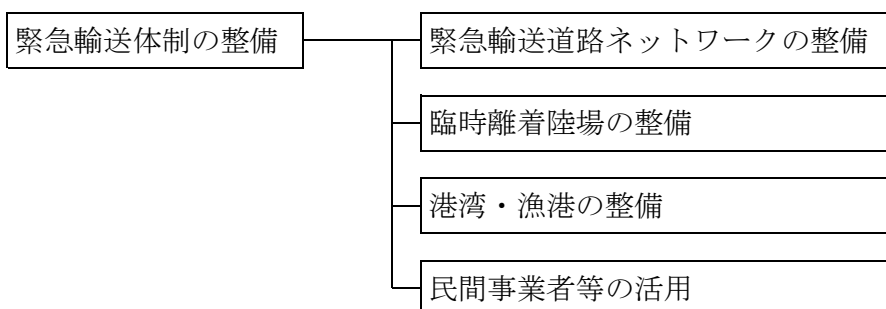
1 基本方針

道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。

また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

体 系



2 緊急輸送道路ネットワークの整備

県は、設定基準及び接続される防災拠点等に基づき選定された緊急輸送道路ネットワークを、次の3つに区分し整備する。

区 分	設 定 基 準	接 続 さ れ る 防 災 拠 点
第 1 次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	県庁、土木（総合）事務所、市役所・町役場、国土交通省・中日本高速道路等出先機関、空港、重要港湾、災害拠点病院、消防本部・消防署、自衛隊基地、警察署
第 2 次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	市役所・町役場の支所、中心都市駅、広域物流拠点、臨時離着陸場適地、地方港湾、漁港、現地医療班派遣病院、テレビ・ラジオ局
第 3 次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	—

3 臨時離着陸場の整備

道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地进行調査し、臨時離着陸場を設ける。

市町長は、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

4 港湾・漁港の整備

港湾等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等を強化する。緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。

また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。

5 民間事業者等の活用

- (1) 県及び市町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。
- (2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。
- (3) 県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第 1 5 節 医療体制の整備

健康福祉部、市町、防災関係機関

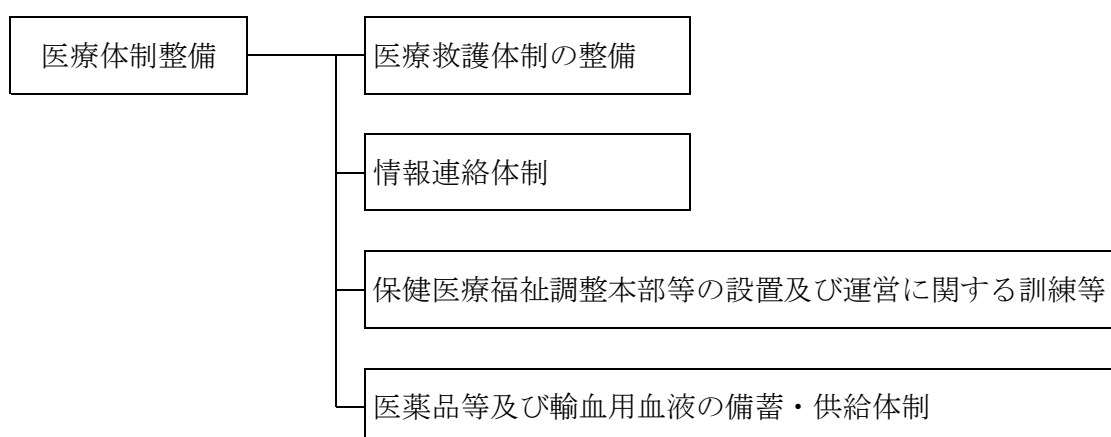
1 基本方針

災害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。

体 系



2 医療救護体制の整備

(1) 県

ア 県は、市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、災害時における医療救護体制を確立しておく。

また、県は、これらの医療救護関係団体等と協議し、必要に応じて協定を締結しておく。

イ 県は、災害派遣医療チーム（DMA T）を派遣する意思を持ち、DMA Tの活動に必要な人員及び装備を有する病院を石川DMA T指定病院に指定しておく。

ウ 県は、災害時に重症患者や特殊な医療を要する患者の治療を行う災害拠点病院、大学病院及び公益社団法人石川県医師会等と協力体制を確立しておく。

エ 県は、次の機能を有する災害拠点病院を2次医療圏（南加賀地区・石川中央地区・能登中部地区・能登北部地区）ごとに整備、指定しておく。

（ア）多発外傷、控滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能

（イ）患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能

（ウ）自己完結型のDMA T及び医療救護班の派遣機能

（エ）他の医療機関から派遣されたDMA Tや医療救護班の受入機能

（オ）地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

オ 県は、災害時、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」を整備するとともに、常に医療救護体制の点検を行っておく。

カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。

名 称	目 的	備 考
保健医療福祉調整本部	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整	
DMA T 調整本部	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点本部への配置調整等	保健医療福祉調整本部内に設置
地域保健医療福祉調整本部	地域内の各救護所等への保健医療活動チーム（医療救護班等）の配置調整等	地域別に設置
DMA T 活動拠点本部	管内のDMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	災害拠点病院等に設置

キ 県は、保健医療福祉調整本部及び、地域保健医療福祉調整本部の運営支援のため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）のほか、都道府県やその他の保健医療福祉活動に係る関係機関のチームの受け入れ体制を整備しておく。

ク 県は、関係機関と連携のうえ、ヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合における広域医療搬送拠点（SCU）の設置、協力を行う医療機関をあらかじめ定めておく。

ケ 県は、大規模な災害により、県内の複数市町又は本県を含めた複数の県が同時に被災した場合に備え、隣接県をはじめ、中部ブロック各県、全国の都道府県との医療支援協力体制を確立しておく。

コ 県は、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の災害時における連携を図るため、定期的にネットワーク会議を開催する。

サ 県は、日頃から各種地元関係機関との連携体制を整備しておく。

シ 県は、医療ボランティアの受付窓口の設置について、あらかじめ定めておく。

(2) 市町

ア 市町は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市町独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。

イ 医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。

ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。

また、連絡体制についても定めておく。

なお、市町等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

エ 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

- オ 市町は、災害時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。
- カ 市町は、災害時、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。
- キ 市町は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- ク 市町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

(3) 医療関係団体

公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体は、県からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

(4) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMAT及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

イ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。

(5) 救急告示病院

ア 救急告示病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、傷病者の受入れ及び搬送、医療救護班の編成及び派遣並びに他の医療機関から派遣された医療救護班の受入れ（※公立病院等）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

（※公立病院等・・・大学病院、公立病院、国立病院機構の病院、金沢赤十字病院、済生会金沢病院、地域医療機能推進機構金沢病院）

イ 救急告示病院は、地域の災害拠点病院が実施する定期的な防災訓練への参加に努める。

(6) 一般医療機関

ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

(7) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。

3 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

ア 県は、保健医療福祉調整本部、DMAT調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMAT活動拠点本部相互の情報連絡体制を整備しておく。

イ 県は、DMAT、医療救護班間の情報共有ルールを整備しておく。

ウ 市町は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

エ 県は、災害時後方医療体制に係る情報連絡体制を整備しておく。

(2) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）（注１）による連絡体制

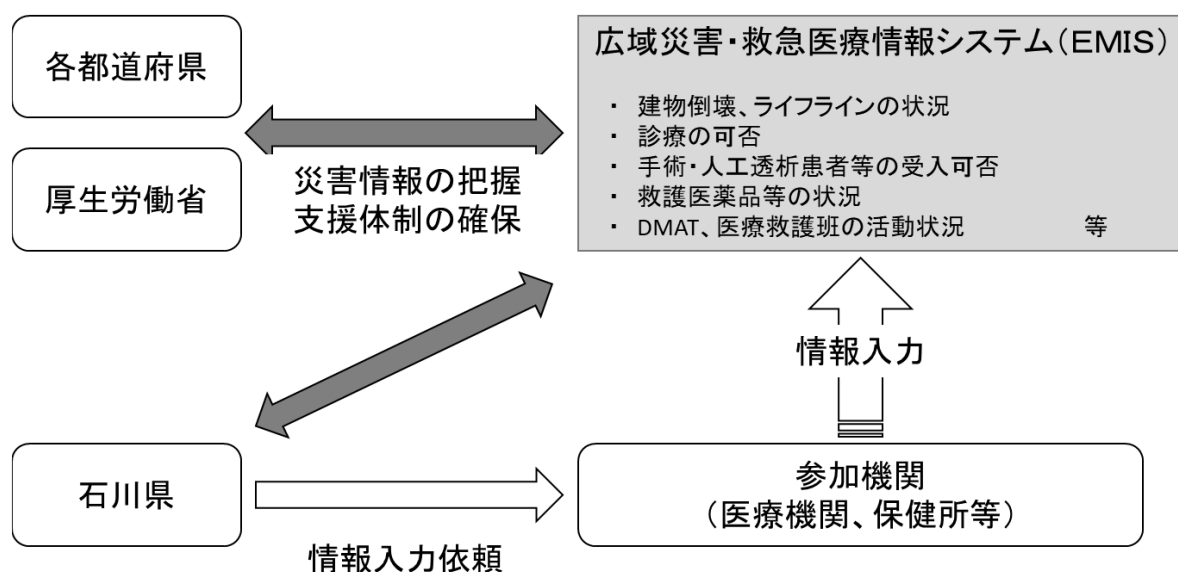
ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（EMIS）が有効に機能するよう体制を整備しておく。

イ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っていく。

（注１）広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

- 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成８年から運用開始。
- システム参加機関
厚生労働省及び４７都道府県
（石川県内参加機関）
医療機関 １５２、消防本部 １１、医師会 １０、保健福祉センター等 １３
- 災害時情報
患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図



(3) 災害時通信手段の確保

ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。

イ 災害拠点病院、救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

ウ 県及び市町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

4 保健医療福祉調整本部等の設置及び運営に関する訓練等

県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、保健医療福祉調整本部、DMAT調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMAT活動拠点本部の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

(1) 医薬品等

県は、救急用の医薬品等の備蓄・供給体制を確立しておく。

(2) 輸血用血液

石川県赤十字血液センターは、県との連携を保ち、県内の主要医療機関等と協力し、輸血用血液の備蓄・供給体制を確立しておく。

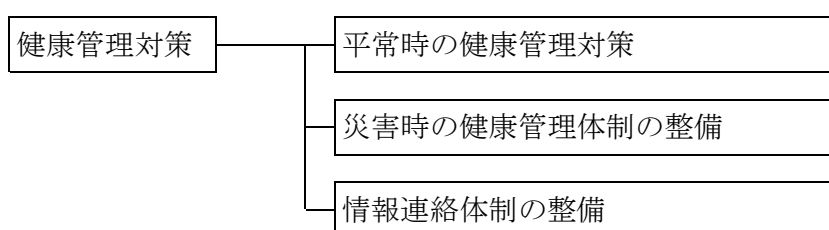
1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、県及び市町は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、県民自身の健康管理意識の向上に努める。

体系



2 平常時の健康管理対策

- (1) 県及び市町は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 市町は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 県民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

(1) 県

ア 県は、保健医療行政の指揮調整機能等の確保や、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。

イ 県は、災害が発生した場合に備え、公益社団法人石川県看護協会や公益社団法人石川県栄養士会等関係団体との連携体制、他都道府県への応援要請体制等を構築する。

(2) 市町

市町は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

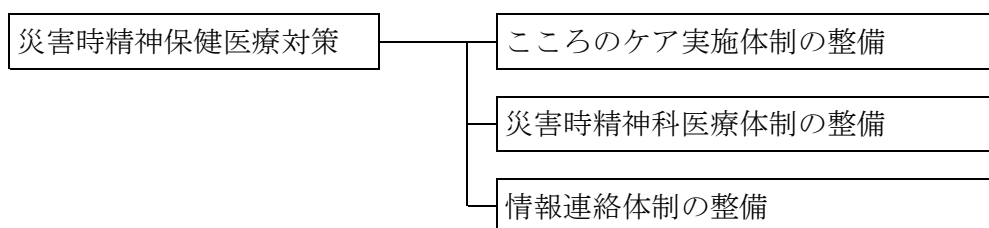
県及び市町は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

体系



2 こころのケア実施体制の整備

(1) 県

ア 県は、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を派遣する意思を持ち、ＤＰＡＴの活動に必要な人員を有する病院を石川ＤＰＡＴ指定機関に指定し、支援体制を確立しておく。

イ 県は、被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」等に基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。

(2) 市町

ア 市町は、避難所におけるＤＰＡＴ等が活動する救護所の設置について、あらかじめ施設管理者と協議しておく。

イ 市町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。

3 災害時精神科医療体制の整備

(1) 県は、次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。

ア 医療保護入院、措置入院等の精神保健福祉法に基づく精神科医療を行うための診療機能

イ 精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能

ウ ＤＰＡＴの派遣機能

(2) 県は、災害により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、災害拠点精神科病院、精神科医療機関等と協力体制を確立しておく。

(3) 県は、発災直後から精神科医療ニーズに対応できるよう精神科医療機関が機能停止した場合の入院患者の搬送方法、外来患者の医療継続の方法等について訓練等で検証しておく。

4 情報連絡体制の整備

県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」等を踏まえながら、石川ＤＰＡＴの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第 18 節 食料及び生活必需品等の確保

生活環境部、健康福祉部、
農林水産部、危機管理部、市町

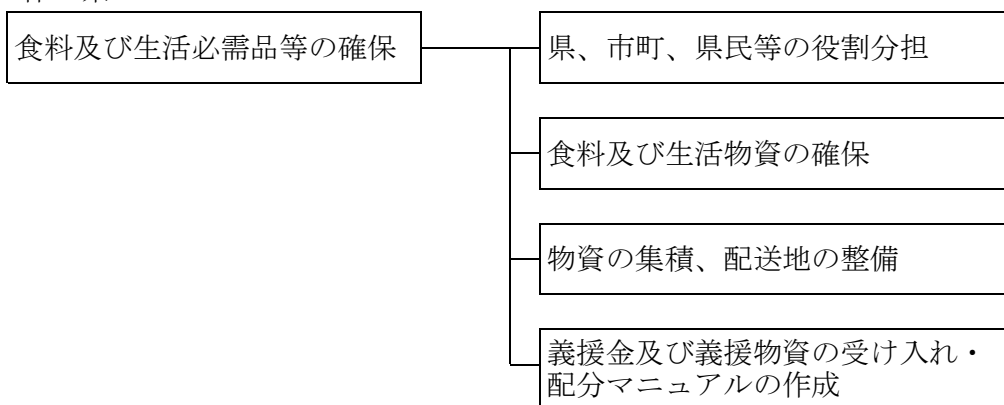
1 基本方針

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

体 系



2 県、市町、県民等の役割分担

(1) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

(2) 市町は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

(3) 県民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。

(4) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民も考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。

(5) 県及び市町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

3 食料及び生活物資の確保

県及び市町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。

- (1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。

なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要配慮者に配慮したものとなるよう留意する。

また、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。

そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図り、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

- (2) 市町は、非常食の備蓄に努める。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める

4 物資の集積、配送地の整備

県及び市町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

- (1) 県は、災害の規模が甚大で市町が定める集配予定地のみでは対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質等を勘案の上、交通上の利便のよい所に集配予定地（広域物資輸送拠点）を定める。
- (2) 市町は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。
- (3) 県及び市町は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

県及び市町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

第 19 節 噴火災害予防

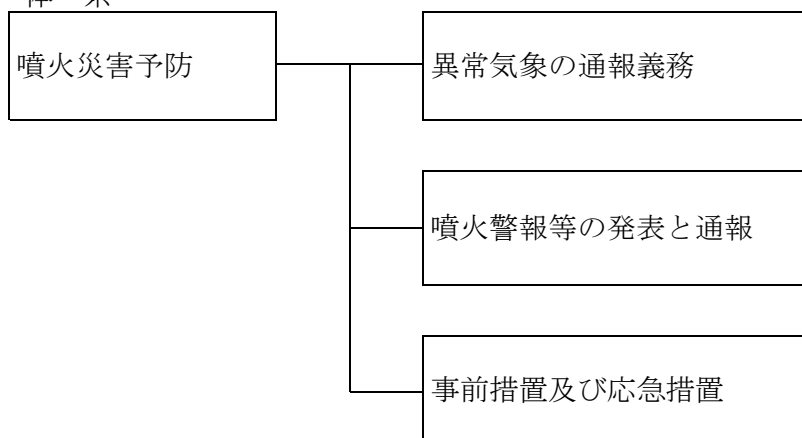
危機管理部、農林水産部、土木部、
金沢地方気象台、市町

1 基本方針

白山は、気象庁より噴火警報等が発表される火山であるので、噴火等の異常時における情報伝達体制や事前措置などをあらかじめ定めておき、応急措置の円滑化を図る。

なお、県は、白山の火山活動が活発化した場合の総合的な避難対策を平常時から関係機関が共同で検討する体制として、岐阜県、関係市町村、国等の関係機関と連携し、白山火山防災協議会を設置する。平常時からの白山火山防災協議会における登山者や住民の避難に係る共同検討を通じて、白山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上を図る。

体 系



2 異常気象の通報義務

第3章第6節「災害情報の収集・伝達」計画による。

3 噴火警報等の発表と通報

第3章第3節「気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準」による。

噴火警報等の伝達系統図

第3章第5節「災害予警報別の伝達計画」による。

4 事前措置及び応急措置

(1) 市町及び関係機関は、火山現象による被害が生じるおそれがあると認めるときは、登山を制限及び禁止するなど必要な措置をとる。

(2) 市町は、火山現象による負傷者等の捜索、救出及び救護を行う場合、警察及び消防機関及び災害現場にある者の協力を得て実施する。

登山届連携／遭難 ZERO 協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	株式会社ヤマップ	R5. 3. 27	092-710-5511	092-710-7070

(3) 県、市町、警察及び関係機関は、火山現象による被害を防止するために必要な避難、医療、交通規制等に関する計画を推進する。

(4) 地方公共団体は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民、登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。

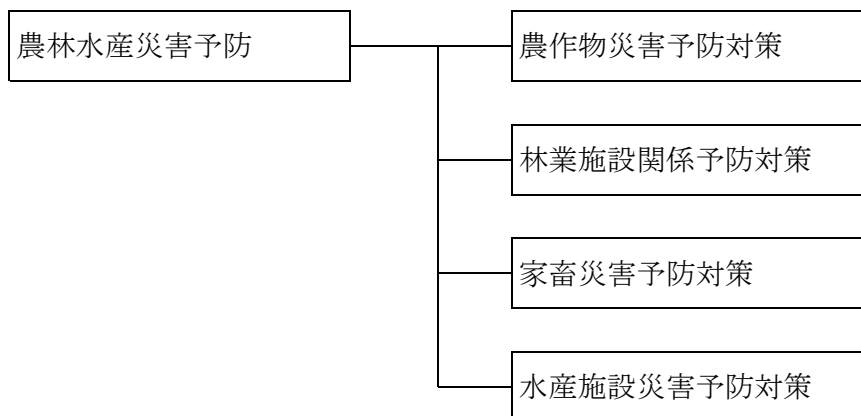
5 防災知識の普及

県及び市町は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知する。

1 基本方針

災害から農林水産業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

体 系



2 農作物災害予防対策

気象による被害を極力防止、軽減するため、次の事項に留意の上、気象の推移や農作物の生育状況に応じた個別具体的予防対策を講ずるなど、適時適切に対応する。

(1) 水稲

ア 干ばつ対策

水不足が予想される地域では、あらかじめ予備苗の確保、用水系統別水利計画の樹立、既存のかんがい施設の点検、整備を行う。

また、必要に応じ番水の実施やあぜ際部分への散水等、節水栽培の実施、共同給水場の設置等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

気象や病虫害発生予察情報に基づき、不稔防止のための深水管理やいもち病等の発生防止のための予防粒剤の施用等を行う。

ウ 大雨対策

あらかじめ、排水路等の点検及び補修整備を行い、冠水時には速やかに排水する。

エ 台風対策

台風の来襲が予想されるときは、フェーンや強風による被害の軽減を図るため、事前には場へ入水するとともに、事後は速やかに排水する。

(2) 野菜等畑作物

ア 干ばつ対策

畑地かんがい施設の積極的導入を図る。また、土壌の保水力を高めるための深耕及び有機物投入や土壌水分の蒸発防止のための敷わら等を行う。

さらに、葉ダニ類やうどんこ病等が発生しやすいので、発生動向に留意しつつ適期防除を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

耐低温性品種の選定、保温フィルム資材の利用、雨よけ施設の導入等の事前対策のほ

か、夏秋期における低温、寡照、長雨は生育不良となり、また病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときは、あらかじめ栽培施設に補強や不織布等べた掛けによる風や飛砂の防止等防風対策を実施する。

エ 雪対策

積雪によるビニールハウス等施設の破損倒壊を防止するため、融雪装置の設置や施設周辺の除雪等を行う。

(3) 果樹等永年性作物

ア 干ばつ対策

土壌水分の蒸発を抑制するために、敷わらや敷草、草生園にあつては草刈りの励行等を実施する。また、土壌の保水力を高めるために、休眠期に深耕、有機物投入等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

果樹では、結実確保のための人工授粉の励行、適正結果量の確保のための摘果、排水溝の設置等、適正な肥培管理を行う。また、病害が多発しやすいので、病害防除を的確に実施する。

ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときは、あらかじめ栽培施設の点検、補強を行うとともに、収穫可能な果実の収穫や枝の結束等を行う。

また、土壌侵食を防止するため、特に傾斜地においては、排水路等を整備する。

エ 雪対策

積雪による樹体の損傷を防ぐため、果樹では、早期せん定の実施や支柱による枝の補強、果樹棚の補強等を行う。

(4) 飼料作物

ア 干ばつ対策

干ばつのおそれがあるときは、刈取り、施肥を控え、止むを得ず刈取りを行う場合には高刈りを行うなど、再生草の草勢を確保する。

イ 長雨対策

長雨、湿害に対しては、排水溝の設置や窒素肥料の追肥等を行って草勢の維持を図るほか、牧草の予乾中に降雨があつたときは、サイレージ調製へ転換する。

ウ 台風対策

台風来襲のおそれがあるときは、トウモロコシ等長大作物は事前に刈り取る。

エ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、フライアッシュ等の融雪剤を散布し、融雪を促進する。

3 林業施設関係予防対策

(1) 林産物及び林産関係

ア 風害対策

気象情報に留意し、必要に応じて施設の補強等ができる体制を整備する。

イ 水害対策

気象情報に留意し、排水溝等の整備を図る。

また、土場及び貯木場等の木材を常に係留できる体制整備を図る。伐採木については、

流失等による被害の未然防止に万全を図る。

ウ 干ばつ対策

気象情報に留意し、しいたけほだ場等については、散水体制や日覆い等を行う。

(2) 林業用苗木関係

ア 干ばつ対策

かんがい施設の積極的導入を図る。

イ 低温、長雨対策

夏秋期における低温、長雨は生育不良となり、また病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、融雪剤を散布し、融雪を促進する。

4 家畜災害予防対策

畜舎、鶏舎等施設の設置に当たっては、適切な場所を選定するとともに、災害に備え、補強整備、放牧場の整備等を指導推進する。

5 水産施設災害予防対策

- (1) 内水面漁場、特に河川における汚濁は、水産動物に対する影響が大きいので、土砂の流出防止等の汚濁防止対策を講ずる。
- (2) 漁具、養殖施設、漁船等の漁業施設については、気象情報に対応し、海難事故の防止及び施設に対する被害の予防措置を講ずる。
- (3) 事故又は原因不明による油の流出等漁場の油濁に関する情報の把握に努め、発生の防止の指導及び発生時における防災措置の確立を図る。

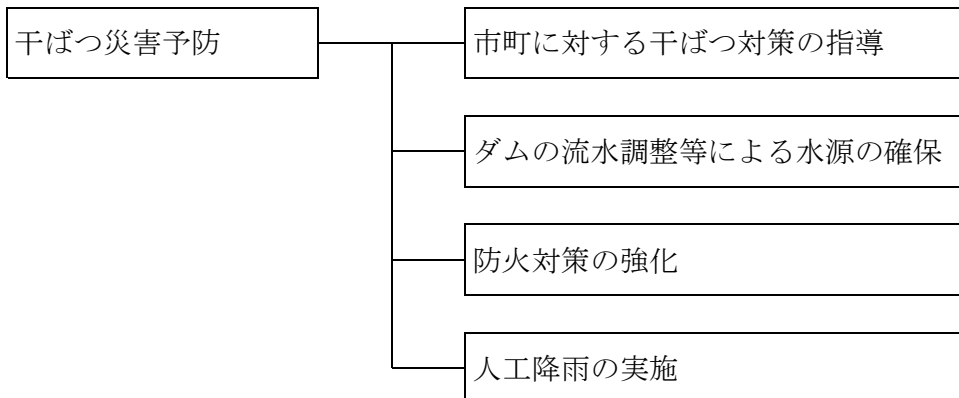
第 2 1 節 干ばつ災害予防

農林水産部、土木部、生活環境部、
危機管理部、市町

1 基本方針

干ばつについては、気象状況を早期に把握し、水源の確保など必要な対策を講じ、被害の軽減に努める。

体 系



2 市町に対する干ばつ対策の指導

- (1) 市町及び関係機関に対し、事前に農林水産物の干ばつ被害の防止技術等の防止対策を明示して指導するほか、本章第 2 0 節「農林水産災害予防」による。
- (2) 渇水時には、市町を通じて住民に節水協力を強く求めるとともに、水圧低下又は井戸水の枯渇等による断水地域に対しては、タンク車などによる生活用水の給水に万全を期す。

3 ダムの流水調整等による水源の確保

手取川ダム貯水の広域的利用を推進するとともに、気象状況に応じて既設ダムの流水調整により水源を確保する。

また、能登地区を中心に、生活ダム群の建設及び灌がい用ため池の改修を推進し、水源の確保を図る。

更に、水源地上流の森林整備を促進し、水源かん養機能の向上を図る。

4 防火対策の強化

渇水時には火災の危険性が増大するので、市町及び消防機関に対して防火体制の徹底や消火用水の確保を促すとともに、県民に対し火災予防の周知徹底を図る。

また、山林の防火対策の強化については、事故災害対策編第 7 章「林野火災対策計画」による。

5 人工降雨の実施

異常渇水が長期間継続することが予想される場合は、関係市町と協議して人工降雨の実施を検討する。

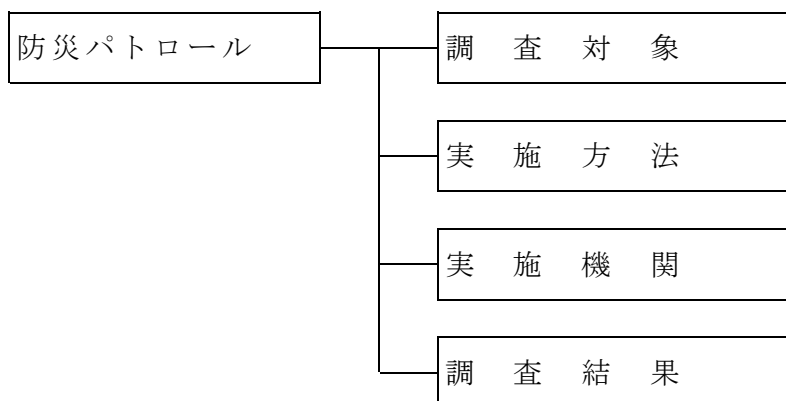
第 2 2 節 防災パトロール

土木部、農林水産部、危機管理部、
警察本部、市町、防災関係機関

1 基本方針

防災関係機関は、異常な気象条件のもとで発生する各種の災害に対処するため、防災上重要な施設や危険個所について総合的に調査検討を行い、災害の未然防止、拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、随時、防災パトロールを実施する。

体 系



2 調査対象

- (1) 河川、道路、橋りょう、港湾施設等防災上重要な施設
- (2) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の危険個所及び過去の災害発生個所
- (3) 孤立予想集落及び臨時離着陸場

3 実施方法

防災関係機関は、現地へ出向き、又はヘリコプター等の航空機により上空からパトロールを実施する。

4 実施機関

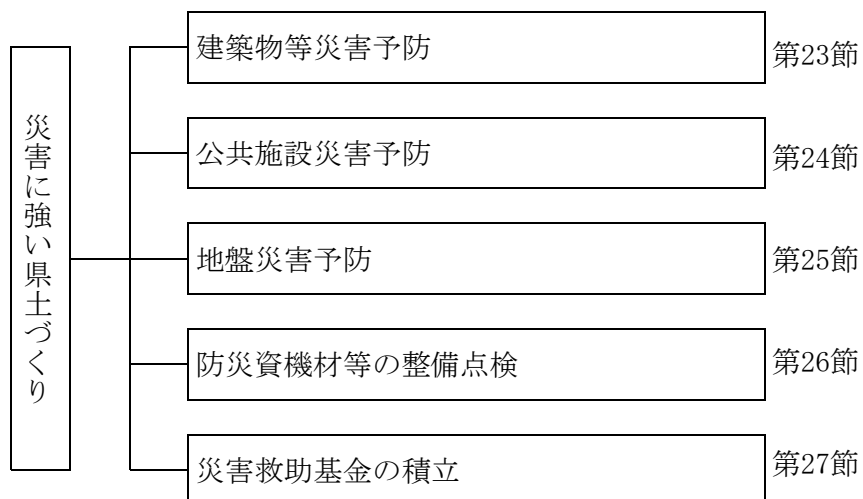
国	金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所、海上保安部
県	関係各課（出先機関）
警察	本部、地元警察署
自衛隊	陸上自衛隊第14普通科連隊
市町	関係各課、消防機関

5 調査結果

県は、防災パトロールの調査結果を取りまとめ、防災関係機関にその内容を通知する。防災関係機関は、調査結果を踏まえ、適切な予防措置を講ずる。

【災害に強い県土づくり】

「災害に強い県土づくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその県土保全事業を計画的かつ総合的に推進する。



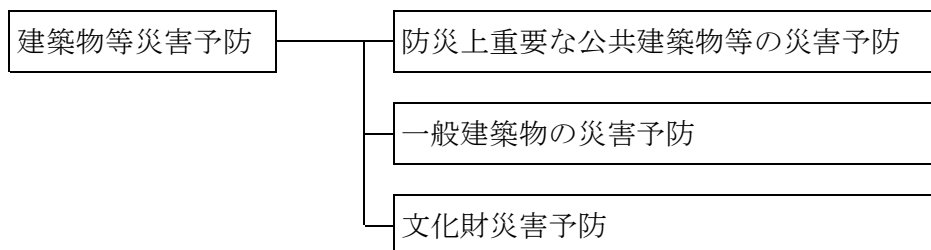
第23節 建築物等災害予防

土木部、危機管理部、教育委員会、市町

1 基本方針

災害に強いまちづくりを行うにあたって、県及び市町等は、公共建築物、一般建築物の不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

体 系



2 防災上重要な公共建築物等の災害予防

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、県及び市町等は、次の公共建築物等については、一層の不燃性や浸水対策等の強化を図る。

また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。

(1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等

(2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、公共建築物等の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努める。

3 一般建築物の災害予防

県及び市町等は、災害における建築物被害の未然防止と、火災等による延焼拡大防止を図るため、老朽住宅密集市街地対策を推進するほか、次の措置を講ずる。

(1) 老朽危険建築物に対する調査、指導

県及び建築主事をおく市は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合には、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導する。

特に、老朽危険建築物等が避難地や避難経路に面している場合には、必要な措置をとるよう早期に所有者等に対し指導等を行う。

また、老朽危険建築物のうち空家であるものについて、市町はその所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保守上危険となるおそれ等のある状態となるものについて、所有者等に対して助言、指導等必要な措置を行う。

(2) 特殊建築物の検査、指導

県及び建築主事を置く市は、旅館、百貨店、マーケット、病院、興業場、集会場等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は実地に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

(3) 不燃性建築物の建築促進

不燃性建築物対策としては、必要な地域については都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域（準防火地域）の指定を行うほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）

に基づく耐火建築への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策を強力に推進する。

(4) 市街地再開発事業等の促進

市街地における非耐火建築物の集積地区及び建築物の密集地区等においては、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業等を行うことにより、公園、緑地等都市空間の創設、避難道路の整備及び地区の不燃化等を促し、都市の防災化を図る。

(5) 中高層建築物の防火対策

ア 整備方針

(ア) 建造物の位置、構造及び設備は建築基準法等の関係法令に基づき、消防用設備等は消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。

(イ) 建造物に対して、法令に基づく立入検査を年 2 回以上実施し、災害予防についての指導に当たるとともに、消防用設備及び防火避難用設備の設置、維持、管理について、防火防災上の見地から必要な指導を行う。

イ 指導方針

(ア) 高層建築物及び地下街の不燃化

(イ) 火気設備及び火気管理の規制

(ウ) 防災設備の集中管理

(エ) 避難計画

ウ 防災管理体制の強化

(ア) 防災計画の樹立

(イ) 自衛消防訓練の実施

(ウ) 避難管理

エ 具体策

(ア) 百貨店等における夜間又は休日時の防火体制の確立

a 防火管理体制の確立

b 模様替え等の作業管理

(イ) 百貨店等における一般的な防火体制の確立

a 火災の発生又は拡大危険のある物質の安全管理

b 上階への延焼防止措置

c 避難技術の検討

d 消防隊の進入経路の確保

e 注排水措置の確立

(ウ) 消防訓練特に避難訓練の実施の徹底

オ その他

(ア) 特別避難階段の設置

(イ) 排煙口の確保

(ウ) 消防隊進入口の確保

(エ) 消防専用エレベーターの運行の確保

(オ) 既存防火対象物等に対する消防用設備等の設置の指導

(6) 建築物避難施設対策

ア 敷地の道路に対する基準を確保する。

イ 宅地又は敷地内通路の基準を確保する。

ウ 廊下及び直通階段の基準を確保する。

- エ 出入口又は非常口の基準を確保する。
- オ 避難階段、直通階段等の施設又は廊下との基準を確保する。
- カ 防火壁、防火区画又は防火設備、特定防火設備の設置を確保する。
- キ 排煙設備又は非常用照明設備の設置を確保する。
- ク 非常用出入口の基準を確保する。
- ケ その他旅館、百貨店、マーケット、病院、興業場、集会場等の特殊建築物については、定期報告により維持保全を図る。

(7) 地下街（準地下街を含む。以下同じ。）の防災対策

ア 基本方針

- (ア) 可燃物及び火気の手扱い制限、火気使用店舗の配置の適正化
- (イ) 消防用設備等の設置の促進
- (ウ) 消防隊の進入方法、消火資機材についての調査研究
- (エ) 防火管理体制の強化
- (オ) 避難、救助体制の整備
- (カ) 適切な避難方法の周知徹底
- (キ) 防災訓練の実施

イ ガス事故防止対策

- (ア) 消防機関による指導の強化
 - a 予防査察時におけるガス事業者との合同点検の実施
 - b 地下街の防災管理者に対する講習会の実施
 - c ガス消費者に対する保安啓発
- (イ) 地下街管理者の自主保安体制の確立
 - a 消防計画でのガス漏れ対策の作成
 - b ガス施設設備の定期点検の実施
 - c 入居者、警備員に対する防火管理指導の徹底
 - d ガス漏れ警報器、緊急ガス遮断器の設置
- (ウ) ガス事業者の災害予防体制の確立
 - a 供給、消費設備機器の点検整備の励行
 - b 消費者に対するガス器具取扱い心得等の広報活動の強化
 - c ガス漏れ警報器及び緊急ガス遮断器の設置指導
- (エ) 消防機関とガス事業者の事前申合せ及び連携強化
 - a ガス事業者の初動体制
 - b 相互の連絡通報体制の確立
 - c ガス漏れ現場における密接な連携
 - d 初動時におけるガス供給停止
 - e 必要資料の提供

ウ ガス事故の防災対策

- (ア) 消防機関、警察、ガス事業者及びビル管理者の連携、協力により防災活動を実施する。
- (イ) ガス漏れ発見後は速やかに周辺地区住民の避難誘導及び立入禁止措置をとる。
- (ウ) ガス漏れ箇所を速やかに探知し、元栓を止めてガスの流出防止を図る。
- (エ) 流出したガスは、排煙設備等により大気中へ拡散を図る。

4 文化財災害予防

(1) 建築物等予防対策

指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者、管理者等を指導する。

- ア 防火管理の体制を整備する。
- イ 環境の整理整頓を実施する。
- ウ 火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。
- エ 火災危険のある箇所の早期発見と施設の改善を行う。
- オ 火災警戒は、特に厳重に行う。
- カ 消火設備を完備する。
- キ 警報設備を完備する。
- ク 落雷状況を考慮し、避雷装置を設置する。
- ケ 消防用水の確保措置を講ずる。
- コ 消防車両の進入道路を確保する。
- サ 消火へい、防火帯を設ける措置をする。
- シ 消火壁、防火戸を設置する。
- ス 自衛消防組織の訓練を実施する。
- セ 盗難、き損等事故防止措置を講ずる。

(2) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り収蔵庫に保管し、収蔵庫は耐火性のものとし、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置をとるよう指導する。

(3) 施設、史跡、名勝、天然記念物等予防対策

(1)、(2)同様の措置をとる。また、災害が発生しても人命に被害の及ばぬよう平常時の管理を万全にするよう指導する。

(4) 事前対策

ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ 防災対策の意識啓発と予防対策

県教育委員会及び市町又は市町教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

県教育委員会は、自らが管理する文化財の防災対策をとるほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。

文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

ウ 民間団体との連携

県教育委員会、市町又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

5 所有者不明土地対策

県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第24節 公共施設災害予防

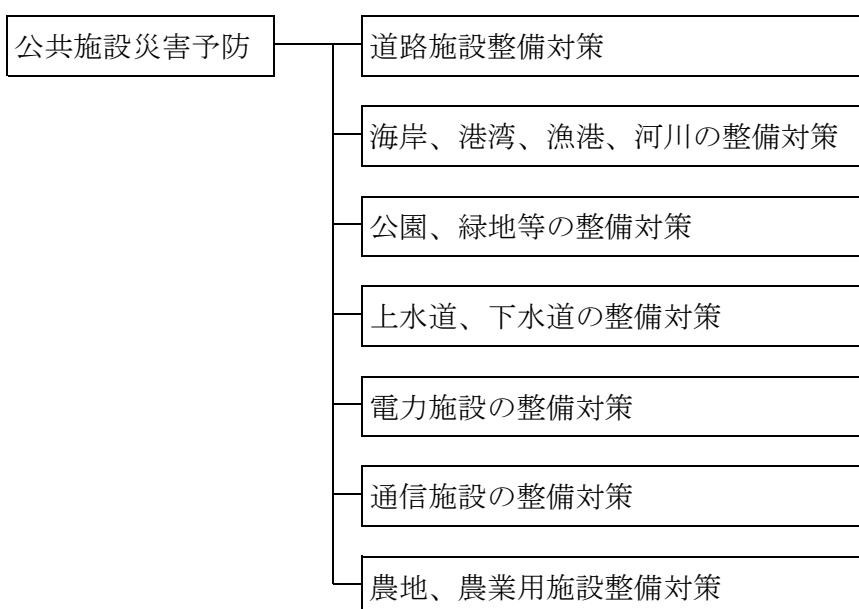
土木部、農林水産部、生活環境部、警察本部、市町、防災関係機関

1 基本方針

道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、災害に強いまちづくりを行うに当たっては、これら公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

体 系



2 道路施設整備対策

災害により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、災害時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。

このため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、安全性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(1) 道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

また、災害により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土個所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これら災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所から順次対策工事等を実施する。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強並びに架け替え等の対策を推進する。

また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、建設する。

(3) 隧道の整備

隧道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施する。

(4) 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。

(5) アンダーパス部等の整備

道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策

(1) 海岸、港湾、漁港の整備

ア 人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、整備する。

イ 護岸等についても、安全性の劣る施設又は老朽化が著しい施設岸壁等の施設の改築を促進する。

また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等を改築するなど整備を促進する。

ウ 水害対策としては、背後地の住民を守るための海岸保全施設等を整備する。

エ 港湾については、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

(2) 河川の整備

ア 抜本的な河川改修と並行し、即効性のある災害予防対策として、堆積土砂除去を推進する。

イ 災害時におけるダム、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある個所については、改築、補強等の整備を促進する。

このほか、樋門等についても安全性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4 公園、緑地等の整備対策

災害時においては、公園、緑地、緑道等の果たす役割は、火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住宅の建設用地等として活用できる。

このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、災害時における地域防災拠点施設としての整備に努める。

(1) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。

(2) 地域防災拠点施設の整備

災害時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

5 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

断水等水道被害に即応するため、県及び市町（水道事業者）は、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 動員体制

県及び市町（水道事業者）は、災害発生時に「給水対策本部（班）」を設置運営できるよう、あらかじめ組織や役割分担等を定めておく。なお、県における給水対策は、（一社）日本水道協会石川県支部と連携した体制とする。

(イ) 市町（水道事業者）は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 県及び市町（水道事業者）は、情報連絡の手段として、事前に水道業務用無線又は防災行政無線を使用できる体制を整えておく。

この場合、地方公共団体間の連絡以外に、（一社）日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めておく。

ウ 飲料水の確保

県及び市町（水道事業者）は、災害時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。

(ア) 県

市町（水道事業者）に対して、次の措置について指導する。

- a 水道施設の安全性の確保
- b 緊急時給水拠点の確保
- c 近隣の水道事業者間での相互融通施設又は緊急用水源の確保
- d 応急給水及び応急復旧用資機材の確保

(イ) 市町（水道事業者）

- a 水道施設の安全性の確保に努める。
- b 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。
- c 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。
- d 応急給水又は応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備（備蓄）するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機

及び管材料等の整備に努める。また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

e 応急給水及び施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。

f 自主防災組織及び住民に対し、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

(2) 下水道の整備

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の災害時における防災性の強化に努めるとともに、災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、災害に対する安全性を確保する。

ア 施設の整備

(ア) 管 渠

主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合は、地盤条件等を総合的に検討して計画する。

なお、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するとともに、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(イ) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう安全性の強化を図る。

また、「下水道施設計画・設計指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道施設耐震対策指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道の地震対策マニュアル（（公社）日本下水道協会）」の基準に従い、総合的に検討を行う。

イ 安全の確保

(ア) 体制面の強化

a 日頃から設備の巡視、点検を行い安全の確保に努める。

b 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

a 初動時の要員の確保

b 非常招集方法

c 応援要請方法

d 広報体制等

ウ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者幹旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策

電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。

また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。

(1) 設備面の対策

電力供給事業者は、あらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行う。

(2) 保安の確保

ア 体制面の強化

(ア) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。

(イ) 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。

(ウ) 日頃から災害に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

(ア) 初動時の要員の確保

(イ) 非常招集方法

(ウ) 応援要請方法

(エ) 広報体制等

大規模災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県	北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	R4. 2. 28	076-233-8877 076-202-6983	076-233-8755 076-233-8892

災害時における応急対策業務等に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004

7 通信施設の整備対策

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。

また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。

(1) 電信電話

電気通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。

ア 社員の動員体制

災害時において、業務の運営及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、下記事項について定めておく。

(ア) 初動時駆け付け要員の確保

- (イ) 社員の非常招集方法
- (ウ) 関係組織相互及び関連会社等の応援要請方法
- イ 災害対策機器の配備

- (ア) 無線装置

通信の途絶のおそれがある地域への非常用衛星通信装置（KU－1CH）の事前配備と途絶地域へ非常用無線装置（TZ－403）、衛星車載車及びポータブル衛星通信装置が出動できる体制を確立しておく。

- (イ) 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車が出動できる体制を確立しておく。

- (ウ) 応急復旧ケーブル

災害により、ケーブルが被災したときの応急復旧用として、各種応急復旧ケーブルを確保しておく。

- ウ 電気通信設備の点検

災害等に備え、次の設備、資機材の点検を行う。

- (ア) 電気通信設備の巡回、点検及び防護
- (イ) 災害対策機器及び車両の点検、整備
- (ウ) 応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配
- (エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検確認

- エ システムとしての信頼性向上

- (ア) 通信設備の耐火、水防設計、施工及び建物等の防災措置による設備自体の強化を図る。
- (イ) 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成に努める。

- (2) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効である。

特に、災害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、各機関は、次の点に留意して専用線の確保に努める。

- ア 耐火性の強化

局舎及び装置等について、耐火等の防災工事を実施する。

- イ 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。
また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。

- ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。

- エ 定期的な点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

- オ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

- (3) 非常通信

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、無線局は、免許の条件に関わらず非常通信を実施することができることになっている。このため、そのような事態に備えて、次の措置を講ずる。

- ア 非常通信協議会の拡充強化
- イ 非常通信訓練の実施
 - (ア) 全国非常通信訓練

- (イ) 全国感度交換訓練
- (ウ) 北陸地方非常通信訓練
- (エ) 石川地区非常通信訓練

(4) Lアラート（災害情報共有システム）

県、市町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達的手段として、Lアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。

ア Lアラート（災害情報共有システム）の整備の促進を図る。

イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練を実施する。

(5) 放 送

放送は、非常災害時における住民への情報伝達手段として極めて有効であるので、災害の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進に努める。

ア 送信所、演奏所の建物、構築物の耐火性の強化を図る。

イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐火対策を講ずる。

ウ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の整備を推進する。

エ 二次災害防止のための防火設備の整備を推進する。

オ 建物、構築物、放送設備等の耐火性等についての定期点検を実施する。

災害時における応急対策業務等に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004

大規模害災害時における相互連携に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	西日本電信電話株式会社	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464

8 農地、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、流域治水の取組と連携しつつ、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市町はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図ることで、防災・減災対策を推進する。

9 一般廃棄物処理施設整備対策

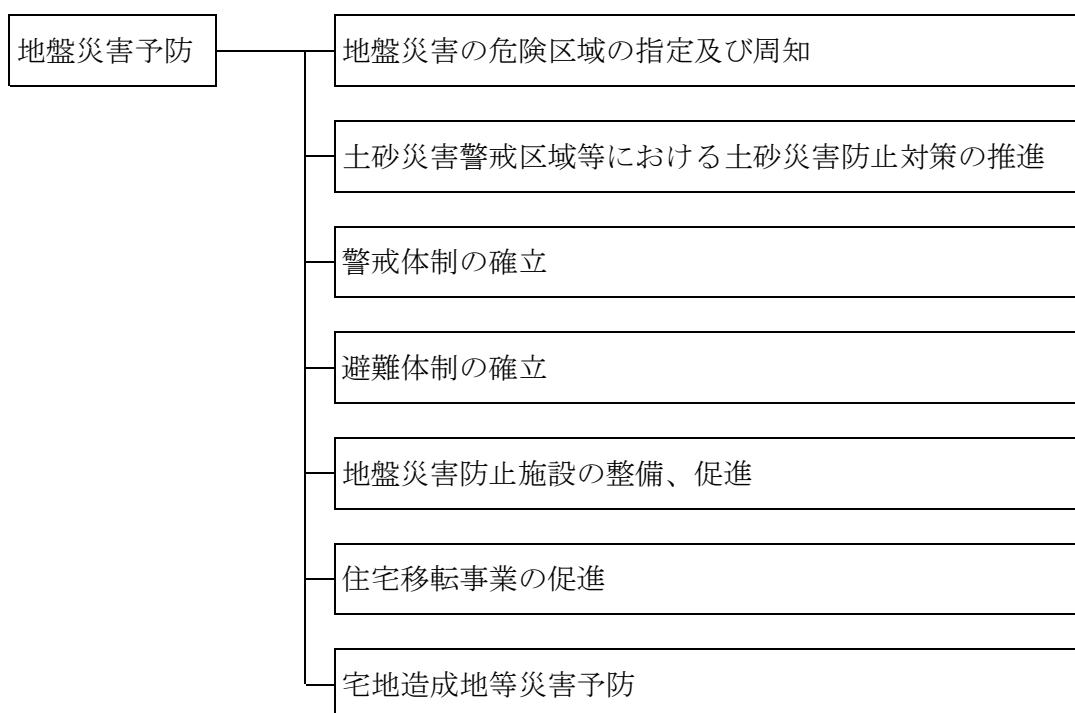
市町等は、一般廃棄物処理施設の浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における危機冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

1 基本方針

土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害を防止するため、県及び市町は、これらの危険個所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険個所とその周辺の住宅移転等の総合的な対策を実施、指導するよう努める。

体 系



2 地盤災害の危険区域の指定及び周知

県及び市町は、地盤災害から住民の生命、財産を保護するため、次の措置を講じて関係住民等に周知する。

- (1) 県は、危険個所に係る資料を市町に提供するとともに、市町の協力を得て危険個所の現況を調査の上、危険区域の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置する。
- (2) 市町は、指定された危険区域や指定区域外の危険な個所について、それぞれの個所名、所在地等を当該市町地域防災計画に明示するとともに、これらの危険個所の住民等に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

(1) 基礎調査の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある土地を調査し、その結果を関係市町長に通知するとともに公表する。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

- ア 県は、あらかじめ、関係市町長の意見を聴いて土砂災害警戒区域（以下、警戒区域という）の指定に努める。また、県は、警戒区域の指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類について、住民への周知を図るとともに、市町地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を定めるにあたり必要な情報を、当該警戒区域を含む市町に提供する。
- イ 市町は、警戒区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定める。
- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項
 - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (オ) 救助に関する事項
 - (カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- ウ 市町は、前項(エ)に記載する事項を定めるときは、当該市町地域防災計画において、土砂災害が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項(ア)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。
- エ 警戒区域をその区域に含む市町長は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等市町地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知する。
- オ 県及び市町は、協力して土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努めるものとする。また、警戒区域をその区域に含む市町は、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、住民等の身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域を、関係市町長の意見を聴いて土砂災害特別警戒区域としての指定に努める。

また、県等は次の措置を講ずる。

- (ア) 住宅分譲地、社会福祉施設等の開発行為に関する許可
- (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- (ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保

4 警戒体制の確立

(1) 県及び市町は、合同又は単独で定期的に危険個所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。

(2) 県は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生危険性が高まった時に、金沢地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を警戒レベル4相当情報として発表し、市町長が防災活動や住民等への避難指示発令等の対応を適時適切に行えるよう、関係する市町長へ通知するとともに、住民の自発的な避難判断等を促すため一般へ周知する。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後に発表され、土砂災害の危険性が最も高いことを示し、避難指示の判断に資する警戒レベル4相当情報として位置付けられている。

(3) 市町は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認めるときは、危険個所の巡視、警戒を行う。

また、当該危険個所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、市町地域防災計画にあらかじめ定めておく。

なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、降雨量の把握に努める。

(4) 雨量計設置機関は、逐次情報の提供に努める。

5 避難体制の確立

市町長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。避難指示等の発令基準やその伝達手段等については、市町地域防災計画にあらかじめ定めておく。

また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、これを市町地域防災計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。

6 地盤災害防止施設の整備、促進

(1) 地すべり防止工事の促進

能登地区は、地質及び気象的要因により地すべりの多発地帯である。

このため、県は、人家、公共施設の多い重要区域から順次、排水工、砕工、排土工等の防止工事を施行し、地すべりの防止に努める。

(2) 治山対策の推進

山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

(3) 土石流防止工事の促進

土石流は、豪雨により生じた山崩れの際の崩落土石が多量の水分を含んで溪流を流下し、下流に被害をもたらす現象である。県は、下流の人家、公共施設の多い重要溪流から順次砂防堰堤及び流路工事等を行い、土石流の防止に努める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備に努めるとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備に努める。

(4) 急傾斜地崩壊防止工事の促進

急傾斜地崩壊危険区域については、地元民にがけ崩れを誘発するような行為の制限、又は防止対策工事の施行を指導する。

また、地元民だけで崩壊防止工事の施工が困難である区域のうち、危険度の高い重要区域から順次、公共事業として、擁壁、コンクリート張り工、排水工、法切工等の防止工事を行い、がけ崩れの防止に努める。

7 住宅移転事業の促進

県及び市町は、危険個所に居住する者に対して、必要な指導を行うとともに、当該危険地域外に住居の建設移転等を行う場合に住宅金融支援機構資金の融資指導等を行うほか、次の事業によりその移転を促進する。

ただし、家屋等の経常的被害に対する補修又は補強は、原則としてそれぞれの家屋管理者が行う。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある個所に存する危険住宅の移転を促進するため、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施に努める。

(2) 防災のための集団移転事業

防災のための集団移転に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）に基づき、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進するよう努める。

8 宅地造成地等災害予防

県及び市町は、宅地の造成や盛土・切土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。

(1) 宅地造成地域等の規制

宅地造成盛土等に伴う災害により、人家等に被害を及ぼしうる区域に対して、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、宅地造成に関する工事だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や、単なる土捨て行為・一時的な堆積についても適切な規制を行い、盛土等に伴う災害の防止を図る。

また、都市計画法の開発許可制度も宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可となることから、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。なお、必要があると認めるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。

(2) 指定区域内における措置等

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内における宅地造成や盛土・切土等に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。

また、必要に応じて、指定区域のパトロールを実施し、違反工事、危険な盛土等の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。

(3) 危険盛土等に対する措置

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

なお、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

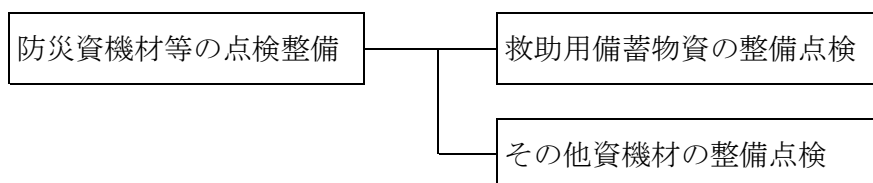
第 2 6 節 防災資機材等の点検整備

土木部、農林水産部、危機管理部、
市町、防災関係機関

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関においては、災害応急対策に必要な資機材を、災害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時、点検整備する。

体 系



2 救助用備蓄物資の整備点検

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく救援物資及び日本赤十字社石川県支部で備蓄する救援物資については、品目、員数、梱包の整理点検による適正保存に努めるとともに、災害発生による備蓄物資の支給又は棄損したときの補充等、物資の確保に万全を図る。

3 その他資機材の整備点検

救援資機材を保有する機関及び応急復旧用資機材を備蓄する機関においては、適宜点検整備を行い、災害に備える。

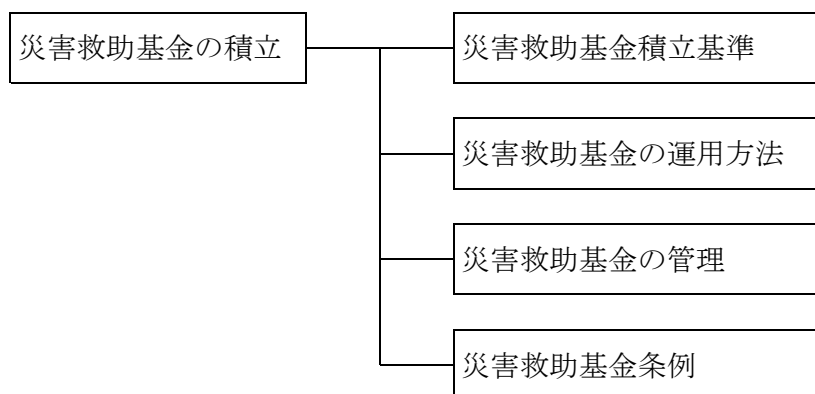
第 2 7 節 災害救助基金の積立

危機管理部

1 基本方針

県は、災害救助関係の費用の支弁に要する財源及び災害対策に要する経費の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行い、的確な運用を図る。

体 系



2 災害救助基金積立基準

災害救助法第 3 8 条（災害救助基金の積立額）の規定により災害救助基金の各年度における最小限は、県の当該年度の前年度の前 3 年間における地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める普通税の収入額の決算額の平均年額における 1 0 0 0 分の 5 に相当する額を積立てる。

3 災害救助基金の運用方法

確実な銀行への預金又は災害救助法第 2 3 条（救助の種類）第 1 項に規定する救助の実施に要する給与品の事前購入に充てる。

4 災害救助基金の管理

災害救助基金の管理は県が行い、管理に要する費用は災害救助基金から支出する。

5 災害救助基金条例

災害救助基金の設置管理及び処分に関しては、石川県災害救助基金条例（昭和 39 年条例 23 号）の定めるところによる。

石川県地域防災計画（一般災害対策編）

第3章 災害応急対策計画

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第1節 初動体制の確立	1 基本方針 2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 3 通報連絡体制及び県職員の動員 4 災害対策本部 5 現地災害対策本部 6 災害対策本部設置等の表示等 7 意思決定手続き 8 災害応急対策の総合調整 9 受援体制の確立 10 広域応援協力体制の確立 11 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理	危機管理部、関係各 局、警察本部、市町 、防災関係機関	95 95 96 97 99 100 100 100 101 113 114
第2節 事前措置及び応急措置	1 基本方針 2 市町長の事前措置及び応急措置 3 知事の応急措置 4 県及び市町の委員会並びに委員の応急措置 5 警察官、海上保安官の応急措置 6 被害の発生及び拡大防止体制	危機管理部、関係各 局、市町	115 115 116 118 119 119
第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準	1 基本方針 2 予報、注意報、警報の細分区域 3 種類及び発表基準 4 水防法に定める水防警報 5 水位情報の通知及び周知 6 水防法及び気象業務法に定める指定河川洪水予報 7 消防法に定める火災警報及び火災気象通報 8 噴火警報等 9 土砂災害警戒情報 10 土砂災害緊急情報 11 その他の警告等	危機管理部、土木部 、金沢地方気象台、国 土交通省金沢河川国道 事務所、市町	120 120 122 130 134 137 138 138 141 142 142
第4節 災害予警報の伝達体制	1 基本方針 2 水防警報、火災警報の放送 3 知事、市町長、その他の機関が発する警告等の放送 4 災害応急対策責任者の体制整備 5 非常時における予警報の伝達徹底方策	危機管理部、土木部 、市町、防災関係機関	143 143 143 143 143

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第5節 災害予警報別の伝達	1 基本方針	危機管理部、土木部、市町、防災関係機関	144
	2 気象警報等の伝達		144
	3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達		147
	4 洪水予報の伝達		152
	5 火災警報の伝達		153
	6 気象注意報等及び火災気象通報の伝達		153
	7 噴火警報等の伝達		154
	8 土砂災害警戒情報の伝達		154
	9 土砂災害緊急情報の伝達		155
	10 特殊事業者等が利用する気象警報等の伝達		156
	11 知事、市町長、その他の機関が行う警告等の伝達		156
第6節 災害情報の収集・伝達	1 基本方針	危機管理部、関係各局、警察本部、市町、防災関係機関	157
	2 情報収集体制及び伝達系統の確立		157
	3 収集すべき情報		161
第7節 通信手段の確保	1 基本方針	危機管理部、警察本部、市町、N T T 西日本、北陸電力及び北陸電力送配電 J R 西日本、防災関係機関	171
	2 通信手段の利用方法等		171
	3 通信設備の応急復旧		175
第8節 消防防災ヘリコプターの活用等	1 基本方針	危機管理部、市町	176
	2 消防防災ヘリコプターの活動内容		176
	3 運航基準		176
	4 支援要請		176
	5 防災関係機関のヘリコプターとの連携		177
	6 航空機の運用調整		178
第9節 災害広報	1 基本方針	総務部、危機管理部	179
	2 広報機関		179
	3 広報の内容		179
	4 広報手段等		179
	5 被災地域の相談・要望等の対応		181
	6 安否情報の提供等		181
	7 ライフライン情報の提供等		181
第10節 消防活動	1 基本方針	危機管理部、市町、消防本部	182
	2 出火防止、初期消火		182
	3 応援要請等		182
	4 消防活動		184
	5 救助・救急活動		184
	6 惨事ストレス対策		184

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第11節 自衛隊の災害派遣	1 基本方針	危機管理部、関係各 局、陸上自衛隊、海上 自衛隊、航空自衛隊 、市町、防災関係機関	185
	2 災害派遣の適用		185
	3 派遣の要請		185
	4 部隊等の出動		186
	5 活動の内容		187
	6 使用資機材の準備		188
	7 経費の負担区分		188
	8 自衛隊航空機を行う災害活動 に対する諸準備		188
第12節 避難誘導等	1 基本方針	危機管理部、関係各 局、警察本部、市町	190
	2 避難の勧告又は指示の実施及 び基準		190
	3 避難の指示の内容、時期及び その周知		191
	4 高齢者等避難の発令		192
	5 警戒区域の設定		192
	6 警戒区域設定の周知等		193
	7 避難者の誘導		193
	8 避難所の開設及び運営		193
	9 広域避難対策		196
	10 帰宅困難者対策		197
	11 避難所外避難者対策		197
第13節 要配慮者の安全確保	1 基本方針	健康福祉部、危機管理 部、文化観光スポー ツ部、市町	198
	2 在宅の要配慮者に対する対策		198
	3 社会福祉施設等における対策		199
	4 医療機関における対策		199
	5 外国人に対する対策		200
第14節 災害医療及び救急医療	1 基本方針	健康福祉部、危機管理 部、日本赤十字社、市 町、医師会、防災関係 機関	201
	2 情報収集・提供		201
	3 DMAT・医療救護班派遣・ 受入体制		202
	4 救護所の設置		207
	5 災害時後方医療体制		207
	6 重症患者等の搬送体制		208
	7 他県等からの傷病者の受入体 制		208
	8 医薬品等及び輸血用血液の供 給体制		208
	9 他県等からの医薬品等の受入 体制		209
	10 医薬品等の輸送手段		209
	11 医療機関のライフラインの確保		209
	12 個別疾患対策		209

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第15節 健康管理活動	1 基本方針 2 実施体制 3 健康管理活動従事者の派遣体制 4 健康管理活動	健康福祉部、市町	210 210 210 210
第16節 救助・救急活動	1 基本方針 2 実施体制 3 惨事ストレス対策 4 医療救護活動 5 災害救助法による措置	危機管理部、関係各部局、市町、防災関係機関	212 212 213 213 213
第17節 水防活動	1 基本方針 2 監視、警戒活動 3 応急復旧	土木部、農林水産部、市町、防災関係機関	214 214 214
第18節 災害救助法の適用	1 基本方針 2 適用基準（災害救助法施行令） 3 適用手続 4 災害救助法に基づく救助の種類 5 災害救助法に基づく救助の実施 6 従事命令等 7 災害救助法が適用されない場合の救助	危機管理部、土木部、関係各部局、市町	215 215 216 216 217 217 217
第19節 災害警備及び交通規制	1 基本方針 2 災害警備体制 3 交通対策	警察本部、海上保安部、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者	220 220 221
第20節 行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬	1 基本方針 2 行方不明者及び遺体の搜索 3 遺体の検視（見分）及び処理 4 遺体の埋葬 5 安否確認 6 警察の措置 7 海上保安部の措置 8 災害救助法による措置	健康福祉部、警察本部、海上保安部、市町	227 227 227 227 228 228 228 228
第21節 ライフライン施設の 応急対策	1 基本方針 2 電力施設 3 通信施設 4 ガス施設 5 下水道施設	北陸電力及び北陸電力送配電、N T T 西日本、ガス事業者、土木部、市町下水道事業者	229 229 230 231 231

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第22節 公共土木施設等の応急対策	1 基本方針 2 道路施設 3 河川、海岸、港湾、漁港等施設 4 放送施設 5 鉄道施設 6 空港施設 7 公園、緑地施設 8 農地、農業用施設等 9 公共建築物等	土木部、農林水産部、 市町、放送事業者、J R 西日本、J R 貨物、 北陸鉄道、のと鉄道、 I R いしかわ鉄道、大 阪航空局小松空港事務 所、能登空港管理事務 所、防災関係機関	233 233 234 235 235 235 235 235 236
第23節 給水活動	1 基本方針 2 給水対策本部の設置、運営 3 応急給水活動 4 施設の応急復旧活動 5 災害救助法による措置	生活環境部、市町	237 237 237 238 239
第24節 食料の供給	1 基本方針 2 実施体制 3 主食の供給 4 副食及び調味料の確保 5 共助による食料の確保 6 災害救助法による措置	農林水産部、農林水産 省農産局、北陸農政局 、市町	240 240 240 240 241 241
第25節 生活必需品の供給	1 基本方針 2 実施体制 3 生活必需品等の確保 4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 5 災害救助法による措置	生活環境部、危機管理 部、市町、防災関係機 関	242 242 242 244 244
第26節 障害物の除去	1 基本方針 2 実施体制 3 障害物除去の実施基準 4 障害物除去計画の作成 5 障害物除去の方法 6 除去した障害物の集積場所 7 湛水、堆積土砂、その他障害 物件の排除措置 8 災害救助法による措置 9 粉塵等公害防止対策 10 障害物除去に関する応援、協力	生活環境部、土木部、 農林水産部、市町、施 設管理者	245 245 245 245 245 246 246 246 246 246
第27節 輸送手段の確保	1 基本方針 2 輸送の対象 3 実施機関 4 要員、物資輸送車両等の確保 5 従事命令 6 災害救助法による措置	企画振興部、危機管理 部、商工労働部、自衛 隊、海上保安部、市町 、J R 西日本、J R 貨 物、北陸鉄道、のと鉄 道、I R いしかわ鉄道 、トラック協会、倉庫 協会、防災関係機関	247 247 247 247 249 249

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第28節 こころのケア活動	1 基本方針 2 実施体制 3 石川D P A T派遣体制 4 石川D P A T活動 5 精神保健医療活動情報の提供	健康福祉部、市町	250 250 250 250 250
第29節 防疫、保健衛生活動	1 基本方針 2 実施体制 3 避難所の防疫措置 4 防疫用資材の備蓄、調達 5 感染症患者発生時の対応 6 ペット動物の保護対策 7 特定動物の逸走対策	健康福祉部、生活環境部、市町	251 251 253 253 253 253 253
第30節 ボランティア活動の支援	1 基本方針 2 ボランティアの受け入れ 3 ボランティア本部の機能 4 ボランティア現地本部の機能 5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供 6 協力体制	生活環境部、市町、関係機関	254 254 254 255 255 255
第31節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	1 基本方針 2 実施体制 3 被災地の状況把握 4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法 5 災害時における廃棄物の処理目標 6 野外仮設トイレの設置 7 廃棄物の応急的処理 8 廃棄物処理施設の復旧	生活環境部、市町、事業主	256 256 256 256 257 257 258 258
第32節 住宅の応急対策	1 基本方針 2 実施体制 3 災害救助法による措置 4 住宅確保等の種別	土木部、市町	259 259 260 260
第33節 文教対策	1 基本方針 2 文教施設の応急復旧対策 3 応急教育実施の予定施設 4 応急教育計画 5 児童生徒への対応 6 教材、学用品の調達及び給与方法 7 授業料の免除及び育英資金 8 給食措置 9 保健衛生 10 教職員の健康管理 11 避難所協力 12 文化財対策	県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部、市町	261 261 261 261 262 262 262 262 263 263 263 263

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第34節 応急金融対策	1 基本方針	商工労働部、日本銀行、北陸財務局、関係行政機関	264
	2 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節		264
	3 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置		264
	4 金融機関の業務運営の確保に係る措置		264
	5 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請		264
	6 各種措置に関する広報		264
第35節 木材流出防止対策	1 基本方針	施設管理者	265
	2 河川及び港湾沿岸の占用地域内の措置		265
	3 占用水面以外の河川及び港内の措置		265
	4 公共管理者が管理する貯木場内の措置		265
	5 民間業者の所有する貯木場内の措置		265
第36節 農林水産物災害応急対策	1 基本方針	農林水産部、市町	266
	2 農作物関係		266
	3 畜産関係		266
	4 林産関係		267

第3章 災害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

危機管理部、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関

1 基本方針

知事又は市町長は、災害対策基本法第23条に基づき、災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、県、市町及び防災関係機関は、災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

石川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。

配備体制及びその基準等

(1) 災害対策本部の設置等に係る配備体制は、次のとおりとする。

配 備 体 制		基 準	動 員 対 象 職 員
災害対策本部設置前	注意配備体制 （情報収集、連絡活動を円滑に行える体制）	県下に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
	警戒配備体制 （災害対策本部の設置に備える体制）	県下に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
災害対策本部体制		・県下に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 ・県下に顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。 ・県下に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・県下に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長（知事）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

(2) 火山災害発生時等の配備体制は、次のとおりとする。

配 備 体 制		動 員 基 準	動 員 対 象 職 員
災害対策本部設置前	警戒配備体制 （災害対策本部の設置に備える体制）	白山に警報（火口周辺）（噴火警戒レベル 2、火口周辺規制）が発表されたとき。	・危機管理部担当職員 ・各部局の配備計画による職員
		白山に警報（火口周辺）（噴火警戒レベル 3、入山規制）が発表されたとき。	・危機管理部全職員 ・災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）等 ・各部局の配備計画による職員
災害対策本部体制		・ 白山に噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベル 4、高齢者等避難）又は噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベル 5、避難）が発表されたとき ・ 県下に相当規模の火山災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。 ・ 県下に火山災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・ 県下に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・ 原則として全職員

３ 通報連絡体制及び県職員の動員

(1) 通報連絡体制

ア 本庁各部局（課、室）長及び出先機関の長は、あらかじめ職員の配備計画及び動員伝達システムを定め、所属の職員に周知徹底するとともに、このための所要の準備を日頃から整えておくこととする。

イ 毎年度、新たに策定（変更を含む。）した職員の配備計画及び動員伝達システムを毎年度４月末までに危機管理部長に報告する。

(2) 通報の方法

ア ２の「配備体制及びその基準等」の定めによる動員対象職員は、携帯電話及び職員の動員伝達システム等により、確実に連絡を受けて登庁する。

イ 放送機関（ラジオ、テレビ）の協力を得て、職員の動員を図る。

(3) 職員の動員

ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理部担当職員及び各部局の配備計画による職員は、速やかに登庁する。

イ 災害対策本部体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部体制となったときは、原則として全職員は直ちに登庁する。ただし、本部長が災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。なお、登庁が不能の場合は、災害予防計画第６節２(２)で定める県の機関に登庁する。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

知事は、2の「配備体制及びその基準等」に定める基準に基づき、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織等は、「石川県災害対策本部条例（昭和37年石川県条例第51号）」、「石川県災害対策本部規程（昭和35年訓令第7号）」及び「石川県災害対策本部運営要綱（昭和37年。以下[運営要綱]という。）」の定めるところによる。

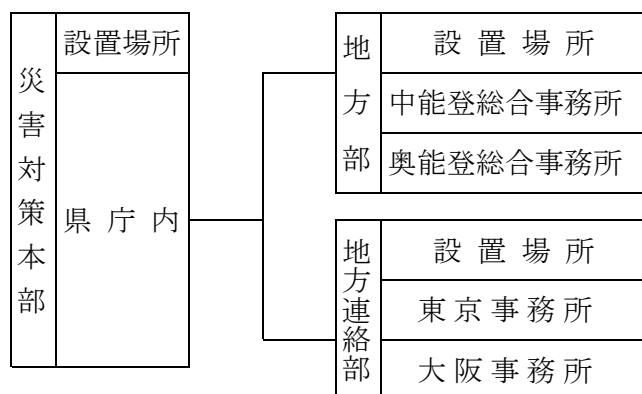
(3) 災害対策本部は、知事を本部長として、県、教育委員会及び警察本部を含む構成とし、災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

(4) 災害対策本部は、原則として県庁内に設置する。

(5) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の部を、七尾及び輪島の両総合事務所に地方部を、東京及び大阪の2事務所に地方連絡部をそれぞれ置き、災害対策本部の事務を分掌させる。

地方部及び地方連絡部に部長を置き、部長は当該事務所長を充てる。

(6) 災害対策本部の系統図は、次のとおりとする。



(7) 災害対策本部の組織、編成

ア 災害対策本部は、災害対策に関する方針の協議及び事務連絡の機関として、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を構成員とする災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設ける。

イ 本部員会議は、必要の都度、本部長が招集する。

ウ 災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。

エ 部長には本部員（各部局長）を充て、班長には各部局の各企画調整室次長及び各課長を充てる。

オ 本部員会議の庶務その他災害対策についての各部、各班の連絡等に関する事項の処理に当たるため本部連絡員室を設置し、各部局の企画調整室次長等を本部連絡員として、原則として本部連絡員室に勤務させる。

また、部内各班の連絡を図るため、部内連絡員（各課課長補佐（総括））を置く。

カ 災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班を設置する。

キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

災害 対策 本部	本部員会議		職 名		→				本 部 連 絡 員 室		
	本 部 長		知 事						室長	危 機 対 策 課 長	
	副 本 部 長		副 知 事						副室長	消 防 保 安 課 長	
	副 本 部 長		副 知 事						本 部 連 絡 員 (各企画調整室次長等)	本 部 連 絡 員 室	
	本 部 員	危機管理部	危機管理部長		各 班	各 班 長 (各企画調整室次長・各課長)	部 内 連 絡 員 (各課課長補佐(総括))	班 員			危機管理部企画調整室次長
		総 務 部	総 務 部 長								財政課課長補佐
		能登半島 地震復旧・ 復興推進部	能登半島地震 復 旧 ・ 復 興 推 進 部 長								創造的復興推進課課参事
		災害資料部	企画振興部長								企画振興部企画調整室次長
		文化観光 スポーツ部	文化観光 スポーツ部長								文化観光スポーツ部 企画調整室次長
		健康福祉部	健康福祉部長								健康福祉部企画調整室次長
		生活環境部	生活環境部長								生活環境部企画調整室次長
		商工労働部	商工労働部長								商工労働部企画調整室次長
		農林水産部	農林水産部長								農林水産部企画調整室次長
		競馬事業部	競馬事業局長								競馬総務課課長補佐
		土 木 部	土 木 部 長								土木部企画調整室次長
		災害経理部	出 納 室 長								出納室課長補佐
		教 育 部	教 育 長								教育委員会企画調整室次長
		警 察 部	警 察 本 部 長								警察本部警備課課長補佐
	現地災害対策本部										

(8) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元体制を確立するとともに、災害対策基本法第14条に基づく石川県防災会議と緊密な連絡のもと、次に定める掌握事務を実施する。

なお、各部、各班の組織及び事務分担は、運営要綱の定めるところによる。

県本部の所掌事務

- 災害情報の取りまとめに関すること。
- 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
- 災害時における通信の確保に関すること。
- 災害状況の県内外に対する広報に関すること。
- 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。
- 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
- 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
- 水防その他災害の緊急防御対策に関すること。
- 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。
- 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。
- 災害時における治安の確保に関すること。
- 災害の応急復旧対策に関すること。
- その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。

5 現地災害対策本部

- (1) 本部長は、被災地域及び災害の状況等に応じて、現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部設置場所

現地災害対策本部は、中能登、奥能登総合事務所又は小松県税事務所のほか、次の施設を充てることができる。

なお、知事が必要と認めた場合は被災市町と情報の共有化を図るため、現地災害対策本部を当該市町の庁舎内に設置し、市町災害対策本部との合同会議等を開催するなど機動的な運用を図る。

各土木総合事務所	奥能登 中能登 県央 石川 南加賀
各 土 木 事 務 所	珠洲 羽咋 津幡 大聖寺
各農林総合事務所	奥能登 中能登 県央 石川 南加賀
各 農 林 事 務 所	珠洲 羽咋 津幡 加賀

- (3) 中能登又は奥能登総合事務所管内区域内に現地災害対策本部が設置されたときは、その区域内の地方部は現地災害対策本部に吸収される。
- (4) 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）を構成員とする現地災害対策本部員会議（以下「現地本部員会議」という。）を設ける。
- (5) 現地災害対策本部には、部及び班を設け、部に現地本部員を長とする部長を、班に班長を置く。
- (6) 部長には当該関係部署の次長を充て、班長には、原則として、被災地域又はその周辺地域に所在する当該関係部署の出先機関の長を充てる。
- (7) 部及び班の事務分担及び出先機関等については、運営要綱の定めるところによる。
- (8) 現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

災 害 対 策 本 部 →	現 地 災 害 対 策 本 部	現地本部員会議		職 名		
		現 地 本 部 長		副 知 事 （知事の職務代理 順序による）		
		現 地 副 本 部 長		本部長が指名する者		
	現 地 本 部 員		危機管理部	危機管理部次長	危機管理班	班 長 (出先機関の長) 班 員
			総 務 部	総 務 部次長	総 務 班	
			健康福祉部	健康福祉部次長	健康福祉班	
			農林水産部	農林水産部次長	農林水産班	
					家畜衛生班	
			土 木 部	土 木 部次長	土 木 班	
			警 察 部	警察本部(次長相当職)	災害警備班	

- (注) 1. 現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。
- また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理部及び担当部（警察本部を除く。）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。
2. 必要のある都度、協力班等の班を設置する。

- (9) 複数設置されたときの現地本部員の指名

県内に現地災害対策本部を複数設置することとなったときは、現地本部長、現地本部員は、本部長がその都度指名する。

6 災害対策本部設置等の表示等

(1) 災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合

ア 直ちにその表示を行い、消防庁、市町、防災関係機関及び報道機関等に通報し、県民等に周知する。

イ 各部局に対しては、ファクシミリ又は口頭で速やかに伝達する。

(2) 廃止した場合も、(1)ア、イに準じて行う。

7 意思決定手続き

(1) 本部長（知事）に事故ある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

代理順位	職 名	備 考
第 1 位	副本部長（副知事）	知事の職務代理
第 2 位	副本部長（副知事）	順序による

(2) 本部員及び現地本部員並びに班長に事故ある場合の代理は、石川県処務規程（昭和 33 年訓令甲第 9 号）第 18 条（副知事等の代決）、第 19 条（出先機関の長の代決）の規定を準用する。

8 災害応急対策の総合調整

(1) 総合調整

ア 県は、国が非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。

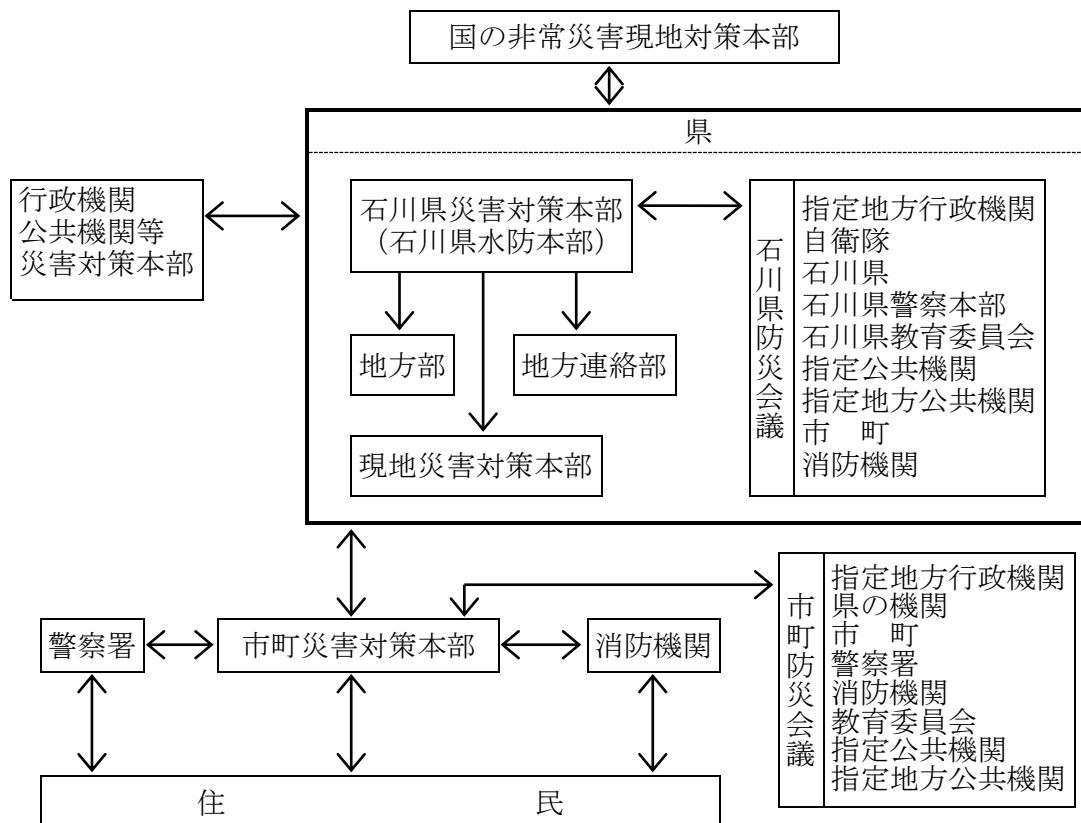
また、国が現地において連絡会議及び調整会議を開催した場合、応急措置状況や被災市町を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等と共有する。

イ 石川県防災会議は、県が災害対策本部を設置した場合、必要に応じて県庁内に石川県防災会議連絡員室を設置し、関係機関相互間の連絡調整の円滑化を図る。

石川県防災会議の各委員は、その所属機関から職員を派遣し、必要に応じて石川県防災会議連絡員室にこれを駐在させる。

ウ 県及び市町は、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

エ 総合調整の系統



(2) その他の対策会議等の設置

ア 災害対策本部の設置にいたらない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、常時又は随時関係機関相互の連絡調整を図るため、災害の形態に応じて必要な対策会議等を設置することができる。

なお、対策会議等を設置したときは、速やかに石川県防災会議に連絡する。

イ 災害対策本部が設置されたときは、災害の形態に応じて設置した対策会議等は、災害対策本部に吸収される。

9 受援体制の確立

県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 知事の応援要請

ア 指定行政機関等に対する応援要請

県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。

(ア) 災害の状況

(イ) 応援を要請する理由

(ウ) 応援を要請する区域及び範囲又は内容

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他必要な事項

(参 考) 指定行政機関等との応援に関する協定等は、次のとおりである。

① 通信設備の優先利用等に関する協定（本章第7節「通信手段の確保」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	警察本部	S38. 11. 1	076-225-0110	076-225-0233
	西日本旅客鉄道（株） 金沢支社	S62. 4. 1	076-254-3011	076-254-3012
	北陸電力（株）石川支店	S38. 12. 27	076-233-8877	076-233-8755

② 災害時における放送要請に関する協定（本章第9節「災害広報」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	NHK金沢放送局	S52. 4. 30	076-264-7038	076-224-7122
	北陸放送（株）	S52. 4. 30	076-262-8183	076-232-0043
	石川テレビ放送（株）	S53. 10. 1	076-267-2347	076-268-0115
	（株）テレビ金沢	H 3. 6. 28	076-240-9032	076-240-9096
	（株）FM石川	H 3. 6. 28	076-262-8050	076-262-8058
	北陸朝日放送（株）	H 4. 1. 31	076-269-8844	076-269-8845
	（株）テレビ小松	H14. 4. 1	0761-23-3911	0761-23-3914
	加賀ケーブル（株）	〃	0761-72-8181	0761-72-5995
	金沢ケーブルテレビネット（株）	〃	076-224-1114	076-224-8300
	（株）あさがおテレビ	〃	076-274-3333	076-274-3366
	（株）えふえむ・エヌ・ワ	〃	076-248-1212	076-248-8181
	（株）ラジオかなざわ	〃	076-265-7843	076-265-7845
	（株）ラジオこまつ	〃	0761-23-7660	0761-23-7672
	（株）ラジオななお	〃	0767-53-7640	0767-52-7776

③ 災害時等における報道要請に関する協定（本章第9節「災害広報」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県・ 石川県 公安委員会	共同通信社金沢支局	H 9. 9. 5	076-231-4450	076-224-1713
	時事通信社金沢支局		076-221-3171	076-221-3172
	朝日新聞社金沢支社		076-261-7575	076-233-8042
	毎日新聞社北陸総局		076-263-8811	076-231-7124
	読売新聞社金沢総局		076-261-9131	076-231-5254
	日本経済新聞社金沢支局		076-232-3311	076-260-3610
	日刊工業新聞社金沢支局		076-263-3311	076-263-3312

④ 災害支援ナースの派遣調整の実施に関する協定（本章第15節「災害医療及び救急医療」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（公社）石川県看護協会	R 6. 4. 1	076-232-3573	-

⑤ 災害時の医療救護に関する協定（本章第15節「災害医療及び救急医療」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（公社）石川県医師会	H 3. 11. 1 (H29. 6. 30 改正)	076-239-3800	076-239-3800
	（公社）石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520
	（公社）石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973

⑥ 災害時の歯科医療救護に関する協定（本章第15節「災害医療及び救急医療」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（一社）石川県歯科医師会	H29. 6. 30	076-251-1010	076-251-6450

⑦ 災害時の医療救護等に関する協定

（本章第15節「災害医療及び救急医療」及び第16章「健康管理活動」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（公社）石川県栄養士会	H29. 6. 30	076-259-5061	076-259-5062

⑧ 災害時における緊急用LPガスの供給等に関する協定（本章第22節「生活必需品の供給」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（一社）石川県エルピーガス協会	H26. 6. 2	076-254-0634	076-254-0644

⑨ 大規模災害時における相互連携に関する協定（本章第28節「ライフライン施設の応急対策」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	北陸電力（株）	R 4. 2. 28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電（株）	R 4. 2. 28	076-202-6983	076-233-8892

⑩ 大規模災害時における相互連携に関する協定（本章第28節「ライフライン施設の応急対策」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	西日本電信電話（株）	R 5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464

⑪ 災害時の相互協力に関する申合わせ

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県 (土木部)	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	H22. 3. 4	025-280-8836 (076-264-9921)	025-370-6691 (076-233-9617)

イ 他の都道府県等に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成 24 年 5 月 18 日）」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、応援を要請する。

(ア) 中部 9 県 1 市災害応援に関する協定（平成 7 年 11 月 14 日）

石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

(イ) 北陸三県災害相互応援に関する協定（平成 7 年 10 月 27 日）

石川県、富山県、福井県

(ウ) 石川県・岐阜県災害時の相互応援に関する協定（平成 7 年 8 月 9 日）

石川県：岐阜県

(エ) 石川県・新潟県災害時の相互応援に関する協定（平成 8 年 1 月 9 日）

石川県：新潟県

(オ) 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

（「第 8 節 消防防災ヘリコプターの活用等」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県	富 山 県	H9. 7. 1	076-495-3060	076-495-3066
	福 井 県		0776-51-6945	0776-51-6947

(カ) 石川県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

（「第 8 節 消防防災ヘリコプターの活用等」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県	岐 阜 県	H20. 10. 14	058-272-1111	058-271-4119

<要請事項>

- 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣
 - ・ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあつせん
 - ・ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあつせん
 - ・ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん
 - ・ 救護及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同警戒等被災県市の境界付近における必要な措置
- 被災者の一時収容のための施設の提供
- 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

ウ 市町に対する応援

(ア) 知事は、市町が災害対策本部を設置した場合には、被害状況に応じ職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町から応援要請の相互調整等を行わせる。

なお、派遣職員には、災害現場で衣・食・住等を自己完結できる装備を携帯させる。

(イ) 知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合には、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について支援協力を行う。

(ウ) 知事は、市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

(エ) 知事は、県内に災害が発生した場合において、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町に代わって行う。

エ 国に対する応援要請

知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町を応援することを求めるよう要求する。

(2) 市町長の応援要請（知事又は他の市町長に対する応援要請）

市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容

エ 応援を必要とする期間

オ その他必要な事項

(3) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、災害に際して、人命及び財産を保護するため必要と認めるときは、本章第 11 節「自衛隊の災害派遣」に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

(4) 警察の応援要請

公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 60 条の規定に基づく警察災害派遣隊等の警察官等の特別派遣を求める。

(5) 消防の応援要請

消防活動については、石川県消防広域応援協定（平成 3 年 8 月 1 日）により、相互応援を行う。県内の消防力のみで対処できない場合、知事は、消防庁長官に対し、次の派遣を要請する。

ア 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条に基づく、緊急消防援助隊等の派遣要請

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和 61 年 5 月 30 日消防庁次長通知）」に基づく、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣要請

(6) 各種団体に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。

① 災害時等における無人航空機による情報収集等に関する協定

(本章第6節「災害情報の収集・伝達」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県ドローン協会	R5. 9. 4	076-294-8388	—

② 災害に係る情報発信等に関する協定 (本章第9節「災害広報」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	ヤフー (株)	R1. 8. 2	03-6898-5312	—

③ 災害時等における資機材の供給に関する協定 (本章第12節「避難誘導等」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(株) アクティオ	R6. 7. 23	076-208-5434	076-208-5435

④ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (本章第12節「避難誘導等」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3672	03-5214-2330
	山崎製パン(株)	H22. 9. 2	047-323-0276	047-324-0083
	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-6436-7658	03-3452-5213
	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944
	(株)壺番屋	H22. 9. 2	076-253-2881	076-253-9211
	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5987-7305	03-5487-7439
	(株)吉野家ホールディングス	H22. 9. 2	03-5651-8800	03-5651-8790
	(株)ダスキン	H26. 6. 2	076-291-5580	076-291-5581
	(株)サガミホールディングス	H26. 6. 2	052-737-6006	052-737-6022
	(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801
	(一社) 日本チェーン ドラッグストア協会	R4. 12. 1	045-474-1311	045-474-2569

⑤ 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

(本章第13節「要配慮者の安全確保」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県旅館ホテル生活衛生 同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631

⑥ 石川DMATの出勤に関する協定 (本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)

協 定 者		協定締結日
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1
	公立能登総合病院	H22. 4. 1
	県立中央病院	H22. 4. 1
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1
	金沢市立病院	H25. 3. 1
	市立輪島病院	H25. 3. 1
	小松市民病院	H25. 3. 1
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1
	公立羽咋病院	H26. 4. 1
	珠洲市総合病院	H26. 7. 1
	加賀市医療センター	R4. 6. 1

⑦ 石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定
(本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	加賀市医療センター	R6. 4. 1	0761-72-1188	-
	国民健康保険能美市立病院		0761-55-0560	-
	寺井病院		0761-58-5500	-
	小松ソフィア病院		0761-22-0751	-
	小松市民病院		0761-22-7111	-
	東病院		0761-21-1131	-
	加賀のぞみ園		0761-72-5211	-
	K K R 北陸病院		076-243-1191	-
	医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院		076-252-2101	-
	金沢医科大学病院		076-286-3511	-
	金沢市立病院		076-245-2600	-
	金沢大学附属病院		076-265-2000	-
	金沢脳神経外科病院		076-246-5600	-
	公立つるぎ病院		076-272-1250	-
	公立河北中央病院		076-289-2117	-
	公立松任石川中央病院		076-275-2222	-
	石川県済生会金沢病院		076-266-1060	-
	石川県立こころの病院		076-281-1125	-
	石川県立中央病院		076-238-7853	-
	金沢医療センター		076-262-4161	-
	J C H O 金沢病院		076-252-2200	-
	かほく高松訪問看護ステーション		076-281-3711	-
	公立羽咋病院		0767-22-1220	-
	公立能登総合病院		0767-52-6611	-
	恵寿総合病院		0767-52-3211	-
	町立宝達志水病院		0767-29-3121	-
	市立輪島病院		0768-22-2222	-
	珠洲市総合病院		0768-82-1181	-
	金城大学		076-276-6630	-
	公益社団法人石川県看護協会		076-232-3573	-

⑧ 災害時における救護活動に関する協定 (本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(公社) 石川県柔道整復師会	R5. 10. 31	076-233-2122	076-233-2196
	(公社) 石川県鍼灸 マッサージ師会	R5. 10. 31	076-259-6628	076-259-6628
	(公社) 石川県鍼灸師会	R5. 10. 31	076-259-0750	076-259-0751

⑨ 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定
(本章第14節「災害医療及び救急医療」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県災害リハビリテーション 支援関連団体協議会	R6. 1. 8	076-286-3511	076-286-2372

⑩ 災害時の助産師による支援活動に関する協定（本章第14節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（一社）石川県助産師会	R6. 1. 9	-	-

⑪ 災害時における支援活動に関する協定（本章第14節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（一社）石川県臨床衛生検査技師会	R7. 1. 15	076-210-3885	076-213-5112

⑫ 災害時における医薬品の供給等に関する協定（本章第14節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県薬業卸協同組合	H8. 11. 13	076-266-4019	076-266-4094

⑬ 災害時における医療機器及び衛生材料の供給等に関する協定

（本章第14節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県医療機器協会	H8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)	076-269-2045	076-269-2046

⑭ 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定

（本章第14節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（一社）日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H25. 5. 10	0778-24-4000	0778-24-5975

⑮ 災害救助犬の出動に関する協定書（本章第16節「救助・救急活動」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	全国災害救助犬協会	H9. 10. 7	076-298-9551	076-298-1245
	日本レスキュー協会			
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11		
	石川県救助犬協会連合会			

⑯ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定

（本章第19節「災害警備及び交通規制」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（一社）石川県警備業協会	H9. 9. 1	076-281-6670	076-281-6671

⑰ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定

（本章第20節「行方不明者の捜索・遺体の収容・埋葬」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県葬祭業協同組合	H22. 3. 31	076-232-1311	076-232-1309
	全国霊柩自動車協会石川県支部	H22. 3. 31	076-286-4444	076-286-8562

⑱ 災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定

（本章第21節「ライフライン施設の応急対策」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（公社）全国上下水道コンサルタント協会中部支部	R6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827

⑲ 災害時における給排水設備等の応急対策の協力に関する協定

(本章第21節「ライフライン施設の応急対策」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一社) ME T T	R6. 9. 4	076-268-6317	076-268-7784

⑳ 災害時における復旧支援協力に関する協定

(本章第21節「ライフライン施設の応急対策」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(公社) 日本下水道管路管理業協会	H18. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421

㉑ 災害時における応急対策工事に関する基本協定

(本章第22節「公共土木施設等の応急対策」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258
石川県農業公社	(一社) 石川県建設業協会 石川県森林土木協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258
			076-240-8455	076-240-8451
石川県	(一社) 石川県造園緑化建設協会	R6. 1. 15	076-269-1110	076-269-1279

㉒ 災害時における応援業務に関する協定

(本章第22節「公共土木施設等の応急対策」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一社) 石川県建設コンサルタント協会 (一社) 石川県測量設計業協会 (一社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8426

㉓ 災害時の応援業務に関する協定 (本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一社) 建設コンサツタンツ協会北陸支部	R6. 1. 1	025-282-3370	025-282-3371

㉔ 大規模災害時における土木施設調査の協定

(本章第22節「公共土木施設等の応急対策」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(公社) 地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125

㉕ 災害時における応急対策工事に関する基本協定

(本章第22節「公共土木施設等の応急対策」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6. 11. 28	076-247-4422	076-247-4507

㉖ 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定

(本章第22節「公共土木施設等の応急対策」参照)

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881

②⑦ 災害時における電気自動車の支援に関する協定

(本章第22節「公共土木施設等の応急対策」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	米沢電気工事 (株)	R3. 12. 6	076-291-5200	076-291-0305
	日産自動車 (株)	R3. 12. 6	050-3545-6012	076-221-7731

②⑧ 生活必需品の確保に関する協定 (本章第25節「生活必需品の供給」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	協同組合金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240
	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082
	(株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609
	マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688
	野々市農協	H14. 3. 20	076-246-1178	076-246-1152
	石川県パン協同組合	H14. 3. 26	076-283-0267	076-283-6267
	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963
	(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555
	(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151
	(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254
	DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525
	(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277
	(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166
	(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056
	(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353
	(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266
	(株)中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953
	ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346
	(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399
	アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520
	(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7622	03-3452-5213
	(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990
	(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118
	ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519
	(株)P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652
	(株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114
	(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902
	(株)マツモトキヨシ甲信越販売	H20. 10. 1	076-229-8490	076-229-8491
	ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241
	イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083
	マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030
	(株)セブン・イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3672	03-5214-2330
	コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8590	076-275-8580
	(株)バーホルディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689
	大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所	H28. 3. 25	080-2060-2461	076-263-0403
	レック(株)	R 5. 10. 6	03-3527-2150	03-3527-2190
	(株)MonotaRO	R 6. 10. 1	—	—

②⑨ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

(本章第25節「生活必需品の供給」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330

③⑩ 大規模災害時における炊き出し支援に関する協定

(本章第25節「生活必需品の供給」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(公社) 石川県調理師会	R3. 3. 19	076-236-2012	076-236-2013

③⑪ 災害時における建築物等の解体・撤去等に関する協定

(本章第26節「障害物の除去」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県構造物解体協会	R1. 9. 2	076-256-1444	076-256-1444

③⑫ 災害時における応急対策業務等に関する協定 (本章第 26 節「障害物の除去」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004

③⑬ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書

(本章第27節「輸送手段の確保」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県トラック協会	H17. 12. 19	076-239-2511	076-239-2287

③⑭ 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定

(本章第27節「輸送手段の確保」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6. 8. 22	03-3212-1111	03-3212-1112

③⑮ 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定

(本章第27節「輸送手段の確保」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県タクシー協会	R2. 12. 14	076-254-1348	076-268-1349

③⑯ 災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定

(本章第27節「輸送手段の確保」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(公財) 石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510

③⑰ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定

(本章第27節「輸送手段の確保」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453
	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783

③⑱ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第27節「輸送手段の確保」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県倉庫協会	H17. 12. 19	076-248-6681	076-248-6783

③⑨ 石川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（本章第29節「防疫、保健衛生活動」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(福) 自生園	R5. 4. 1	0761-65-1800	—
	長寿メディカル(株)		0761-22-0015	—
	(福) 南陽園		0761-74-6613	—
	(福) 作見福祉会		0761-73-1230	—
	(福) ミドリ保育園		076-249-5524	—
	(福) 湯寿会		0761-58-6555	—
	(株) 天正		076-275-9771	—
	(福) 福寿会		076-276-3545	—
	(一社) 石川県医療在宅ケア事業団		076-239-4177	—
	(福) 医王山福祉会		076-236-1044	—
	(福) かほく市社会福祉協議会		076-285-8885	—
	(福) 愛里巣福祉会		076-248-5120	—
	(株) スタジオB' M		025-260-1104	—
	(福) 石川整肢学園		0761-46-1224	—
	(医) 仁智会		076-262-3300	—
	(福) 吉竹福祉会		0761-24-6763	—
	(福) 松の実福祉会		076-276-6452	—
	(株) ケア・サンエス		076-237-7217	—
	(医) 白山会		076-276-2262	—
	(福) 松原愛育会		076-229-3800	—
	(医) 博友会		076-233-1811	—
	(医) 田谷会		0761-47-2900	—
	金沢市役所		076-220-2299	—
	(株) 豊心		076-296-1777	—
	(福) 千木福祉会		076-253-1616	—
	(福) 久楽会		076-256-5117	—
	(福) 長久福祉会		0761-72-4545	—
	(福) うちなだの里		076-286-6386	—
	(株) すずらん		076-222-2275	—
	(福) 眉丈会		076-283-5688	—
	地域医療機能推進機構 金沢病院附属介護老人保健施設		076-253-5088	—
	(福) 梅光会		076-222-2405	—
	(特非) コスモス加賀		0761-75-3315	—
	(福) 志賀町社会福祉協議会		0767-32-1363	—
	(福) 林鐘園		076-262-3811	—
	(福) つくしの会		076-288-0339	—
	(福) 篤豊会		0761-73-3317	—
	(福) 鹿南福祉会		0767-72-2600	—
	金沢市立栗崎児童館		076-237-3837	—

④⑩ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定
(本章第29節「防疫、保健衛生活動」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県ビルメンテナンズ協会	H22. 7. 20	076-214-6205	076-214-6206

④① 災害時の応援業務に関する協定（本章第29節「防疫、保健衛生活動」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984

④② 災害時における被災動物救護活動に関する協定

（本章第29節「防疫、保健衛生活動」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（公社）石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404

④③ 災害ボランティア活動への支援に関する協定

（本章第30節「ボランティア活動の支援」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（一財）石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366

④④ 災害時等における被災者の避難生活への支援、生活再建及び被災地の復旧復興に係る連携・協力に関する協定（本章第 30 節「ボランティア活動の支援」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5. 1. 18	080-5961-9213	03-3595-1119

④⑤ 災害ボランティア活動への支援に関する協定

（本章第 30 節「ボランティア活動の支援」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	日本労働組合総連合会石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705

④⑥ 災害時における廃棄物の処理に関する協定

（本章第 31 節「し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（一社）石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102

④⑦ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定

（本章第32節「住宅の応急対策」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（一社）プレハブ建築協会	H7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127
	（一社）日本ムービングハウス協会	R6. 1. 4	011-885-6000	011-886-3917
	（一社）日本RV・トレーラーハウス協会	R6. 1. 18	026-221-9997	026-221-4848
	（一社）石川県木造住宅協会	R6. 1. 18	076-240-4081	076-240-4051
	（一社）全国木造建設事業協会	R6. 1. 18	03-5540-6678	03-5540-6679
	（一社）日本ログハウス協会	R6. 2. 16	03-3588-8808	03-3588-8829
	（一社）石川県建団連	R6. 2. 16	090-2032-5121	076-255-1202
	（一社）日本モバイル建築協会	R6. 2. 29	050-1807-2426	—
	（一社）日本木造住宅産業協会	R6. 2. 29	03-5114-3018	03-5114-3020

④⑧ 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する基本協定

（本章第 32 節「住宅の応急対策」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（独）住宅金融支援機構（北陸支店）	H27. 4. 1	076-233-4254	076-232-1898

④ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定

(本章第32節「住宅の応急対策」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(公社) 石川県宅地建物取引業協会	H18. 12. 27 (H27. 4. 6改正)	076-291-2255	076-291-1118
	(公社) 全日本不動産協会 石川県本部	H21. 10. 1 (H27. 4. 6改正)	076-280-6223	076-280-6224
	(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	H27. 4. 6	03-3510-0088	03-3510-0089

(7) 職員の派遣の要請等

ア 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。

特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣のあっせん

知事又は市町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、次の事項を明らかにし、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんを求める。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(8) 受け入れ体制の確立

災害応援要請をした知事又は市町長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。

イ 派遣職員等の宿舎を提供する。

ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

10 広域応援協力体制の確立

県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(1) 県

知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。

ア 県下市町が被災した場合（人的支援チームの設置）

知事は、必要に応じて、人的支援チームを設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、人的支援チームは、県及び県内市町から被災市町への応援部隊の派遣調整に加え、他の都道府県等からの応援部隊の受入調整も行う。

イ 他の都道府県が被災した場合（災害救援対策本部等の設置）

知事は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。

また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。

ウ 応援部隊の編成

応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。

なお、他の被災都道府県（市町村）への応援部隊の編成に当たっては、次の点を考慮する。

- 応援部隊には、応援を要請した都道府県（市町村）との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。
- 応援部隊の業務の円滑化を図るため、庶務班（担当者）を設ける。
- 応援部隊は、応援業務によっておおむね次の班を編成する。
 - ・ 救護班（救護活動について応援する。県立病院の医師、看護婦を中心に編成）
 - ・ 防疫班（防疫活動について応援する。保健福祉センター等の技師を中心に編成）
 - ・ 復旧班（被災地における復旧作業を応援する。土木部の技師を中心に編成）
 - ・ 技術指導班（復旧作業の技術指導をする。各分野の専門職を中心に編成）
 - ・ 輸送班（応援部隊の被災地の輸送や救援物資の輸送について応援する技能労務職員を中心に編成）

エ 国の応援要請に対する協力

県は、国から次の理由により広域応援の要求がある場合、被災都道府県又は被災市町村を応援する。

(ア) 被災都道府県からの要求に基づき、被害状況等の報告を踏まえ、大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害であると認めるなど、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると国が認める場合

(イ) 災害の規模が極めて甚大であり、被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ、かつ、通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、被災都道府県からの要求の待ついとまがないと国が認める場合

オ 被災地の状況把握

県職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

(2) 市町

市町長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

11 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

災害対策本部を設置する地震が発生した場合には、各所属の連絡体制に基づき、職員及び職員の家族、家屋の被災状況を確認し、人事担当者に情報を集約する。

なお、県外で相当規模の被害が予測される地震が発生した場合には、原則として本人が所属の課、庁（人事担当者）へ報告する。報告事項は、本人、家族の被災状況とする。

また、勤務中の災害時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

第2節 事前措置及び応急措置

危機管理部、関係各部局、市町

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、事前措置及び応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置業務に従事させる等の措置を講ずる。

2 市町長の事前措置及び応急措置

市町長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町地域防災計画の定めるところにより、次の措置をとる。

(1) 出動命令等（災害対策基本法第58条）

ア 消防機関、水防団に対して出動の準備をさせ、又は出動を命ずること。

イ 地域内の災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請又は求めること。（警察官の出動を求める場合は、当該地域を管轄する警察署長を経て警察本部長に対して行う。）

(2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。

(3) 避難の指示

本章第12節「避難誘導等」に定める。

(4) その他応急措置等

市町地域防災計画に掲げる市町長の応急措置に関する事項は、概ね次のとおりとする。

ア 市町長の応急措置に関しての責任（災害対策基本法第62条第1項）

イ 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第23条の2、第28条、第36条、水防法（昭和24年法律第193号）第21条、道路交通法（昭和35年法律第45号）第6条第4項）

ウ 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項、同法施行令第24条）

エ 工作物の除去、保管等、（災害対策基本法第64条、同法施行令第25条から第27条まで）

オ 従事命令（災害対策基本法第65条、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法7条第1項、警察官職務執行法（昭和23年法律136号）第4条、水害予防組合法（明治41年法律第50号）第50条第2項）

カ 災害対策基本法第63条第2項に定める市町長の委任を受けて市町長の職権を行う市町の吏員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡しておくこと。

キ 損失補償

市町長はウによる工作物等の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償すること。（災害対策基本法第82条第1項）

ク 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市町は、市町長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため当該市町の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因

によって受ける損害の補償をすること。（災害対策基本法第 84 条第 1 項、同法施行令第 36 条第 1 項）

3 知事の応急措置

(1) 応急措置（災害対策基本法第 70 条）

知事は、県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急対策を速やかに実施するとともに、市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努め、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請する。

(2) 従事命令等（災害対策基本法第 71 条）

ア 知事は、災害が発生した場合に、救助の実施のために必要な人員、物資、施設等が一般の協力によってもなお不足し、他の確保の方法がないときは、次の事項について従事命令等を発して救助活動を行う。

(ア) 被災者の救難、救助、保護に関する応急措置

(イ) 災害を受けた児童及び生徒の応急措置

(ウ) 施設及び設備の応急措置

(エ) 清掃、防疫その他の保健衛生

(オ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持

(カ) 緊急輸送の確保

(キ) その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止

イ 知事は、アの応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又は職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は保管する場所に立ち入り、検査させ若しくは物資を保管させた者から必要な報告をとる。

ウ 従事命令及び協力命令は、次に掲げるところにより執行する。

命令区分	命令対象の作業	根拠法令	執行者
従事命令	消 防 作 業	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団
	水 防 作 業	水防法第24条	水防管理者、水防団 又は消防機関の長
従事命令	災 害 救 助 作 業	災害救助法第7条	知 事
協力命令	(災害救助法適用救助)	〃 第8条	
従事命令	災 害 応 急 対 策 作 業	災害対策基本法第71条	〃
協力命令	(災害救助法が適用された場合を除く。)		

災害応急対策作業(全般)従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市町村長
〃 (〃) 〃	災害対策基本法第 65 条第 2 項	警察官、海上保安官
〃 (〃) 〃	災害対策基本法第 65 条第 3 項	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官（以下「部隊等の自衛官」という。）
〃 (〃) 〃	警察官職務執行法第 4 条	警察官

エ 従事命令等の対象者は、次に掲げる範囲とする。

命令対象の作業	対 象 者	根 拠 法 令
消 防 作 業	火災の現場付近にある者	消防法第29条第5項
水 防 作 業	市町の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第24条
災害救助その他の作業 (災害救助法、災害対策基本法による知事の従事命令)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 鉄道事業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 (10) 港湾運送業者及びその従事者	災害救助法第7条 災害対策基本法第71条
災害救助その他の作業 (知事の協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法第8条
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令)	市町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条第1項、第2項及び第3項
災害応急対策全般 (警察官職務執行法)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者	警察官職務執行法第4条

オ 従事命令等の執行

県における強制従事の執行については、災害救助法による救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他の災害応急措置のための従事命令及び協力命令は、危機管理部が担当する。

カ 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）

従事命令、協力命令、保管命令、使用命令、収用命令、管理命令を発する場合においては、次の公用令書を交付して行う。なお、命令を変更し、又は取り消しするときも同様とする。

- (ア) 災害救助法による従事、協力命令 災害救助法施行規則に定める様式による。
- (イ) 同上命令の取消命令 //
- (ウ) 災害対策基本法による従事、協力命令 災害対策基本法施行規則に定める様式による。
- (エ) 同上命令の変更命令 //
- (オ) 同上命令の取消命令 //
- (カ) 物資の保管命令 災害対策基本法施行規則に定める様式による。
- (キ) 管理（使用、収用）命令 //

キ 損失補償

- (ア) 県は、保管、管理、使用、収用の処分によって、通常生ずる損失に対しては、補償を行う。（災害対策基本法第82条第1項）

(イ) 県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対して、その実費を弁償する。(災害対策基本法第 82 条第 2 項、同法施行令第 35 条)なお、災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第 5 条の規定に基づく実費を弁償する。(災害救助法第 7 条第 5 項、石川県災害救助法施行細則)

(ウ) 従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、別に定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。(災害対策基本法第 84 条第 2 項、同法施行令第 36 条第 2 項)

ク 扶助金

県は、協力命令により救助に関する事業に協力した者が、これがために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、別に定めるところにより扶助金を支給する(災害救助法第 12 条、同法施行令第 7 条及び第 8 条第 2 項第 3 号)。

(3) 市町長に対する指示(災害対策基本法第 72 条第 1 項)

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町長に対して、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町長に対し応援すべきことを指示する。

(4) 市町長が実施すべき応急措置の代行(災害対策基本法第 73 条第 1 項)

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町の市町長が実施すべき次の応急措置の全部又は一部を当該市町長に代わって実施する。

ア 警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者に対して、立ち入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。(災害対策基本法第 63 条第 1 項)

イ 市町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹林その他の物件を使用し、若しくは収用すること。(災害対策基本法第 64 条第 1 項)

ウ 工作物等の除去(災害対策基本法第 64 条第 2 項)

エ 市町の区域内の住民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができること。(災害対策基本法第 65 条第 1 項)

4 県及び市町の委員会並びに委員の応急措置

(1) 県の委員会又は委員は、県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は、地域防災計画の定めるところにより、知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施する。(災害対策基本法第 70 条第 2 項)

(2) 市町地域防災計画には、市町の委員会又は委員等の応急措置に関して、次の事項を定めておく。

市町の委員会又は委員、市町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町地域防災計画の定めるところにより、市町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市町長の実施する応急措置に協力しなければならない。(災害対策基本法第 62 条第 2 項)

5 警察官、海上保安官の応急措置

(1) 警戒区域の設定

警察官又は海上保安官は、災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに当該地域を管轄する市町長に通知する。警察官又は海上保安官が前記の措置をとったときは、当該措置の事後処理は当該地域を管轄する市町長が行う。

(2) 応急公用負担

警察官又は海上保安官は、災害対策基本法第64条第7項又は同法第65条第2項に基づき応急公用負担、工作物等の除去その他必要な措置をとったときは、直ちにその旨を当該地域を管轄する市町長に通知する。

6 被害の発生及び拡大防止体制

(1) 第1段階（当事者体制）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生の防ぎよするために必要な措置は、それぞれ災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずる。

このために、市町はその消防機関、水防団その他市町の機関の災害時出動体制等についてあらかじめ定め、また、指定公共機関又は指定地方公共機関等は、その業務に係る災害に関して保安要員等の出動体制を定めるなど、万全の体制を整えておく。

(2) 第2段階（相互応援体制）

被害の発生又は拡大の防止に当たり、被害の規模が大きく第1段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、災害応急対策責任者は、災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）又は第80条（指定公共機関等の応急措置）の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。

この場合における応援の措置について調整が必要な場合は、知事がこれに当たり、事態の推移に応じて、それぞれ災害応急対策責任者は、知事に対して状況報告をするとともに応援のあつせんを求める。

(3) 第3段階（災害派遣体制）

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する。

第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準

危機管理部、土木部、金沢地方気象台、国土交通省金沢河川国道事務所、市町

1 基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等についての注意報、警報、特別警報、更には噴火警報等を発表する。この情報について、各防災関係機関は「石川県総合防災情報システム」等により、自主的に把握しなければならない。

2 予報、注意報、警報の細分区域

(1) 細分区域に含まれる範囲

石川県	一次細分区域	二次細分区域
	加 賀	金沢市・小松市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・川北町・津幡町・内灘町
	能 登	七尾市・輪島市・珠洲市・羽咋市・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町
	沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）	

一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

（注）大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町をまとめた地域の名称

加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町

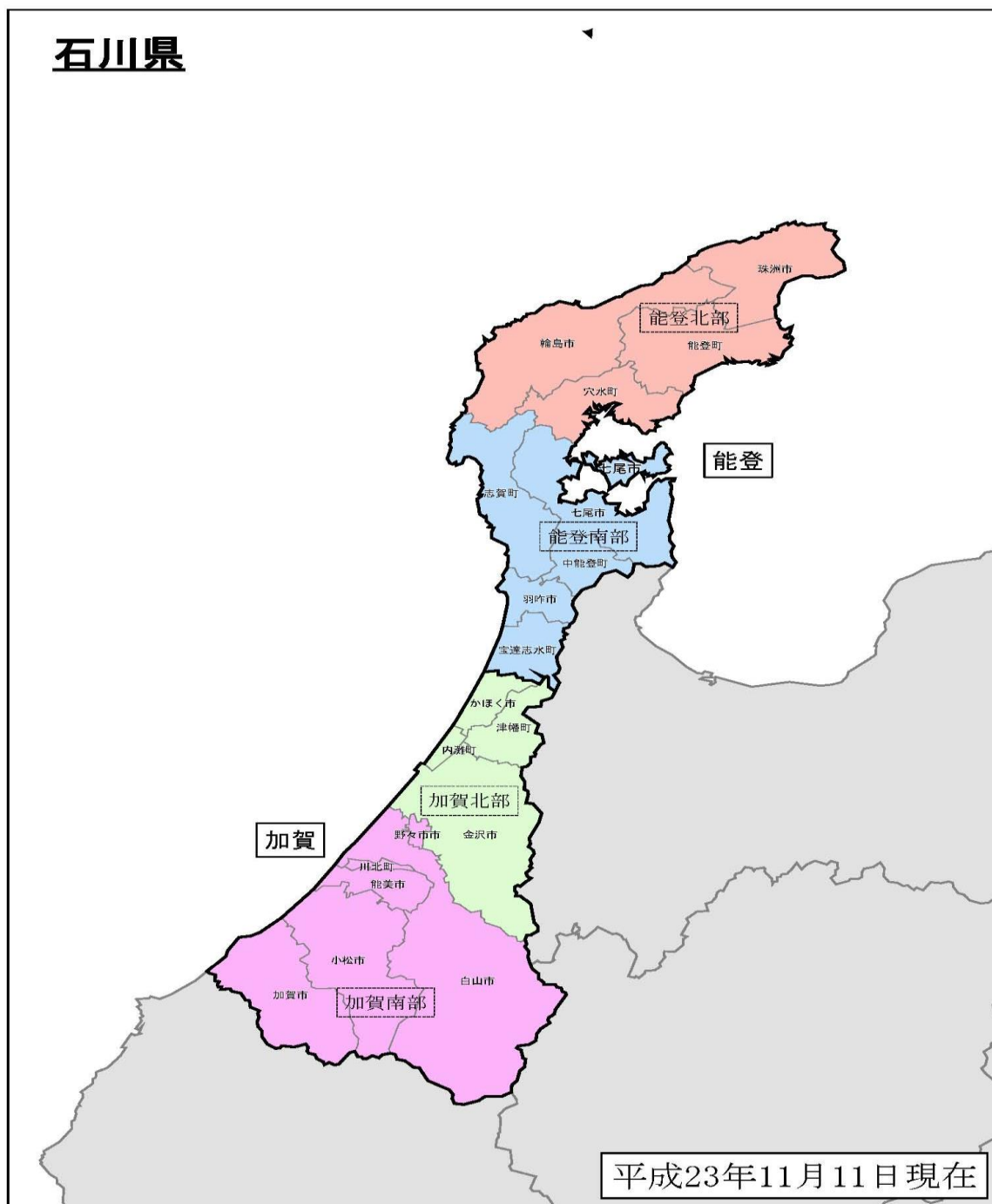
加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町

能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

(2) 予報細分区域地図

ア 市町区分



3 種類及び発表基準

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、石川県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類	概要
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のよる農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。含めて行われる。
地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

※水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は上記のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

ウ 警報等の基準

警報・注意報の発表基準や50年に一度の値は、気象庁において随時見直しを行っている。
最新の値については気象庁ホームページを参照すること。
気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の 温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧(令和4年3月24日現在)

注1) R48: 48時間降水量(mm)、R03: 3時間降水量(mm)、SWI: 土壌雨量指数(Soil Water Index)。
注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。
注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)
個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
石川県	石川県	加賀	加賀北部	金沢市	349	138	213
石川県	石川県	加賀	加賀北部	かほく市	331	140	209
石川県	石川県	加賀	加賀北部	津幡町	321	143	205
石川県	石川県	加賀	加賀北部	内灘町	295	124	189
石川県	石川県	加賀	加賀南部	小松市	358	118	210
石川県	石川県	加賀	加賀南部	加賀市	351	125	212
石川県	石川県	加賀	加賀南部	白山市	385	121	225
石川県	石川県	加賀	加賀南部	能美市	304	117	192
石川県	石川県	加賀	加賀南部	野々市市	297	134	194
石川県	石川県	加賀	加賀南部	川北町	287	119	185
石川県	石川県	能登	能登北部	輪島市	284	117	189
石川県	石川県	能登	能登北部	珠洲市	279	113	187
石川県	石川県	能登	能登北部	穴水町	279	109	185
石川県	石川県	能登	能登北部	能登町	281	119	188
石川県	石川県	能登	能登南部	七尾市	315	121	206
石川県	石川県	能登	能登南部	羽咋市	323	129	205
石川県	石川県	能登	能登南部	志賀町	288	117	190
石川県	石川県	能登	能登南部	宝達志水町	335	137	210
石川県	石川県	能登	能登南部	中能登町	330	130	214

参考) <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf#page=38>

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧(令和3年10月28日現在)

注1) “※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“-”としている。
注2) データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“-”としている。
注3) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。
注4) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。
注5) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
石川県	輪島	85	110
石川県	金沢	136	181
石川県	珠洲	140	159
石川県	七尾	89	74
石川県	白山河内	266	308
石川県	加賀菅谷	234	246

参考) <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/sanko/1-50yuki.pdf#page=6>

石川県警報等の発表基準一覧

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在

発表官署		金沢地方気象台			
府県予報区		石川県			
一次細分区域		加賀		能登	
市町村等をまとめた地域		加賀北部	加賀南部	能登北部	能登南部
警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合			
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s		陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s	
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s 雪を伴う		陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s 雪を伴う	
報	大雪	平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ55cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ55cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ45cm	
	波浪(有義波高)	5.0m		北海上 5.0m、東海上 5.0m	
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合			
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合			
注	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合			
	強風(平均風速)	陸上 12m/s ^{*1} 、海上 15m/s		陸上 12m/s ^{*2} 、北海上 15m/s、東海上 15m/s	
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s ^{*1} 、海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s ^{*2} 、北海上 15m/s、東海上 15m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ30cm
意	波浪(有義波高)	3.0m		北海上 3.0m、東海上 2.0m	
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	①積雪地域の日平均気温が13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上、かつ日降水量が20mm以上			
報	濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m		陸上 100m、北海上 500m、東海上 500m	
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%			
	なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(昇温) ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温5℃以上、又は昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)			
	低温	夏期:最低気温17℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温-4℃以下			
報	霜	早霜・晩霜期に 最低気温3℃以下			
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)		100mm			

- * 1 金沢地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。
- * 2 輪島特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

参考) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/ishikawa/0_ishikawa.pdf

【警報・注意報基準一覧表の解説】

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の () 内は基準として用いる気象要素を示す。なお、一次細分区域及び市町村をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、金沢地方気象台が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(別表1)大雨警報基準		令和2年5月26日現在	
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
加賀北部	金沢市	13	102
	かほく市	19	120
	津幡町	16	101
	内灘町	18	123
加賀南部	小松市	21	105
	加賀市	16	96
	白山市	13	98
	能美市	20	98
	野々市市	21	—
	川北町	12	—
能登北部	輪島市	15	86
	珠洲市	17	91
	穴水町	16	91
	能登町	12	88
能登南部	七尾市	13	108
	羽咋市	21	114
	志賀町	13	127
	宝達志水町	14	104
	中能登町	12	108

参考) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/ishikawa/1_ishikawa.pdf

(別表2)洪水警報基準

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
加賀北部	金沢市	犀川流域=30.6、安原川流域=7.3、 十人川流域=9.1、伏見川流域=12.5、 高橋川流域=9、大野川流域=18.1、 金廣川流域=8.8、森下川流域=19.2、 浅野川流域=20.6	十人川流域=(13、6.2)、 伏見川流域=(14、9)、 高橋川流域=(8、8.1)、 大野川流域=(8、16.2)、 浅野川流域=(12、12.1)	手取川〔鶴来〕
	かほく市	宇ノ気川流域=12.4、大谷川流域=5.5	—	—
	津幡町	宇ノ気川流域=26.4、能瀬川流域=9.4、 津幡川流域=11.8、材木川流域=10.6	—	—
	内灘町	宇ノ気川流域=34.8、大野川流域=23.9	—	—
加賀南部	小松市	前川流域=14、八丁川流域=9.2、 鍋谷川流域=10.5、津上川流域=10.2、 粟津川流域=6.6、西俣川流域=8.1、 宇谷川流域=7.6、日用川流域=9.6	宇谷川流域=(8、6.8)、 梯川流域=(8、15.1)	手取川〔鶴来〕、梯川〔埴田〕
	加賀市	大聖寺川流域=21.5、三谷川流域=12.4、 熊坂川流域=7.6、新堀川流域=20.3、 動橋川流域=20.6、八日市川流域=5.6	大聖寺川流域=(15、21.3)、 新堀川流域=(7、18.2)、 動橋川流域=(7、19.3)、 八日市川流域=(7、3.9)	—
	白山市	安原川流域=3.5、高橋川流域=5.6、 平瀬川流域=8.6	—	手取川〔鶴来〕
	能美市	八丁川流域=5、鍋谷川流域=9.6、 館谷川流域=4.1	—	手取川〔鶴来〕、梯川〔埴田〕
	野々市市	安原川流域=6.5、十人川流域=6.4、 高橋川流域=10.4	高橋川流域=(8、9.3)	手取川〔鶴来〕
	川北町	—	—	手取川〔鶴来〕
能登北部	輪島市	町野川流域=24.5、南志見川流域=10、 塚田川流域=6.3、河原田川流域=21.6、 西二又川流域=8.1、ハヶ川流域=16.4、 阿岸川流域=8.3、南川流域=7.6、 仁岸川流域=9.8、鈴屋川流域=9.6、 鳳至川流域=13.6、浦上川流域=7.8、 神田川流域=6.1、仁行川流域=7.3、 別所谷川流域=8.7	町野川流域=(6、22)、 塚田川流域=(6、5.6)、 河原田川流域=(6、19.4)、 ハヶ川流域=(6、14.7)、 鳳至川流域=(6、12.2)	—
	珠洲市	折戸川流域=7.7、粟津川流域=6.3、 紀の川流域=6.9、蛸島川流域=5.3、 金川流域=5.7、若山川流域=14.3、 竹中川流域=9.4、鶴飼川流域=10.4、 岡田川流域=5	—	—
	穴水町	太田川流域=6.2、前波川流域=7.7、 女良川流域=6.1、七海川流域=6.7、 小又川流域=8、山王川流域=7.7、 曾福川流域=6.9、諸橋川流域=5.1	—	—
	能登町	九里川尻川流域=8.1、白丸川流域=6.6、 山田川流域=13、町野川流域=13.2、 上町川流域=14.1、寺分川流域=7.3	町野川流域=(5、11.8)	—
	七尾市	熊木川流域=12、西河内川流域=4、 河内川流域=5.9、二宮川流域=14.6、 吉田川流域=5.5、伊久留川流域=7.7、 日用川流域=7.2、笠師川流域=5.1、 大津川流域=5.5、御蔵川流域=5.9、 大谷川流域=6.7、崎山川流域=8.7、 熊瀬川流域=10.4	熊木川流域=(5、10.8)、 日用川流域=(7、7)、 大谷川流域=(12、6)	—
能登南部	羽咋市	羽咋川流域=25.3、子浦川流域=15.6、 吉崎川流域=6、飯山川流域=8.6、 長者川流域=7.5	飯山川流域=(7、7.7)	—
	志賀町	酒見川流域=7.5、富来川流域=12.2、 七海川流域=6.2、菱根川流域=6、 新川流域=6.9、米町川流域=11.4、 於古川流域=9.6、仏木川流域=3.6、 安津見川流域=9.5	米町川流域=(6、10.2)	—
	宝達志水町	前田川流域=8.2、子浦川流域=15.1、 長者川流域=3.9、吉崎川流域=4.1	吉崎川流域=(7、3.6)	—
	中能登町	二宮川流域=5.2、石塚川流域=4.6、 長曾川流域=4.1、久江川流域=5.8	—	—

^{*1} (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。参考) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/ishikawa/2_ishikawa.pdf

(別表3)大雨注意報基準

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
加賀北部	金沢市	8	85
	かほく市	8	100
	津幡町	10	84
	内灘町	9	103
加賀南部	小松市	10	89
	加賀市	6	81
	白山市	8	83
	能美市	10	83
	野々市市	10	114
	川北町	7	114
能登北部	輪島市	7	72
	珠洲市	9	76
	穴水町	9	76
	能登町	7	73
能登南部	七尾市	6	81
	羽咋市	8	85
	志賀町	5	95
	宝達志水町	6	78
	中能登町	7	81

参考) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/ishikawa/3_ishikawa.pdf

(別表4) 洪水注意報基準

令和3年6月8日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
加賀北部	金沢市	犀川流域=24.4、安原川流域=5.8、 十人川流域=5.1、伏見川流域=10、 高橋川流域=7.2、大野川流域=12.9、 金蔵川流域=7、森下川流域=15.3、 浅野川流域=16.4	犀川流域=(8, 19.5)、 安原川流域=(8, 4.8)、 十人川流域=(8, 5)、 伏見川流域=(7, 8)、 高橋川流域=(8, 5.8)、 大野川流域=(8, 10.3)、 金蔵川流域=(7, 4.1)、 森下川流域=(8, 12.2)、 浅野川流域=(9, 10.9)	—
	かほく市	宇ノ氣川流域=9.9、大谷川流域=4.4	宇ノ氣川流域=(7, 7.9)、 大谷川流域=(7, 3.5)	—
	津幡町	宇ノ氣川流域=21.1、能瀬川流域=7.5、 津幡川流域=9.2、野木川流域=8.4	能瀬川流域=(5, 7.5)、 津幡川流域=(7, 8.6)	—
	内灘町	宇ノ氣川流域=27.8、大野川流域=19.1	大野川流域=(7, 15.3)	—
加賀南部	小松市	前川流域=11.2、八丁川流域=6.5、 鶴谷川流域=6.4、渚上川流域=8.1、 粟津川流域=5.2、西保川流域=6.4、 宇谷川流域=6、日用川流域=7.6	前川流域=(7, 9.8)、 八丁川流域=(5, 6.1)、 粟津川流域=(9, 5.1)、 西保川流域=(8, 5.1)、 宇谷川流域=(8, 4.8)、 津幡川流域=(7, 13.6)、 日用川流域=(8, 6.1)	梯川〔埴田〕
	加賀市	大聖寺川流域=17.2、三谷川流域=9.9、 鶴谷川流域=6、新堀川流域=16.2、 動橋川流域=16.4、八日市川流域=4.4	大聖寺川流域=(5, 13.8)、 鶴谷川流域=(5, 4.8)、 新堀川流域=(5, 12.2)、 動橋川流域=(5, 16.4)、 八日市川流域=(5, 3.5)	—
	白山市	安原川流域=2.8、高橋川流域=4.4、 平瀬川流域=6.8	平瀬川流域=(7, 5.3)、 手取川流域=(7, 28.2)	手取川〔鶴来〕
	能美市	八丁川流域=6.6、鶴谷川流域=7.6、 鎌谷川流域=3.2	鶴谷川流域=(7, 6)、 鎌谷川流域=(7, 3.2)	手取川〔鶴来〕
	野々市市	安原川流域=5.2、十人川流域=5.1、 高橋川流域=8.3	十人川流域=(9, 4.1)、 高橋川流域=(8, 6.6)	—
	川北町		手取川流域=(7, 42.6)	手取川〔鶴来〕
	輪島市	町野川流域=19.6、南志見川流域=8、 塚田川流域=5、河原田川流域=17、 西二又川流域=6.4、ハヤ川流域=13.1、 阿岸川流域=6.6、南川流域=6、 仁岸川流域=7.8、鈴屋川流域=7.3、 風釜川流域=10.8、渚上川流域=6.2、 神田川流域=4.8、仁行川流域=5.8、 別所谷川流域=6.9	町野川流域=(5, 16)、 塚田川流域=(6, 4.8)、 河原田川流域=(6, 13.6)、 ハヤ川流域=(6, 13.1)、 阿岸川流域=(5, 6.9)、 鈴屋川流域=(6, 5.9)、 風釜川流域=(5, 9.4)、 神田川流域=(6, 3.8)、 仁行川流域=(5, 4.9)、 別所谷川流域=(6, 5.5)	—
	珠洲市	折戸川流域=6.1、粟津川流域=5、 紀の川流域=5.5、蛸島川流域=4.2、 金川流域=4.5、若山川流域=11.4、 竹中川流域=7.5、鶴飼川流域=8.3、 岡田川流域=4	蛸島川流域=(5, 3.6)	—
	穴水町	太田川流域=4.9、前波川流域=6.1、 女良川流域=4.8、七海川流域=5.3、 小文川流域=6.4、山王川流域=6.1、 曾福川流域=5.5、諸橋川流域=4	太田川流域=(5, 4.2)、 前波川流域=(5, 6.1)、 女良川流域=(5, 4.8)、 七海川流域=(5, 5.3)、 小文川流域=(7, 5)、 山王川流域=(5, 6.1)、 曾福川流域=(5, 5.5)	—
能登北部	能登町	九里川灰川流域=6.4、白丸川流域=5.2、 山田川流域=10.4、町野川流域=10.5、 上町川流域=11.2、寺分川流域=5.8	九里川灰川流域=(5, 6.4)、 白丸川流域=(6, 4.2)、 山田川流域=(5, 10.4)、 町野川流域=(5, 10.5)、 上町川流域=(5, 11.2)、 寺分川流域=(5, 5.8)	—
	七尾市	熊木川流域=9.6、西河内川流域=2.6、 河内川流域=4.7、二宮川流域=11.8、 吉田川流域=4.4、伊久留川流域=6.1、 日用川流域=5.7、笠師川流域=4、 大津川流域=4.4、御蔵川流域=4.7、 大谷川流域=5.3、崎山川流域=6.9、 熊瀬川流域=8.3	熊木川流域=(5, 7.9)、 西河内川流域=(6, 2.1)、 二宮川流域=(5, 11.6)、 吉田川流域=(5, 3.8)、 伊久留川流域=(5, 4.4)、 日用川流域=(5, 5.7)、 笠師川流域=(5, 4)、 大津川流域=(5, 3.2)、 御蔵川流域=(6, 4.7)、 大谷川流域=(5, 4.2)、 崎山川流域=(5, 6.8)、 熊瀬川流域=(5, 8.3)	—
	羽咋市	羽咋川流域=15.5、子浦川流域=12.4、 吉崎川流域=4.6、飯山川流域=6.8、 長春川流域=6	子浦川流域=(7, 12)、 吉崎川流域=(5, 3.7)、 飯山川流域=(7, 5.4)、 長春川流域=(5, 6)	—
	志賀町	酒見川流域=5.7、富来川流域=9.6、 七海川流域=4.9、菱根川流域=3.7、 新川流域=5.5、米町川流域=9.1、 於古川流域=7.6、仏木川流域=2.8、 安津見川流域=7.6	酒見川流域=(6, 4.6)、 富来川流域=(6, 7.7)、 七海川流域=(6, 3.9)、 菱根川流域=(5, 3.7)、 新川流域=(6, 4.4)、 米町川流域=(5, 9.1)、 於古川流域=(5, 7.6)、 仏木川流域=(5, 2)	—
	宝達志水町	前田川流域=6.5、子浦川流域=12、 長春川流域=3、吉崎川流域=3.2	子浦川流域=(7, 7)、 長春川流域=(5, 2.2)、 吉崎川流域=(7, 2.6)	—
	中能登町	二宮川流域=4.1、石塚川流域=3.6、 長春川流域=3.2、久江川流域=4.6	—	—

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

参考) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/ishikawa/4_ishikawa.pdf

(別表5) 高潮警報・注意報基準

平成25年7月22日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
加賀北部	金沢市	1.3m	0.8m
	かほく市	1.2m	0.8m
	津幡町	—	—
加賀南部	内灘町	1.1m	0.8m
	小松市	1.3m	1.1m
	加賀市	1.3m	1.0m
	白山市	1.2m	0.8m
	能美市	2.1m	1.2m
	野々市市	—	—
	川北町	—	—
能登北部	輪島市	1.2m	1.0m
	珠洲市	(珠洲外浦) 2.1m	1.2m
		(珠洲内浦) 1.3m	1.0m
	穴水町	1.0m	0.7m
	能登町	1.0m	0.7m
能登南部	七尾市	1.0m	0.7m
	羽咋市	1.2m	0.8m
	志賀町	1.2m	1.0m
	宝達志水町	3.5m	1.2m
	中能登町	—	—

参考) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/ishikawa/5_ishikawa.pdf

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】

- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町については、その欄を“－”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町の域内において単一の値をとる。
- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には市町の域内における基準の最低値を示している。
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町において主要な河川は存在しないことを表している。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (9) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。

（別表6）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の 危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(3) 全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(6) 災害時気象支援資料

金沢地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(7) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報と同じ区域（加賀・能登）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報と同じ区域（石川県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

4 水防法に定める水防警報

(1) 河川

ア 国土交通大臣又は知事が指定した次の河川については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた河川国道事務所長又は土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。

(ア) 国土交通大臣が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	区	域	発表者
手取川	左岸 白山市広瀬町ルの部10番の2地先 右岸 白山市白山町タ23番地先	海まで	国土交通省 金沢河川国道事務所長
梯川	左岸 小松市中海町ロ19番地先 右岸 小松市正蓮寺町ゲバ谷12番の1地先	海まで	

(イ) 知事が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	区	域	発表者
大聖寺川	加賀市別所町 加賀山中大橋	海まで	大聖寺土木事務所長
新堀川 (柴山潟)	加賀市中島町 動橋川合流点	加賀市伊切町 源平橋まで	〃
動橋川	加賀市横北町 柳橋	柴山潟合流点まで	〃
前川	小松市今江町 木場潟からの流出点	梯川合流点まで	南加賀土木総合事務所長
八丁川	能美市佐野町 得橋用水山端水門	梯川合流点まで	〃

河 川 名	区	域	発 表 者
鍋 谷 川	能美市和気町 鍋谷川橋	梯川合流点まで	〃
犀 川	金沢市大桑町 浅野川放水路合流点	海まで	県央土木総合事務所長
安 原 川	白山市横江町 J R いしかわ鉄道線鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	石川土木総合事務所長 県央土木総合事務所長
伏 見 川	金沢市窪 2 丁目 窪大橋	犀川合流点まで	県央土木総合事務所長
高 橋 川	白山市鶴来古町 平等寺川合流点	伏見川合流点まで	〃
大 野 川	金沢市湊 1 丁目 金沢港防潮水門	金沢港大橋まで	〃
浅 野 川	金沢市田上本町 浅野川放水路	大野川合流点まで	〃
河 北 潟	かほく市内日角 宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門まで	津幡土木事務所長
金 腐 川	金沢市東長江町 大滝橋700m上流	河北潟合流点まで	県央土木総合事務所長
森 下 川	金沢市車町 車橋	河北潟合流点まで	〃
津 幡 川	河北郡津幡町杉瀬 材木川合流点	河北潟（東部承水路）合流点まで	津幡土木事務所長
宇ノ気川	かほく市宇気 塚越橋80m上流	河北潟（東部承水路）合流点まで	〃
羽 咋 川	羽咋市東釜屋町 邑知潟からの流出点	海まで	羽咋土木事務所長
子 浦 川	羽咋郡宝達志水町散田 向瀬川合流点	羽咋川合流点まで	〃
米 町 川	羽咋郡志賀町梨谷小山 湯戸橋	海まで	〃
御 祓 川	七尾市国分町 笠師川合流点260m上流	海（放水路）まで	中能登土木総合事務所長
二 宮 川	鹿島郡中能登町二宮 桜川合流点680m上流	海まで	〃
熊 木 川	七尾市中島町北免田 免田橋	海まで	〃
八 ケ 川	輪島市門前町山辺 山辺橋60m上流	海まで	奥能登土木総合事務所長
河原田川	輪島市東中尾町 粉川橋	海まで	〃
町 野 川	鳳珠郡能登町五十里 新世紀橋	海まで	〃
小 又 川	鳳珠郡穴水町平野 平野橋110m上流	海まで	〃
若 山 川	珠洲市若山町向 定祐橋	海まで	珠洲土木事務所長

イ 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、概ね次の４段階により必要な警報を発表する。

段 階

準 備：水防団幹部の出動を行い、水防資器材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの

出 動：水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨を通知するもの
 状 況：水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位の
 状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川の状況により特に警戒を必
 要とする事項を通知するもの
 解 除：水防活動の終了を通知するもの

ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。

(ア) 国土交通大臣の指定した河川の水位観測所及び水防団待機、氾濫注意水位

河川名	観測所名	地 先 名	位 置	水防団待機水位	氾濫注意水位
手 取 川	鶴 来	白山市鶴来大国町	鶴 来	0.90m	1.40m
梯 川	埴 田	小松市埴田町	埴 田	2.00m	2.50m
	牧	小松市丸の内町	牧	1.30m	1.80m

(イ) 知事の指定した河川の水位観測所及び氾濫注意水位

河 川 名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫注意水位
大 聖 寺 川	保 賀 橋	加賀市大聖寺黒瀬町	保 賀 橋	3.00m
	敷地天神橋	加賀市大聖寺永町	敷地天神橋	3.20m
新 堀 川 (柴山湯)	片 山 津	加賀市片山津温泉5区	片山津温泉	1.00m
動 橋 川	動 橋 大 橋	加賀市動橋町	動 橋 大 橋	2.40m
前 川	御 幸 橋	小松市今江町	御 幸 橋	1.20m
八 丁 川	長 野 田 橋	小松市長田町	長 野 田 橋	2.40m
鍋 谷 川	鍋 谷 川 橋	能美市和気町	鍋 谷 川 橋	2.00m
	牛 島	能美市牛島町	牛 島	3.40m
犀 川	下 菊 橋	金沢市清川町	下 菊 橋	2.50m
	示 野 橋	金沢市袋畠町	示 野 橋	3.20m
安 原 川	長 池	野々市市長池	長 池	1.40m
	安 原 大 橋	金沢市中屋町	安 原 大 橋	2.20m
伏 見 川	山 科	金沢市山科3丁目	山 科	0.60m
	米 泉	金沢市米泉町	米 泉	2.00m
高 橋 川	四十万田橋	金沢市南四十万3丁目	四十万田橋	0.50m
	馬 替	金沢市馬替2丁目	馬 替	1.40m
大 野 川	機 具 橋	金沢市湊3丁目	機 具 橋	0.80m
浅 野 川	天 神 橋	金沢市材木町	天 神 橋	1.70m
河 北 湯	貯木場(内)	金沢市湊1丁目地先	貯木場(内)	0.90m
	湯 端	河北郡津幡町湯端	湯 端	0.90m
	八 田	金沢市才田町	八 田	0.90m
金 腐 川	御所通学橋	金沢市御所町	御所通学橋	2.00m
	金 腐 川 橋	金沢市大浦町	金 腐 川 橋	2.80m
森 下 川	薬 師	金沢市河原市町	薬 師	3.10m
	森 本 大 橋	金沢市北森本町	森 本 大 橋	2.80m
津 幡 川	津 幡 川	河北郡津幡町杉瀬	津 幡 川	3.90m
宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.35m
羽 咋 川	羽咋川の場	羽咋市の場町	的 場	1.15m
子 浦 川	吉 野 屋 橋	羽咋郡宝達志水町子浦	吉 野 屋 橋	2.60m
米 町 川	梨谷小山橋	羽咋郡志賀町梨谷小山	梨谷小山橋	3.60m
	神 代 大 橋	羽咋郡志賀町高浜	神 代 大 橋	1.60m
御 祓 川	国 分 大 橋	七尾市国分町	国 分 大 橋	1.20m
	藤 橋 橋	七尾市西藤橋町末-17	藤 橋 橋	1.40m

河川名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫注意水位
二 宮 川	落 合 橋	七尾市満仁町カ－14	落 合 橋	1.90m
	二 宮 川 橋	鹿島郡中能登町徳前14－1	二 宮 川 橋	0.70m
熊 木 川	町 屋 橋	七尾市中島町藤瀬	町 屋 橋	1.90m
	加 茂 橋	七尾市中島町宮前イ－6	加 茂 橋	2.00m
八 ケ 川	広 和 橋	輪島市門前町和田	広 和 橋	1.30m
河原田川	姫 田 橋	輪島市横地町	姫 田 橋	2.60m
	新 橋	輪島市河井町	新 橋	1.80m
町 野 川	石 井 橋	鳳珠郡能登町笹川	石 井 橋	2.10m
	明 治 橋	輪島市町野町川西	明 治 橋	3.20m
小 又 川	上 野 橋	鳳珠郡穴水町川島	上 野 橋	1.60m
若 山 川	宇 都 山	珠洲市若山町延武	宇 都 山	2.00m
	板 谷 橋	珠洲市飯田町	板 谷 橋	1.30m

(2) 海岸

ア 国土交通大臣又は知事が指定した次の海岸については、それぞれ水防警報を行うものとし、海岸ごとにそれぞれ定められた河川国道事務所長又は河川課長が直接これを発表する。

(ア) 国土交通大臣が水防警報を行う海岸及びその区域

海 岸 名	区 間	発表者
加越沿岸 (石川海岸)	加賀市美岬町尼ゴジ1番1地先 から 加賀市伊切町イ50番4地先 まで	国土交通省 金沢河川国道 事務所長
	小松市浜佐美ヌ151番1地先 から 小松市安宅町タ140番2地先 まで	
	能美市中町ム80番4地先 から 能美市吉原釜屋町カ5番2地先 まで	
	白山市美川永代町甲1番地先 から 白山市鹿島町ル200番地先 まで	
	白山市徳光町2019番3地先 から 白山市八田戌部78番地1地先 まで	

(イ) 知事が水防警報を行う海岸及びその区域

海 岸 名	区 間	発表者
加越沿岸 (石川海岸)	加賀市伊切町ニ82番1地先 から 小松市浜佐美ヌ151番1地先 まで	土木部 河川課長
	小松市安宅町タ140番2地先 から 小松市安宅町タ14番地先 まで	
	小松市安宅町ル2番地先 から 能美市中町ム80番4番地先 まで	
	能美市吉原釜屋町カ5番2地先 から 白山市美川南町乙66番1地先 まで	
	白山市鹿島町ル200番地先 から 白山市徳光2019番3地先 まで	
能登内浦 沿岸	鳳珠郡能登町恋路9字1番2地先 から 七尾市鵜浦町イ部9番2地先 まで	

イ 水防警報は、各海岸の高波の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動が必要とするときにこれを行うものとし、次のとおり必要な警報を発表する。

段 階

待 機 ・ 準 備：水防団の所要の人員が出動し、海岸巡視および水防資器材の整備点検を行う必要がある旨を通知するもの。

出 動：水防団員または消防団員等が出動し、土のう積み、通行止め、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。

距離確保準備：激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離確保の準備をしながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。

距 離 確 保：激しい越波の発生を警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。

距離確保解除：激しい越波のおそれが無くなった旨を通知し、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。

解 除：水防活動の終了を通知するもの。

ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。

沿岸名	加越沿岸	能登内浦沿岸		
市町名	白山市・能美市・小松市・加賀市	能登町		穴水町・七尾市
	風波	うねり	高潮・風波	高潮
待機・準備	徳光観測所で10分間平均風速15m/s以上が観測され、かつ、有義波高が5.5mを越えた場合で、気象情報及びCCTV情報を勘案して発令が必要と判断されるとき	高潮注意報の発表のもと、田中観測所で、有義波高3.0m以上が観測された場合で、うねりと判定され、かつ、気象情報から波浪の発達が予測されるとき	高潮注意報の発表のもと、七尾港で潮位がT.P.+70cm以上を観測した場合で、かつ、気象情報から波浪や潮位の増大が予測されるとき	
出動	徳光観測所で10分間平均風速20m/s以上が観測され、かつ、有義波高が6.0mを越えた場合で、気象情報及びCCTV情報を勘案して発令が必要と判断されるとき	酒田観測所と田中観測所の暫定予測式により田中観測所で、有義波高が4.5mを越えると予測され、かつ、気象情報、現地状況等を勘案して発表が必要と判断されるとき	高潮警報が発表された場合、または現地において越波の発生が確認されたとき	
距離確保準備		酒田観測所と田中観測所の暫定予測式で田中観測所で、有義波高が4.5mを越えると予測される1時間前、または田中観測所の有義波高が4.0m以上を観測した場合で、かつ、現地において越波の発生が確認されたとき		
距離確保		田中観測所で、有義波高が4.5m以上を観測した場合、または気象情報、現地状況等により、越波またはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断されるとき		
距離確保解除		田中観測所で、観測有義波高が4.5mを下回り、かつ、気象情報、現地状況等を勘案して、水防活動を実施する上で激しい越波による危険が解消されたと判断されるとき		
解除	徳光観測所で10分間平均風速15m/sを下回り、かつ、有義波高が5.5mを下回った場合で、気象情報及びCCTV情報を勘案して、水防活動をする状況が解消したと認められるとき	田中観測所で、有義波高が3.0mを下回り、かつ、気象情報、現地状況等を勘案して、水防活動が必要とする状況が解消したと認められるとき	七尾港で潮位がT.P.+70cmを下回り、かつ、気象状況、現地状況等を勘案して、水防活動が必要とする状況が解消したと認められるとき	

5 水位情報の通知及び周知

(1) 知事が指定した次の河川（水位周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。

河 川 名	区		域	発 表 者
大 聖 寺 川	加賀市別所町	加賀山中大橋	海まで	大聖寺土木事務所長
新 堀 川 (柴山潟)	加賀市中島町	動橋川合流点	加賀市伊切町 源平橋まで	〃
動 橋 川	加賀市横北町	柳橋	柴山潟合 流点まで	〃

河 川 名	区	域	発 表 者
前 川	小松市今江町 木場潟からの流出点	梯川合流点まで	南加賀土木総合事務所長
八 丁 川	能美市佐野町 得橋用水山端水門	梯川合流点まで	〃
鍋 谷 川	能美市和気町 鍋谷川橋	梯川合流点まで	〃
犀 川	金沢市大桑町 浅野川放水路合流点	海まで	県央土木総合事務所長
安 原 川	白山市横江町 I R いしかわ鉄道線 鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	石川土木総合事務所長 県央土木総合事務所長
伏 見 川	金沢市窪 2 丁目 窪大橋	犀川合流点まで	県央土木総合事務所長
高 橋 川	白山市鶴来古町 平等寺川合流点	伏見川合流点まで	〃
大 野 川	金沢市湊 1 丁目 金沢港防潮水門	金沢港大橋まで	〃
浅 野 川	金沢市田上本町 浅野川放水路	大野川合流点まで	〃
河 北 潟	かほく市内日角 宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門まで	津幡土木事務所長
金 腐 川	金沢市東長江町 大滝橋700m上流	河北潟合流点まで	県央土木総合事務所長
森 下 川	金沢市車町 車橋	河北潟合流点まで	〃
津 幡 川	河北郡津幡町杉瀬 材木川合流点	河北潟（東部承水路） 合流点まで	津幡土木事務所長
宇ノ気川	かほく市宇気 塚越橋80m上流	河北潟（東部承水路） 合流点まで	〃
羽 咋 川	羽咋市東釜屋町 邑知潟からの流出点	海まで	羽咋土木事務所長
子 浦 川	羽咋郡宝達志水町散田 向瀬川合流点	羽咋川合流点まで	〃
米 町 川	羽咋郡志賀町梨谷小山 湯戸橋	海まで	〃
御 祓 川	七尾市国分町 笠師川合流点260m上流	海（放水路）まで	中能登土木総合事務所長
二 宮 川	鹿島郡中能登町二宮 桜川合流点680m上流	海まで	〃
熊 木 川	七尾市中島町北免田 免田橋	海まで	〃
八 ケ 川	輪島市門前町山辺 山辺橋60m上流	海まで	奥能登土木総合事務所長
河原田川	輪島市東中尾町 粉川橋	海まで	〃
町 野 川	鳳珠郡能登町五十里 新世紀橋	海まで	〃
小 又 川	鳳珠郡穴水町平野 平野橋110m上流	海まで	〃
若 山 川	珠洲市若山町向 定祐橋	海まで	珠洲土木事務所長

(2) 水位周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

ア 氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）

対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

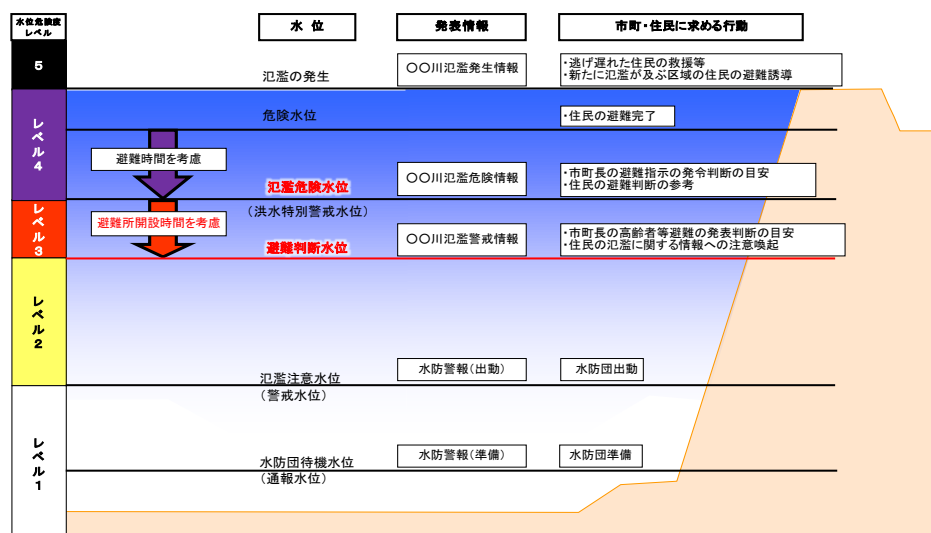
イ 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）
対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

ウ 氾濫発生情報
氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

なお、水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。

河 川 名	観 測 所 名	地 先 名	位 置	避難判断 水 位	氾 濫 危険水位
大 聖 寺 川	保 賀 橋	加賀市大聖寺黒瀬町	保 賀 橋	3.40m	3.60m
	敷地天神橋	加賀市大聖寺永町	敷地天神橋	4.00m	4.20m
新 堀 川 (柴山潟)	片 山 津	加賀市片山津温泉5区	片山津温泉	1.20m	1.30m
動 橋 川	動 橋 大 橋	加賀市動橋町	動 橋 大 橋	2.40m	2.80m
前 川	御 幸 橋	小松市今江町	御 幸 橋	1.40m	1.60m
八 丁 川	長 野 田 橋	小松市長田町	長 野 田 橋	2.90m	3.40m
鍋 谷 川	鍋 谷 川 橋	能美市和気町	鍋 谷 川 橋	2.30m	2.50m
	牛 島	能美市牛島町	牛 島	4.20m	4.50m
犀 川	下 菊 橋	金沢市清川町	下 菊 橋	2.60m	2.80m
	示 野 橋	金沢市袋畠町	示 野 橋	3.30m	3.70m
安 原 川	長 池	野々市市長池	長 池	1.70m	2.10m
	安 原 大 橋	金沢市中屋町	安 原 大 橋	2.50m	2.90m
伏 見 川	山 科	金沢市山科3丁目	山 科	0.60m	0.90m
	米 泉	金沢市米泉町	米 泉	3.10m	3.50m
高 橋 川	四十万田橋	金沢市南四十万3丁目	四十万田橋	0.60m	0.80m
	馬 替	金沢市馬替2丁目	馬 替	1.60m	1.80m
大 野 川	機 具 橋	金沢市湊3丁目	機 具 橋	1.00m	1.10m
浅 野 川	天 神 橋	金沢市材木町	天 神 橋	1.90m	2.20m
河 北 潟	貯木場（内）	金沢市湊1丁目地先	貯木場（内）	1.10m	1.20m
	潟 端	河北郡津幡町潟端	潟 端	1.10m	1.20m
	八 田	金沢市才田町	八 田	1.10m	1.20m
金 腐 川	御所通学橋	金沢市御所町	御所通学橋	2.10m	2.50m
	金 腐 川 橋	金沢市大浦町	金 腐 川 橋	3.10m	3.30m
森 下 川	薬 師	金沢市河原市町	薬 師	3.80m	4.00m
	森 本 大 橋	金沢市北森本町	森 本 大 橋	2.90m	3.60m
津 幡 川	津 幡 川	河北郡津幡町杉瀬	津 幡 川	4.20m	4.90m
宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気川	2.60m	2.90m
羽 咋 川	羽咋川の場	羽咋市の場町	的 場	1.60m	1.75m
子 浦 川	吉 野 屋 橋	羽咋郡宝達志水町子浦	吉 野 屋 橋	3.10m	3.40m
米 町 川	梨谷小山橋	羽咋郡志賀町梨谷小山	梨谷小山橋	3.80m	4.10m
	神 代 大 橋	羽咋郡志賀町高浜	神 代 大 橋	2.20m	2.30m
御 祓 川	国 分 大 橋	七尾市国分町	国 分 大 橋	1.40m	1.60m
	藤 橋 橋	七尾市西藤橋町末ー17	藤 橋 橋	1.50m	1.80m
二 宮 川	落 合 橋	七尾市満仁町カー14	落 合 橋	2.10m	2.40m
	二 宮 川 橋	鹿島郡中能登町徳前14ー1	二 宮 川 橋	0.90m	1.10m
熊 木 川	町 屋 橋	七尾市中島町藤瀬	町 屋 橋	2.20m	2.50m
	加 茂 橋	七尾市中島町宮前イー6	加 茂 橋	2.30m	2.70m
八ヶ川	広 和 橋	輪島市門前町和田	広 和 橋	1.40m	1.70m
河原田川	姫 田 橋	輪島市横地町	姫 田 橋	2.90m	3.20m
	新 橋	輪島市河井町	新 橋	1.90m	2.20m
町 野 川	石 井 橋	鳳珠郡能登町笹川	石 井 橋	2.10m	2.50m
	明 治 橋	輪島市町野町川西	明 治 橋	4.40m	4.50m
小 又 川	上 野 橋	鳳珠郡穴水町川島	上 野 橋	1.90m	2.10m
若 山 川	宇 都 山	珠洲市若山町延武	宇 都 山	2.70m	3.40m
	板 谷 橋	珠洲市飯田町	板 谷 橋	1.50m	1.70m

参考図



6 水防法及び気象業務法に定める指定河川洪水予報

手取川及び梯川について直轄管理区間を対象に、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通省金沢河川国道事務所と金沢地方気象台は、洪水注意報及び警報を発表する。

また、国土交通大臣は、直轄管理区間を対象に水防法第10条第3項の規定に基づき、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

(1) 洪水予報の発表基準

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。手取川・梯川については、金沢河川国道事務所と金沢地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 洪水予報の発表対象区間

河 川 名	対 象 区 間 （ 直 轄 管 理 区 間 ）
手 取 川	左岸 石川県白山市広瀬町ルの部10番の2地先～海まで 右岸 石川県白山市白山町タ23番地先～海まで
梯 川	左岸 石川県小松市中海町口19番地先～海まで 右岸 石川県小松市正蓮寺町ゲバ谷12番の1地先～海まで

(3) 基準点と基準水位

河 川 名	基準地点名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
手 取 川	鶴 来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m
梯 川	埴 田	2.00m	2.50m	4.20m	4.60m

(4) 洪水浸水想定区域の指定

河 川 名	氾濫した場合に浸水が想定される区域
手 取 川	白山市、小松市、能美市、野々市市、川北町 以上4市1町
梯 川	小松市、能美市 以上2市

7 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

- (1) 火災警報は、市町の区域を対象として当該市町長が、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを発する。
- (2) 警報を発する場合の基本的基準は、地域的特性を加味して、それぞれ市町の地域防災計画においてこれを定める。
- (3) 火災気象通報は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに金沢地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて市町や各消防本部に伝達される。
- (4) 金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

8 噴火警報等

(1) 噴火警報・予報

ア 噴火警報・予報の種類

(イ) 噴火警報

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(イ) 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

イ 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警戒に付して発表する指標。

ウ 噴火警戒・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等

白山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	（噴火警戒レベル）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応（※）	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒（居住地域） または噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 事例なし
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要。	・融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 事例なし
警戒	噴火警戒（火口周辺）または火口周辺警戒	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流（積雪期）、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・火口から4km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 2200年前の噴火：溶岩流が約7km流下（白水滝溶岩）、火砕流、溶岩ドーム形成 1554～56年：マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・火口から2km程度まで大きな噴石が飛散、火砕流が流下するような噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1042年噴火：翠ヶ池火口あるいは干蛇ヶ池火口から噴火、噴石
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であること）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】 2005年、2014年12月、2017年11月、2020年6月、2021年9月：地震活動活発

注）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものをとする。

注）火口とは想定火口域をいう。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められる。

(2) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警戒が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - ・噴火警戒が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
 - ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
- ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

(3) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警戒を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警戒を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間ごと）に発表。
- ・18時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（※１）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10分程度で発表。
- ・噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

（※１）降灰予想（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対策が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（※２）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後２０～30分程度で発表。
- ・噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

（※２）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対策が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

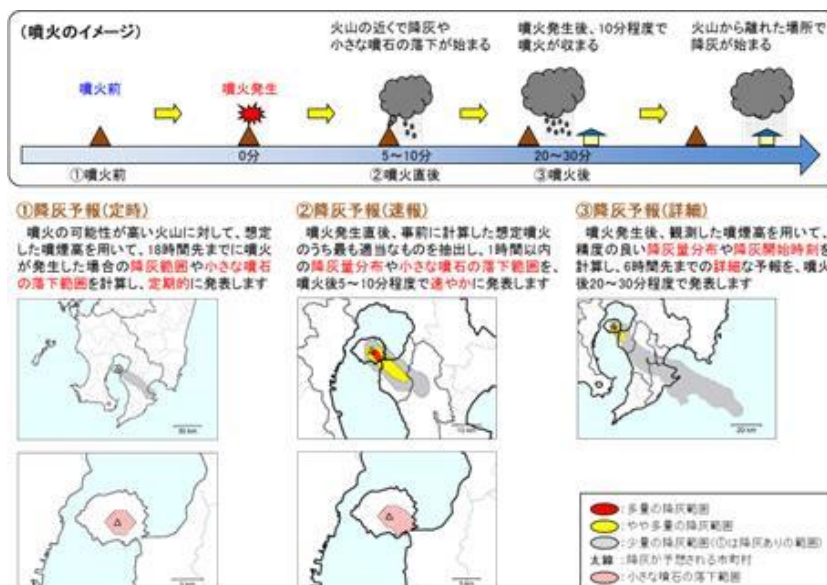
気象庁ホームページ（降灰予報の説明）

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

降灰予報の発表イメージ



(5) 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(6) 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

毎月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

9 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(1) 発表対象および単位

発表対象は石川県の野々市市、川北町を除く全市町とし、発表単位は市町毎とする。

(2) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。

(3) 地震等発生時の暫定基準

次の事象が発生した場合、石川県と金沢地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(4) 補足情報の提供

金沢地方気象台及び県は共同して、避難指示等の発令対象区域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努め、土砂災害の危険度が高まっている市町名の共同発表に加え、県が地区名の情報を追加して提供する。なお、市町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令対象地区をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努める。県は、市町に対し、これらの基準及び対象地区の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化について、国とともに、必要な助言等を行う。

(5) 解除基準

土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危

陰降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

10 土砂災害緊急情報

国及び県は、大規模な土砂災害が急迫している場合、土砂災害緊急情報を発表し、被害の想定される区域及び時期について、市町に通知するとともに一般に周知する。

(1) 国が通知及び周知を行う特に高度な土砂災害とは、以下のものをいう。

ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする大規模な土石流

イ 河道閉塞による湛水

ウ 火山噴火に起因する大規模な土石流

(2) 県が通知及び周知を行うその他の土砂災害とは、大規模な地すべりをいう。

11 その他の警告等

知事、市町長その他防災機関の責任者は、3 から 10 以外の事項で、特に警告等を要する状態が発生又はそのおそれがある場合は、関係者に対し所要の指示警告を行う。

第4節 災害予警報の伝達体制

危機管理部、土木部、市町、防災関係機関

1 基本方針

県、市町、報道機関等は、相互に協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底に努め、必要がある場合には、災害時における放送要請に関する協定（以下「放送協定」という。）に基づき県が放送機関に災害予警報の伝達を要請する。

2 水防警報、火災警報の放送

国土交通省金沢河川国道事務所、県が発する水防警報及び市町が発する火災警報は、必要があると認めた場合放送協定に基づき県が放送機関に要請するものとし、放送機関は、速やかに放送を行うよう協力する。

3 知事、市町長、その他の機関が発する警告等の放送

県、市町、その他の機関が発する災害に対処するための通知、要請、警告については、必要があると認めるときは、放送機関に要請し、放送機関は、速やかに放送を行うよう協力する。

ただし、市町は、原則として県を通じて行う。

4 災害応急対策責任者の体制整備

災害応急対策責任者は、災害予防等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備する。

5 非常時における予警報の伝達徹底方策

(1) 災害のため通常の警報等の伝達系統によりがたい場合における市町への警報等の伝達については、関係機関の協力を得て、概ね次の要領により行う。

ア 非常通信による伝達

北陸地方非常通信協議会の協力により、県防災行政無線を中枢とし、中継局を得、市町役場最寄りの無線局に非常通信により伝達する。

この場合における中継局、受信局の選定については、停電時の連絡を考慮して予備電源を有する同一免許人所属の無線局による直接通信可能な常用通信系統を優先して選定する。

イ バイク徒歩等による伝達

非常通信により受信した無線局から市町役場への伝達、交通駅等から市町役場への伝達は、無線局又は交通機関が行うが、通信施設がない場合は、直接又は住民の協力により徒歩又はバイク等により伝達する。伝達することができない市町について緊急伝達の必要があるときは、隣接市町がバイク等により当該市町へ伝達する。

(2) 災害応急対策責任者は、トランジスターラジオ等を常備し、非常災害時にあつては、常に受信体制を整え警報等を積極的に受信し、必要な措置を講ずる。

第5節 災害予警報別の伝達

危機管理部、土木部、市町、防災関係機関

1 基本方針

気象、水防及び火災等に関する警報等については、伝達系統・手段等の周知徹底を図るとともに、それぞれの伝達体制に基づき、迅速かつ的確に情報伝達する。

2 気象警報等の伝達

金沢地方気象台等は、別図1「気象警報等各種伝達系統について」により、関係機関に速やかに伝達する。

(1) 金沢地方気象台は、警報等を発表し、又は解除した場合は、防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。

なお、異常災害時に平常時の加入電話又は防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行う。

(2) 県は、石川県総合防災情報システム、ファクシミリ通信網等により速やかに関係機関及び市町へ伝達する。

市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を使用し、直ちに住民及び関係機関へ周知する。なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

(3) 海上保安部は、直ちに航海中及び入港中の船舶に伝達する。

(4) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社は、一般通信に優先し市町村へ電話回線を使用して略号等により警報を伝達する。

警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号

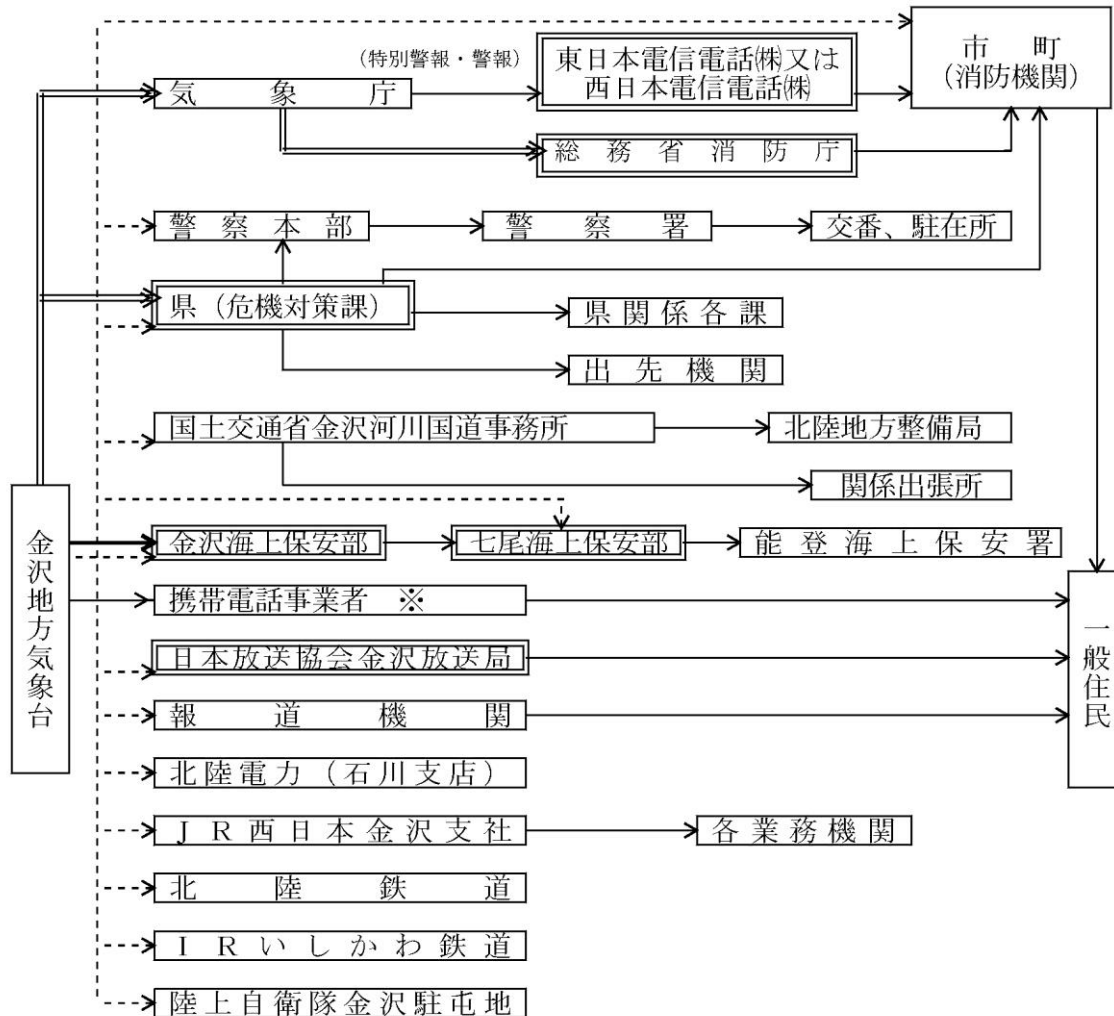
警報の種類	同略号	警報解除の種類	同略号
暴風警報	ボウフウ	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
暴風雪警報	ボウフウセツ	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
大雨警報	オオアメ	大雨警報解除	オオアメカイジョ
大雪警報	オオユキ	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	タカシオ	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	ハロウ	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	コウズイ	洪水警報解除	コウズイカイジョ

(5) 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕等により放送し、公衆に周知するよう協力する。

(6) その他の機関は、それぞれの災害担当業務に応じて所要の機関等に周知、伝達する。

◇気象警報等各種伝達系統について◇

別図1 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図



(凡例)

- 気象情報伝送処理システム
- - - 防災情報提供システム（インターネット）（注）
- == 防災情報提供システム（専用線）
- 各機関伝達手段

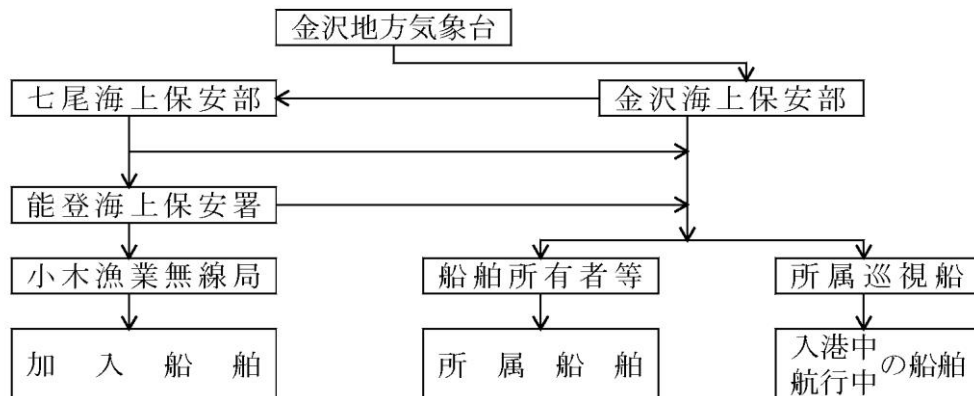
(注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

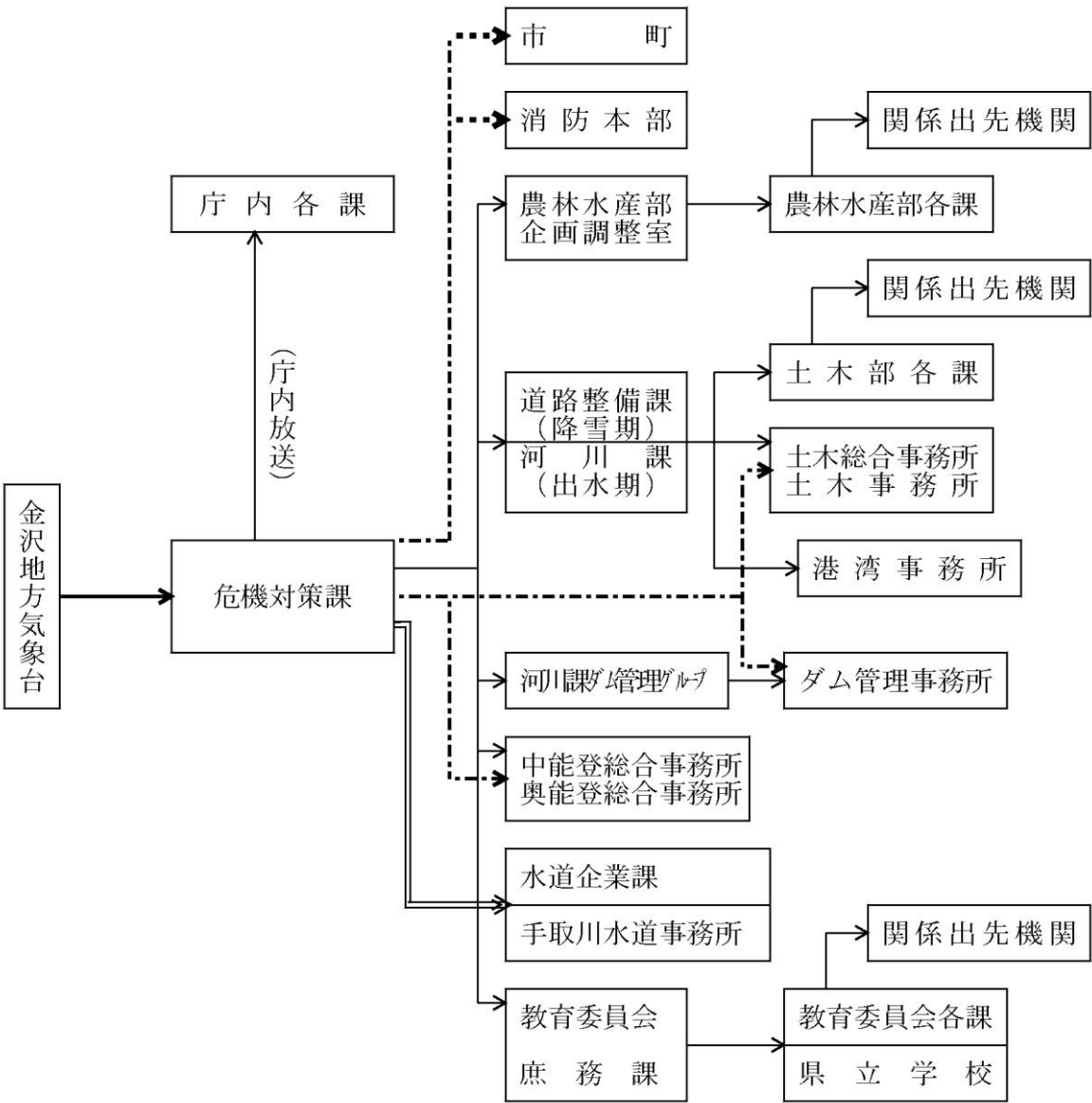
別図2 金沢、七尾海上保安部を中心とする気象警報等伝達系統図

(金沢海上保安部)



備考 船舶所有者（漁業協同組合を含む）については、必要に応じて伝達する。

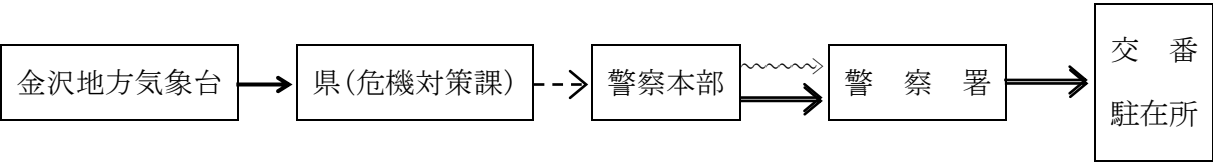
別図3 県（危機対策課）を中心とする気象警報等伝達系統図 (石川県)



(注) ———→ 気象情報伝送処理システム
.....→ 衛星通信 (一斉FAX) -----→ 無線通信
=====> 一般FAX ———→ 一般電話、その他

降雪期は11月1日から3月31日まで、出水期は4月1日から10月31日まで

別図4 警察本部を中心とする気象警報等伝達系統図 (石川県警察本部)



(注) ———→ 気象情報伝送処理システム ----> 一般FAX
=====> 直通電話 ~~~~~> 無線電話

別図５ 西日本電信電話株式会社の市町別伝達警報種類一覧表

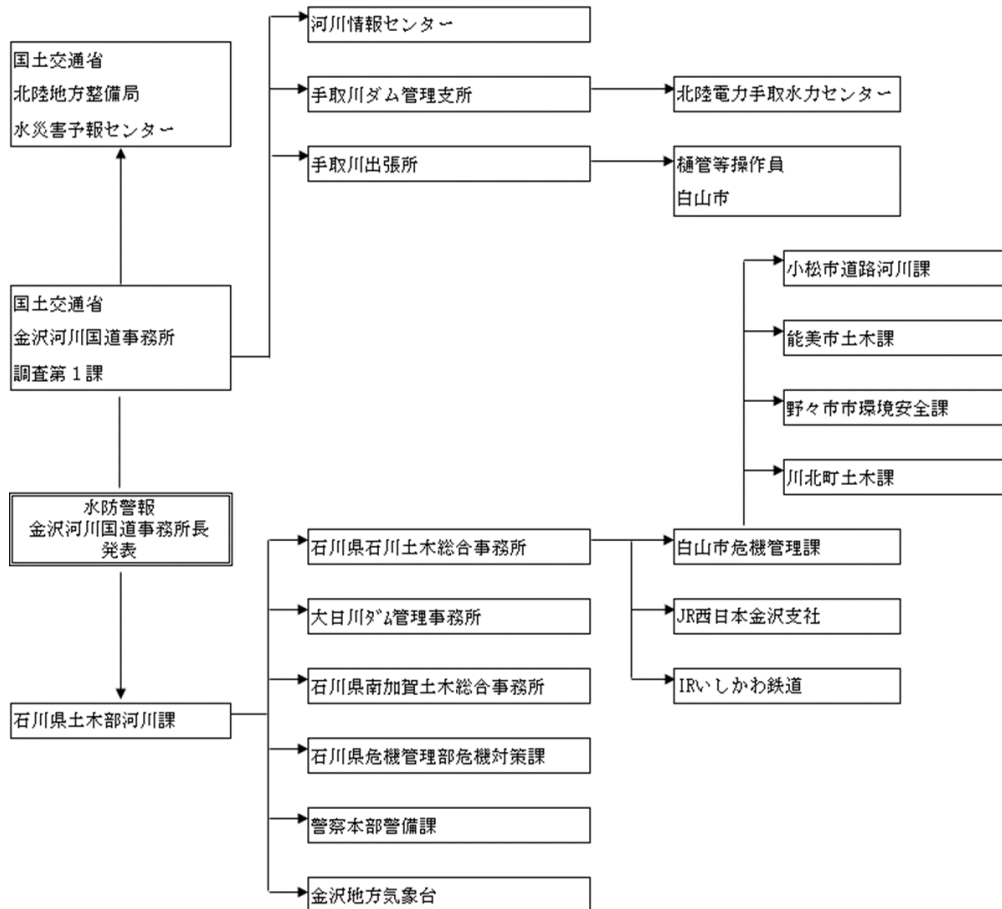
支 店 名	担当区域	通報すべき警報種類			
		波浪	高潮	気象	洪水
西日本電信電話(株)	金 沢 市	○	○	○	○
	七 尾 市	○	○	○	○
	小 松 市	○	○	○	○
	輪 島 市	○	○	○	○
	珠 洲 市	○	○	○	○
	加 賀 市	○	○	○	○
	羽 咋 市	○	○	○	○
	か ほ く 市	○	○	○	○
	白 山 市	○	○	○	○
	能 美 市	○	○	○	○
	川 北 町			○	○
	野 々 市 市			○	○
	津 幡 町			○	○
	内 灘 町	○	○	○	○
	志 賀 町	○	○	○	○
	宝達志水町	○	○	○	○
	中 能 登 町			○	○
	穴 水 町	○	○	○	○
	能 登 町	○	○	○	○

３ 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達

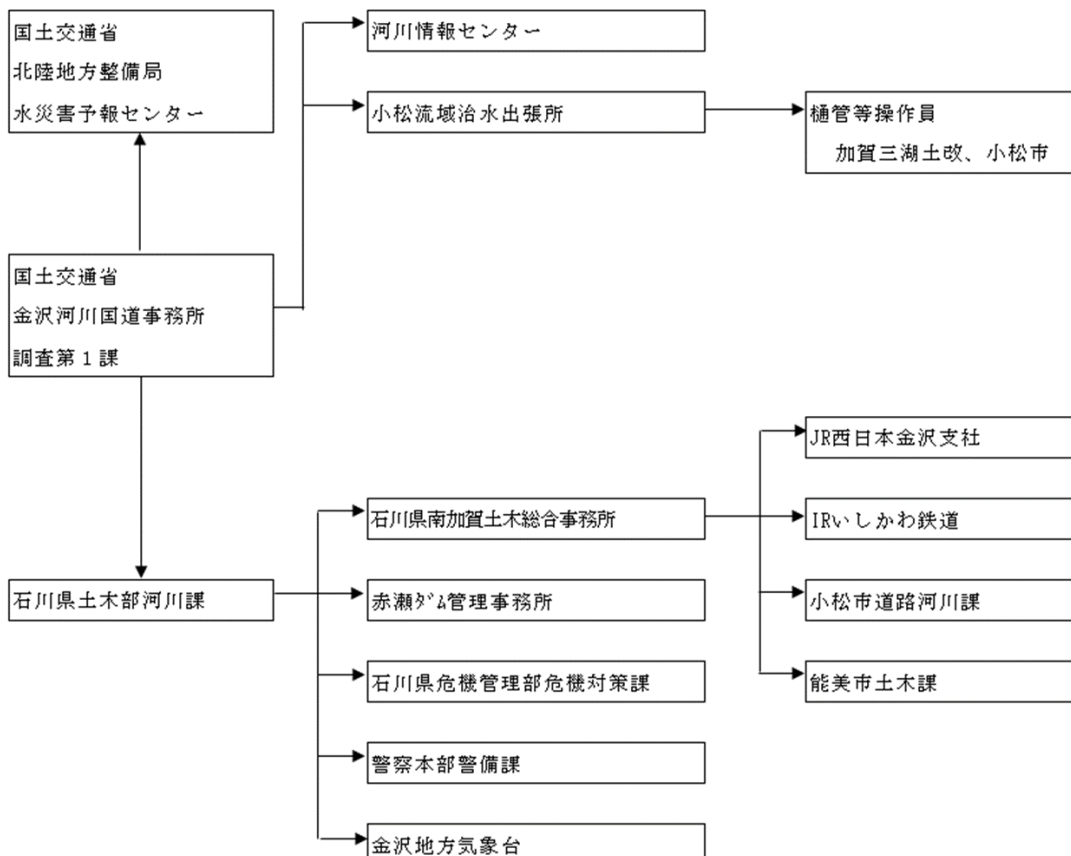
水防警報等の伝達については、次のとおりとする。

- (1) 国土交通省金沢河川国道事務所及び県（関係土木総合事務所、土木事務所）は、水防警報及び避難判断水位到達情報等を発表したときは、水防計画の定めるところにより（国土交通省金沢河川国道事務所にあつては、県を通じ）、一般の通信施設により関係水防管理者に速やかに伝達する。
- (2) 県は、自ら発し、又は受領した水防警報及び避難判断水位到達情報等について金沢地方气象台、関係出先機関へ伝達し、必要があると認めるときは、放送機関に放送を要請する。
- (3) 国土交通省金沢河川国道事務所又は県が水防警報を発しない中小河川の予防予知については、水防管理者が行い、必要がある場合は、警報により措置する。
- (4) 石川県水防計画第 10 章第 3 節「水位の観測・通報及び公表」に定める通報があつた場合は、直ちに危機対策課等へ通報する。

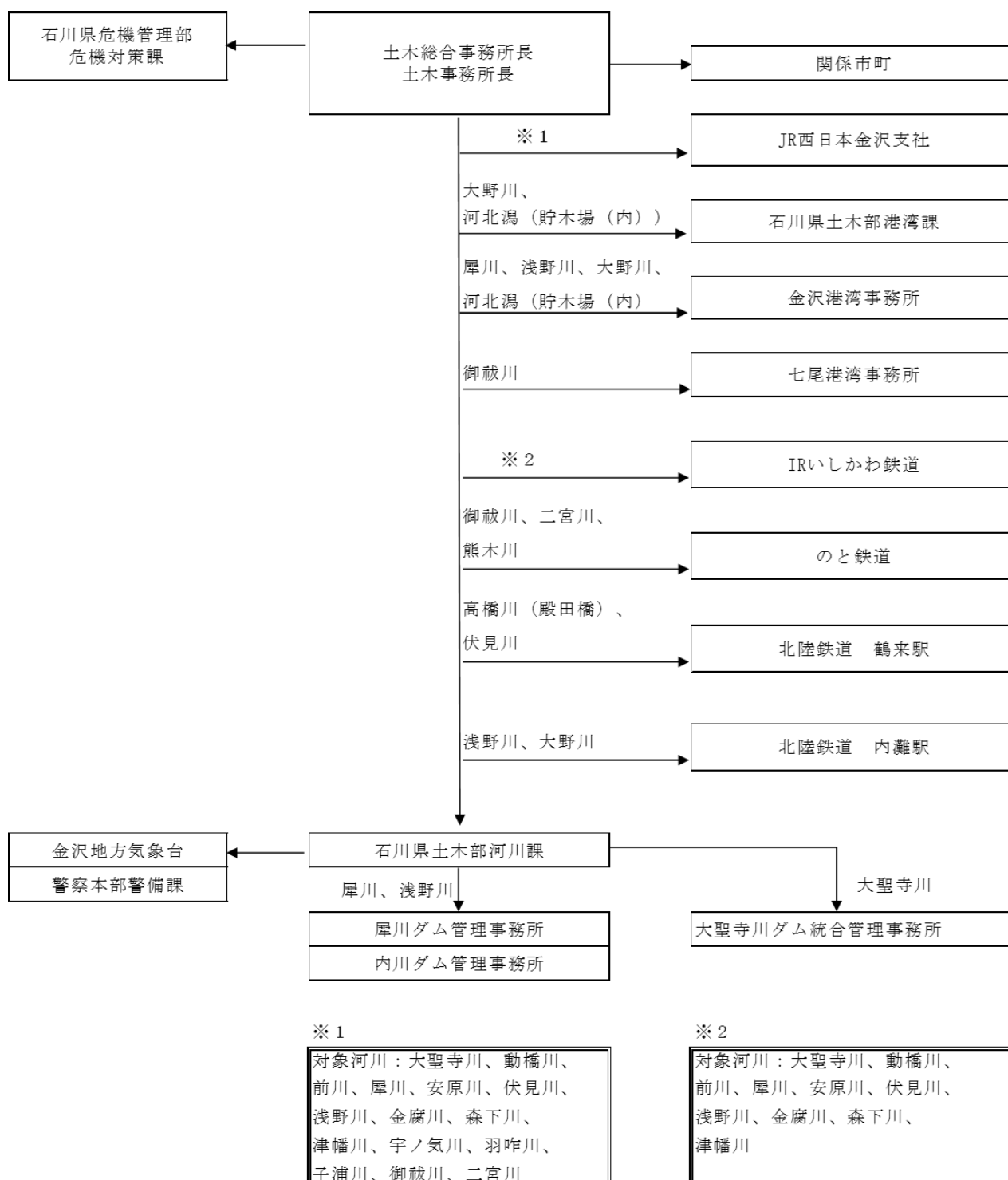
手取川水防警報伝達系統図



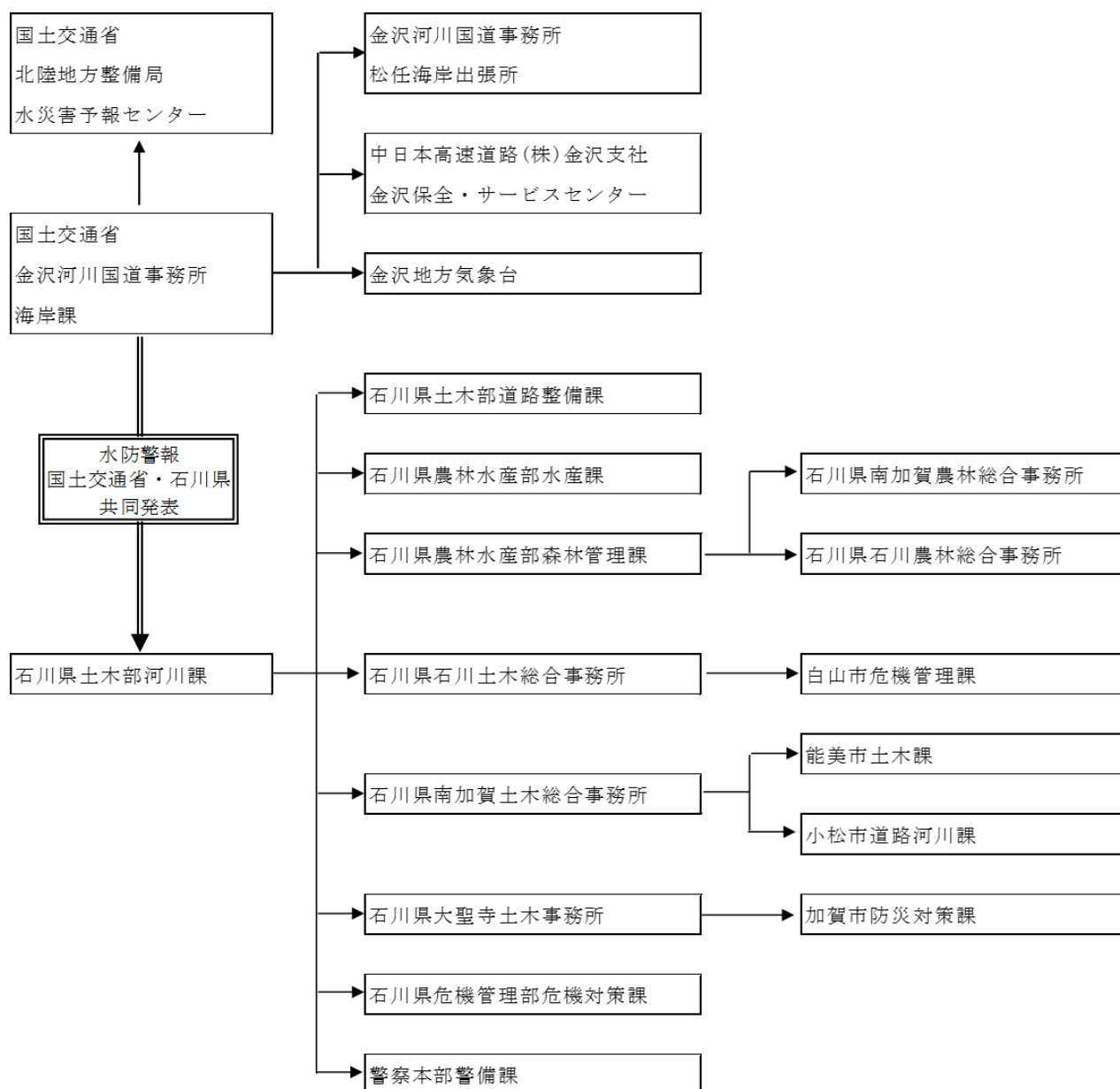
梯川水防警報伝達系統図



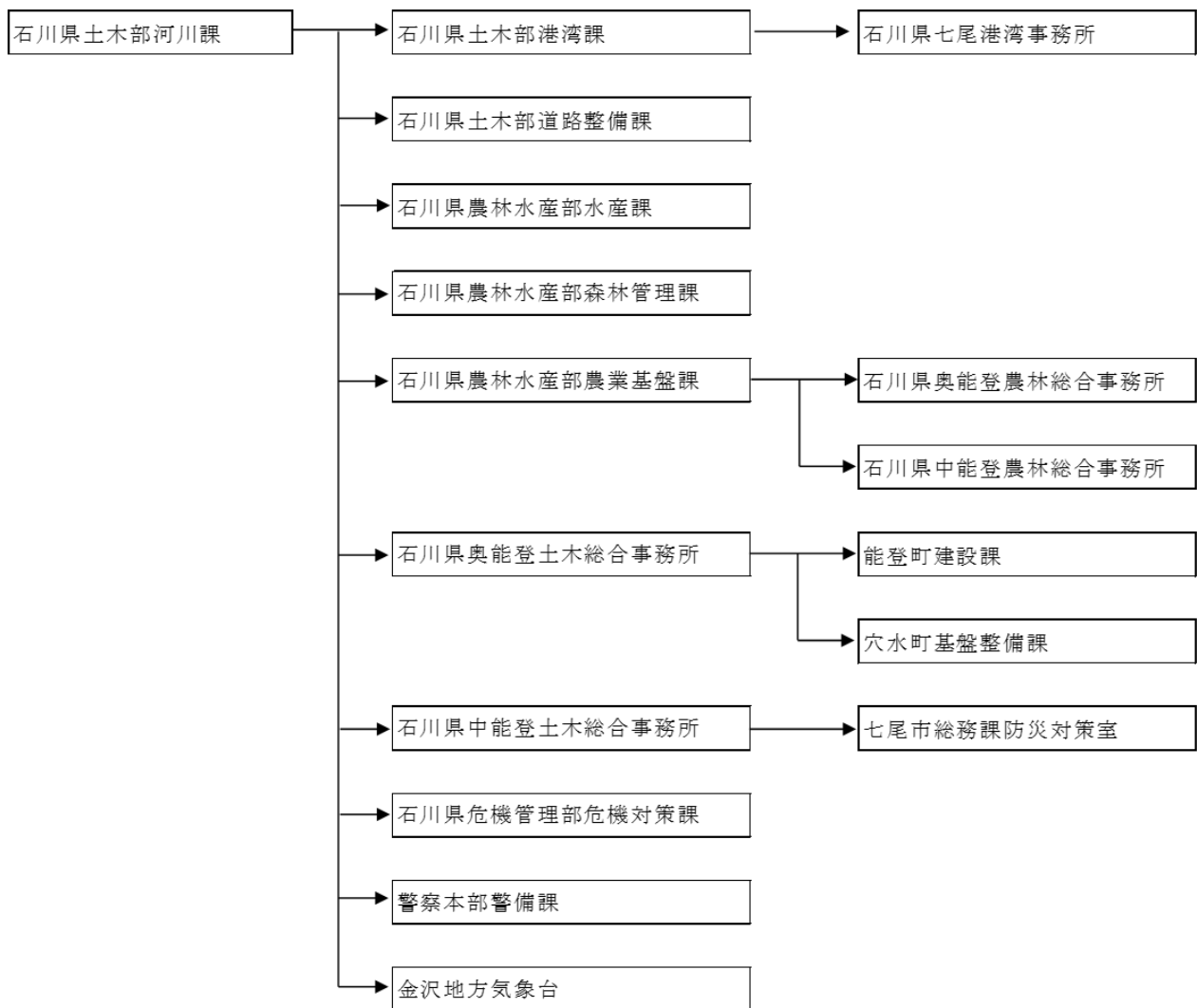
水防警報及び避難判断水位到達情報等伝達系統図



加越沿岸水防警報伝達系統図



能登内浦沿岸水防警報伝達系統図

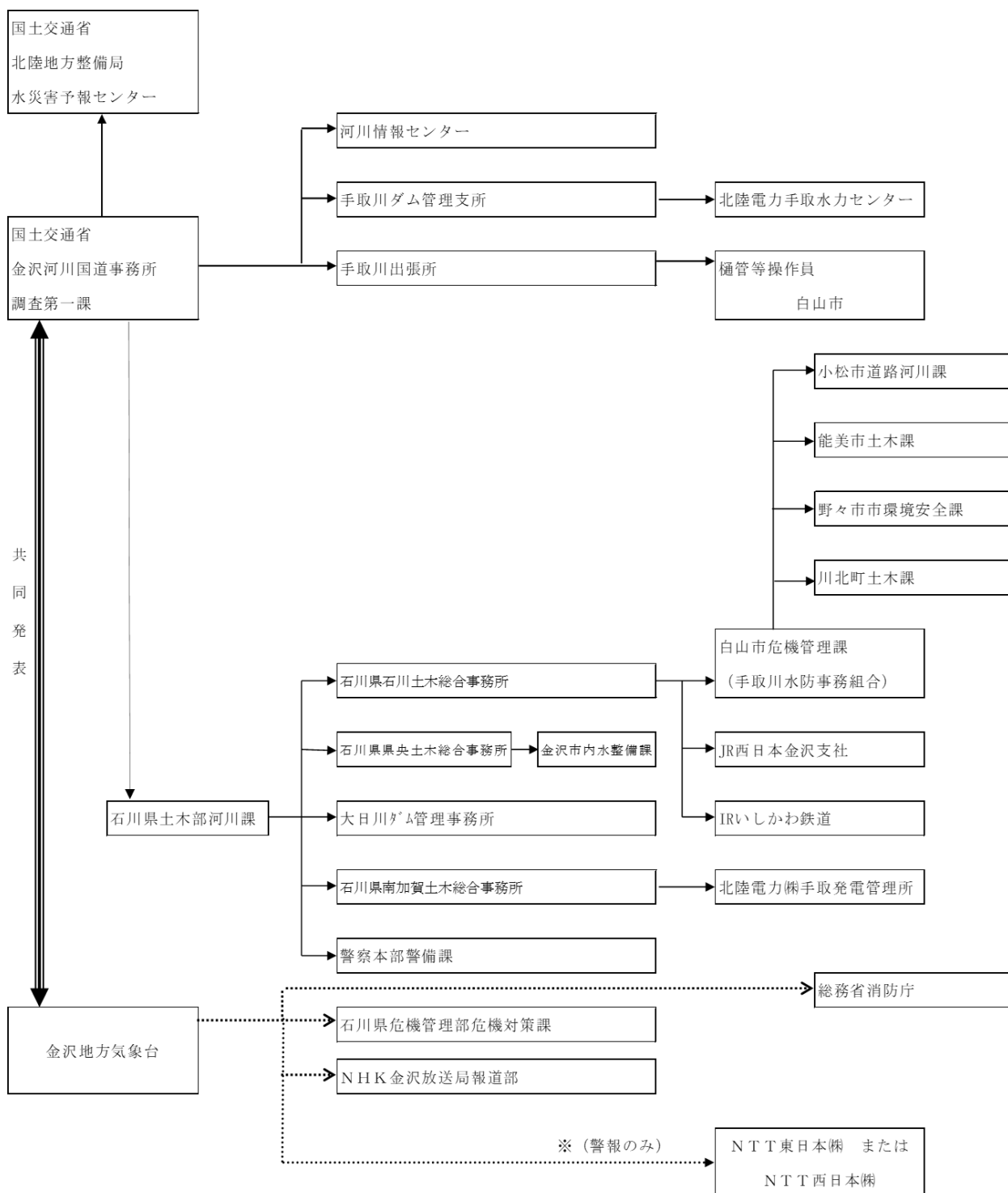


4 洪水予報の伝達

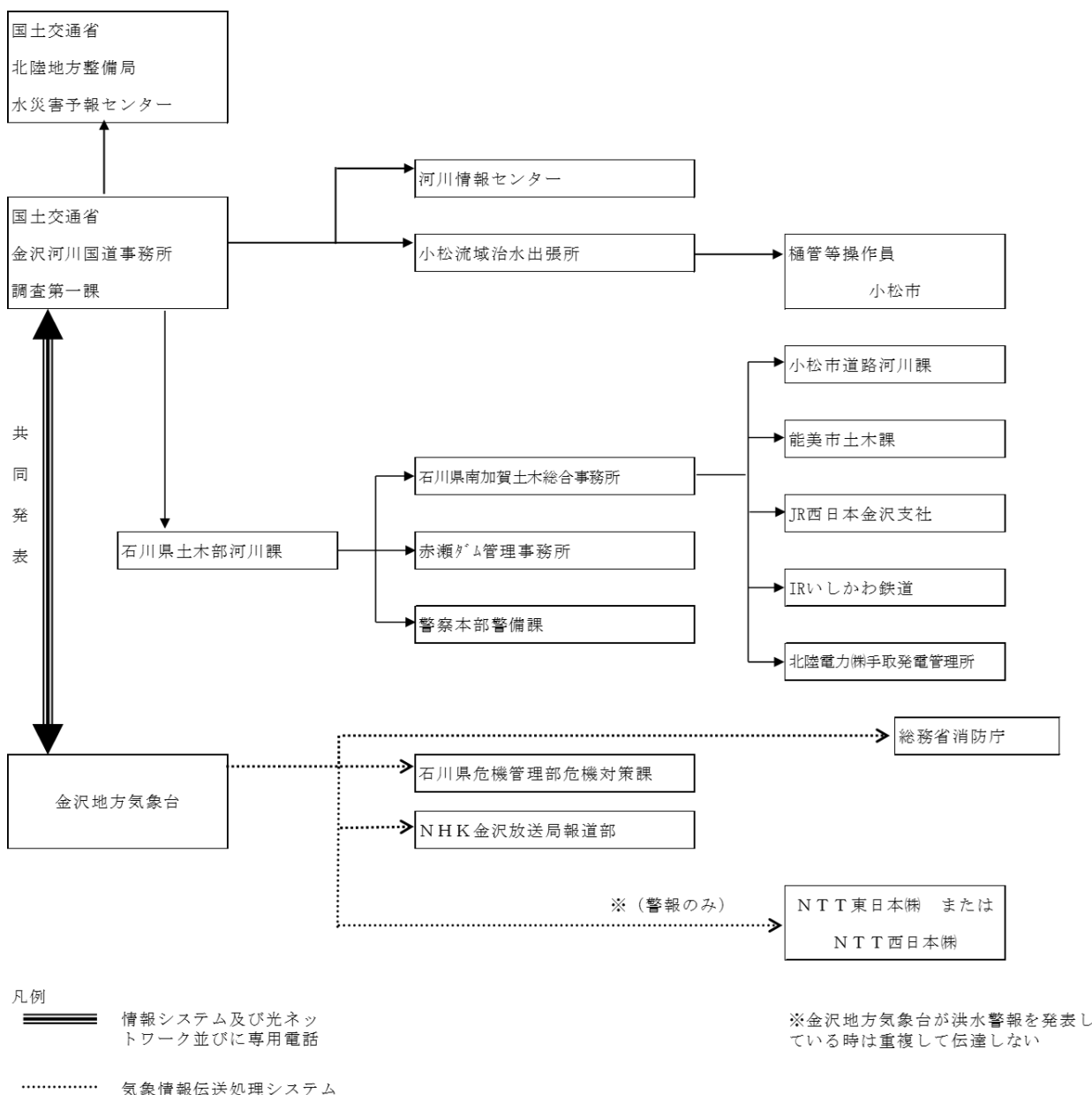
洪水予報の伝達体制は次のとおりとする。

洪水予報伝達系統図

(1) 手取川



(2) 梯 川



5 火災警報の伝達

市町は、火災警報を発し、又は解除した場合には、打鐘、サイレン吹鳴、その他市町地域防災計画の定めるところにより、住民及び関係機関に徹底し、県あて通報する。

6 気象注意報等及び火災気象通報の伝達

(1) 金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。

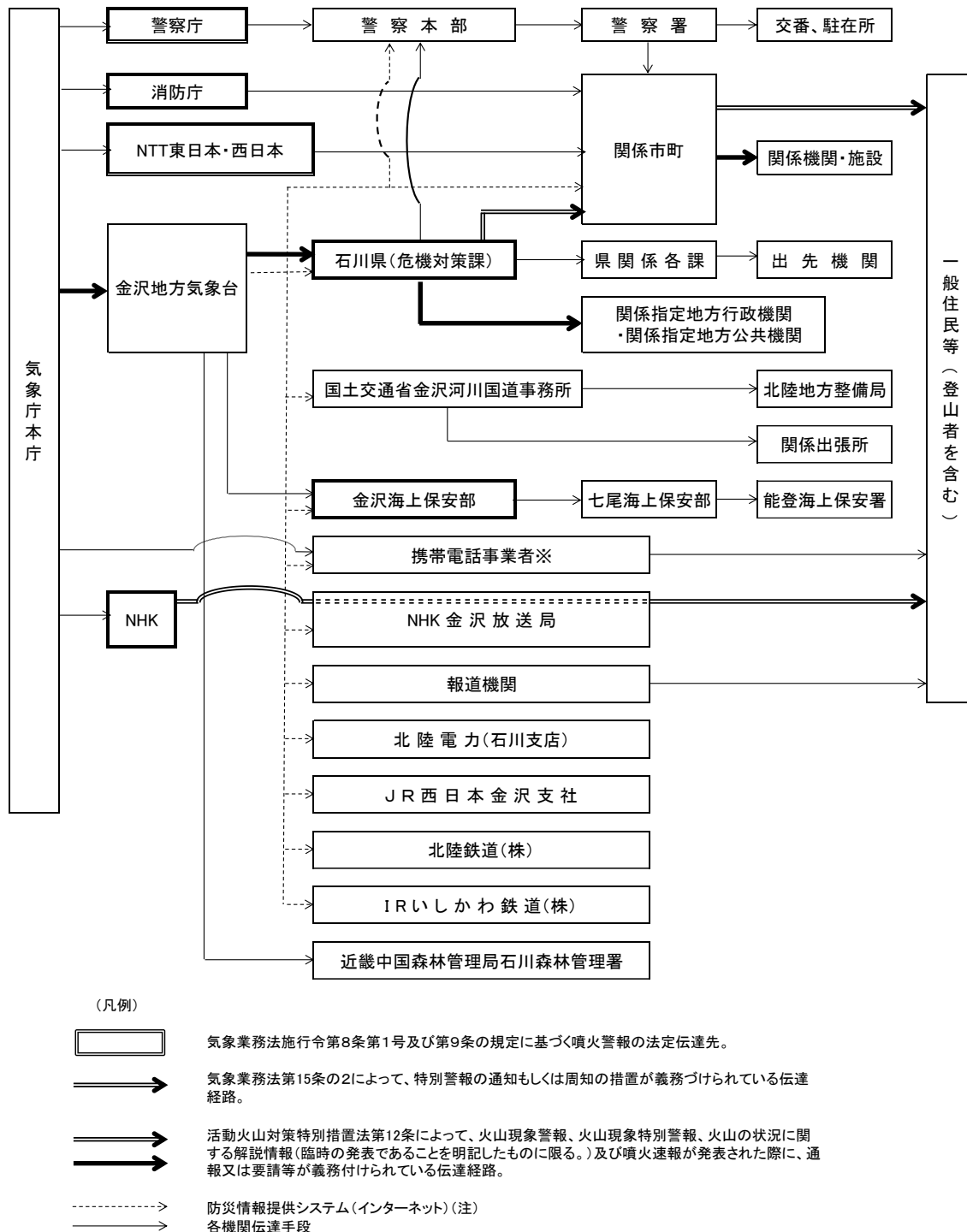
ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の行う市町への伝達は行わない。

(2) 県が行う市町への伝達については、災害状況等により、伝達すべき注意報及び情報の取捨選択をすることができるものとし、火災気象通報の解除については、原則として行わない。

7 噴火警報等の伝達

金沢地方気象台は、気象庁が噴火警報・予報及び火山情報等を発表したときは、次のとおり速やかに各関係機関に伝達する。

噴火警報等の伝達系統図

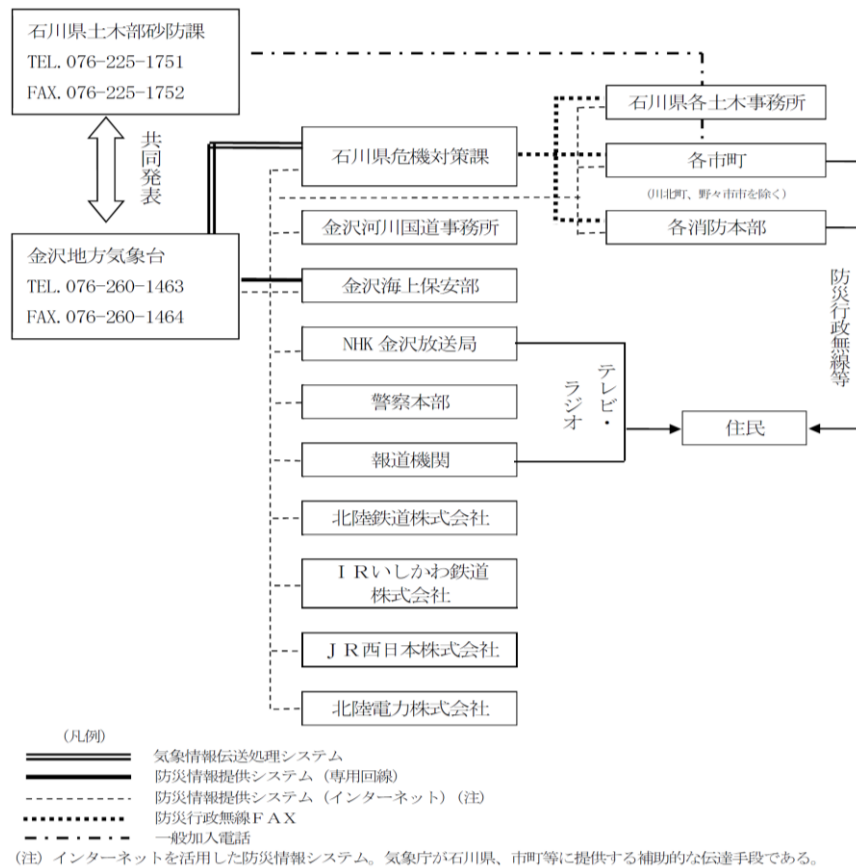


(注) インターネットを活用した防災情報システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

※ 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

8 土砂災害警戒情報の伝達

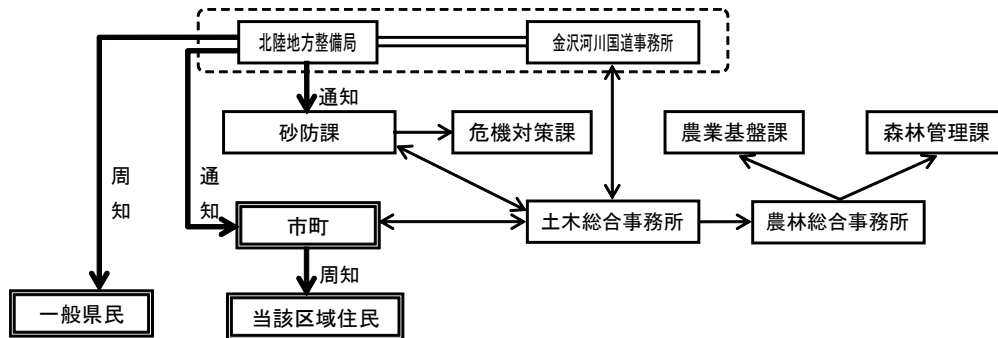
金沢地方気象台と石川県は、共同して土砂災害警戒情報を参考となる警戒レベルと併せて作成・発表し、次のとおり速やかに関係機関へ伝達する。



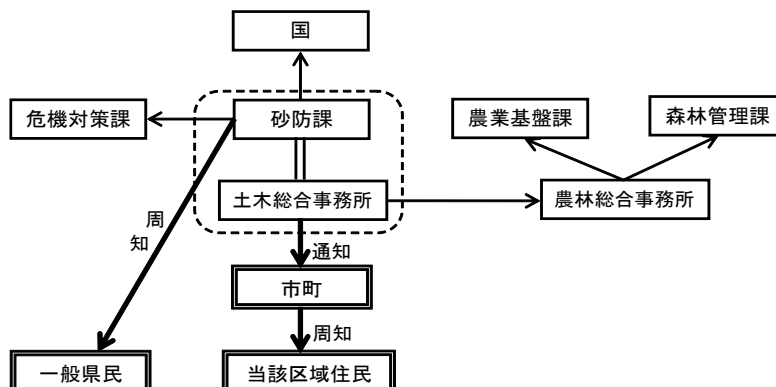
9 土砂災害緊急情報の伝達

国または県は、大規模な土砂災害が急迫している場合には、緊急調査の結果に基づき、土砂災害緊急情報を次のとおり速やかに関係機関に伝達する。

(1) 国が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図



(2) 県が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図



10 特殊事業者等が利用する気象警報等の伝達

気象業務法による航空機、鉄道、電気事業その他特殊な事業に適合する警報等の伝達体制はそれぞれの事業者において定める。

11 知事、市町長、その他の機関が行う警告等の伝達

- (1) 気象警報等により予想される災害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち市町長及び市町を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。
また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。
- (2) 市町長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、市町地域防災計画に定めるところによる。
- (3) 知事が発する通知、要請、市町長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における市町長の放送要請は、県を通じて行う。
- (4) 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制に関する情報を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、通行規制に関する情報を広報する。

第6節 災害情報の収集・伝達

危機管理部、関係各部局、警察本部、
市町、防災関係機関

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

2 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達

ア 県

市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に報告する。

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一社)石川県ドローン協会	R 5. 9. 4	076-294-8388	—

イ 市町

(ア) 被害規模に関する概括的情報

市町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、地盤災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

(イ) 119番通報に係る状況の情報

市町は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ 警察本部

被害規模に関する概括的情報を把握し、警察庁に連絡する。

(2) 災害情報センターの開設

ア 災害情報の統括一元化

災害対策本部に防災関係機関の災害情報を統括一元化し、災害時の情報の混乱を防止するとともに、災害対策本部の災害応急対策の指令の伝達及び県民に対する広報活動に万全を期するため、災害情報センターを開設する。

イ 被害状況や応急対策状況の報告

各市町災害対策本部、消防機関及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を災害情報センターに随時報告する。

(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア 県等

(ア) 県（本庁）・県教育委員会

- 危機対策課長は、市町から災害情報等を収集するとともに、県各関係課長、県教育委員会教育長、警察本部長及び関係機関からの被害状況を取りまとめる。
- 県関係各課長、県教育委員会教育長は、掌握した被害状況を危機対策課長に速報するとともに、関係部局にも直ちに連絡する。
- 危機対策課長は、災害情報等を消防庁に報告するとともに、関係機関に連絡する。
- 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防等の実動機関とも連携し、情報を収集する。
また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプ

ター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。

- e 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

(イ) 県の出先機関

県の出先機関の長は、管内市町長からの報告のあった災害情報、被害報告を取りまとめるとともに、出先機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。

また、掌握した災害情報、被害報告は、報告系統により関係主管課長及び危機対策課長に報告する。

イ 市町

- (ア) 市町長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を危機対策課又は県の出先機関に報告する。

- (イ) 市町長は、上記報告の概要を市町所在の関係機関に連絡する。

- (ウ) 市町は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

ウ 警察

- (ア) 警察本部長又は警察署長は、知事、市町長その他関係機関と緊密に連携して、災害活動上必要な災害に関する情報を収集する。

- (イ) 収集した災害情報及び警察関係施設被害については、上級機関に報告するとともに、必要により関係機関に連絡する。

- (ウ) 被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては警備部警備課、警察署においては警備課が行う。

エ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理に属する施設についての被害状況及び応急措置の実施状況を必要に応じて県危機対策課に通報する。

オ 関係機関等の協力関係

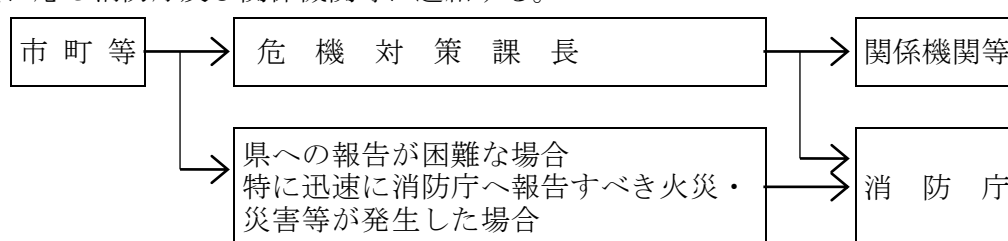
県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

カ 情報収集伝達体制

県は、市町等から災害情報、被害状況等の報告連絡があったときは次の体制で受領し、必要に応じ消防庁及び関係機関等に連絡する。



(4) 航空機等による被害状況の把握

ア 県は、消防防災ヘリコプター及び無人航空機の活用により、迅速かつ的確に被害状況等の情報収集、伝達活動を行う。（本章第8節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照）

イ 航空機を保有する各防災関係機関は、必要に応じて、速やかに被害状況を把握するため、航空偵察活動を実施し、その状況を県等に報告する。

この際、状況により県職員又は警察職員を同乗させ、被害状況を把握する。

また、県、市町は、画像情報システムやインターネット等により被害状況の把握に努める。

(5) 安否情報の収集等

ア 市町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ 県及び市町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。

ウ 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

(6) 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、市町長、消防本部、警察官、海上保安官のうちいずれかに速やかに通報する。

この場合において、市町長及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市町長を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台その他の関係機関へ通報する。

ア 異常な自然現象

（ア）異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれなど大きな災害となるおそれがあるとき。

（イ）異常な突風、たつまき、強いひょうがあったとき。

イ 異常な火山現象

（ア）噴火（爆発、岩石流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等

（イ）火山地域での火映、雷鳴の発生

（ウ）火山地域での地震の群発

（エ）火山地域での山崩れ、地割れ、土地の隆起、沈下、陥没等の地形変化

（オ）噴気孔の新生拡大、移動及び噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な変化

（カ）火山地域での湧水の新生、枯渇又は量、味、臭、色、温度の異常等顕著な変化

（キ）火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大あるいは移動及び草木の立ち枯れ等

（ク）火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、味、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類等の浮上

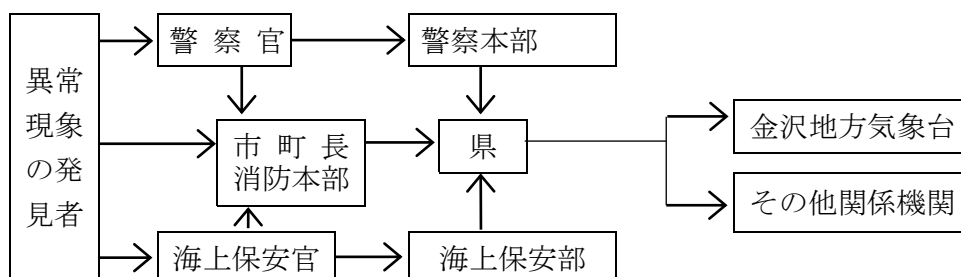
ウ その他の現象

（ア）陸上及び水上における大量の流出油

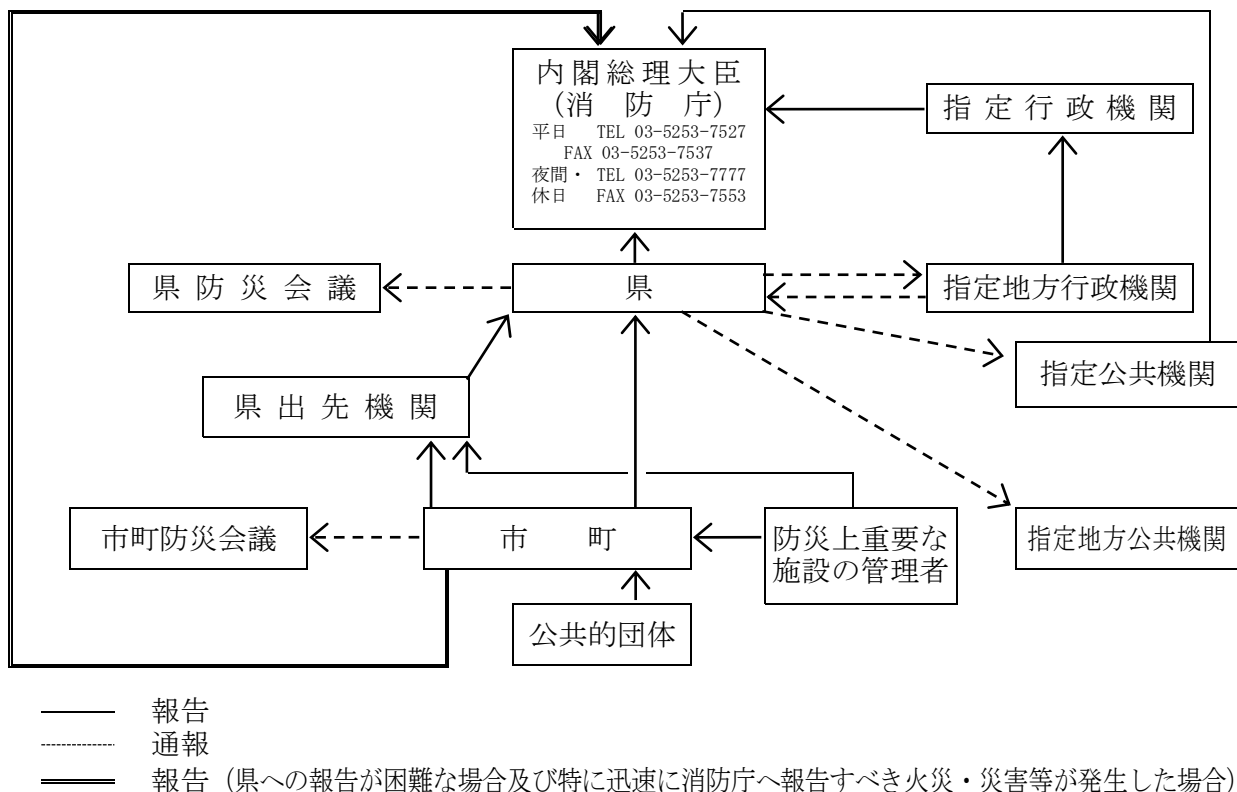
（イ）都市ガス等の大量漏洩

（ウ）火災、その他異常と思われる物

異常現象発見者の通報系統図



(7) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担

部	調 査 事 項	主 管 課
危機管理部	・ 人的被害、住家等一般被害 ・ 被害状況、応急対策状況の総括 ・ 他の部に属しない関係の被害	危機対策課
生活環境部	・ 水道施設の被害、対策状況 ・ 廃棄物処理施設の被害 ・ ごみ及びし尿の廃棄物処理事業に係る被害 ・ 生活必需物資の動向	生活環境部 企画調整室
総 務 部	・ 私立学校の被害 ・ 県有財産の被害	総 務 課
健康福祉部	・ 社会福祉施設の被害 ・ 医療、衛生施設の被害	健康福祉部 企画調整室
県民文化 スポーツ部	・ 県民生活の動向	県民文化スポーツ部 企画調整室
商工労働部	・ 商工鉱業関係の被害	商工労働部 企画調整室
観光戦略推 進部	・ 観光関係の被害	観光戦略推進部 企画調整室
農林水産部	・ 耕地関係の被害 ・ 農作物関係の被害 ・ 畜産関係の被害 ・ 山林関係の被害 ・ 漁船関係の被害 ・ 水産関係の被害 ・ その他の農林水産関係施設等の被害	農林水産部 企画調整室

部	調 査 事 項	主 管 課
土 木 部	・ 公共土木施設関係の被害 ・ 下水道施設など生活排水処理施設の被害、対策状況	土木部 企画調整室
教育委員会	・ 文教関係の被害、対策状況	庶 務 課
警 察 本 部	・ 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・ 交通の運行状況及び交通規制状況 ・ 犯罪情勢	警 備 課

3 収集すべき情報

県（教育委員会を含む。）、警察本部及び市町が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。

(1) 被害報告等の基準

- 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 市町が災害対策本部を設置したもの。
- 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 災害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 災害による被害が当初は軽微であっても、上記4項目の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- 人的被害又は住家被害のあったもの。
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請のあったもの。

(2) 報告の要領

ア 被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、市町は、まず災害が発生した場合は、

(ア) 直ちに被害規模に関する概括的情報と災害の態様を報告する。

(イ) 順次市町災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

(3) 速報及び被害状況等の報告様式

ア 人的被害（死者、行方不明者、負傷者）

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発 生 場 所	原 因	被害の 種 類	負傷の 程 度	被 害 者					備 考 (処置)
						住 所	氏 名	性別	年齢	職 業	

イ 住家被害（全壊、全焼、半壊、半焼、一部破損、床上浸水、床下浸水）

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発生場所	原 因	棟数	被害の 種 類	対 策 又 は 状 況	世 帯 主				世帯 人員	被千 害 額円	備 考
							住 所	氏 名	年齢	職 業			

ウ 非住家（公共建物・その他）

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発 生 場 所	施 設 又 は 有 者 名 所 名	種 類	原 因	棟 数	被害の程度	対策又は状況	被 害 額 (千円)	備 考

エ 田（水稻）・畑

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	地 区	種 別	流 失 (ha)	埋 没 (ha)	冠 水 (ha)	浸 水 (ha)	倒 状 (ha)	そ の 他	作物被害額 (千円)	備 考

オ 文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	場 所	施 設 名	原 因	被害の程度	対 策 又 は 状 況	被 害 額 (千円)	公 立 私 立	備 考

カ 道路・橋りょう

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	路線及び 橋りょう名	場 所	種 別	被害の内容	発生 日時	被害額 (千円)	通行止等の 規 制	迂 回 路		復旧見込	備考
								有無	路 線 名		

キ 河川・海岸・港湾・砂防・空港

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	河 川 名 等	位 置	種 別	被害の内容	発 生 日 時	被 害 額 (千円)	復 旧 見 込	備 考

ク 水 道

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	水 道 事業名	断水 地域	発生 日時	断 水 状 況		被 害 の 状 況						被害額 (千円)	応急対策	復旧見込	備 考
				戸数	人口	取水 施設	導水 施設	浄水 施設	送水 施設	配水 施設	給水 施設				
				戸	人										

ケ 下 水 道

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	下 水 道 事 業 名 (公共、特環、流域)	被災 位置	種 別 (管渠、処理場等)	被 害 の 内 容	下水処理不能		被害額 (千円)	応急対策	復旧見込 時 期	備 考
					戸 数	人 口				
					戸	人				

コ 崖くずれ、地すべり、土石流

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発 生 場 所	規 模	被 害 の 内 容	対 策	種 類	被 害 額 (千円)	備 考

サ 鉄 道

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	路 線 名	区 間	場 所	被 害 状 況	規 制 等	復 旧 見 込	備 考

シ 船 舶

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	船 舶 名	用 途 別	ト ン 数	所 有 者		被 害 の 程 度	被 害 額 (千円)	備 考
				住 所	氏 名			

ス 電 話

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	不通区間又は地域	不 通 戸 数	原 因	被 害 状 況	不通回線数	復 旧 見 込	備 考

セ 電気・ガス

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	原 因	停電又は供給不能地域	戸 数	被害の程度	復旧見込	対 策	備 考

ソ ブロック塀等

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発 生 場 所	所有者・管理者氏名	個 所 数	被 害 の 程 度	被 害 額 (千円)	備 考

タ 火 災

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発 生 場 所	施 設 名	所 有 者 又 は 管 理 者 氏 名	種 別	火 災 の 状 況	被 害 額 (千円)	備 考

チ 避難指示

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	指 示 日 時	避 難 所		世 帯 主				世帯 人員	避難の理由	備 考
		住 所	場所・施設名	住 所	氏 名	年齢	職 業			

ツ その他（農林水産業施設等）

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	地 区	農 地		○ ○		○ ○		備 考
		面 積	被 害 額	面積又は箇所	被 害 額			

災害（事故）緊急報告書（第 報）

		報 告 日 時		令和 年 月 日 午前・午後 時 分
報告事項		報 告 者	所 属	
			職・氏名	
			T E L	
発生日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
発生場所				
災害（事故）概要・対応状況等				
報告先：危機対策課		受 信 者		危機対策課：

T E L . 0 7 6 - 2 2 5 - 1 4 8 2
F A X . 0 7 6 - 2 2 5 - 1 4 8 4

避難指示等の発令状況

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

被害状況即報

(被害状況即報)

都道府県		区		被 害		区		被 害		災害 等 の 対 策 置 本 部 状 況	都道府県 市町村	
災害名	災害名	田	流失・埋没	ha		公 立 文 教 施 設	千円					
・ 報告番号	第 報 (月 日 時現在)	煙	冠 水	ha		農 林 水 産 業 施 設	千円					
			流失・埋没	ha		公 共 土 木 施 設	千円					
報告者名		学 校	冠 水	ha		そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
						小 計	千円					
区 分	被 害	病 院				公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体					
			道 路			農 産 被 害	千円					
人的被害	死 者 人	橋 り よ う				そ	林 産 被 害	千円				
			河 川			畜 産 被 害	千円					
負傷者	うち災害関連死者	港 湾				の	水 産 被 害	千円				
	行 方 不 明 者 人	砂 防				他	商 工 被 害	千円				
住 家 被 害	重 傷 人	清 掃 施 設				そ の 他						
	軽 傷 人	崖 く ず れ										
全 壊	棟	鉄 道 不 通				そ の 他						
	世帯	被 害 船 舶 隻										
半 壊	棟	水 道 戸			被 害 総 額	千円		119番通報件数 件				
	世帯	電 話 回 線			災 害 の 概 況							
人	電 気 戸											
一 部 破 損	棟	ガ ス 戸			応 急 対 策 の 状 況	[地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。]						
	世帯	ブ ロ ッ ク 塀 等										
床 上 浸 水	棟				消 防 機 関 等 の 活 動 状 況							
	世帯											
床 下 浸 水	棟	り 災 世 帯 数	世帯		自衛隊の災害派遣	その他						
	世帯	り 災 者 数	人									
公 共 建 物	棟	火 災 発 生	建 物 件		状 況							
	そ の 他	火 災 発 生	危 険 物 件									
非 住 家	そ の 他	そ の 他	そ の 他									

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

(4) 被害状況等の判定基準

被害等区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療の要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

被害等区分		判定基準
その他	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学 校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するため道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海 岸	国土を保全するため防護することを必要とする海岸又はこれを設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を保護するための施設とする。
	港 湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	空 港	空港整備法(昭和31年法律第80号)に規定する空港において、滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、証明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋りょう又は政令で定める空港用地とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
他	下水道	下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第2号に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

被害等区分		判定基準
その他	ガス	ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り 災 世 帯		災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港、下水道及び空港整備法（昭和31年法律第80号）による国庫負担の対象となる空港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考		備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第7節 通信手段の確保

危機管理部、警察本部、市町、NTT西日本、北陸電力及び北陸電力送配電、JR西日本、防災関係機関

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。

2 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

ア 県及び市町は、災害時における緊急通信のため、NTT西日本北陸支店等と災害時優先電話について協議し、決定しておく。

イ 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。なお、電話交換機手扱いで緊急に通信連絡の必要がある場合は、局番なし102番に「非常扱いの通話」と告げ、その理由を申し出る。

ウ 県（本庁）が承認を受けた優先取扱い電話番号は、次のとおりである。

県庁災害時優先電話番号

電 話 番 号	発 信 者 機 関 名
076-225-1180 076-225-1190 076-225-1191	災害対策本部専用
076-225-1484	危機対策課（FAX専用）
076-225-1728	道路整備課（FAX専用）
076-225-1740	河川課（FAX専用）

（昭和57年9月17日金外話二運第8号付許可済）

(2) 電報による通信

「非常扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本（局番なし115番）に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

(3) 非常通信

ア 専用通信施設の利用

県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。

（ア）通信設備の優先利用等に関する協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石 川 県	警察本部	S38. 11 . 1	076-225-0110	076-225-0233
	西日本旅客鉄道（株） 金沢支社	S62. 4. 1	076-254-3011	076-254-3012
	北陸電力（株）石川支店	S38. 12. 27	076-233-8877	076-233-8755

(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名

所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地
北陸総合通信局	無線通信部陸上課 上席電波検査官	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60
北陸地方整備局	金沢河川国道事務所	〒920-8648 石川県金沢市西念4-23-5
北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務所 沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1
中日本高速道路株式会社金沢支社	施設課長代理	〒920-0365 金沢市神野町東170
ソフトバンク株式会社	北陸ネットワーク 技術部長	〒920-8056 金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ(金沢事務所)14F
KDD I 株式会社	金沢フィールドグループ グループリーダー	〒920-0332 金沢市無量寺町ハ45
株式会社NTTドコモ北陸支社	ネットワーク部 災害対策室課長	〒920-8202 金沢市西都1-5
Wireless City Planning株式 会社	北陸ネットワーク技術部 長	〒920-0856 金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ(金沢事務所)14F
北陸電力送配電株式会社	石川支社 金沢電力部電子通信課	〒920-0052 石川県金沢市薬師堂町ハ16
西日本旅客鉄道株式会社金沢 支社	電気課課員	〒920-0031 金沢市広岡町3-3-77 JR金沢駅西第一NKビル4F
北陸漁業無線協会	事務局長	〒927-0553 石川県鳳珠郡能登町小木8-48 (石川県無線漁業協同組合)
一般社団法人北陸自動車無線 協会	事務局長	〒920-0918 石川県金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3F
一般財団法人移動無線センター 近畿センター北陸事務所	課長代理	〒920-0031 金沢市広岡1-5-23 金沢第1ビル6F
石川県	危機管理部 危機対策課 防災システムグループ	〒920-8580 金沢市鞍月1-1
中部管区警察局石川県情報通 信部	情報通信部 機動通信課課長補佐	〒920-8553 金沢市鞍月1-1
金沢地方气象台	主任技術専門官	〒920-0024 金沢市西念3-4-1
金沢刑務所	処遇部処遇部門 統括矯正処遇官(第一担当)	〒920-1182 金沢市田上町公1
石川県警察本部	通信指令課企画係	〒920-8553 金沢市鞍月1-1
石川県消防長会	金沢市消防局 情報指令課担当課長	〒921-8042 金沢市泉本町7-9-2 (金沢市消防局内)
金沢市	危機管理課課長補佐	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
七尾市	総務課防災対策室	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地
小松市	防災安全センター長	〒923-8650 小松市小馬出91
輪島市	防災対策課防災対策係長	〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地
珠洲市	危機管理室	〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地の2
加賀市	防災対策課	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41
羽咋市	環境安全課地域防災係	〒925-8501 羽咋市旭町ア200
かほく市	防災環境対策課	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地
白山市	危機管理課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地
能美市	危機管理課	〒923-1297 能美市来丸町1110
野々市市	環境安全課課長補佐	〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地
川北町	総務課課長補佐	〒923-1295 能美郡川北町壺ツ屋174番地
津幡町	総務課係長	〒929-0393 河北郡津幡町加賀爪ニ3番地
内灘町	総務課危機管理室	〒920-0292 河北郡内灘町字大学1-2-1
志賀町	環境安全課	〒925-0198 羽咋郡志賀町末吉千古1-1
宝達志水町	総務課危機管理室次長	〒929-1492 羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1
中能登町	総務課担当課長	〒929-1792 鹿島郡中能登町末坂9-46
穴水町	管理課主任	〒927-8601 鳳珠郡穴水町字川島ラ174
能登町	総務課係長	〒927-0492 能登町字宇出津1字197番地1
西日本電信電話株式会社北陸支店	設備部災害対策室	〒920-0814 金沢市鳴和町1-2
日本放送協会金沢放送局	技術部副部長	〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10
北陸放送株式会社	技術局放送技師部長	〒920-8560 金沢市本多町3-2-1
石川テレビ放送株式会社	技術部長	〒920-0388 金沢市観音堂町チ18
株式会社テレビ金沢	技術局長	〒920-0386 金沢市古府2丁目136
北陸朝日放送株式会社	技術局長	〒920-0393 金沢市松島1丁目32-2
株式会社エフエム石川	放送担当部長	〒920-8605 金沢市彦三町2丁目1-45
株式会社えふえむ・エヌ・ワン	編集室長	〒921-8512 野々市市高橋町24-2
株式会社ラジオかなざわ	放送部長	〒920-0919 金沢市南町2-1(北國新聞会館15F)

所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地
株式会社ラジオこまつ	主任	〒923-0801 小松市園町ホ91-1
株式会社ラジオななお	放送副主任	〒926-0804 七尾市生駒町2
株式会社テレビ小松	技術部長	〒923-0918 小松市園町ホ133番地1
株式会社あさがおテレビ	事業部長	〒924-0871 白山市西新町235-1
加賀ケーブル株式会社	代表取締役社長	〒922-0423 加賀市作見町ホ58-1
株式会社北國新聞社	総務部	〒920-8588 金沢市南町2-1
株式会社中日新聞社北陸本社	技術局付	〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30
株式会社朝日新聞社金沢総局	大阪本社制作部無線担当	〒920-0981 金沢市片町1-1-30
		〒530-8211 大阪市北区中之島2-3-18
株式会社毎日新聞社北陸総局	総局長	〒920-0031 金沢市広岡1-2-20
株式会社読売新聞東京本社 金沢支局	支局長	〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス金沢1階
一般社団法人共同通信社金沢 支局	支局長	〒920-0961 金沢市南町2-1 北國新聞会館内
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市広岡3丁目3番12号
株式会社北國銀行	総務管財課長代理	〒920-8670 金沢市広岡2-12-6
日本赤十字社石川県支部	事業推進課長	〒920-8201 石川県金沢市鞍月 東2-48
北陸鉄道株式会社	自動車部	〒920-8508 金沢市割出町556
IRいしかわ鉄道株式会社	電気課	〒920-0005 金沢市高柳町9-1-1
金沢港北地区特別防災区域協 議会	共同防災センター所長	〒920-0231 金沢市大野町4-ソ-2
日本通運株式会社金沢支店	総務担当係長	〒920-0356 金沢市専光寺町ヨ8
学校法人金沢工業大学	情報処理サービセンタ ーA V 室長	〒921-8501 石川県野々市市扇ヶ丘7-1
一般社団法人日本アマチュア 無線連盟 石川県支部	支部長	〒929-1635 鹿島郡中能登町高畠ウの部37

イ 非常通信協議会

知事は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会（事務局：北陸総合通信局無線通信部陸上課）に対して、非常通信の取扱いについて要請する。なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密に連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に努める。

ウ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を、

（ア）公共機関であること。

（イ）できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること。

(ウ) 停電時でも運用できる非常用予備電源を有すること等の条件に適合するものを第1次的に利用する。

エ 利用上の注意事項

(ア) 非常通信は、災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急止むを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき優先的に利用できる。

(イ) 非常通信は、NTT西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。

(ウ) 非常通信の内容は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 人命の救助に関する通報② 天災の予報及び警報等に関する通報（主要河川の水位に関する通報も含む。）③ 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報④ 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものも含む。）⑤ 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報⑥ 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報⑦ 災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報<ul style="list-style-type: none">・中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長・石川県防災会議会長及び市町防災会議会長・石川県災害対策本部長及び市町災害対策本部長⑧ 電力設備の修理復旧に関する通報⑨ その他の通報 |
|---|

(エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号○ 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名○ 通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入 |
|--|

(4) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(5) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話の活用

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、県、市町及び防災関係機関は被害状況を把握するため、地域状況の判断により、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等を現地に配備し、災害状況の報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(6) 中央防災無線の活用

県は、国への被害状況の報告及び応援の要請等の通信連絡に当たっては、中央防災無線の活用を努める。

(7) 消防用主運用波無線の活用

県及び市町は、消防機関と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用を努める。

(8) 消防用統制波無線の活用

県域を越えて消防活動の応援を受ける場合は、応援消防隊の迅速かつ適正な活動に資するため、消防用統制波により、県外消防機関と緊密な連携に努める。

3 通信設備の応急復旧

(1) 県及び市町

県及び市町は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、県及び市町災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等による復旧を図る。

第8節 消防防災ヘリコプターの活用等

危機管理部、市町

1 基本方針

災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

- ☐ 被害状況等の調査及び情報収集活動
- ☐ 災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
- ☐ 救援物資、人員等の搬送
- ☐ 消防庁、他県市等からの災害応援要請に基づく活動

(2) 救助活動

- ☐ 捜索又は救助活動
- ☐ 高層建築物火災における救助活動
- ☐ 陸上から接近できない被災者の救助活動

(3) 救急活動

- ☐ 遠距離の救急患者搬送
- ☐ 傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

(4) 火災防ぎょ活動

- ☐ 被害状況等の調査及び情報収集活動
- ☐ 林野火災等における空中からの消火活動
- ☐ 消防職員、消防資機材等の搬送

(5) その他総括管理者（危機管理部長）が必要と認める活動

3 運航基準

県消防防災ヘリコプターは、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成9年4月23日）」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成9年4月23日）」の定めるところにより運航する。運航の基本要件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合とする。

4 支援要請

市町長等から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところによる。

(1) 支援要請の要件

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき支援する。

- 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 発災市町等の消防力によっては防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

市町等から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- 災害の種別
- 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 災害発生現場の気象状態
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- 支援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

(3) 要請先

石川県危機管理部消防保安課航空消防防災グループ	
TEL	0761-24-8930
FAX	0761-24-8931

5 防災関係機関のヘリコプターとの連携

防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはある。県は、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害時に有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に支援活動に入れるよう体制整備を図る。

なお、相互の連携のため次の協定等がある。

(1) 石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項

石川県内における救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制について定める。

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3812)	076-238-9444
	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)		0761-22-2101 (内線231) 夜 (内線204)	0761-22-2101 (内線651, 657)
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 (内線215, 216) 夜 (内線218)	0761-22-2101 (内線654)
	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)		025-273-8118	025-279-2288

(2) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和 61 年 5 月）

(3) 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	富山県	H 9. 7. 1	076-495-3060	076-495-3066
	福井県		0766-51-6945	0776-51-6947

(4) 石川県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	岐阜県	H20. 10. 14	058-272-1111	058-271-4119

6 航空機の運用調整

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するとともに、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、無人航空機等の飛行から各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。調整に当たっては、必要に応じ、政府本部又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（F O C S）を活用するものとする。また、必要に応じ、自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。

また、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。なお、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。

第9節 災害広報

総務部、危機管理部

1 基本方針

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、市町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

2 広報機関

(1) 県災害対策本部設置の場合

ア 災害対策本部設置時には、危機管理班と戦略広報班（総務部）が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、戦略広報班が行う。

イ 県災害対策本部の災害情報センターに報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。

(2) 県災害対策本部未設置の場合

災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、石川県防災会議事務局（危機対策課）が原則として行う。

3 広報の内容

(1) 災害発生直後の広報

- 被害状況及びその他の災害情報
- 災害応急対策及び活動状況
- 出火防止等の災害時の行動や注意事項
- 初期消火、人命救助等の自主的な防災活動
- 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
- 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- 市町地域内における災害の発生等被害状況の概要
- 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
- 医療機関の診療状況
- 電気等ライフラインの復旧状況
- 交通機関等の復旧状況
- スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- 被災者生活支援に関する情報
- 犯罪情勢及び予防対策

4 広報手段等

(1) 情報伝達及び報道要請

知事は、情報伝達に当たっては、ホームページ、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、新聞社、コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。

なお、災害対策基本法第 55 条の規定による通信又は放送要請をしようとするときは、報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき実施する。

ア 災害時における放送要請に関する協定及び細目

協 定 者		協定締結日	細目締結日	T E L	F A X
石川県	N H K 金沢放送局	S52. 4. 30	S61. 5. 31	076-264-7038	076-224-7122
	北陸放送(株)	S52. 4. 30	S61. 5. 31	076-262-8111	076-232-0043
	石川テレビ放送(株)	S53. 10. 1	S61. 5. 31	076-268-3153	076-268-2228
	(株)テレビ金沢	H 3. 6. 28	H 3. 7. 1	076-240-9031	076-240-9096
	(株)エフエム石川	H 3. 6. 28	H 3. 7. 1	076-262-8050	076-263-7913
	北陸朝日放送(株)	H 4. 1. 31	H 4. 1. 31	076-269-8844	076-269-8845
	加賀テレビ(株)	H14. 4. 1	H 4. 4. 1	0761-78-3135	0761-78-3136
	(株)テレビ小松	H14. 4. 1	H 4. 4. 1	0761-23-3911	0761-23-3914
	加賀ケーブルテレビ(株)	H14. 4. 1	H 4. 4. 1	0761-72-8181	0761-72-5995
	金沢ケーブルテレビネット(株)	H14. 4. 1	H 4. 4. 1	076-224-1114	076-224-8300
	(株)あさがおテレビ	H14. 4. 1	H 4. 4. 1	076-274-3333	076-274-3366
	(株)えふえむ・エヌ・ワン	H14. 4. 1	H 4. 4. 1	076-248-1212	076-248-8181
	(株)ラジオかなざわ	H14. 4. 1	H 4. 4. 1	076-265-7800	076-265-7845
	(株)ラジオこまつ	H14. 4. 1	H 4. 4. 1	0761-23-7660	0761-23-7734
	(株)ラジオななお	H14. 4. 1	H 4. 4. 1	0767-53-7640	0767-53-7776

イ 災害時等における報道要請に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県 及び 石 川 県 公安委員会	共同通信社金沢支局	H9. 7. 1	076-231-4450	076-224-1713
	時事通信社金沢支局	〃	076-221-3171	076-221-3172
	朝日新聞社金沢支社	〃	076-261-7575	076-261-7579
	毎日新聞社北陸総局	〃	076-263-8811	076-231-7124
	読売新聞社金沢総局	〃	076-261-9131	076-231-5254
	産経新聞社金沢支局	〃	076-261-1291	076-224-3043
	日本経済新聞社金沢支局	〃	076-232-3311	076-260-3610
	日刊工業新聞社金沢支局	〃	076-263-3311	076-263-3312

(2) 各種情報提供

県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニー

ズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

ア テレビ、ラジオ、新聞等

(ア) 県提供番組枠による災害関係情報の提供

(イ) 放送機関との協定に基づく放送要請

(ウ) 報道機関への発表・情報提供

イ インターネットの活用

災害に係る情報発信等に関する協定

協定者		協定締結日	T E L
石川県	ヤフー(株)	R1.8.2	03-6898-5312

ウ 携帯電話の活用

エ 紙媒体の活用（チラシの張り出し、配布）

オ 臨時広報誌の発行

カ 相談窓口による情報提供

キ 臨時災害FM局の活用

ク Lアラート（災害情報共有システム）の活用

ケ 広報車の活用

5 被災地域の相談・要望等の対応

県、市町及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

6 安否情報の提供等

県及び市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

7 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

県、市町及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第 10 節 消防活動

危機管理部、市町、消防本部

1 基本方針

住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、消防職員はもとより県民あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係機関と連携して住民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎょ等に全機能をあげて当たる。

2 出火防止、初期消火

災害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、県民、事業者あげて出火防止に努めるとともに、住民、自主防災組織、自衛消防組織等が協力して初期消火に努める。

また、県及び市町等は、台風などによる強風等で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときは、速やかにラジオ、テレビなど報道機関の協力を得るなどして、県民に対して出火防止、初期消火の徹底を呼びかける。

3 応援要請等

(1) 市町長の相互応援

市町長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成 3 年 8 月 1 日締結）及び消防組織法第 39 条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

ア 災害が発生した市町等の消防長は、当該市町等の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

イ 応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

ウ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

エ 知事は、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要な指示を行うことができる。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

ア 被災地の市町長は、災害の状況、当該市町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

イ 知事は、災害の状況、県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに、消防庁長官に対して、消防組織法第 44 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動を、又は「大規模災害特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請するものとする。

(3) 消防庁長官の緊急消防援助隊の出動の求め・指示等

ア 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下「災害発生市町村」という）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災

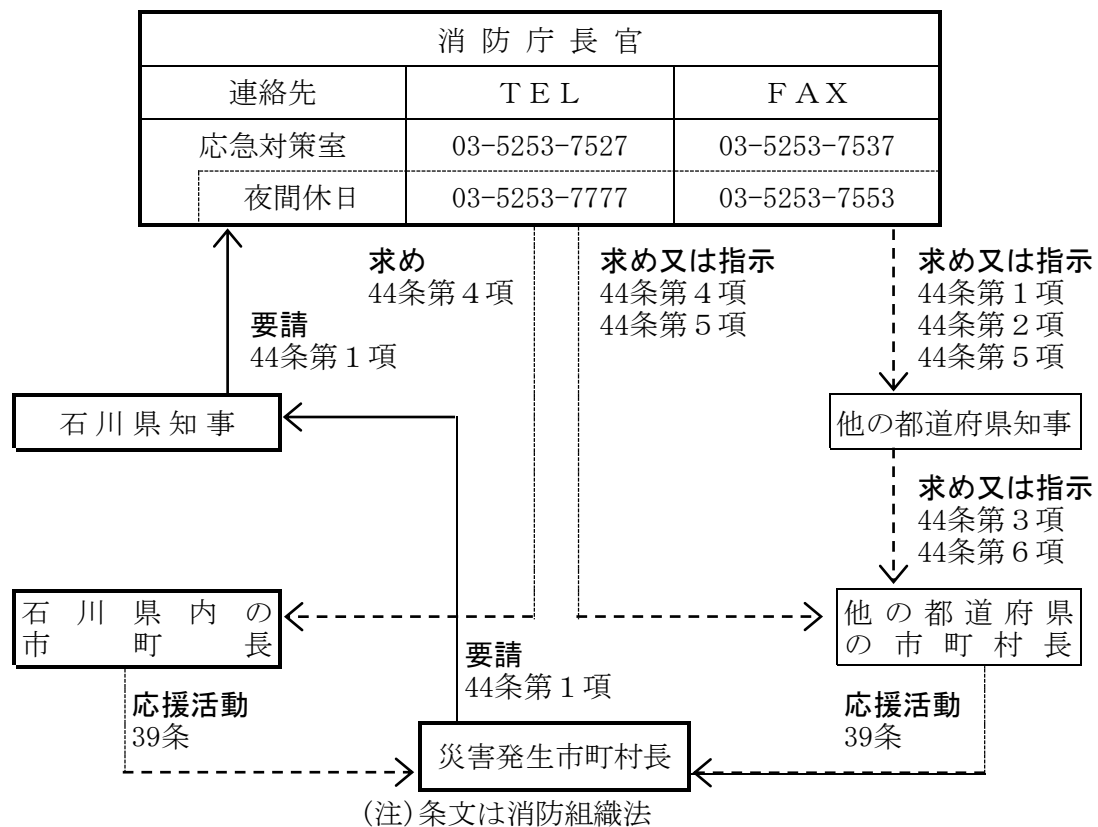
害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

イ 消防庁長官は、アに規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、アの要請を待ついとまがないと認められるときは、アの要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。

ウ 消防庁長官は、ア又はイの場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときには、緊急に当該応援出動等の措置を必要と認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを求めることができる。

エ 消防庁長官は、ア、イ又はウに規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他大規模な災害又は毒性物質の発散その他政令で定める原因による特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する以外の都道府県の知事又は当該都道府県の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。

大規模災害時における緊急の広域消防応援体制



(4) 消防応援活動調整本部の設置

知事は、災害発生市町が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、消防組織法第44条の2の規定に基づく石川県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

また、災害発生市町が一の市町の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本

部と同様の組織を設置するものとする。

なお、調整本部の構成等については、石川県緊急消防援助隊受援計画に定めるものとする。

(5) 知事の緊急消防援助隊に対する指示等

ア 知事は、災害発生市町が二以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町以外の災害発生市町の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町以外の災害発生市町のため、緊急消防援助隊行動市町において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示する。

イ 知事は、アの規定による指示をするときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

4 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- 火災の状況
- 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

災害時の火災の特殊性により、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- 多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に活動を行う。
- 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
- 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

5 救助・救急活動

消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。この場合、必要に応じて、消防防災ヘリコプター等を活用する。

6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第 1 1 節 自衛隊の災害派遣

危機管理部、関係各部局、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、市町、防災関係機関

1 基本方針

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、県、市町及び防災関係機関は、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動が実施できるような的確な情報提供に努める。

自衛隊法第83条（災害派遣）

都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天変地異その他災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

2 災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は、次のとおりである。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (3) 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事からの要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合

なお、この場合の判断基準は、下記のとおり定められている（災害対策における自衛隊との連携等について（平成 7 年 10 月 25 日消防庁防災課長通知））。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。

エ その他災害に際し、アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

- (4) 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

3 派遣の要請

- (1) 自衛隊に対する災害派遣の要請は、知事が行う。

ただし、第九管区海上保安本部長又は小松空港事務所長がその業務に関連して派遣を要請した場合を除く。

(2) 知事は(3)又は(4)による市町長等からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたときは、それぞれ次の事項（以下「要請事項」という。）を明らかにした文書で部隊等の派遣を要請する。

ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。

要請事項

- ☐ 災害の情况及び派遣を要請する理由
- ☐ 派遣を希望する期間
- ☐ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ☐ その他参考となるべき事項

派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-2171(内線235)
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250(内線2548)
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101(内線231)

(3) 市町長からの要請等

ア 市町が管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、当該市町の長が(2)の要請事項のほか、

- ☐ 現に実施中の応急措置の概況
- ☐ 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- ☐ 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

等を明らかにした文書で知事あて（危機対策課）に申し出る。

ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

イ 通信の途絶等により、市町長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。

この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ 市町長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

(4) 指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関がその所掌業務に係る応急対策の実施を促進するため特に自衛隊の派遣を必要とするときは、指定公共機関にあつては本県の地域を所管区域とする地方機関の長が、指定地方行政機関及び指定地方公共機関にあつては当該機関の長が、それぞれ(3)のイに準じて知事あて（危機対策課）に申し出る。

(5) 自衛隊に対する災害派遣要請をしないと決定したときも、直ちに自衛隊に連絡する。

4 部隊等の出動

(1) 2の(2)により知事から要請を受けた部隊等の長は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

(2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく指定部隊等の長の独自の判断に基づいて部隊等を派遣することがある。

この場合において部隊等の派遣を命じた者は、その旨を速やかに知事に連絡し、この連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊等の活動する区域の市町長その他の関係機関に連絡する。

(3) 派遣された部隊等の長との総括的な連絡調整は、知事又はその指名する者が行い、必要に応じて県は自衛隊幹部の派遣を求めて連絡室を設置する。

5 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にはない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。

(1) 被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
(2) 避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3) 遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
(4) 水防活動	堤防、護岸等の欠壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(5) 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
(6) 道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
(7) 応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
(8) 人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(9) 給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
(10) 救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸与し、又は譲与する。
(11) 危険物の保安及び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(12) その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

6 使用資機材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊のものを除いて市町が準備する。
- (2) 応援復旧、災害救助作業等に必要な材料、消耗品等は、県及び市町が準備する。

7 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町が次の基準により負担する。

なお、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費
- (4) 県、市町が管理する有料道路料

8 自衛隊航空機が行う災害活動に対する諸準備

- (1) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡すること。

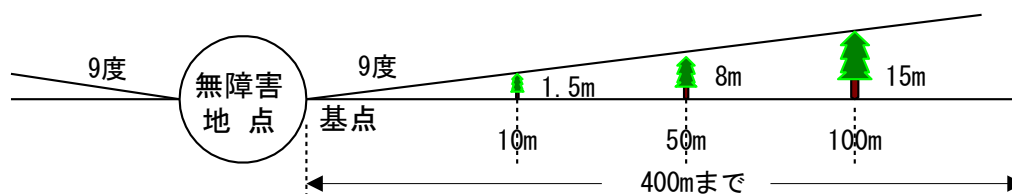
なお、異常のない場合は、旗は振らないこと。

- | | |
|------------------|------|
| ア 急患が発生している場合 | 赤 旗 |
| イ 食糧が極度に不足している場合 | 青 旗 |
| ウ 両方とも発生している場合 | 赤青両旗 |

- (2) ヘリコプター発着場の設定

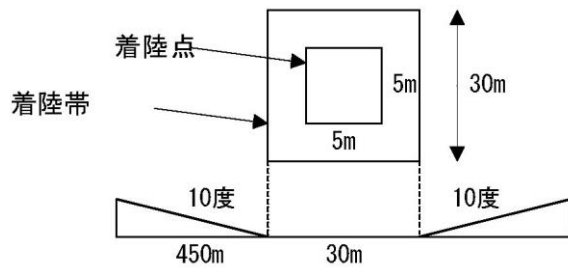
ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配 4° ～ 5° 以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア 次の基準を満たす地積（臨時離着陸場）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

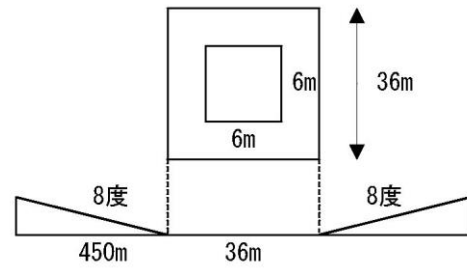


(ア) ヘリコプターの機種別による着陸地点及び無障害地点の基準

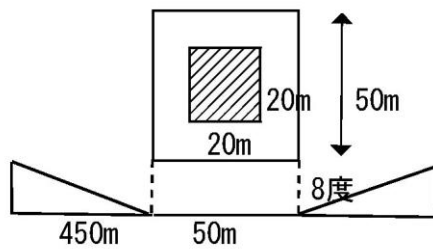
a 小型機（OH-6）の場合



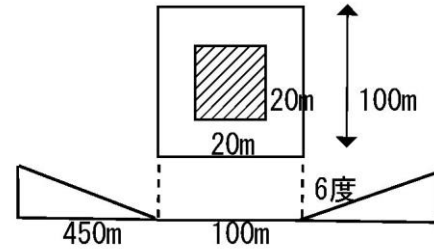
b 中型機（UH-1）の場合



c 大型機（UH-60）の場合



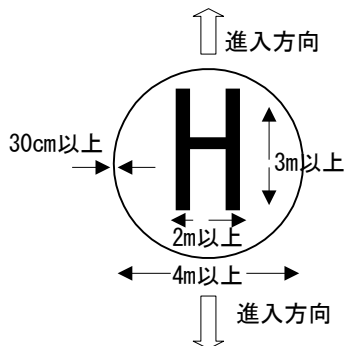
d 大型機（CH-47）の場合



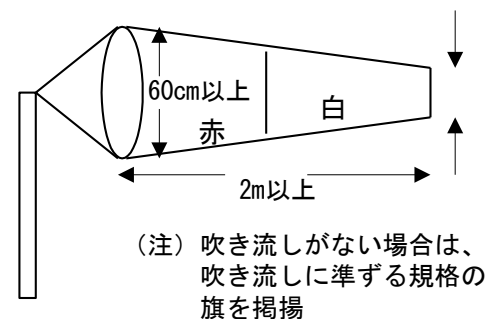
(イ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

イ 着陸地点には、次の基準の□記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ア) H記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



石灰等で標示、積雪時は墨汁、
絵の具等で明瞭に表示。

- ・生地は繊維
- ・型は円形帯

ウ 危害予防の措置

(ア) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

(イ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

第 1 2 節 避難誘導等

危機管理部、関係各部局、警察本部、市町

1 基本方針

災害により火災、危険物の漏えい、地すべり、山崩れ及び崖くずれ等の危険から住民の生命、身体の安全を確保するため、市町長等は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

2 避難の勧告又は指示の実施及び基準

市町長等は、次の措置を講じる。

(1) 市町長（災害対策基本法第 6 0 条及び第 6 1 条の 2）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。市町長はこれらの指示等を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ 災害の発生により、市町長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市町長に代わって、当該市町地域防災計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。

なお、知事は、市町長に代わって避難等の指示等を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、「緊急安全確保」を指示することができる。

エ 市町長は、避難のための立ち退きを指示し、又は「緊急安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

(2) 指定地方行政機関の長又は知事（災害対策基本法第 6 1 条の 2）

市町長から避難の指示に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長又は知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。

(3) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第 6 1 条）

前記(1)の市町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があつたとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

- (4) 水防管理者（市町長、水防事務組合長）（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 2 1 条）
洪水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。
- (5) 知事又はその命を受けた職員（水防法第 2 1 条、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 5 条）
洪水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の必要と認める居住者等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。
- (6) 自衛官（自衛隊法第 9 4 条）
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。
- (7) 相互の連絡協力
（1）から（5）に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。
また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。
さらに、市町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。
- (8) 避難指示等の発令方法
避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的にわかりやすい内容で発令するよう努める。
なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難の指示の内容、時期及びその周知

(1) 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、市町長等は、次の内容を明示する。

- 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配電盤）の遮断措置
- その他必要な事項

(2) 避難指示の時期

市町長等は、避難の指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(3) 住民への周知

市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、市町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、市町は、災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民みずからの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

4 高齢者等避難の発令

市町長は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動要支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。

また、市町は、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努める。

なお、高齢者等避難の発令、内容及び周知については、上記２及び３を準用する。

5 警戒区域の設定

市町長等は、次の措置を講じる。

(1) 市町長（災害対策基本法第６３条第１項）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第６３条第２項）

市町長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、(1)の市町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市町長に通知する。

(3) 自衛官（災害対策基本法第６３条第３項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長その他市町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市町長に通知する。

6 警戒区域設定の周知等

- (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。
- (2) 市町長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

7 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。市町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

8 避難所の開設及び運営

(1) 市町

ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

県及び市町は、被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市町の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

イ 避難生活の対象者

- ☐ 住居等の被災者
- ☐ 避難指示などの対象地域の居住者
- ☐ 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

ウ 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

- ☐ 避難所の名称
- ☐ 避難所開設の日時及び場所
- ☐ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
- ☐ 開設期間の見込み
- ☐ 必要な救助・救援の内容

エ 避難等の状況把握

関係市町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

オ 避難所の運営

- 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。
なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。
- 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- 市町は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
- 市町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
- 避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
- 避難者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

カ 仮設トイレの設置

市町は、避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。

災害時等における資機材の供給に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(株)アクティオ	R6.7.23	076-208-5434	076-208-5435

また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

キ 要配慮者に対する配慮

市町は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

ク 要配慮者等の健康管理

県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に來ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

ケ 二次避難支援の実施

市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

コ 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

サ 女性や子ども等の安全の配慮

避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

シ 性的マイノリティへの配慮

男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努めるものとする。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ス ホテル・旅館等の活用

市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

セ 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

ソ ペット動物の飼育場所の確保等

市町は、必要に応じて、被災者支援等の観点からペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

(2) 県

県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて支援及び調整を行う。その際には、その情報を国に共有するよう努める。

また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示をする。

市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。

9 広域避難対策

(1) 市町

ア 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 被災者の他地区への移送を要請した市町は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ 国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

エ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。

オ 市町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

カ その他必要な事項については、市町地域防災計画に定めておく。

(2) 県

ア 県は、被災地区の市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

イ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求める。なお、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

ウ 国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

エ 被災者の移送に当たっては、当該市町の輸送能力を勘案して実施する。この場合、県が調達するバス、貨物自動車等の輸送手段の確保については、近隣市町等防災関係機関の協力を得て実施する。

(3) 広域一時滞在

ア 被災市町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。

ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(4) 避難路の確保

知事は、市町長から要請があったときは、自衛隊、警察、建設業者等に対して、避難路の確保を要請する。

10 帰宅困難者対策

県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3672	03-5214-2330
	山崎製パン(株)	H22. 9. 2	047-323-0276	047-324-0083
	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-6436-7658	03-3452-5213
	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944
	(株)壺番屋	H22. 9. 2	076-253-2881	076-253-9211
	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5987-7305	03-5487-7439
	(株)吉野家ホールディングス	H22. 9. 2	03-5651-8800	03-5651-8790
	(株)ダスキン	H26. 6. 2	076-291-5580	076-291-5581
	(株)サガミホールディングス	H26. 6. 2	052-737-6006	052-737-6022
	(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801
	(一社)日本チェーンドラッグストア協会	R4. 12. 1	045-474-1311	045-474-2569

11 避難所外避難者対策

市町は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第 13 節 要配慮者の安全確保

健康福祉部、危機管理部、
観光戦略推進部、市町

1 基本方針

災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

市町は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

また、災害時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。

(2) 避難

災害により住民避難が必要となった場合、市町は、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難の誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

県及び市町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631

(4) 二次避難支援の実施

ア 市町

市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

イ 県

市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

県及び市町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び市町を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

県及び市町は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

5 外国人に対する対策

県及び市町は、災害時、迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

- (1) 市町は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

- (2) 県は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。

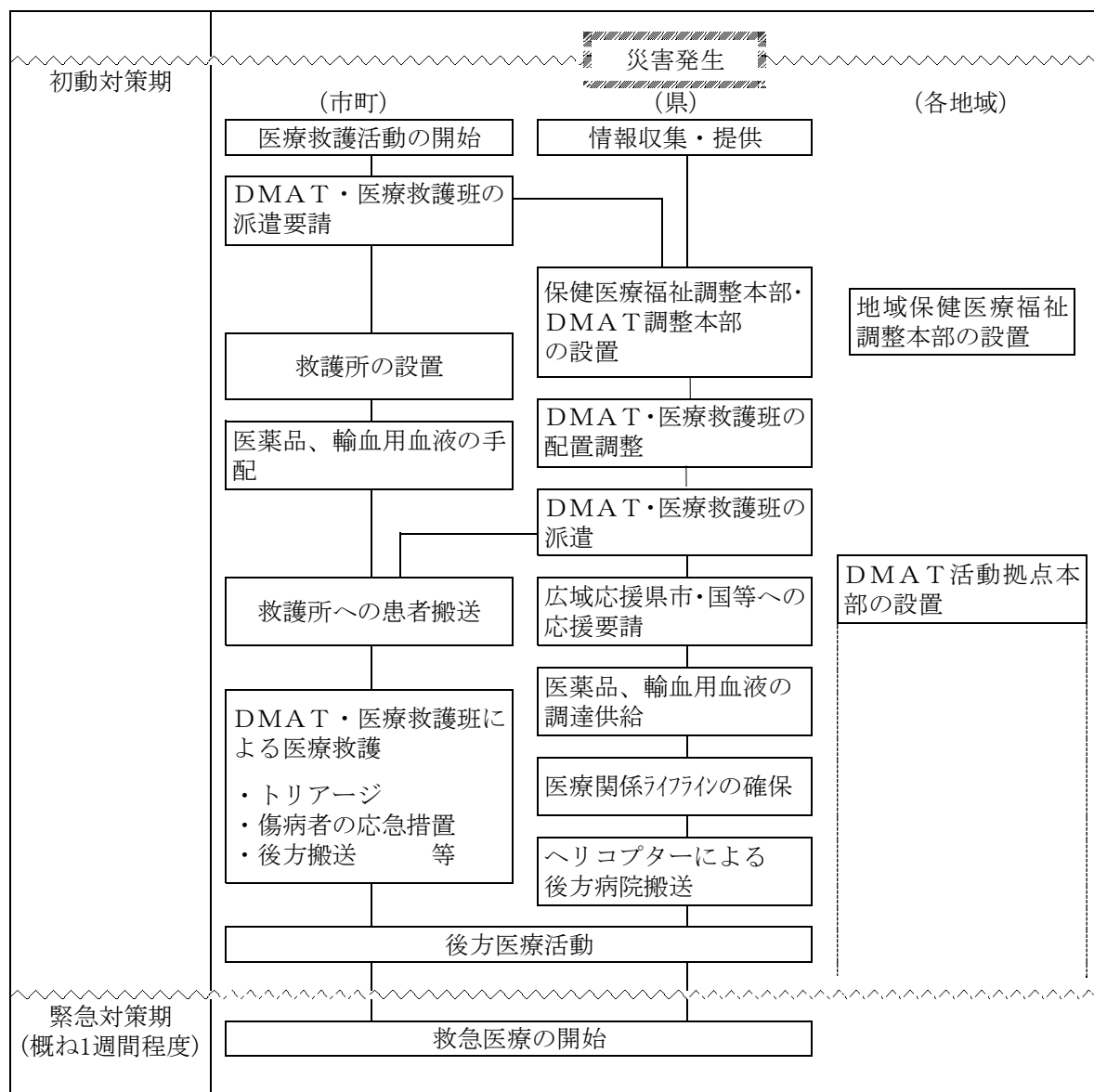
また、大規模な災害が発生し、多くの外国人が被災することが見込まれる場合は、石川県災害多言語支援センターを設置し、隣接県や国際交流団体、大学等に通訳者、語学ボランティアの派遣の可否等を確認（言語、人員等）のうえ、必要に応じて派遣要請を行うとともに、市町へ派遣するなど、支援に努める。

- (3) 県は、国が実施する研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

第 1 4 節 災害医療及び救急医療

健康福祉部、危機管理部、日本赤十字社、
市町、医師会、防災関係機関

災害医療の開始から救急医療までのフロー



1 基本方針

災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の 72 時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、県及び市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

2 情報収集・提供

ア 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMA T及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。

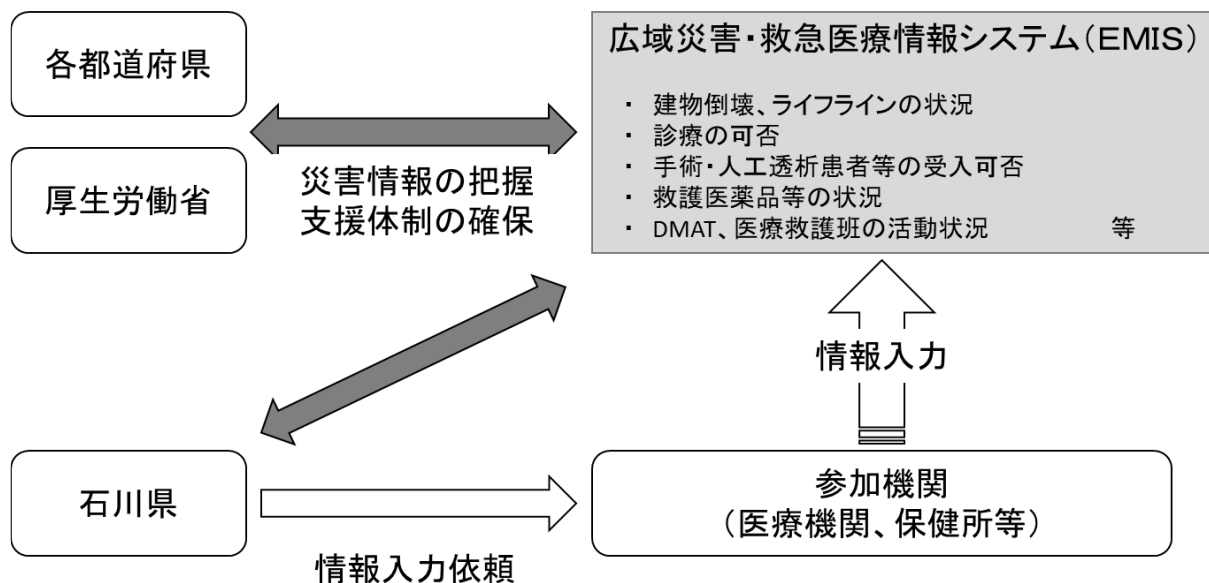
なお、住民等への情報提供については、「第 9 節 災害広報」による。

イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMA T及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

- 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成8年から運用開始。
- システム参加機関
厚生労働省及び47都道府県
（石川県内参加機関）
医療機関 152、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13
- 災害時情報
患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図



3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

(1) 市町

- ア 市町は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、地区医師会及び市町立病院等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。
- イ 医療救護活動に関して、市町のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

(2) 県

- ア 保健医療福祉調整本部の設置
 - (ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、保健医療福祉調整本部を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び市町等から把握する。
 - (イ) 県は、必要に応じて、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の連携を図るため、ネットワーク会議を開催する。
- イ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DMATを派遣するほか、医療救護班を派遣する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。
- ウ DMATの派遣
 - (ア) 県は、石川DMATが出動し医療救護活動を行う必要があると認めた場合、又は市町から派遣要請があった場合は、石川DMAT指定病院に対して石川DMATの出動を要請する。
 - (イ) 県は、20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる災害の場合は、国及び他の都道府県にDMATの派遣を要請する。
 - (ウ) 県は、必要に応じて、保健医療福祉調整本部の下にDMAT調整本部を設置する。
 - (エ) 県は、必要に応じて、DMATの活動拠点（災害拠点病院等）ごとにDMAT活動

拠点本部を設置する。

エ 医療救護班の派遣

(ア) 保健医療福祉調整本部は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

(イ) 保健医療福祉調整本部は、地域保健医療福祉調整本部からの要請に基づき、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。

(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、災害支援ナースや、他の都道府県、日本医師会（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。

(エ) 県は、必要に応じて、地域別に、地域保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療福祉調整本部や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。

(オ) 地域保健医療福祉調整本部は、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班や石川DPAT等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有できる体制を構築する。

オ ドクターヘリの派遣要請

(ア) 県は、ドクターヘリの派遣が必要と認める場合は、基地病院（県立中央病院）に対して、派遣を要請する。

(イ) 災害時における運用については、「石川県ドクターヘリ運航要領」の定めるところによる。

カ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。

(3) 石川DMAT指定病院

ア 石川DMAT指定病院は、待機要請を受けたときは、石川DMATを待機させる。

イ 石川DMAT指定病院は、県から「石川DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMATを出動させる。

石川DMATの出動に関する協定書

協定者		協定締結日
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1
	公立能登総合病院	H22. 4. 1
	県立中央病院	H22. 4. 1
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1
	金沢市立病院	H25. 3. 1
	市立輪島病院	H25. 3. 1
	小松市民病院	H25. 3. 1
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1
	公立羽咋病院	H26. 4. 1
	珠洲市総合病院	H26. 7. 1
	加賀市医療センター	R4. 6. 1

ウ 石川DMAT指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報又は要請に基づき、石川DMATを出動させる。

この場合、石川DMATを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

エ DMATの業務内容

(ア) 保健医療福祉調整本部やDMAT活動拠点本部等での活動（本部活動）

(イ) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、

- トリアージ、救急医療等（現場活動）
- (ウ) 被災地内での搬送中の患者の治療（地域医療搬送）
- (エ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等（病院支援）
- (オ) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等（広域医療搬送）

オ DMA Tの情報共有

DMA Tは、広域災害・救急医療情報システム（EMI S）及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMA Tの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

(4) 災害支援ナースの派遣

ア 下記の病院は、県から「石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を行う。

イ 公益社団法人石川県看護協会は、県から災害支援ナースの派遣要請があったときは、「災害支援ナースの派遣調整の実施に関する協定」に基づき、派遣のための調整を行う。

石川県における災害支援ナースの派遣に関する協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	加賀市医療センター	R6. 4. 1	0761-72-1188	-
	国民健康保険能美市立病院		0761-55-0560	-
	寺井病院		0761-58-5500	-
	小松ソフィア病院		0761-22-0751	-
	小松市民病院		0761-22-7111	-
	東病院		0761-21-1131	-
	加賀のぞみ園		0761-72-5211	-
	K K R 北陸病院		076-243-1191	-
	医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院		076-252-2101	-
	金沢医科大学病院		076-286-3511	-
	金沢市立病院		076-245-2600	-
	金沢大学附属病院		076-265-2000	-
	金沢脳神経外科病院		076-246-5600	-
	公立つるぎ病院		076-272-1250	-
	公立河北中央病院		076-289-2117	-
	公立松任石川中央病院		076-275-2222	-
	石川県済生会金沢病院		076-266-1060	-
	石川県立こころの病院		076-281-1125	-
	石川県立中央病院		076-238-7853	-
	金沢医療センター		076-262-4161	-
	J C H O 金沢病院		076-252-2200	-
	かほく 高松訪問看護ステーション		076-281-3711	-
	公立羽咋病院		0767-22-1220	-
	公立能登総合病院		0767-52-6611	-
	恵寿総合病院		0767-52-3211	-
	町立宝達志水病院		0767-29-3121	-
	市立輪島病院		0768-22-2222	-
	珠洲市総合病院		0768-82-1181	-
	金城大学		076-276-6630	-
	公益社団法人石川県看護協会		076-232-3573	-

災害支援ナースの派遣調整の実施に関する協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	公益社団法人石川県看護協会	R6. 4. 1	076-232-3573	-

(5) 災害拠点病院

ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

災害拠点病院

種 別	病院名
基幹災害拠点病院	県立中央病院
地域災害拠点病院	小松市民病院
	国立病院機構金沢医療センター
	金沢市立病院
	金沢赤十字病院
	公立能登総合病院
	公立羽咋病院
	市立輪島病院
	珠洲市総合病院
	公立松任石川中央病院
	加賀市医療センター

イ 医療救護班の業務内容

- (ア) 傷病者のトリアージ
- (イ) 傷病者に対する応急措置
- (ウ) 重症者の後方病院への搬送手続き
- (エ) 救護所における診療
- (オ) 避難所等の巡回診療
- (カ) 被災地の病院支援
- (キ) その他必要な事項

ウ 医療救護班の情報共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

エ 災害拠点病院は、他のDMAT及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(6) 公立病院等

ア 公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

イ 公立病院等は、他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(7) 公益社団法人石川県医師会

ア 公益社団法人石川県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班（JMAT）の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。

イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班（JMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。

災害時の医療救護に関する協定

協 定 者		協定締結日
石 川 県	（公社）石川県医師会	H 3.11. 1 (H29. 6.30改正)

(8) 一般社団法人石川県歯科医師会

一般社団法人石川県歯科医師会は、県から「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。

災害時の歯科医療救護に関する協定

協 定 者		協定締結日
石川県	(一社) 石川県歯科医師会	H29. 6. 30

(9) 公益社団法人石川県薬剤師会

公益社団法人石川県薬剤師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく薬剤師又は薬剤師班の派遣要請があったときは、薬剤師又は薬剤師班を派遣し、調剤、医薬品等の供給及び服薬指導等の医療救護活動を行う。

災害時の医療救護に関する協定

協 定 者		協定締結日
石川県	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30

(10) 公益社団法人石川県看護協会

公益社団法人石川県看護協会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく看護職員又は看護職員班の派遣要請があったときは、看護職員又は看護職員班を派遣し、医療救護活動を行う。

災害時の医療救護に関する協定

協 定 者		協定締結日
石川県	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30

(11) 公益社団法人石川県栄養士会

公益社団法人石川県栄養士会は、県から「災害時の医療救護等に関する協定書」に基づく栄養士又は栄養士班の派遣要請があったときは、栄養士又は栄養士班を派遣し、栄養・食生活支援活動を行う。

災害時の医療救護等に関する協定

協 定 者		協定締結日
石川県	(公社) 石川県栄養士会	H29. 6. 30

(12) 公益社団法人石川県柔道整復師会、公益社団法人石川県鍼灸マッサージ師会、公益社団法人石川県鍼灸師会

公益社団法人石川県柔道整復師会、公益社団法人石川県鍼灸マッサージ師会、公益社団法人石川県鍼灸師会は、県から「災害時における救護活動に関する協定書」に基づく救護活動員の派遣要請があったときは、救護活動員を派遣し、軽症患者への応急処置や避難者へのマッサージ、はり、きゅう等の施術提供などを実施する。

災害時における救護活動に関する協定

協 定 者		協定締結日
石川県	(公社) 石川県柔道整復師会	R 5. 10. 31
	(公社) 石川県鍼灸マッサージ師会	R 5. 10. 3
	(公社) 石川県鍼灸師会	

(13) 石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会

石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会は、県から「災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定書」に基づく支援チームの派遣要請があったときは、支援チームを派遣し、被災者、要支援者等の生活不活性化等を防ぐため、避難所等の生活環境の改善などを実施する。

災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定

協 定 者		協定締結日
石川県	石川県災害リハビリテーション支援関連団体協議会	R 6. 1. 8

(14) 一般社団法人石川県助産師会

石川県助産師会は、県から「災害時の助産師による支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、助産師または助産師班を派遣し、助産師の指揮、妊産婦に対する応急救護活動などを実施する。

災害時の助産師による支援活動に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県薬業卸協同組合	H8. 11. 13	076-266-4019	076-266-4094

(15) 一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会

一般社団法人石川県臨床衛生検査技師会は、県から「災害時における支援活動に関する協定」に基づく派遣要請があったときは、臨床衛生検査技師または臨床衛生検査技師班を派遣し、避難所等における健康管理のための検査や病院検査室における診療支援などを実施する。

災害時における支援活動に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県臨床衛生検査技師会	R7. 1. 15	076-210-3885	076-213-5112

4 救護所の設置

- (1) 市町は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。
- (2) 県は、必要に応じて、一般社団法人石川県歯科医師会の協力により、歯科医療の確保に配慮する。
- (3) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

5 災害時後方医療体制

- ア 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。
- イ 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

6 重症患者等の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

(2) 搬送の実施

ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市町又は県に要請する。

原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市町が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市町が対応する。

イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、保健医療福祉調整本部等は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第8節消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第11節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。

7 他県等からの傷病者の受入体制

県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川DMATを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

(1) 医療施設・救護所

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、当該市町災害対策本部に調達を要請する。

(2) 市町災害対策本部

ア 医薬品等

医療施設又は救護所から要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市町において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。

イ 輸血用血液

医療施設から要請を受けた場合は、県災害対策本部へ調達を要請する。

(3) 県災害対策本部

ア 医薬品等

市町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。

県内で調達できない場合は、広域応援県市や国に対して緊急輸送を要請する。

(ア) 災害時における医薬品の供給等に関する協定

協定者		協定締結日
石川県	石川県薬業卸協同組合	H 8. 11. 13

(イ) 災害時における医療機器及び衛生材料の供給等に関する協定

協定者		協定締結日
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13 (R2. 4. 1改訂)

(ウ) 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定

協定者		協定締結日
石川県	(一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H 25. 5. 10

イ 輸血用血液

市町災害対策本部から輸血用血液の要請を受けた場合は、次の優先順位に従い直ちに要請する。

優先順位	血液センター
1	石川県赤十字血液センター
2	日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター

9 他県等からの医薬品等の受入体制

県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所もしくは公益社団法人石川県薬剤師会に設置し、そこから被災地である市町災害対策本部又は市町保健センターに運送して保管する。

また、公益社団法人石川県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。

10 医薬品等の輸送手段

(1) 医薬品等

ア 備蓄医薬品等及び他県等からの輸送医薬品等

県災害対策本部が輸送手段を講ずる。

イ 県内医薬品等卸業者から調達する医薬品等

県災害対策本部は、当該医薬品等卸業者と連携を図り、輸送する。

(2) 輸血用血液

県災害対策本部は、石川県赤十字血液センターと連携を図り、輸送する。

11 医療機関のライフラインの確保

県は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

12 個別疾患対策

市町又は県は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整等、透析医療の確保に努める。

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市町は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

- (1) 被災市町は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。
- (2) 県は、市町が行う健康管理活動を支援するとともに、総合的な調整を行う。
被災住民が多数に及ぶ場合等は、国及び都道府県等の協力を得て実施する。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

- (1) 市町
被災市町は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。
- (2) 県
ア 県は、被災市町から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、被災市町が行う健康管理活動を支援する。
イ 県は、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等へ派遣計画を示し、派遣要請、調整を依頼する（図 災害発生時の保健師等派遣に関する手続き）
ウ 県は、必要な場合、被災市町に公衆衛生医師等を派遣し、被災者の健康管理活動に対して技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。
エ 県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。
- (3) 公益社団法人石川県栄養士会
公益社団法人石川県栄養士会は、県から「災害時の医療救護等に関する協定書」に基づく栄養士又は栄養士班の派遣要請があったときは、栄養士又は栄養士班を派遣し、栄養・食生活支援活動を行う。

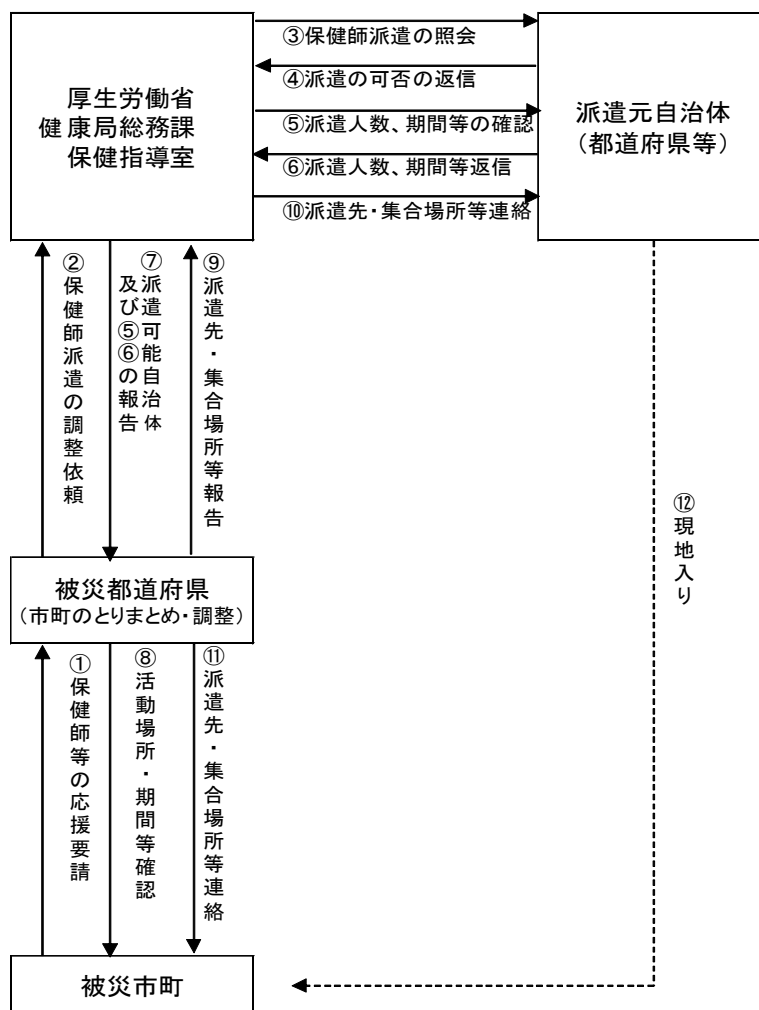
災害時の医療救護等に関する協定

協 定 者		協定締結日
石川県	（公社）石川県栄養士会	H29. 6. 30

4 健康管理活動

- (1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- (2) 保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。
なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。
- (3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域保健医療福祉調整本部内に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報を集約する。

図 災害発生直後の保健師派遣に関する手続き
(厚生労働省防災業務計画を一部変更)



第 16 節 救助・救急活動

危機管理部、関係各部局、市町、防災関係機関

1 基本方針

災害発生時には、倒壊家屋等の下敷き、地下街やビルなどでの孤立、車両事故、船舶の海難等による負傷者など、救助・救急活動を要する事案が数多く現出するものと考えられる。このため県、市町及び防災関係機関は、相互に連携して県民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

2 実施体制

(1) 県民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 市町

ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。

また、住民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 市町自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他の市町に応援を要請する。

(3) 県

ア 市町から救助活動について応援を求められたときは、本章第 1 節「初動体制の確立」により、必要な応援要請を行う。

イ 市町から救助活動について災害救助犬の出動を求められたとき、又は災害救助犬の出動の必要があると認められるときは、次の協定により災害救助犬の出動を要請する。

災害救助犬の出動に関する協定書

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-298-9551	076-298-1245
	日本レスキュー協会	〃		
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11		
	石川県救助犬協会連合会	〃		

ウ 県は、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資輸送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

エ 警察は、大規模災害時に発生する救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

(4) 防災関係機関

ア 防災関係機関は、県及び市町から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救助・救急活動に当たる。

イ また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、

合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。なお、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第10節「消防活動」6による。

4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第14節「災害医療及び救急医療」により実施する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第 17 節 水 防 活 動

土木部、農林水産部、市町、防災関係機関

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

2 監視、警戒活動

豪雨等によって河川の水位が上昇し、指定河川に水防警報が発表されたとき、若しくは高潮・高波により指定海岸に水防警報が発表されたとき、又はこれに起因する災害が発生したときは、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「石川県水防計画」の定めにより行う。

3 応急復旧

水防計画等に基づき、市町等の水防管理者が行う巡視により水害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に、通報し、協力して、迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

第 18 節 災害救助法の適用

危機管理部、土木部、関係各部局、市町

1 基本方針

知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。

市町長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。

なお、県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

2 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表 A 欄に掲げる数以上であるとき（災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号一令別表第 1）。
- (2) 本県の区域内の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、当該市町の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表 B 欄に掲げる数以上であるとき（令第 1 条第 1 項第 2 号一令別表第 2、第 3）。
- (3) 本県の区域内の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、当該市町の区域内の住家滅失世帯数が多数であるとき（令第 1 条第 1 項第 3 号前段）。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（令第 1 条第 1 項第 3 号後段）。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）。
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第 2 条第 1 号）
 - イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第 2 条第 2 号）

（注）住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

- 1 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1 世帯を滅失世帯 1 世帯とする。
- 2 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって滅失世帯 1 世帯とみなす。
- 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3 世帯をもって滅失世帯 1 世帯とみなす。

適 用 基 準

市 町 の 人 口	A 〔当該市町の 住家減失世 帯数〕	B 〔県区域内の 住家減失世 帯総数1,500 世帯以上の 場合〕	(参考) 人口対象市町 〔平成27年10月1日〕 〔国勢調査人口〕
5,000 人以上 15,000 人未満	40世帯	20世帯	珠洲市、川北町、宝達志水町、穴水町
15,000 人以上 30,000 人未満	50 〃	25 〃	輪島市、羽咋市、内灘町、志賀町、中能登町、能登町
30,000 人以上 50,000 人未満	60 〃	30 〃	能美市、かほく市、津幡町
50,000 人以上 100,000 人未満	80 〃	40 〃	加賀市、七尾市、野々市市
100,000 人以上 300,000 人未満	100 〃	50 〃	小松市、白山市
300,000 人以上	150 〃	75 〃	金沢市

(注) 市町の人口は、直近の国勢調査による。

3 適用手続

- (1) 市町長は、市町の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、知事は、当該市町長が行う救助の事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長に通知することにより救助の実施に関する職種の一部を当該市町長が行う。
- (3) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について当該市町長及び関係機関に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準による。

但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令第3条第2項)

5 災害救助法に基づく救助の実施

- (1) 県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたて、適切かつ効果的な救助を行う。
- (2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、2の一部、3から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。
この場合においては、市町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。
(令第17条第1項)
- (3) 知事は、前項(2)の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。(令第17条第2項)
- (4) 知事は、「災害救助法に基づく業務委託契約書(令和2年12月25日)」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。

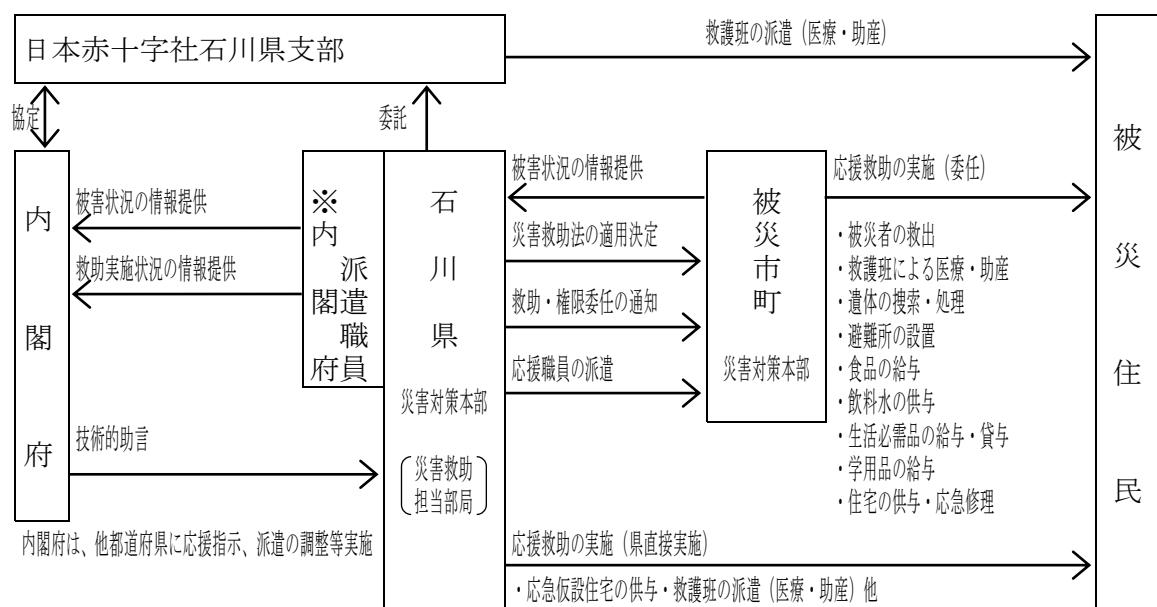
6 従事命令等

知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、災害救助法第7条、第8条及び第9条の定めるところにより、従事命令又は協力命令若しくは保管命令を発することができる。

7 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常市町が実施し、災害救助法による救助に準じてあらかじめ市町地域防災計画に定めておく。

災害発生からの応急救助までのフロー



※ 災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整にあたる。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和7年4月1日現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考			
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を加算できる。		災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。			
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		災害発生の日から20日以内着工		1 平均1戸当たり7,089,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最長2年以内 5 賃貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。			
3	炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内		災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別途計上			
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。			
			区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
			全 壊 全 焼 全 流 失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
				冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
			半 壊 半 焼 半 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
冬	10,700	14,000		19,900	23,600	29,800	3,900			
6	医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上			
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額		分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上			
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			
9	被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急修理)	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理 1世帯当たり 53,900円以内		災害発生の日から10日以内					

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
10	被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内(国の災害対策本部が設置された災害において6ヶ月以内に完了)	
11	学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
12	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
13	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
14	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,700円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
15	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
16	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃貸料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える金額については100分の4		

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第 19 節 災害警備及び交通規制

警察本部、海上保安部、道路管理者、
港湾管理者、漁港管理者

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、警察及び海上保安部は、県民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

2 災害警備体制

(1) 警備体制

警備体制	警 備 体 制 の 基 準
準備警備体制	気象情報等により災害の発生が予想され、かつ発生まで相当の時間的余裕があるとき。
警戒警備体制	台風圏が本県に接近した場合のほか災害等により県内に相当の被害発生が予想されるとき。
非常警備体制	風水害等の危険が切迫して大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。

(2) 警備本部

ア 警察

警備体制の種別に応じて、警察本部及び関係警察署に所要の規模の警備本部等を設置する。

イ 海上保安部

災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、警戒警備等の必要な措置を講ずる。

(3) 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。

災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-281-6670	076-281-6671

(4) 災害警備対策

ア 災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に一般住民へ周知徹底させるように努める。

イ 通信の確保

(ア) 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。

(イ) 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応ずる。

ウ 現場措置等

(ア) 災害情報の収集	a 被害調査と報告、連絡 b その他関連情報の収集
(イ) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破堤をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。
(ウ) 避難等の措置	a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ、市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。
(エ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
(オ) 遺体の検視、見分及び取扱い	a 遺体については、死者検視、見分などの所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調書（死体見分調書）を添えて市町長に引き渡す。
(カ) 行方不明者の搜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。
(キ) 広 報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。

3 交通対策

(1) 陸上交通規制

ア 交通規制の実施機関及び理由

実 施 機 関			交 通 規 制 の 理 由
道路管理者等	一般国道	国土交通省又は県	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。 2 道路工事のため止むを得ないと認められるとき。
	県 道	県	
	市 町 道	市 町	
	臨港道路	県又は市	
	漁港道路	県又は市町	
公安委員会	公 安 委 員 会 警 察 署 長 警 察 官		1 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。

道路管理者等と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに警察官又は市町長に通報する。通報を受けた市町長は、その道路管理者等又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

ウ 各実施責任者の実施要領

道路管理者等は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、道路、橋梁、交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により規制する。

（ア）道路管理者等

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

- a 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- b 知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- c 災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- d 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府、建設省令第3号）の定める様式により標示を行う。
- e 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

（イ）警察（公安委員会）

災害等により道路の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、及び災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送等に緊急交通路を確保するために必要があると認めるときは、一般社団法人石川県警備業協会の協力を得て、速やかに次のとおり必要な規制を行う。

a 被災区域の交通規制等

被災地の警察署は、被災区域の外周の要所において被災地へ進入する車両の通行禁止又は制限をする。

b 県境附近の交通規制

災害発生後、県警高速道路交通警察隊及び関係警察署は、富山、福井両県に接する道路からの車両の県内進入を禁止又は制限する。

c 広域交通管制

警察本部は、被災地域及び緊急通行路線を重点に交通情報の収集に努め、緊急交通路線を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、隣接県警察とも緊密な連携を行い、広域的な交通管制の実施に努める。

d 緊急輸送道路ネットワークの交通規制

災害応急対策等に必要な人員、物資等の輸送等緊急輸送道路ネットワークを確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必

要な路線、区域、区間等を指定して、当該緊急通行車両（知事又は公安委員会において、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し、又は規制する。

e 通行禁止区域等の措置

- (a) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対して、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (b) (a)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
- (c) 警察（公安委員会）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県	(一社)石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-281-6670	076-281-6671

(ウ) 自衛官及び消防吏員の措置

- (イ) 「e 通行禁止区域等の措置」については、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員がその措置をとることができる。

エ 規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合は、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導に当たる。

(ア) 規制標識

- a 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 4 5 条（公安委員会の交通規制）によるもの
- b 道路交通法第 4 条（道路標識等の設置等）によるもの
- c 災害対策基本法施行規則第 5 条（災害時における交通規制に係る表示の様式等）第 1 項によるもの

(イ) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

- a 禁止又は制限の対象
- b 区間又は区域
- c 期 間
- d 理 由

この場合には、迂回路を明示して、一般通行車輛の協力を求める。

オ 緊急通行車両確認証明及び標章

(ア) 緊急通行車両としての要件

- a 道路交通法第 39 条の緊急自動車
- b 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両であって、知事又は公安委員会の確認に係る標章及び証明書が提示されたもの

(イ) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。

なお、事前届出に関する手続きの詳細については、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」による。

(ウ) 緊急通行車両の確認

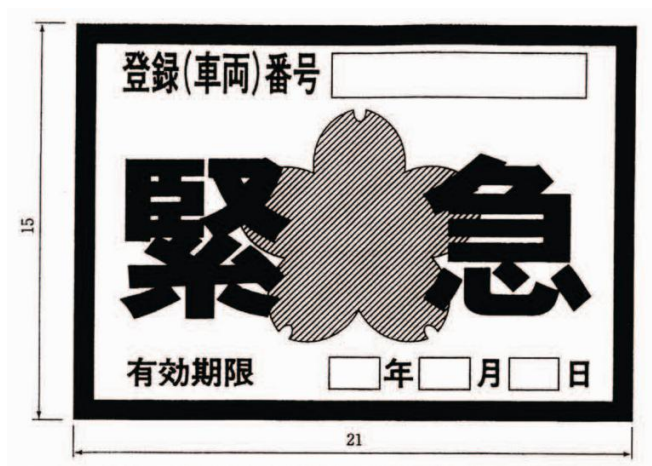
緊急通行車両の確認は、災害対策基本法施行令第 33 条に基づき車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が行う。

物資輸送の緊急性の判断は、交通規制との関連において県と公安委員会の協議によって行う。

また、災害時に他県へ又は他県から緊急に物資を輸送しようとする緊急通行車両の確認については、輸送先の県警察本部及び県災害対策本部とも連絡をとり処置する。

なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第 33 条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。また、警察本部と警察署は、円滑な交付を行うために、標章及び確認証明書の十分な備蓄を行うものとする。標章及び確認証明書は、下記様式のとおりである。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
知 事 [㊤] 公安委員会 [㊤]				
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用 者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

本様式…全部改正〔平成 7 年 8 月総理令 39 号〕、一部改正・旧様式 3…繰下〔平成 8 年 1 月総理令 1 号〕

カ 運転者のとるべき措置

- 走行中の車両は、次の要領により行動する。
 - ・できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ・停車後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ・車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
- 避難のために、車両は使用しないこと。

(2) 海上交通規制

海上保安部は、港湾及びその隣接海域において、必要に応じて次の措置をとる。

- 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずる。その際、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 水路の水深に変化を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。

第20節 行方不明者の搜索、遺体の收容、埋葬

健康福祉部、警察本部、海上保安部、市町

1 基本方針

災害時において死亡していると推定される人については、搜索及び收容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の搜索

市町は、行方不明者及び遺体の搜索を警察、海上保安部及び消防の協力を得て実施する。
また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。

搜索に関しては、関係機関の情報交換、搜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

3 遺体の検視（見分）及び処理

市町は、検案、遺体の検視（見分）、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医師会、歯科医師会、医療機関等の調整を図り実施する。

(1) 遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、次によりそれぞれ検視（見分）を行い、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び死体見分調書を作成して、当該遺体を遺族又は市町長に引き渡す。

ア 警察官にあつては、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）又は死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）の規定による。

イ 海上保安官にあつては、海上犯罪捜査規範（昭和26年海上保安庁達第4号）又は、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年保警-80号）の規定による。

(2) 遺体の処理

市町は、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬までの間適切な場所に安置する。

4 遺体の埋葬

市町は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

また、身元が判明している遺体の埋葬に当たっては、市町は、火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があつた場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、関係市町に対し迅速的確な連絡を行う。

また、災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定に基づき葬祭業協同組合等に協力を要請する。

遺体多数により県内で火葬しきれない場合は、他の都道府県や国へ応援要請を行う。

災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定

協定者		協定締結日
石川県	石川県葬祭業協同組合	H22. 3. 31
	全国霊柩自動車協会石川県支部	H22. 3. 31

(2) 火葬許可証の発行

迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

(3) 埋葬に関する相談

遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

5 安否確認

市町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。

なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。

(2) 遺体の搜索及び収容に対する協力

警察は、災害時において救助活動、遺体及び行方不明者の搜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。

7 海上保安部の措置

(1) 災害により県周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇等により搜索を実施する。

(2) 収容した遺体は、知事又は市町長と連絡を密にして、家族又は市町長に引き渡す。

8 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第 2 1 節 ライフライン施設の応急対策

北陸電力及び北陸電力送配電、NTT西日本、
ガス事業者、土木部、市町下水道事業者

1 基本方針

電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。あわせて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

また、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。

2 電力施設

北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。

(1) 災害対策本部及び支部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集伝達を行う。

また、電気事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(3) 電気の保安

災害時において危険があると認められる時は、直ちに当該範囲に対して送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対して適切な危険予備措置を講ずる。

(4) 広報活動

電気災害の未然防止及び拡大を防止するため、住民に対し災害の状況、復旧活動の状況及び公衆感電事故防止PRを主体とした広報活動を広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(5) 県、市町及び防災関係機関との協調

被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び防災関係機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、県は、国及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

大規模災害時における相互連携に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	北陸電力(株)	R4.2.28	076-233-8877	076-233-8755
	北陸電力送配電(株)		076-202-6983	076-233-8892

(6) 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、原則として人命に関わる個所、災害応急・復旧対策の中核となる公共機関等を優先する。

また、応急工事終了後、通電再開当たっては、ショート、ガス漏れ等による二次災害を防止するため、その安全を確認の上行う。

(7) 応援協力体制

自社の電力の供給が不足又は応急復旧が困難な場合は、他の電気事業者に対し、電力の融通を受け、復旧資機材の融通及び要員の応援等協力を求める。

(8) その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社防災業務計画の定めるところによる。

3 通信施設

N T T西日本は、次の措置を講ずる。

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。

また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(3) 広報活動

災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(4) 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても、重要な施設の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

- 臨時回線の作成
- 中継順路の変更
- 規制等による疎通確保
- 特設公衆電話の設置
- その他必要な措置

(5) 応急復旧

N T T西日本関係事業所は、被災した通信設備の応急復旧に当たり、応援計画及び復旧順位等については、N T T西日本等が定める防災業務計画の定めるところにより、次のとおりとする。

ア 広域災害時における応援計画

広域的な地域において甚大かつ広域的な災害が発生した場合は、全国的又は北陸地域全体的規模による動員、災害対策用機器の出動資材及び物資等の転用を図る。

イ 復旧順位等

通信設備に災害が発生した場合、N T T西日本関係事業所は、通信の途絶解消及び重要通信の確保に留意し、災害の状況、通信設備の被害状況に応じて次の復旧順位により復旧を図る。

(ア) 第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給に直接関係ある機関
(イ) 第2順位	ガス・水道の供給に直接関係ある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第一順位以外の国又は地方公共団体
(ウ) 第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(6) その他、上記以外の事項については、N T T西日本等が定める防災業務計画の定めによる。

大規模災害時における相互連携に関する協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県	西日本電信電話（株）	R5. 2. 10	076-282-9847	076-253-3464

4 ガス施設

ガス施設に被害が生じた場合は、ガス事業者は、ガス施設の被害状況及び周辺住民の避難状況等を把握し、二次災害の発生を防止するために、速やかに応急措置を行う。

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部を設ける。

(2) 応急処置

あらかじめ定める供給停止の判断基準により、速やかに供給を停止し、二次災害の防止を図る。

(3) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえ、発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時において、状況に応じた広報活動を行う。

(4) 資機材の確保

あらかじめ前進基地や資材置場を確保しておくとともに、資機材の円滑な調達のための組織体制、在庫管理体制を整備し、資機材の物量や輸送体制を整備しておく。

(5) 復旧対策

応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して実施する。

(6) 応援体制

大規模な災害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。

(7) 早期供給

ガス事業者は、使用者の施設及び設備の安全確認を実施し、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

5 下水道施設

下水道事業者は、次の措置を講ずる。

(1) 動員体制の確立

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、応急対策を効率よく実施する。

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) 災害復旧用資材の整備

下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。

(6) 応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

(7) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

(8) 応援体制

被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。

- 「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」
- 「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」
- 「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」
- 「災害時における上下水道施設等の技術支援協力に関する協定（令和6年1月1日）」

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	R 6. 1. 1	052-232-6032	052-221-7827

- 「災害時における給排水設備等の応急対策の協力に関する協定」

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) M E T T	R6. 9. 4	076-268-6317	076-268-7784

- 「災害時における復旧支援協力に関する協定」

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(公社)日本下水道管路管理業協会	H28. 3. 29 (H29. 3. 22改正)	076-242-3773	076-243-4421

第２２節 公共土木施設等の応急対策

土木部、農林水産部、市町、放送事業者、ＪＲ西日本、ＪＲ貨物、北陸鉄道、のと鉄道、ＩＲいしかわ鉄道、大阪航空局小松空港事務所、能登空港管理事務所、防災関係機関

１ 基本方針

道路、河川、海岸、港湾、漁港、放送施設、鉄道、空港等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

２ 道路施設

(１) 応急措置

道路管理者等又は公安委員会は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限又は禁止の措置若しくは迂回路の選定等の対策を講じ、住民の安全の確保に努める。

(２) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、下記の協定等による協力を得て応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

(ア) 災害時の相互協力に関する申合わせ

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県 (土木部)	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	H22. 3. 4	025-280-8836 (076-264-9921)	025-370-6691 (076-233-9617)

(イ) 災害時における応急対策工事に関する基本協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258
	(一社) 石川県造園緑化建設協会	R6. 1. 15	076-269-1110	076-269-1279

(ウ) 災害時における応援業務に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一社) 石川県建設コンサルタント協会 (一社) 石川県測量設計業協会 (一社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8426

(エ) 災害時の応援業務に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一社) 建設コンサルタント協会北陸支部	R6. 1. 1	025-282-3370	025-282-3371

(オ) 大規模災害時における土木施設調査の協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(公社) 地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125

(カ) 災害時における応急対策工事に関する基本協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一社) 石川県交通安全施設業協会	R6. 11. 28	076-247-4422	076-247-4507

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する。（本章第26節「障害物の除去」参照）

3 河川、海岸、港湾、漁港等施設

(1) 応急措置

市町及び海上保安部等は、台風情報等の気象情報の伝達を受けた場合、市町地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行う。

また、水防計画等に基づき、市町等の水防管理者は、施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険個所の点検等を行う。

(2) 応急復旧

施設の管理者及び海上保安部等は、次の災害応急対策等を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。

ア 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施

イ 緊急海上輸送の支援

ウ 水防上危険であると思われる個所の水防活動の実施

また、必要に応じて協定により協力を得る。

(ア) 災害時における応急対策工事に関する基本協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石 川 県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258

(イ) 災害時における応援業務に関する協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石 川 県	(一社) 石川県建設コンサルタント協会 (一社) 石川県測量設計業協会 (一社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8426

(ウ) 災害時の応援業務に関する協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石 川 県	(一社) 建設コンサルタンツ協会北陸支部	R 6. 1. 1	025-282-3370	025-282-3371

(エ) 大規模災害時における土木施設調査の協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石 川 県	(公社) 地盤工学会北陸支部	R3. 4. 1	025-281-2125	025-281-2125

4 放送施設

(1) 応急措置

テレビ・ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合、直ちに機器の応急仮設等必要な措置を講じ、放送の継続に努める。

(2) 応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じ、速やかに応急復旧を図る。

5 鉄道施設

鉄道事業者は、次の措置を講ずる。

(1) 応急措置

ア 乗客に気象情報等を伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動等乗客等の安全確保を図る。

イ 不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧

ア 被災状況を調査し、安全を確認した後、運転を再開する。

イ 被災した鉄道施設等については、迅速な応急復旧を実施する。復旧状況については、広報する。

6 空港施設

空港管理者は、次の措置を講ずる。

(1) 応急措置

滑走路、エプロン等の空港施設の早期の被災状況の収集、伝達を図り、航空機の離着陸を中止するなどの必要な措置を講じ、乗客の安全確保に万全を期す。

(2) 応急復旧

空港施設の被災状況を調査し、早期復旧に努めるとともに、運航状況を広報する。

7 公園、緑地施設

公園管理者は、次の措置を講ずる。

(1) 応急措置

災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

8 農地、農業用施設等

(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

また、必要に応じて協定により(社)石川県土地改良建設協会、石川県森林土木協会の協力を得る。

災害時における応急工事に関する基本協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県 石川県農業公社	(一社)石川県建設業協会 石川県森林土木協会	H23. 5. 23	076-242-1161 076-240-8455	076-241-9258 076-240-8451

9 公共建築物等

県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

(ア) 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881

(イ) 災害時における電気自動車の支援に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県	米沢電気工事(株) 日産自動車(株)	R3. 12. 6	076-291-5200 050-3545-6012	076-291-0305 076-221-7731

1 基本方針

災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、自衛隊及び関係機関等に応援を求めて速やかに応急給水を実施する。

2 給水対策本部の設置、運営

市町（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として「給水対策本部」を設置し、県及び（一社）日本水道協会石川県支部と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

(1) 動員及び給水用資機材の確保

ア 動員計画に基づき作業者や技術者を速やかに動員配置する。

イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。

ウ 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。

エ 動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

(2) 情報の収集、連絡

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集伝達する。

3 応急給水活動

円滑に応急給水するため、県、市町（水道事業者）及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任で給水活動を実施する。

(1) 県

ア 被災市町から飲料水及び応急給水するための資機材等のあつせんの要請があったときは、直ちに（一社）日本水道協会石川県支部と調整し、近隣市町等に対して協力要請を行う。

また、必要なときは、自衛隊や隣接県等へ応援を要請する。

イ 災害の状況及び応急給水等活動等の実施状況の把握に努めるとともに、衛生上の対策を含めた適切な実施を図るための指示、指導等を行う。

また、必要なときは、職員を被災市町に派遣し、現地において指導する。

ウ 緊急時に、井戸水、湧き水及び防火水槽等の水を飲料水として使用する場合は、その適否を検査、指導する。

(2) 市町（水道事業者）

ア 給水の拠点

飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、応急給水を行う。

- 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所等及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所等などに給水拠点を拡大する。
- 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

イ 応急給水目標の目安

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から3日まで (生命維持に必要な水量)	3ℓ/人・日	おおむね 1km	耐震性貯水槽、タンク車
災害発生から10日まで (更に炊事、洗濯等に必要な水量)	20ℓ/人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日まで (更に最小限の浴用、洗濯等に必要な水量)	100ℓ/人・日	おおむね 100m	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から28日まで (通常の給水量の供給)	約250ℓ/人・日	おおむね 10m	仮配管からの各戸共用栓

ウ 被災市町が自ら飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。

なお、要請に際しては、被災市町が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

- ☐ 給水に必要とする人員数
- ☐ 給水を必要とする期間及び給水量
- ☐ 給水する場所
- ☐ 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量

(3) 自主防災組織

ア 災害発生後仮設共同栓が設置されるまでの間は、市町の応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火水槽の水等により、飲料水の確保に努める。

この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

イ 飲料水の運搬配分等市町の実施する応急給水に協力する。

4 施設の応急復旧活動

被害施設を早期に復旧するため、県及び市町（水道事業者）は、次による役割と体制により効率的に復旧活動を実施する。

(1) 県

ア 被災市町から水道施設の応急復旧支援について要請があったときは、直ちに（一社）日本水道協会石川県支部と調整し、近隣市町及び関係機関に対して協力要請を行う。

また、必要なときは、隣接県等へ応援を要請する。

イ 水道施設被害状況の把握に努めるとともに、水道事業者に対して応急復旧の適切な実施を図るため指示、指導等を行う。

(2) 市町（水道事業者）

ア 住民からの情報や職員による施設巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

（ア）貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、各施設ごとに把握する。

(イ) 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無やその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

特に、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

イ 早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

ウ 被災市町が自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県にあっせんの要請を行う。

- 応急復旧作業に必要とする人員数
- 応急復旧作業に必要とする期間
- 応急復旧作業場所
- 応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

エ 被災個所の復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合又は被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

- 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
- 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される個所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- 倒壊家屋や焼失家屋等漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第24節 食料の供給

農林水産部、農林水産省農産局、
北陸農政局、市町

1 基本方針

県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

2 実施体制

(1) 県は、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。

(2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

3 主食の供給

(1) 災害救助用米穀の確保

ア 米穀の引渡し要請

県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局長に引渡し要請を行う。

イ 受託事業体への引渡し指示

農林水産省農産局長は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先

連 絡 先	T E L	F A X
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課	03-6744-1353	03-6744-1391

(2) 県の備蓄食料の提供

県は、市町から要請のあった場合、保有する備蓄食料を提供する。

(3) おにぎり・パン等の供給

県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あつせんを行う。この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

4 副食及び調味料の確保

(1) 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、可能な限りこれを調達する。

また、県は、市町の要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、被災地への輸送の手配を行う。

(2) 市町はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。

(3) 県及び市町は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保の

ため、以下に留意する。

ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

5 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第25節 生活必需品の供給

生活環境部、危機管理部、市町、
防災関係機関

1 基本方針

県及び市町は、被災者に対して衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。

2 実施体制

市町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。

被災市町自らが対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

ア 県及び市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

ウ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。

また、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努める。

(2) 情報の提供

県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。

生活必需品の確保に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県	(協)金沢問屋センター	H14. 3. 19	076-237-8585	076-237-5240
	(一社)石川県食品協会	H14. 3. 20	076-268-2400	076-268-6082
	(株)ジャコム石川	H14. 3. 20	076-267-8621	076-267-8609
	マザー寝具リース(株)	H14. 3. 20	076-231-2001	076-264-4688
	野々市農協	H14. 3. 20	076-246-1178	076-246-1152
	石川県パン(協)	H14. 3. 26	076-283-0267	076-283-6267
	石川県生活協同組合連合会	H14. 3. 27	076-259-5962	076-256-5963
	(株)マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555
	(株)鍛冶商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093
	NPO法人コメリ災害対策センター	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151
	(株)どんたく	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254
	DCMカーマ(株)	H14. 4. 5	0761-23-0520	0761-23-0525
	(株)大丸	H14. 4. 10	0768-82-1155	0768-82-6277
	(株)いろは	H14. 4. 10	0768-52-0033	0768-52-3166
	(株)ニュー三久	H14. 4. 18	076-232-1051	076-232-1056
	(有)スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353
	(株)安達	H14. 5. 11	0767-22-1133	0767-22-7266
	(株)中島ストアー	H14. 5. 20	0767-53-0988	0767-53-0953
	ダイヤモンド商事(株)	H14. 5. 22	076-232-0341	076-232-0346
	(株)角田商店	H14. 5. 24	0768-62-0032	0768-62-3399
	アルビス(株)	H14. 7. 12	0766-56-7200	0766-56-7520
	(株)ファミリーマート	H19. 6. 25	03-6436-7622	03-3452-5213
	(株)ローソン	H19. 7. 24	03-5435-1594	03-5759-6944
	北陸コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 12	076-277-1155	076-277-0990
	(株)平和堂	H20. 10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118
	ユニー(株)	H20. 10. 1	076-235-3511	076-235-3519
	(株)P L A N T	H20. 10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652
	(株)クスリのアオキ	H20. 10. 1	076-274-1111	076-274-6114
	(株)コメヤ薬局	H20. 10. 1	076-273-9900	076-273-9902
	(株)マツモトキヨシ甲信越販売	H20. 10. 1	076-229-8490	076-229-8491
	ゲンキー(株)	H20. 10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241
	イオンリテール(株)	H24. 3. 30	025-255-0065	025-248-1083
	マックスバリュ北陸(株)	H24. 3. 30	076-267-7810	076-266-2030
	(株)セブン・イレブン・ジャパン	H25. 12. 5	03-6238-3672	03-5214-2330
	コストホールセールジャパン(株)	H28. 3. 25	076-275-8590	076-275-8580
	(株)ハローホールディングス	H28. 3. 25	0574-60-0861	0574-60-0689
	大塚製薬(株)京滋北陸支店金沢出張所	H28. 3. 25	080-2060-2461	076-263-0403
	レック(株)	R 5. 10. 6	03-3527-2150	03-3527-2190
	(株)MonotaRO	R 6. 10. 1	—	—

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330

災害時における緊急用LPガスの供給等に関する協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社)石川県エルピーガス協会	H26. 6. 2	076-254-0634	076-254-0644

大規模災害発生時における炊き出し支援に関する協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(公社)石川県調理師会	R3. 3. 19	076-236-2012	076-236-2013

4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

- (1) 県及び市町は、緊急輸送道路ネットワーク、空港、港湾等との接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮して決定する。なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。
- (2) 県及び市町は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (3) 県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。
- (4) 県は、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。
- (5) 県及び市町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第 2 6 節 障害物の除去

生活環境部、土木部、農林水産部、
市町、施設管理者

1 基本方針

災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路等の確保を図る。

2 実施体制

- (1) 道路、河川、港湾、漁港等の管理者

市町の協力を得て、障害物を除去する。

- (2) 市町長

被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川、港湾、漁港等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。

3 障害物除去の実施基準

災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に実施する。

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき。
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき。

4 障害物除去計画の作成

県は、道路、河川、港湾、漁港等の各施設管理者と市町と相互に連携をとりながら処理に係る方針や基準を連絡、調整し、各所管施設における障害物の種類又は量を調査させるとともに、処理期間を考慮した計画を作成させる。

5 障害物除去の方法

- (1) 各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

災害時における応急対策工事に関する基本協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社)石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1611	076-241-9258
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(一社)石川県建設業協会 石川県森林土木協会	H23. 5. 23	076-242-1161 076-240-8455	076-241-9258 076-240-8451

災害時における建築物等の解体・撤去等に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社)石川県構造物解体協会	R1. 9. 2	076-256-1444	076-256-1444

6 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、おおむね次の場所に廃棄又は保管するよう考慮する。

- (1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管は、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 船舶航行の障害にならないような場所

7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置

(1) 湛水排除

市町の地域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市町村又は関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に応援を求める。

(2) 堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の排除は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は市町の指定する場所まで搬出し、集積土砂は市町が運搬廃棄する。

(3) 軽石除去

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。

(4) その他

立木等の障害物件の除去は、(2)に準じて行う。

災害時における応急対策業務等に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県森林組合連合会	R4. 12. 2	076-237-0121	076-237-6004

8 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

9 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、県及び市町は、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

10 障害物除去に関する応援、協力

県は、市町等から障害物の除去について、応援、協力要請があったときは、近隣市町村協力要請するなど、適切な措置を講ずる。

第２７節 輸送手段の確保

企画振興部、危機管理部、商工労働部、自衛隊、海上保安部、市町、JR西日本、JR貨物、北陸鉄道、のと鉄道、IRいしかわ鉄道、トラック協会、倉庫協会、防災関係機関

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害時における応急対策を実施するに当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、他の都道府県等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、市町は、人員、物資等の受け入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

2 輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 災害応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

3 実施機関

- (1) 緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。
- (2) 県は、災害応急対策の実施や被災者保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関等に対し、運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な人、物資又は資材の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関等が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、県は、当該事業者に対し、当該災害応急対策の実施に必要な人、物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。
- (3) 運送事業者である指定公共機関等は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。なお、運送事業者である指定公共機関等は、運送の要請等に対応できるように、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

4 要員、物資輸送車両等の確保

(1) 鉄道輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資材、救助物資等の緊急輸送は、鉄道輸送による場合は、鉄道事業者の関係路線を通じて実施する。

鉄道事業者は、それぞれ災害応急対策責任者の求めに応じて緊急輸送業務を行う。

緊急輸送業務は、一般客貨の輸送に優先して行う。このため、鉄道事業者は、必要に応じて列車の特別列車又は迂回運転など、緊急輸送の円滑な実施のため、臨機の措置を講ずる。

緊急輸送の要請が多数競合して調整困難となったときは、鉄道事業者は、石川県防災会議又はその指定する機関と協議して、県内の災害応急対策が最も円滑に実施されるよう配

慮する。

(2) 陸路輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。

災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。

この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。

隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。

緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。

災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社)石川県トラック協会	H17.12.19	076-239-2511	076-239-2287

災害時におけるタクシー車両による緊急輸送に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社)石川県タクシー協会	R2.12.14	076-254-1348	076-268-1349

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(公社)石川県バス協会	R4. 3. 2	076-225-7560	076-225-7510

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R6.8.22	03-3212-1111	03-3212-1112

(3) 海上輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資材等の輸送を船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

知事は、特に緊急のため必要があると認めた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安部は、負傷者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送について、必要に応じて、又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。

ア 派遣を必要とする理由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を必要とする場所、資機材

エ その他必要な事項

災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定書

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453
	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783

(4) 航空輸送

知事は、交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、航空輸送を実施する。この際、消防防災ヘリコプターを活用するほか、自衛隊及び海上保安部に対して、(3)のアからエまでを明らかにして、航空機の派遣要請を行う。

(5) 人力等による輸送

車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

(6) 緊急・救援輸送に係る物資の一時保管

県は、緊急・救援輸送に係る物資について、次の協定により一時保管場所を確保し、必要に応じ活用する。

災害応急対策用物資の保管等に関する協定書

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県	石川県倉庫協会	H17. 12. 19	076-248-6681	076-248-6783

(7) 緊急・救援輸送に係る物資の輸送・保管管理の専門家派遣要請

県は、災害時等に緊急・救援輸送に係る物資の輸送管理及び保管管理を円滑に進めるため、必要に応じ、協定等に基づき、関係団体に対し、専門家の派遣要請を行う。

5 従事命令

知事は、災害応急対策のために必要な資機材等を緊急に輸送する必要がある場合は、災害対策基本法第71条（都道府県知事の従事命令等）の規定により、次の輸送関係者に対して従事命令を発することができる。

- (1) 鉄道事業者及びその従業者
- (2) 自動車運送業者及びその従業者
- (3) 船舶運送事業者及びその従業者
- (4) 港湾運送事業者及びその従業者

6 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

2 実施体制

(1) 県

- ① 必要に応じ、市町と協議して被災地域に精神保健医療活動拠点を設置し、精神保健医療対策を実施する。
- ② 必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、石川DPA Tの活動が円滑に行われるよう調整を行う。
- ③ 精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPA T）活動要領」を踏まえながら、国及び都道府県等の協力を得て実施する。

(2) 市町

- ① 市町は、避難所に救護所を設置する。
- ② 県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市町は円滑に実施できるよう協力する。

3 石川DPA T派遣体制

県は、必要があると認めた場合は、石川DPA T指定機関に対して石川DPA Tの出動を要請し、被災地へ派遣する。

4 石川DPA T活動

(1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供

石川DPA Tは、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。

(2) 被災児童に対する精神相談の実施

被災により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。

(3) 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。

5 精神保健医療活動情報の提供

県は、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、県内の関係機関、国及び他の都道府県等にその情報を提供する。

第29節 防疫、保健衛生活動

健康福祉部、生活環境部、市町

1 基本方針

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

2 実施体制

(1) 市町

ア 市町は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。

防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

イ 市町は、防疫活動の状況を県に報告する。

ウ 市町は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。

エ 市町は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。

オ 避難生活が長引く場合、市町は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

(2) 県

ア 県は、市町から要請があったときは、防疫、保健衛生関係職員を派遣するなどの協力をする。

イ 防疫、保健衛生活動に関して、県のみでは十分にできないと認める場合には、他の都道府県等や国の協力を得て実施する。

ウ 災害により防疫、保健衛生活動を必要とするときは、県は被災地の状況に応じて検病調査班（医師、保健師、臨床検査技師、事務職員）及び食品衛生指導班（食品衛生監視員、事務職員等）を編成する。

（ア）検病調査班の業務

a 検病調査

b 防疫指導

（イ）食品衛生指導班の業務

a 被災者に提供される食品の衛生指導

b 被災者への食品衛生知識の啓発

c 井戸水等の衛生監視

エ 県は、被災地へ保健師等を派遣し、市町が行う防疫・保健衛生活動に協力するとともに、必要な調整を行う。

オ 県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を被災地へ派遣する。

石川県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(福) 自生園	R5. 4. 1	0761-65-1800	—
	長寿メディカル(株)		0761-22-0015	—
	(福) 南陽園		0761-74-6613	—
	(福) 作見福祉会		0761-73-1230	—
	(福) ミドリ保育園		076-249-5524	—
	(福) 湯寿会		0761-58-6555	—
	(株) 天正		076-275-9771	—
	(福) 福寿会		076-276-3545	—
	(一社) 石川県医療在宅ケア事業団		076-239-4177	—
	(福) 医王山福祉会		076-236-1044	—
	(福) かほく市社会福祉協議会		076-285-8885	—
	(福) 愛里巣福祉会		076-248-5120	—
	(株) スタジオB' M		025-260-1104	—
	(福) 石川整肢学園		0761-46-1224	—
	(医) 仁智会		076-262-3300	—
	(福) 吉竹福祉会		0761-24-6763	—
	(福) 松の実福祉会		076-276-6452	—
	(株) ケア・サンエス		076-237-7217	—
	(医) 白山会		076-276-2262	—
	(福) 松原愛育会		076-229-3800	—
	(医) 博友会		076-233-1811	—
	(医) 田谷会		0761-47-2900	—
	金沢市役所		076-220-2299	—
	(株) 豊心		076-296-1777	—
	(福) 千木福祉会		076-253-1616	—
	(福) 久楽会		076-256-5117	—
	(福) 長久福祉会		0761-72-4545	—
	(福) うちなだの里		076-286-6386	—
	(株) すずらん		076-222-2275	—
	(福) 眉丈会		076-283-5688	—
	地域医療機能推進機構 金沢病院附属介護老人保健施設		076-253-5088	—
	(福) 梅光会		076-222-2405	—
	(特非) コスモス加賀		0761-75-3315	—
	(福) 志賀町社会福祉協議会		0767-32-1363	—
	(福) 林鐘園		076-262-3811	—
	(福) つくしの会		076-288-0339	—
	(福) 篤豊会		0761-73-3317	—
	(福) 鹿南福祉会		0767-72-2600	—
	金沢市立栗崎児童館		076-237-3837	—

カ 県は、市町が生活環境の衛生対策を実施する際に必要な調整を行う。

キ 県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。

地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県ビルメンテナンス協会	H22. 7. 20	076-214-6205	076-214-6206

災害時の応援業務に関する協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984

(3) 連携体制

防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

3 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、市町は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

(1) 市町

避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。

(2) 県

ア 避難者に対して検病検査を実施する。また、検便などによる健康診断を行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。

イ 避難者へ提供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分注意するよう指導する。

4 防疫用資材の備蓄、調達

(1) 市町

防疫用資材の備蓄に努める。

防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

(2) 県

市町から要請があったときは、防疫用資材の調達又はあっせんを行う。

(3) 防疫用資材の内容

10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

5 感染症発生時の対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症患者の発生時は、別に定める健康危機管理マニュアル「感染症対応マニュアル」により県が医療機関等と連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図る。

6 ペット動物の保護対策

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

県は、避難所を設置する市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。

災害時における被災動物救護活動に関する協定

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(公社) 石川県獣医師会	R1. 10. 30	076-257-1400	076-257-1404

7 特定動物の逸走対策

県は、災害発生時には、飼養者に特定動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、市町、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。

1 基本方針

災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、県及び市町は、関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティア活動に関する被災者のニーズの把握やボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援に努める。

2 ボランティアの受け入れ

(1) 災害対策ボランティア本部の設置

県が災害対策本部を設置したときは、県民ボランティアセンターは、被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行う、災害対策ボランティア本部（以下「ボランティア本部」という。）を設置する。

ボランティア本部の構成員は、県民ボランティアセンター、石川県社会福祉協議会の各職員及び日本赤十字社石川県支部の職員等（防災ボランティアリーダー等を含む。）とし、状況に応じて、ボランティア団体の代表者を加える。

(2) ボランティア現地本部の設置

ボランティア本部が設置されたときは、被災地の市町及び市町社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を設置する。

また、県及び市町、社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

(3) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

(4) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県、市町及び日本赤十字社等は、調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

3 ボランティア本部の機能

(1) 情報収集及び情報提供

ボランティア本部は、災害対策本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況、被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。

(2) ボランティアの募集及び誘導

災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。

- ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局）
- イ 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部局）
- ウ 被災宅地の危険度判定業務（土木部局）
- エ 通訳業務（観光部局）
- オ その他専門的な技術、知識を要する業務（生活環境部局等）
- カ その他の業務（生活環境部局等）

- (3) ボランティア活動保険の集約、加入
ボランティア現地本部が作成したボランティア活動者リストに基づき、ボランティア活動保険加入者を集約し、加入手続きを行う。
- (4) ボランティア支援物資の提供
ボランティア現地本部から県民ボランティアセンターが備蓄しているボランティア支援物資の提供の要求があったときは、速やかに対応する。

4 ボランティア現地本部の機能

- (1) 状況把握、状況報告
現地災害対策本部及び関係機関、関係団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況、被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。
- (2) ボランティアの受入
ボランティア申し出者を受け付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に報告する。
- (3) ボランティア派遣依頼の受付及び相談
被災者等からのボランティアの派遣依頼の受付窓口として、受付や相談に応じる。
- (4) ボランティアのコーディネート
被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。
その際、県、市町及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。
- (5) ボランティア団体との連絡調整
ボランティア団体、行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。
- (6) ボランティアの健康管理・安全対策
ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。
- (7) 継続的なボランティア活動の支援
被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

県及び市町は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

6 協力体制

県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。

災害ボランティア活動への支援に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	0761-74-8188	0761-74-6366

災害時等における被災者の避難生活への支援、生活再建及び被災地の復旧復興に係る連携・協力に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	R5. 1. 18	080-5961-9213	03-3595-1119

災害ボランティア活動への支援に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	日本労働組合総連合会 石川県連合会	R5. 2. 14	076-265-5505	076-263-3705

第31節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

生活環境部、市町、事業主

1 基本方針

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）、がれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集並びに処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

2 実施体制

(1) 被災地の清掃

災害時における被災地の清掃は、原則として市町長が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が市町長の指示により実施する。

(2) 県等の応援

ア 被災市町の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。

県は、被災市町からの応援要請内容等に基づき、災害廃棄物等の処理に関する支援活動について国、県外自治体、近隣市町との調整を行う。

イ 市町は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。

また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

3 被災地の状況把握

市町は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。県は、これらの情報を国に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
- 避難所個所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法
- 生活ごみの発生見込み量及び処理方法
- 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

(1) 一般廃棄物

市町長は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、し尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬処分を実施する。

(2) 産業廃棄物

ア 事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車両により搬出し、産業廃棄物処理業者又は市町の焼却施設若しくは埋立場で処分する。

イ 事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、市町又は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

5 災害時における廃棄物の処理目標

(1) 一般廃棄物

市町長は、災害により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

ア し尿の収集処理量

し尿発生量 $1.25 \frac{\text{リットル}}{\text{人日}}$

①避難所からのし尿の発生量＋②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿発生量＋③通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量＝要総処理量

イ 家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量 $867 \text{ g} / \text{人日}$

災害時の粗大ごみ発生量 $1.03 \frac{\text{トン}}{\text{棟}}$

①避難所からのごみの発生量＋②住民の在宅している世帯からのごみの発生量＋③通常時の粗大ごみの発生量＋④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量＝要総処理量

ウ がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量 $0.348 \sim 1.107 \frac{\text{トン}}{\text{㎡}}$

(2) 産業廃棄物

事業主は、災害時における産業廃棄物を処理するため、機械及び処理施設等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

6 野外仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等は、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

市町は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮して、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

(3) 仮設トイレの仮置場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

7 廃棄物の応急的処理

市町は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、P C Bが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。

(2) 生活ごみ及びがれきの仮置場並びに最終処分ルート確保

生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確認する。なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して市町の指定する一定の場所まで生活ごみを搬出するよう協力を求める。

(5) 廃棄物の処分

収集、搬出した生活ごみ及びがれきの処理は、分別搬入や仮置場における選別をすすめるとともに、がれきについては、破碎・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなどの方法で行う。し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて貯留するなどの方法で行う。なお、廃棄物の処理にあたっては、公衆衛生の確保や生活環境の保全に支障のない方法で行う。

(6) ごみ袋、携帯トイレの確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当なごみ袋、携帯トイレを配布する。

(7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

災害時における廃棄物の処理に関する協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県産業資源循環協会	H17. 3. 23	076-224-9101	076-224-9102

8 廃棄物処理施設の復旧

市町等は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材は、あらかじめ備蓄しておく。

第32節 住宅の応急対策

土木部、市町

1 基本方針

市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

(1) 被災宅地危険度判定の実施

市町は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(3) 被災者に対する住宅相談所の開設

県及び市町は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策の情報を提供し、また被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

(4) 当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定

協 定 者	協定締結日	T E L	F A X
石川県 (一社) プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127
(一社) 日本ムービングハウス協会	R 6. 1. 4	011-885-6000	011-886-3917
(一社) 日本RV・トレーラーハウス協会	R 6. 1. 18	026-221-9997	026-221-4848
(一社) 石川県木造住宅協会	R 6. 1. 18	076-240-4081	076-240-4051
(一社) 全国木造建設事業協会	R 6. 1. 18	03-5540-6678	03-5540-6679
(一社) 日本ログハウス協会	R 6. 2. 16	03-3588-8808	03-3588-8829
(一社) 石川県建団連	R 6. 2. 16	090-2032-5121	076-255-1202
(一社) 日本モバイル建築協会	R 6. 2. 29	050-1807-2426	—
(一社) 日本木造住宅産業協会	R 6. 2. 29	03-5114-3018	03-5114-3020

災害時における住宅復興等に係る協力に関する基本協定

協 定 者	協定締結日	T E L	F A X
石川県 (独) 住宅金融支援機構(北陸支店)	H27. 4. 1	076-233-4254	076-232-1898

災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定

協 定 者	協定締結日	T E L	F A X
石川県 (公社) 石川県宅地建物取引業協会	H18. 12. 27 (H27. 4. 6改正)	076-291-2255	076-291-1118
(公社) 全日本不動産協会石川県本部	H21. 10. 1 (H27. 4. 6改正)	076-280-6223	076-280-6224
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	H27. 4. 6	03-3510-0088	03-3510-0089

3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

4 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における住民の対策については、本章第12節「避難誘導等」の定めるところによる。

対 策 種 別 及 び 順 位			内 容
住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営等施設入所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設への入所要件該当者の優先入所
	3 機構資金融資	・ 災害復興住宅建設補修資金 ・ 一般個人住宅災害特別貸付 ・ 地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備	災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
住 宅 の 修 繕	5 災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）		災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。
	1 自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕する。
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
障 害 物 の 除 去 等	3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市町）が応急的に補修する。
	1 自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資		自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために県又は市町が除去する。

(注) ① 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

② 「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流出した世帯を対象とする。

③ 「住宅の修繕」のうち2の(1)の融資及び3の修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。

④ 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

第33節 文教対策

県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部、市町

1 基本方針

教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

2 文教施設の応急復旧対策

- (1) 被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。
- (2) 被災学校の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。
- (3) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画をたて、できるだけ早く開館する。

3 応急教育実施の予定施設

- (1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災 害 の 程 度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）程度の場合	(1) 特別教室、屋内施設等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分（広域な範囲）について災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 (2) 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、住民に対して周知徹底を図るよう指導する。

4 応急教育計画

学校の施設が被災したり、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- (1) 児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。

- (4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を行うとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
- (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
- (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

5 児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

- (1) 在校時の安全確保
迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置をする。
- (2) 登下校時の安全確保
情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。
- (3) 児童生徒の安否確認
在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。
- (4) 被災した児童生徒の健康管理
身体健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

6 教材、学用品の調達及び給与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法については、市町教育委員会及び学校があらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法を適用する場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

7 授業料の免除及び育英資金

- (1) 被災生徒の授業料免除
授業料を免除することができる（石川県立高等学校授業料減免規則（昭和54年石川県規則第16号）第2条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条）。
- (2) 被災生徒の育英資金の貸与
被災により家屋の全壊、半壊及び流失等のために就学に著しい困難を生じた生徒に対しては、必要に応じて石川県育英資金の緊急採用奨学生として育英資金を貸与する。

8 給食措置

- (1) 児童生徒の対策
市町等は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況を応じて速やかに応急給食を実施するよう指導する。
- (2) 物資対策
被災市町は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を經由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。
なお、給食を実施している県立学校にあっては、学校長が直接県教育委員会に報告する。

9 保健衛生

県教育委員会及び市町教育委員会は、健康福祉部局と密接な連絡をとり、本章第29節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、健康福祉部局と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。

また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を健康福祉部局の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、健康福祉部局の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

10 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

11 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

12 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町又は市町教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。

その際、県教育委員会、市町又は市町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

第34節 応急金融対策

商工労働部、日本銀行、北陸財務局、
関係行政機関

1 基本方針

災害時、被災地において、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、住民の生活の安定を図る。

2 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 通貨および金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

3 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

(2) 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

4 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

5 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(1) 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(4) 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

6 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。とくに4. および5で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

1 基本方針

災害時における木材の流出による被害が甚大であることから、木材所有者、荷役業者（取扱い業者）及び施設管理者は、流出防止のための緊縛等を実施し、木材流出に伴う被害を最小限にとどめる。

2 河川及び港湾沿岸の占用地域内の措置

河川及び港湾沿岸の占用地域等に、木材所有者又は取扱い業者がけい留する木材については、当該水面管理者の指示のもとに、流出防止のための緊縛及び取綱を強化し、関係団体等の代表者が厳重に警戒を行う。

3 占用水面以外の河川及び港内の措置

占用水面以外の河川及び港内水面に仮設置中の木材は、当該水面管理者の指示のもとに、荷役業者（取扱い業者）及び木材所有者として貯木場、土場等に収容する等木材の流出防止に万全の措置を講じ、関係団体等の代表者が厳重に警戒する。

4 公共管理者が管理する貯木場内の措置

公共管理者が管理する貯木場については、利用者に対して筏を整理し、緊縛し、ロープ及びワイヤー等で取綱を強化するなど筏の混乱、流散を防止する措置を要請するとともに、入口には網場を厳重に張り廻して外海との遮断を行う。

5 民間業者の所有する貯木場内の措置

民間業者の所有する貯木場については、所有者自身の責任において(3)に準じて木材の流出防止についての万全の措置を講ずる。

1 基本方針

県及び市町は、災害から農林水産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずる。

2 農作物関係

(1) 水稻改植用苗の確保

水害等により、水稻の改植を必要とする場合が生じたときは、県は、被災地市町長の要請に基づき、市町、農業協同組合等に対し被災地向け改植用苗の補給を依頼するとともに、必要に応じて隣接県から改植用苗のあつせんを依頼する等、水稻の再生産を確保するための措置を講ずる。

(2) 病虫害防除対策

水害等により発生が予想される水稻の病虫害防除の対策は、次による。

ア 防除の指示及び実施

県は、災害による病虫害の防除対策を検討の上、市町に対し具体的な防除の実施を指示する。

市町は県の指示により、市町防除対策委員会の定める計画に基づき、病虫害防除班に防除を実施させる。

イ 防除の指導

県は、特に必要があると認めるときは、病虫害防除指導班を編成して、現地の特別指導を行う。

ウ 農薬の確保

県は、災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、全国農業協同組合連合会石川県本部及び農薬従事者に対して、手持農薬の被災地向けの緊急供給を依頼し、また、必要ある場合においては県内農薬製造業者に対し、必要量の緊急生産の要請を行う。

エ 防除器具の確保

県は、被災地の緊急防除の実施を促進する必要があるときは、防除器具を確保する。
市町は、管内の防除器具を整備し、把握し、必要に応じて、緊急防除の実施に際して集中的に防除器具の使用ができるよう努める。

3 畜産関係

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 家畜の防疫及び診療

災害時において発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地区の家畜及び畜舎等に対して、県は、市町、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会等の協力を得て、家畜防疫班、家畜診療班、消毒班を組織し、次の必要な防疫を実施する。

ア 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく所定の化製場若しくは死亡獣畜取扱場において、焼却又は埋却する。

イ 被害家畜に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生するおそれがある場合は、防疫班を被災地に派遣し、必要な措置を実施する。

ウ 被災畜舎等に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜防疫班及び消毒班を現地に派遣し、消毒等必要な防疫措置を実施する。

エ 家畜に対する診療

災害時のため家畜が診療を正常に受けられないときは、市町長の要請により、家畜診療班を被災地に派遣し、災害等による疾病の診療に当たる。

(2) 家畜の避難

飼育者は、浸水等により災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、家畜を安全な場所に避難させる。また、市町は、必要があるときは避難所の選定、避難の方法等についてあらかじめ計画しておく。

(3) 飼料の確保

県は、災害等により飼料の確保が困難となったときは、市町の要請に基づき、国に備蓄飼料穀物の放出を要請するほか、飼料業者に対し、必要数量の確保及び供給について、あつせんを行う。

4 林産関係

災害による林産物の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 豪雨に際しては、伐採木の流出を防ぐため、関係者はそれぞれ伐採木の早期搬出及び工場等へ集積した木材のけい留を行うなどの措置を講ずる。

(2) 県は、台風等による立木の倒壊があった場合は、早急にこれを林地外に搬出し、整理して、病虫害発生の予防措置をとるよう、市町を通じて関係者に徹底を図る。

石川県地域防災計画（一般災害対策編）

第4章 復旧・復興計画

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第1節 公共施設災害の復旧	1 基本方針 2 実施責任者 3 災害復旧事業計画 4 復旧事業の方針 5 職員の確保	関係各部局、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関	268 268 268 269 269
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	1 基本方針 2 助成制度 3 激甚災害の早期指定 4 激甚災害指定の手続き 5 激甚災害に係る財政援助措置	関係各部局、教育委員会、市町、防災関係機関	270 270 270 270 271
第3節 災害復旧資金	1 基本方針 2 県の措置 3 北陸財務局の措置 4 日本郵便株式会社(北陸支社)の特例措置	総務部、北陸財務局、日本郵便株式会社北陸支社	272 272 272 272
第4節 被災者への支援	1 基本方針 2 農林漁業制度金融の確保 3 中小企業融資の確保 4 住宅金融支援機構資金のあっせん 5 生活福祉資金の貸付 6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 7 災害援護資金の貸付 8 災害弔慰金の支給 9 災害障害見舞金の支給 10 被災者生活再建支援金の支給 11 制度の周知	健康福祉部、危機管理部、商工労働部、農林水産部、土木部、市町、防災関係機関	273 273 273 273 274 274 274 274 274 274 274
第5節 被災者の生活確保のための緊急措置	1 基本方針 2 被災者台帳の作成 3 生活相談 4 こころのケア活動の継続 5 罹災証明の交付 6 被災者に対する職業のあっせん 7 国税等の徴収猶予及び減免の措置 8 公営住宅等の整備 9 国有財産の無償借受等 10 災害廃棄物の処理等	総務部、生活環境部、健康福祉部、商工労働部、土木部、市町、防災関係機関	275 275 275 275 275 276 276 276 276 276
第6節 災害義援金及び義援物資の配分	1 基本方針 2 義援物資の募集 3 義援金及び義援物資の受付 4 義援金の配分 5 義援金及び義援物資の輸送 6 義援物資保管場所	健康福祉部、企画振興部、出納室、日本赤十字社石川県支部、市町	277 277 277 277 277 278
第7節 復興計画	1 基本方針 2 基本方向の決定 3 計画的復興の進め方	全部局、市町、防災関係機関	279 279 279

第4章 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 公共施設災害の復旧

関係各部局、教育委員会、警察本部、
市町、防災関係機関

1 基本方針

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

2 実施責任者

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、県は、特定大規模災害等を受けた場合、または、災害が発生し、県が管理する道路と交通上密接である市町道が被災した場合、市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。

3 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共施設災害復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
 - コ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
 - サ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道施設災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

4 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため指定地方行政機関、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、県、市町等は、国の災害査定が速やかに行えるよう努める。

(3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害、又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(6) 暴力団排除活動の徹底

警察本部は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底するため、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行う。

(7) 小災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、県、市町単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

5 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足が生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて職員の確保を図る。

(1) 県災害復旧事業

被災地所管県出先機関の職員に不足を生ずるときは、被災地外所管県出先機関 又は県本庁から所要数の職員を応援派遣する。それでも不足するときは、隣接県をはじめ、国のあつせんによる都道府県の派遣職員で所要数を充足するよう措置する。

(2) 市町災害復旧事業

被災市町において職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県があつせん又は調整を行う。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第33条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市町は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

関係各部局、教育委員会、市町、 防災関係機関

1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

3 激甚災害の早期指定

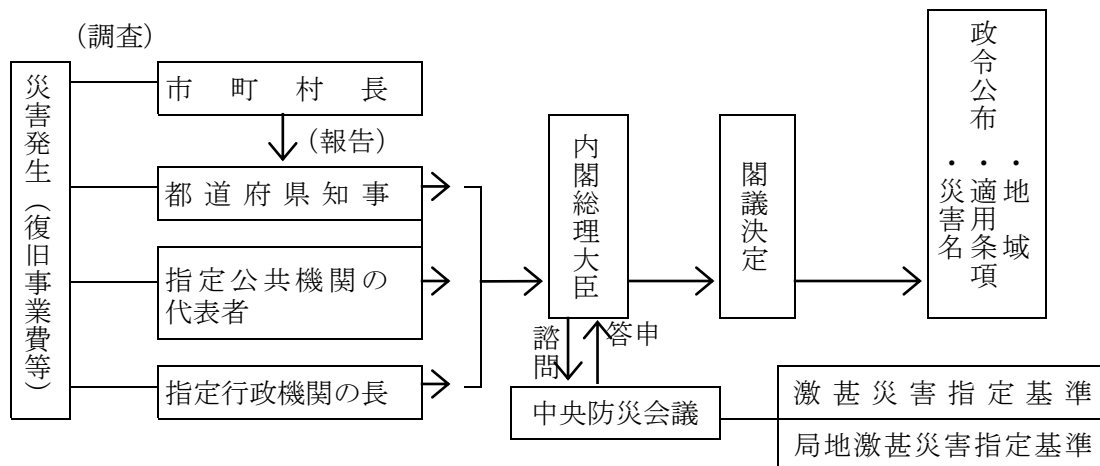
災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

4 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

(激甚災害指定基準等は、本編巻末の参考資料を参照)

《激 甚 災 害 の 指 定 手 順》



5 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、第4条）
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）
 - イ 小規模企業者等設備導入資金等助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）
 - エ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例（激甚法第20条）
 - オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）
 - ク 雇用保険法（昭和41年法律第132号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第25条）

第3節 災害復旧資金

総務部、北陸財務局、日本郵便株式会社北陸支社

1 基本方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

2 県の措置

- (1) 災害復旧に必要な資金需要額を把握する。
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期す。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

3 北陸財務局の措置

- (1) 関係団体を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こすことができる事業に係る経費及び財源を把握する。
- (2) 災害つなぎ資金（地方短期資金）の貸付を行う。

4 日本郵便株式会社（北陸支社）の特例措置

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

第4節 被災者への支援

健康福祉部、危機管理部、商工労働部、農林水産部、
土木部、市町、防災関係機関

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2 農林漁業制度金融の確保

県及び市町は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あつせんを行う。また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、県及び市町は、次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせんを行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給並びに損失補償を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対する（株）日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あつせんを行う。

3 中小企業融資の確保

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずる。

- (1) （株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対して要請を行う。
- (2) 地元金融機関に対して中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- (3) 信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会に対して保証審査の弾力化等を要請する。
- (4) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置を講ずる。

4 住宅金融支援機構資金のあつせん

(1) 災害復興住宅資金

県及び市町は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金

の融資を早くするために、市町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあっせんについて、市町及び県は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

5 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市町の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

7 災害援護資金の貸付

市町は、市町条例に定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令374号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

8 災害弔慰金の支給

市町は、市町条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した市町の住民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

9 災害障害見舞金の支給

市町は、市町条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

10 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

11 制度の周知

県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

総務部、県民文化スポーツ部、健康福祉部、商工労働部、土木部、市町、防災関係機関

1 基本方針

災害の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、住民を極度の混乱におとし入れることとなる。

このため、県、市町及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

2 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 生活相談

- (1) 市町は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。
- (2) 県は、必要に応じて市町に職員を派遣するほか、自ら相談窓口を設ける。
- (3) 住宅再建に対する相談については、県、市町及び関係団体が連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (4) 市町は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (5) 県は、被災者が行政手続等を円滑に実施するため必要と認めるときは、次の協定により協力（生活再建に必要な手続に関する相談や書類作成など）を要請する。

ア 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県行政書士会	H27. 1. 28	076-268-9555	076-268-9556

イ 大規模災害等発生時における相談業務に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県士業団体協議会	H29. 4. 17	076-221-0242	076-222-0242

- (6) 県及び市町は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

4 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市町及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

5 罹災証明の交付

市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住

家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。

- (1) 被災市町だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。

災害時における被災動物救護活動に関する協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(公社) 日本不動産鑑定士協会連合会	R6.9.5	03-3434-2301	03-5960-0846

- (2) 県は、市町から要請があった場合は、円滑な罹災証明の交付が図られるよう支援する。
また、県は、罹災証明を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、罹災証明について、住民への周知徹底に努める。
- (3) 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

6 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、産業技術専門校等の職業能力開発施設において職業訓練を実施するよう努める。

7 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

8 公営住宅等の整備

県及び市町は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災市町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け、早期の整備を図る。

9 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び市町は国に対し無償借受等の申請を行う。

10 災害廃棄物の処理等

- (1) 市町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

- (2) 市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第6節 災害義援金及び義援物資の配分

健康福祉部、企画振興部、出納室、
日本赤十字社石川県支部、市町

1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて、
確実、迅速に配分を行う。

2 義援物資の募集

被災市町又は県は、受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。

また、県及び市町は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

なお、県に寄附の申し出があった義援物資については、健康福祉部が受け入れ窓口となり、必要な物資が迅速に届くよう被災市町への仲介を行うものとする。

3 義援金及び義援物資の受付

(1) 市町

市町に寄託された義援金及び義援物資の受付については、市町地域防災計画に定めておく。

(2) 県

県に寄託された義援金については、出納室において受け付ける。

また、県に寄附申し出のあった義援物資については、健康福祉部において、市町への仲介を行う。

(3) 日本赤十字社石川県支部

日本赤十字社は、支部事務局又は各地区・分区において、国民、企業等から寄託された義援金品を受け付ける。なお、災害の状況により前記場所で受付が困難な場合は、臨時的に他の場所で受け付ける。

義援金品は、原則として義援金とする。

なお、県又は被災市町から受入の希望があった義援品については、受け付けることとする。

4 義援金の配分

県及び市町等は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

5 義援金及び義援物資の輸送

(1) 市町

県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資については、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

(2) 県

ア 義援金は市町に送金し、義援物資は市町が指定する集積場所まで輸送して引き渡す。

イ 輸送に必要な車両等は、企画振興部が調達する。

(3) 日本赤十字社石川県支部

義援金は速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して迅速、公正な配分に努める。なお、配分委員会が設置されない場合は、被災地市町と協議のうえ配分する。

義援物資については、日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、安眠セット等）を被災者の状況に応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体（各地区、分区）や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

6 義援物資保管場所

(1) 市町

義援物資の保管場所（倉庫等）について、あらかじめ計画を樹立しておく。

(2) 県

寄託義援物資を直ちに被災者に配分することが困難な場合は、一時保管場所を確保する。

(3) 日本赤十字社石川県支部

3 (3)に基づき義援物資を受け付ける場合は、寄託義援物資の一時保管場所として日本赤十字社石川県支部の倉庫を確保する。

なお、保管場所が不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

県及び市町は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な現状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた市町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

3 計画的復興の進め方

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。
- (2) 県及び市町は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。
- (3) 県及び市町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- (4) 県及び市町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (5) 県は、被災者が行政手続等を円滑に実施するため必要と認めるときは、次の協定により協力（生活再建に必要な手続に関する相談や書類作成など）を要請する。
- (6) 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、この場合、県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。

石川県地域防災計画（一般災害対策編）

第5章 複合災害対策

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第1節 基本方針			280
第2節 災害予防対策	1 情報の収集・連絡体制の整備 2 複合災害時の災害予防体制の整備 3 複合災害を想定した訓練の実施		280 280 280
第3節 災害応急対策	1 活動体制の確立 2 情報の収集・連絡 3 避難対策 4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 5 緊急時医療措置		281 281 281 281 281
第4節 災害復旧対策			281

第5章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、県、市町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、石川県地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第2節 災害予防対策

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県における通信連絡設備の整備

ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ衛星系防災行政無線施設及びIMSを活用した地上系通信施設

イ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

(2) 通信連絡体制の確立

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。

さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

(1) 県は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 県は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

3 複合災害を想定した訓練の実施

県は、国、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害応急対策

1 活動体制の確立

- (1) 県は、複合災害により関係市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、関係市町からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町等に応援を要請・指示を行う。
- (2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。
対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ決めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や市町の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

2 情報の収集・連絡

県及び関係市町は、国や防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

3 避難対策

- (1) 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。
- (2) 広域避難の実施にあたっては、県は、関係市町に避難先等の情報を示す。
- (3) 関係市町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

5 緊急時医療措置

県は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、国、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

第4節 災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、石川県地域防災計画の本編第4章、及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。